

我が国の精神保健

(精神保健ハンドブック)

昭和62年度版

監修 厚生省保健医療局精神保健課

我が国の精神保健

(精神保健ハンドブック)

昭和62年度版

監修 厚生省保健医療局精神保健課

ま え が き

昭和62年9月26日、精神衛生法等の一部を改正する法律が官報公布され、この22年ぶりの改正により精神衛生法は「精神保健法」として、新たな第一歩を踏み出すこととなりました。ここ数年に精神医療、精神保健関係者の皆さんから示された様々な意見の積み重ねを踏まえ、精神障害者の人権の一層の擁護とその社会復帰の推進を大きな柱とした改正となっております。

昭和40年の前回改正以来、精神保健医療は「入院中心の治療体制から地域におけるケア体制へ」という大きな流れの変化を迎えており、また、この間の経済・社会情勢の変化に伴って社会環境や生活環境の多様化、複雑化の進展といった精神保健医療をめぐる諸状況も大きく変わってきております。

このような流れの中で、適正な医療の確保や調査研究の推進に併せて、共同住居や小規模作業所などの地域に根差したきめこまかな社会復帰対策への取り組みが家族会や関係医療機関等により地道に続けられてきており、精神障害者の方々に対する福祉的要素をも加味した施策の一層の充実が求められています。

また、ストレス問題（例えば、中高年の転勤やO A化等による）、キッチン・ドリンカー等アルコール関連問題や登校拒否等の児童思春期精神保健など国民全体の「心の健康」の保持向上が強く求められるようになってくるとともに、人口構成の高齢化の急速な進展に伴う痴呆性老人の問題も社会全体が取り組まなければならない大きな課題になってくるなど、精神保健対策はこれまで以上に幅広く、ライフサイクルを通じた適切な施策の展開が求められてきております。

精神障害者の方々の医療・保健・福祉の増進に、国・地方自治体や関係医療機関、家族会等の民間の関係者が密接な連携を保って積極的に取り組んでいくことが求められる一方、広く国民一人ひとりが「精神保健」について考え、取り組んでいくことを強く求められているといっても過言ではありません。

本書は、精神保健について、関係行政施策の現状を中心にその歴史や医学的解説、今後の展望について概観を行ったものであり、精神保健の分野でご活躍

の方はもとよりこの分野に関心をお持ちの方々の座右の資料としてもお使いいただけるよう配慮いたしました。

この小冊子が皆様方の今後の御活躍を通じて、精神保健の向上につながることを願って止みません。

昭和63年1月

厚生省保健医療局精神保健課長

小林 秀 資

目 次

第1章 精神保健について

1. 精神保健とは	1
2. 精神保健の歩み	3
(1) 明治初期	3
(2) 精神病患者監護法の制定	3
(3) 精神病院法の制定	5
(4) 精神衛生法の制定	6
(5) 精神衛生法40年改正	8
(6) 40年改正以後	9
(7) 62年改正—“精神衛生法”から“精神保健法”へ—	10
3. ライフサイクルからみた精神保健	27
(1) 胎生期の精神保健	27
(2) 乳幼児期の精神保健	28
(3) 学童期の精神保健	29
(4) 思春期（青・少年期）の精神保健	30
(5) 成人期及び向老期の精神保健	31
(6) 老年期の精神保健	32
4. 生活の場からみた精神保健	35
(1) 家庭、家族と精神保健	35
(2) 学校と精神保健	36
(3) 職場と精神保健	37
5. 精神障害に関する知識	39
(1) 精神障害とその原因	39

(2) 精神分裂病	40
(3) 躁病とうつ病	41
(4) 脳器質性精神障害	42
ア 老年期および初老期の脳器質性精神病	42
イ その他の脳器質性精神病	43
(5) 中毒性精神障害	43
ア アルコール精神病とアルコール依存症	43
イ 麻薬中毒と薬物依存（物質常用病）	44
(6) 症状精神病	45
(7) 心因性精神障害	46
(8) 小児期の精神障害	46

第2章 精神保健行政の現状と展望

1. 精神保健行政のしくみ	48
2. 精神障害者対策	51
(1) 医療体制	52
ア 精神衛生鑑定医制度等	52
(ア) 精神衛生鑑定医等	52
(イ) 申請・通報・届出	54
イ 入院	55
(ア) 措置入院	56
(イ) 緊急措置入院	60
(ウ) 同意入院	60
(エ) 仮入院	62
(オ) 自由入院	63
ウ 通院	63
(ア) 通院医療費公費負担制度	63

(イ) 精神科デイ・ケア(ナイト・ケア)および老人デイ・ケア医療	76
1) 精神科デイ・ケア	76
2) 老人デイ・ケア	81
(ウ) 精神医療に係る社会保険診療報酬の取扱い	81
(2) 医療施設体制	83
ア 精神病院	84
(ア) 精神病院の現状	84
(イ) 都道府県の設置義務	84
(ウ) 指定病院制度	84
イ 精神科診療所	88
(3) 患者の人権の確保	89
ア 精神障害者の人権	89
イ 人権擁護のための法制度	90
ウ 精神病院における不祥事の防止	90
(4) 社会復帰対策	98
ア 社会復帰対策の概要	107
(ア) 精神病院内における対策	107
(イ) 精神病院外における対策	107
イ 社会復帰のための制度	108
(ア) 通院患者リハビリテーション事業	108
(イ) 精神障害者小規模作業所運営助成事業	108
(ウ) 保健所における社会復帰促進事業	113
ウ 社会復帰施設	119
(ア) 精神科デイ・ケア施設(入所・通所型)	119
(イ) 精神科デイ・ケア施設(通所型)	121
(ウ) 精神障害者援護寮	125
3. 地域精神保健対策	130

(1) 地域精神保健活動の目標と計画	131
(2) 地域精神保健活動の主体	133
ア 保健所	133
イ 精神衛生センター	136
ウ 精神病院等医療機関	141
エ 社会復帰施設等	141
4. 精神保健の財政	142
(1) 国民医療費における精神医療費	142
(2) 精神保健関係予算	142
(3) 費用の助成	146
ア 医療費公費負担	146
(ア) 措置入院費	146
(イ) 通院医療費	147
(ウ) 同意入院費	147
イ 措置入院に係る費用徴収	147
ウ 公費負担医療費適正化対策費	147
エ 精神衛生センター等の運営費等補助	147
(ア) 精神衛生センター運営費	147
(イ) 精神科デイ・ケア施設運営費	149
(ウ) 精神障害者援護寮運営費	149
(エ) 通院患者リハビリテーション事業費	149
(オ) 精神障害者小規模作業所運営助成費	150
オ 精神病院等の施設整備費補助	150
(ア) 精神病院	150
(イ) 精神衛生センター等	151
カ 精神病院等の設備整備費補助	151
キ 地方交付税	151

ク 資 金 融 資	152
5. アルコール関連問題対策	153
(1) アルコールの疫学	154
(2) アルコール関連問題	159
ア アルコール関連身体的障害	159
イ アルコール関連社会的障害	160
ウ アルコール精神疾患	161
(3) 酒害予防対策と適正飲酒について	166
ア 酒害予防対策の対象	166
イ 適正飲酒の普及	167
ウ 相 談 指 導	167
エ 医 療	167
(ア) 入 院 医 療	167
(イ) 通 院 医 療	168
オ 地 域 対 策	169
(ア) 精神衛生センター	169
(イ) 保 健 所	171
(ウ) 精神病院等医療機関	171
(エ) 社会復帰施設	171
(オ) 社会福祉関係機関	171
(カ) 断酒会等民間団体	171
(4) アルコール研修	172
6. 覚せい剤中毒対策	180
(1) 覚せい剤乱用の現状と対策	180
(2) 覚せい剤の慢性中毒者等に対する医療保護	181
(3) 今後の覚せい剤中毒者対策	183
7. 老人精神保健対策	189

(1) これまでの経緯	189
(2) 調査研究について	217
(3) 発生予防対策	217
(4) 在宅保健対策	217
(5) 施設対策	219
(6) 基盤整備	219
(7) その他	220

第3章 国立精神・神経センター精神保健研究所

1. 沿革	221
2. 研究内容	226
3. 研修	228
4. 技術交流	230
(1) 国内交流	230
(2) 国際交流	230

第4章 諸外国における精神保健

1. WHOの精神保健活動	232
2. アメリカにおける精神保健の展開	233
3. ヨーロッパの精神医療	236
4. ソ連の精神医療	244
5. 発展途上国の精神保健	244
6. むすび	245

第5章 関連法規及び施設

1. 厚生省関係	247
(1) 社会福祉事業法	247

(2) 生活保護法	247
(3) 児童福祉法	249
(4) 老人福祉法	249
(5) 精神薄弱者福祉法	251
(6) 国民年金法及び厚生年金保険法	251
2. 文部省関係	252
3. 法務省関係	252

(資料編)

I 法 令

1. 精神衛生法（新旧対照条文）	255
------------------	-----

II 参 考 資 料

表1 傷病（大分類）・年次別受療率（人口10万対）	295
表2 傷病（小分類）・受療の種別にみた全国推計患者数	296
表3 入院・外来別受療者の疾病別割合(%)（昭和59年）	297
表4 年齢階級別精神障害受療率の年次推移	297
表5 主要傷病別受療率（人口10万対）の年次推移	297
表6 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況	298
表7 病名別・性別・年齢別在院患者数	299
表8 都道府県別疾病別在院患者数	300
表9 都道府県別年間入退院患者数等	302
表10 精神病床数・入院患者数・措置患者数・措置率・ 利用率の推移	303
表11 単科精神病院の年間外来患者延数等の年次推移	303
表12 在院患者数・措置患者数・医療扶助人員の年次推移	303

目 次

[表] 1.	昭和6年末の精神病者数	6
2.	昭和6年末の施設数と収容人員	6
3.	年次別精神障害者鑑定申請・通報・届出 の処理件数	57
4.	精神科デイ・ケア承認状況	80
5.	都道府県別開設者別精神病院数及び精神病床数 (昭和61年)	86
6.	保健所における社会復帰相談指導事業実績	114
7.	保健所における精神衛生相談状況及び精神衛生 訪問指導状況	136
8.	国民医療費に占める精神病医療費の割合	143
9.	精神保健関係予算	144
10.	措置入院患者数及び措置入院費の推移	148
11.	通院患者数及び通院医療費(予算額)	148
12.	費用徴収基準額	149
13.	大量飲酒者数(推計)	156
14.	アルコール依存症者数(推計額田方式)	157
15.	入院アルコール中毒患者数(推計)	158
16.	アルコール依存徴候を有する精神病の分類	163
17.	国立精神・神経センター組織図	225
18.	課程別研修修了者数(昭和62年3月まで)	229
[図] 1.	精神保健行政組織のしくみ	50
2.	精神障害者対策の概要	51
3.	精神衛生法	53

4. 措置入院制度の概要	58
5. 通院医療制度の概要	65
6. 精神科デイ・ケアのプログラム（例）	78
7. 精神障害者社会復帰体系図	106
8. 酒類消費数量の推移	155
9. アルコール精神疾患の分類	161
10. アルコール依存症の概念	162
11. 酒害予防対策と適正飲酒	166
12. 覚せい剤取締法違反検挙人員の推移（警察白書）	181
13. 老人性精神障害に対する施策一覧	216

通知・審議会意見等目次

〔通知〕

1. 精神障害者の取扱について	62
2. 精神衛生法第32条に規定する精神 障害者通院医療費公費負担の事務 取扱いについて	66
3. 精神衛生法第5条による指定病院の 指定基準	88
4. 精神病院に対する指導監督等の強化 徹底について（通知）	91
5. 精神病院入院患者の通信・面会に関 するガイドラインについて	96
6. 精神障害者に係る資格制限・利用制限等について	98
7. 通院患者リハビリテーション事業実施要綱	110

8. 保健所における精神衛生業務中の社 会復帰相談指導実施要領	115
9. 保健所における精神衛生業務中のデイ・ケア事業実施要領	116
10. 精神科デイ・ケア施設運営要綱	124
11. 精神障害者援護寮運営要綱	126
12. 心の健康づくり推進事業実施要領	140
13. 精神衛生センターにおける酒害相談指導事業 実施要領について	170
14. アルコール中毒臨床医等研修実施要綱	172
15. 覚せい剤の慢性中毒者等に対する精神衛生法に 基づく医療保護措置等の徹底について	182
16. 保健所における精神衛生業務中の老人 精神衛生相談指導について	218

〔審議会意見等〕

1. 日本における精神障害者の人権と処遇に関する国際 法律家委員会(ICJ)及び国際医療従事者委員会 (IHP)合同調査団の結論と勧告(精神保健課訳)―抄―	12
2. 精神衛生法改正の基本的な方向について(中間メモ)	16
3. 精神障害者の社会復帰に関する意見	101
4. 精神障害者職業参加促進制度 に関する中間報告について	109
5. アルコール関連問題対策に関する意見	174
6. 覚せい剤中毒者対策に関する意見について	184
7. 老人精神病棟に関する意見について	191
8. 老人精神保健対策に関する意見について	197
9. 厚生省痴呆性老人対策推進本部報告	201
10. 思春期精神保健対策に関する意見	318

表13	都道府県別精神衛生相談状況	304
表14	都道府県別精神衛生訪問指導状況	305
15	精神衛生実態調査結果概要	306
16	精神障害者小規模保護作業所調査結果の概要	312
17	精神障害者共同住居調査結果の概要	313
18	精神病院入院患者の通信・面会に 関するガイドラインの実施状況について (概要)	314
19	思春期精神保健対策に関する意見	318

Ⅲ 精神保健年表 323

Ⅳ そ の 他

1.	各都道府県精神保健担当課一覧	332
2.	精神衛生センター一覧	333
3.	主な関係団体一覧	334

第1章 精神保健について

1. 精神保健とは

「健康とは身体的にも精神的にも社会的にも完全に良い状態を意味するものであって、ただ単に病気や虚弱でないというだけではない」(WHO憲章)

精神保健とは人々の健康のうち主として精神面の健康を対象とし、精神障害を予防・治療し、また精神的健康を保持・向上させるための諸活動をいう。

ここで精神的に健康な状態とはどういう状態をいうのであろうか。これは精神的な疾病にかかっていないことはもちろん、個人が社会の中で良い適応の状態において生活できていることと考えられる。この場合の適応というのは単に環境に順応するという意味ではなく、健康な社会生活を営むために環境を選択し、時にはこれを働きかけて積極的により良い環境に作りかえていくことをも意味している。

この意味で精神保健が取り扱う対象は狭義の精神疾患だけではなく、いわゆる不適応事例も含まれる。それはまた「ある集団と時代の平均からの逸脱」として浮かび上ってくる事例であり、このような事例を取り扱う際には、その背後にある社会的環境との関連を合わせて考える必要がある。

変化の激しい現代社会において、増大しつつあるストレスの中、さまざまな欲求不満や不安を体験しつつ著しい不適応状態に陥ることなく、精神の健康を維持し向上させていくことは容易なことではない。それには個人の力だけでは不十分であり、社会全体の組織的な努力による活動が必要である。これが公衆衛生としての精神保健であり、母子保健や老人保健等とともに、今日の大きな課題の一つとなってきている。

以上はいわば広義の精神保健といわれるものであるが、不幸にして精神の健康を損ない、精神障害の状態にある人達に対しては、早期治療への導入、リハビリテーション活動等によって精神的不健康や欠陥をできるだけ防止し回復す

ること、また適応障害の原因を明らかにし、調整を進めることによって社会復帰を促進するための活動が必要であり、これは狭義の精神保健ともいわれる。ところで公衆衛生の第一の目標は予防といわれるが、精神保健の分野で予防という場合は、疾病そのものの予防（第一次予防）のほかに、早期に治療を加えて増悪や再発を防止する活動（第二次予防）およびリハビリテーション活動によって社会復帰を促進すること（第三次予防）まで含めて考えられている。殊に多くの精神疾患がまだその原因のすべてが明らかではない現状では、この第二次予防や第三次予防のための具体的な活動を推し進めていくことが狭義の精神保健では現実かつ重要なことである。

精神保健の領域はこのように幅広いものであるが、これを人の精神生活の歴史的縦断的な面から見ると、胎生期・乳幼児期・学童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの発達（退行）の時期における精神保健が問題になる。また横断的に社会生活の各場面から見ると、家庭・学校・職場・地域社会等における精神保健が問題になる。これらの縦横にわたって必要な精神保健上の配慮が払われ、総合的な精神保健サービスが展開されることにより、はじめて精神保健の向上が実現できるわけである。

2. 精神保健の歩み

(1) 明治初期

明治初期においては、精神保健対策としては全く法的規制のないままに推移していた。この時期においては、我が国の精神医学は進歩しておらず、精神病の治療は、そのほとんどが加持祈とうに頼っており、社寺の樓塔は精神病者の収容施設のごとき観があった。

明治の衛生行政が、本格的軌道に乗り出したのは、明治6年、文部省の医務課が医務局となり、7年に医制が発布されてからであり、この医制の一つに癲狂院の設立に関する規定がある。しかし、癲狂院の設置は遅々として進まず、精神病者の大多数は、私宅に監置されて、家族の世話に任されていた。

しかしながら、漸次、近代西洋医学が導入され、これに基づいた衛生行政が行われるようになるにつれて精神保健対策も新たな方向へと展開してゆくことになった。すなわち、明治8年にはデーニッツが警視庁において精神病の講義を行い、日本最初の公立病院である京都府癲狂院が設立され、9年には近代精神病学初の専門書である「精神病約説」が出版され11年には日本最初の近代的私立病院として加藤癲癲病院が開設され、12年にはベルツ博士が東京大学においてはじめて近代精神病学を、またローレツ博士が愛知医学校において精神病学を講義した。13年には医学校初の精神病舎が愛知医学校に設置され、17年には岩倉癲狂院が開設され、19年には帝大医科大学に精神病学教室が置かれ、同年12月には日本人最初の講義として榊俣教授が東大において精神病学の講義を行った。更に28年には、代表的な精神病学の成書として呉秀三纂訳「精神病学集要」が発行されるなど医学の面においても徐々にその基礎が固められていった。

(2) 精神病患者監護法の制定

明治30年代になると、これまで相当長い間、専ら地方の規制にゆだねられていた精神障害者に関する全国的法規制がようやく出現するに至った。すなわち、

路頭にさまよう救護者のない精神病者の保護の規制として、32年に「行旅病人および行旅死亡人取扱法」が公布され、次いで19年のいわゆる相馬事件などが重要なきっかけとなって、精神病者の保護に関する最初の一般的法律「精神病患者監護法」が33年3月に公布、同年7月1日から施行された。

精神病患者監護法の内容は、

- ① 後见人、配偶者、親権を行う父又は母、戸主、親族会で選任した4親等以内の親族を精神病者の監護義務者として、その順位を定めた。また監護義務者がいないか、いてもその義務を履行できないときは住所地、所在地の市区町村長に監護の義務を負わせた。
- ② 精神病患者を監置できるのは監護義務者だけで、病者を私宅、病院などに監置するには、監護義務者は医師の診断書をそえ、警察署を経て地方長官に願い出て許可を得なくてはならない。
- ③ 行政官庁には監置を監督する権限が与えられている。
- ④ 監護に要する費用は被監護者の負担で、被監護者にその能力がないときは扶養義務者の負担とするなど骨子としている。

しかしながら、監置の方法において私宅監置をも許していたので、医療保護の面では、きわめて不十分であり、社会の変化に伴う精神病患者の漸増と精神医学の進歩により、精神障害者対策をこのような消極的な範囲に止まらせて置くことができなくなった。すなわち、明治34年には本邦精神医学の先駆者といわれる呉秀三が東大教授となり、35年には精神病患者救済会が設立されて日本で初めて精神保健運動が行われるようになり、更に、日本神経学会も発足し、また39年、「官立医学校ニ精神科設置」の決議を行い、40年には北海道に道府県立以外の公立精神病院の初めとして公立函館区立精神病院が開設された。42年に41年1月以降公立精神病院およびその退院者につき詳細な調査を行った結果、患者数2万5千人、病床2千5百床、私宅監置約3千人というような精神病患者の実態が明らかになり、その収容施設の整備拡充の必要なことがわかり、44年に、「官立精神病院設置」の決議がなされた。

(3) 精神病院法の制定

明治末年に至ってようやく近代国家としての体制を整えた我が国は、衛生行政の面においても新たな段階に入り、更に社会生活の複雑化に伴う精神障害者の増加と医学の一般の進歩は、監護の段階から医療対策へと前進せざるをえなかった。

更に、大正5年保健衛生調査会が設置され、6年6月30日精神障害者の全国一斉調査が行われ、精神病者総数は約6万5千人、精神病院等の入院中のもの約5千人、私宅監置を含めて約6万人の患者が医療の枠外にあるという実状、病院を含む精神病者収容施設をもたない県が28県もあり、在院患者のほぼ4分の3が東京、京都、大阪におり、東京にはその3分の1が収容されていることが明らかとなった。この結果から、保健衛生調査会は、治療上及び公安上の理由から、精神病者監護法の改正を決めた。

また日本神経学会も全国的に精神病者保護治療の設置を整えるよう、内務大臣に対して建議した。

そして精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法は大正8年に同じ委員会で審議され可決された。

精神病院法の内容は、

- ① 内務大臣に道府県に精神病院の設置を命じることができることになり、道府県が設置した精神病院は地方長官の具申によって前項の命令により設置したものとみなすことができる。また内務大臣に第1条の精神病院に代用するため公私立精神病院を指定することができる（代用精神病院）。
- ② 本法により精神病院に入院させるべき精神病者は、監護法によって市区町村長の監護すべき者、罪を犯したもので司法官庁がとくに危険があると認める者、療養の道なきもの、地方長官が入院の必要を認めるもの、である。
- ③ 地方長官は入院した者（あるいはその扶養義務者）から入院費の全部または一部を徴収できる。また本法による精神病院に対し建築・設備費の2

分の1，運営費の6分の1を国庫が補助するなど骨子としている。

この精神病院法によって，精神病に対する公共の責任として公的精神病院を設置する考え方がはじめて明らかにされた。

しかしながら，公立精神病院の建設は予算不足等のため遅々として進まず，わずかに大正14年に鹿児島保養院，昭和元年に大阪中宮病院，4年に神奈川芹香院，6年に福岡筑紫保養院，7年に愛知城山病院を数えるのみであった。

(4) 精神衛生法の制定

前述のごとく，公立精神病院の建築は遅々としてはかどらなかつた。しかも在野精神障害者数は増加し，昭和6年の調査によれば患者総数7万余人にたいし，収容数は約1万5千人であり，諸外国に比して人口当たり病床は10分の1の低さを示し，病院数で約90で，病院法による施設をもつ府県は僅か3府17県であった。

〔表1〕 昭和6年末の精神病患者数

精神病院法適用	{	公立病院	1,535人
		代用病院	2,055
精神病患者監護法適用	{	病院監護	3,997
		病院外施設	6,472
		一時監置	136
その他			59,536

〔表2〕 昭和6年末の施設数と収容人員

施設の種類	施設数	収容人員
公立精神病院	6	1,712
医育機関附属精神科病室	14	904
私立精神病院	78	10,525
公私立精神病患者収容所	81	517
公私立病院精神科病室	10	188
計	189	13,844
神経，瀑布の保養所	50	714
総計	239	14,561

昭和元年には日本精神衛生会が設置され、また、13年には厚生省が設置され、衛生行政の機構が確立されたにもかかわらず、精神保健対策は十分な効果を挙げるに至らなかった。殊に戦時において精神病者の保護は全く顧みられず、精神病床も戦火による消失や経営難により閉鎖され、15年には約2万5千床もあった病床は、終戦時には約4千床にまで減少した。

戦後は、欧米の最新の精神衛生に関する知識の導入があり、かつ、公衆衛生の向上増進を国の責務とした新憲法の成立により、精神障害者の医療保護の徹底化と精神保健が単に精神病の治療のみならず、その予防から広く一般国民の精神的健康の保持向上に及ぶべきであるという理念が台頭するようになり、昭和25年に医療保護のみならず予防対策を含めた幅の広い「精神衛生法」が制定されたのである。

この法律と旧法と異なる点はつぎのとおりである。

- ① 精神病院法では主務大臣が命令したときだけ都道府県が精神病院を設置すればよかったのであるが、こんどは精神病院設置を都道府県に義務づけ精神障害に対する公共の責任を明らかにした。
- ② 長期拘束を要する精神障害者は、精神病院、精神科病室その他法律によって収容することをもとめられている施設に収容することにし、私宅監置は1年間で廃止することにした。
- ③ 従来は狭義の精神病患者だけを対象にしていたが、こんどは精神薄弱者、精神病質者も含めた。
新しく規定されたこととして、
- ④ 精神障害発生の予防、国民の精神的健康の保持、向上の考え方がとりいれられ、精神衛生相談所や訪問指導の規定がおかれた。
- ⑤ 精神衛生審議会を新設して、関係官庁と専門家との協力による精神保健行政の推進を図った。
- ⑥ 精神障害者を拘束することが必要かどうか決定するため精神衛生鑑定医の制度が設けられた。従来は単に医師の診断だけに基づいて、精神障害者

を拘束したり、または都道府県の指定医の診断だけに基づいて精神障害者を入院させたりしていたが、新法では厚生大臣の指定する鑑定医の制度を設け、強制入院その他の要否を2人以上の鑑定医に診断させることになった。これは不当な拘束による人権侵害を防止するためである。

- ⑦ 医療保護の必要がある精神障害者については、国民のだれもが知事あてに診断及び必要な保護を申請できるようになった。
 - ⑧ 精神障害の特殊性をみとめ仮入院、仮退院という制度が設けられた。
- (5) **精神衛生法40年改正**

昭和27年には国立精神衛生研究所が設置され、精神保健に関する総合的な調査研究が行われることになった。

昭和28年には日本精神衛生連盟が結成され、同年11月には第1回全国精神衛生大会が開催された。

一方、この年の精神病床は約3万床で、昭和15年の約2万5千床に比べようやく戦前程度に回復したが、29年7月の全国精神障害者実態調査によれば、精神障害者の全国推定数は130万人、うち要入院は35万人で、病床はその10分の1にも満たないことが判明した。このため同年法改正を行って非営利法人の設置する精神病院の設置及び運営に要する経費に対し、国庫補助の規定が設けられ、これが重要な契機となって、病床は急速に増加し、いわゆる精神病院ブームの現象を呈し、5年後の35年には約8万5千床に達し、精神障害者に対する医療保護は飛躍的に発展するに至った。

昭和31年4月1日、厚生省公衆衛生局に精神衛生課が新設され、精神保健行政は一段と強化されることになった。

また、治療についても従来の療法に加えて薬物療法、更には精神療法や作業療法等の治療方法の進歩によって寛解率は著しく向上し、在院期間が短縮され、かつ、これに伴い予防対策や在宅障害者対策が次第に注目されるようになった。更に、昭和38年には画期的な精神障害の実態調査が行われた。この調査によって全国的な精神障害者の数、医療の普及度等が明らかになり、25年制定の精神

衛生法は、このような状況の推移、社会情勢の著しい変化、精神医学の目ざましい進歩という新しい事態に対応し得なくなってきたので、精神障害に関する発生予防から、治療、社会復帰までの一貫した施策を内容とする法の全面改正の準備がなされていた。ところがたまたま39年3月、有名なライシャワー事件が発生し、精神障害者の不十分な医療の現状が大きな社会問題となり、そのために準備中の法改正の必要性に一層の拍車が掛けられた。よって同年5月、厚生大臣は法改正について、その諮問機関である中央精神衛生審議会に諮問し、その答申を得て翌年2月、精神衛生法の一部を改正する法律案が第48回国会に提出され、40年6月30日をもって公布されることになった。

この法改正の特徴は次のようなものである。

- ① 地域における精神保健行政の第一線機関として保健所を位置づけ、保健所に精神衛生相談員を配置できるようになり在宅精神障害者の訪問指導、相談事業が強化された。
- ② このような保健所における精神保健活動の技術指導援助をはじめとして、各都道府県における精神保健に関する技術的中核機関として、精神衛生センターが設けられることになった。
- ③ 入院中心の医療から通院医療中心への転換を推進するために、また、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために通院医療費公費負担制度を新設した。
- ④ 措置入院制度に関連した手続上の改善として病院管理者による届出の制度、緊急措置入院制度、入院措置の解除規定、守秘義務規定などが新たに加えられ適正な医療保護の充実が図られた。

(6) 40年改正以後

昭和40年の法改正に伴って41年「保健所における精神衛生業務運営要領」が示され、44年には「精神衛生センター運営要領」と共に地域精神保健活動の整備が図られることとなった。

一方、昭和40年の精神病床は17万床、人口万対17.6床であったものが、昭和

50年には28万床、万対24.9床となり、51年には医療法に規定された万対25床を上回るまでに整備されてきた。

また、通院患者の増加も著しく、単科精神病院において昭和40年に1日9千人の通院患者であったものが、昭和50年には2.2万人、昭和59年には2.9万人にもなっており、通院医療費公費負担申請者数も、昭和41年、6.6万件から昭和60年48.1万件と7倍になっている。

一方、措置入院患者は徐々に減少しており、昭和45年の7.7万人をピークに昭和50年には6.4万人、60年には3.1万人となり、これらの変化は医療技術の進歩とともに地域医療の推進に負うところが大きいものと考えられる。

昭和40年の法改正以後は社会復帰制度・施設の進展が著しく、昭和44年、精神障害回復者社会復帰施設要綱案を中央精神衛生審議会が答申して以降、昭和50年には「精神障害回復者社会復帰施設」及び「デイ・ケア施設」の運営要領が示され、55年には「精神衛生社会生活適応施設運営要領」が示され、施設対策を充実させてゆくとともに、49年には作業療法、デイ・ケアの点数化が実現し、57年からは職親制度の一形態として「通院患者リハビリテーション事業」を実施している。また、昭和61年には集団精神療法、ナイト・ケア、訪問看護・指導料等の点数化が実現し、公衆衛生審議会精神衛生部会より「精神障害者の社会復帰に関する意見」が出されている。保健所においても昭和50年度「精神障害者社会復帰相談指導事業」を開始し集団指導等を通して社会復帰活動に取り組んできている。

このほか、酒害対策等の一環として各精神衛生センターにおいて「酒害相談事業」が実施され、また、昭和57年8月老人保健法の制定に伴って新たに保健所において「老人精神衛生相談指導事業」が始められている。

(7) 62年改正—“精神衛生法”から“精神保健法”へ—

◀62年改正の背景及び経緯▶

このように40年改正以後における精神保健行政は、精神医学の進歩等に伴い「入院医療中心の治療体制から地域におけるケアを中心とする体制へ」と

いう大きな流れを踏まえて展開されてきたところであるが、その流れの中で、精神障害者の医療及び保護の確保を主な目的とする精神衛生法についても諸状況の変化に十分対応すべく、特に入院患者をはじめとする精神障害者の人権擁護と適正な精神科医療の確保という観点から見直しを行うべきであるとの機運が生ずるに至った。

また、昭和58年度に行った精神衛生実態調査の結果から精神病院入院患者の約3割が「条件が整えば退院できる」ということが明らかになるなど精神障害者の社会復帰の促進を図るための施策の一層の充実が強く求められ、従来からの精神障害者福祉法制の整備を求める声とも相まって、精神障害者に対する福祉的施策の法的な整備が求められるに至った。

このような中で、いわゆる宇都宮病院事件などの精神病院の不祥事件を契機に精神衛生法改正を求める声が国内外から強く示されるに至り、厚生省としても、いわゆる三局長通知や通信・面会に関するガイドラインによる指導を強化し、同時に精神障害者の人権に十分に配慮して適正な医療及び保護を図るとともに、その社会復帰の促進を図る観点から精神衛生法改正に着手することを明らかにし（昭和60年8月）、検討が進められることとなった。

厚生省による検討に当たっては、関係24団体に対し精神保健課長名により法律改正に関する意見を求める（61年12月）とともに、広く学識経験者からなる「精神保健の基本問題に関する懇談会」を設け問題点の整理などを行った。これまで社会復帰について検討を続けていた公衆衛生審議会からは、61年7月25日意見具申（「精神障害者の社会復帰に関する意見」）がなされ、ここに示された意見についても十分な考慮が払われた。

また、国連のNGO（非政府機関）である国際法律家委員会（ICJ）等から自ら行った調査結果を踏まえて日本の精神医療について提言が示される（61年9月）など、改正については幅広い意見が関係者の間から示された。

日本における精神障害者の人権と処遇に関する国際法律家
委員会 (ICJ) 及び国際医療従事者委員会 (ICHP)
合同調査団の結論と勧告 (精神保健課訳) 一抄一

〈結論と勧告〉

I 現在の状況

- 1 現在の日本の精神保健医療システムは精神障害者の人権及びその処遇の観点からみて、著しく不相当であるといわざるを得ない。この結論は、統計資料や解説 (descriptive) 資料、厚生省、精神科医、ソーシャルワーカー、看護師、作業療法士、精神医療関係者及び団体との十分な討論、及び公私立精神病院を訪問中の観察をもとにしたものである。
- 2 主要問題点
 - (a) 入院手続き中及び入院中の患者の法的保護の不十分さ
 - (b) 長期入院処遇の優位と、地域内での処遇、地域内での社会復帰の相対的不足に特徴付けられるケアシステム
- 3 精神科入院患者数は、この上昇傾向を逆転させるよう努めるという1965年以来の政策方針の表明にもかかわらず、(1984年：33万人以上) 着実に増加している。
- 4 1968年の WHO 顧問 (Dr.D.H.Clark) の報告は必要な変化をもたらさず、その勧告のほとんどは実現されないままである。
- 5 精神病床の80%以上が私的精神病院にあり、そのため行政コントロールが直接及ばない。病床の2/3は施設された閉鎖病棟内において、患者は非常に長期間にわたって入院している傾向がみられる。
- 6 病院管理及び患者家族の経済的要因等が、入院長期化を助長している。
- 7 調査団が委託された業務の中に、人権侵害又は不適切な処遇が行われている可能性がある個々の事例を調査することは含まれていなかった。かかる出来事は当然ながら管轄の自治体及び政府当局ならびに裁判所が関与することがらである。

しかしながら、今回の調査では、日本の精神保健施策の現在の構造及びその果たしている機能によって、不適当な医療形態や大規模にみられる深刻な人権侵害を助長するような前提条件が醸成されている。

例えば、許しがたい超過収容状況、不十分な栄養が患者の病状悪化及び高い死亡率を招いていること、患者の身体的虐待、労作業の強制、不当拘禁、入院患者が院外の友人・家族と連絡をとったり、医学的に認められる状況下での面会を禁止すること、などである。
- 8 調査団の最大の関心事は、個々の又は特定の虐待事例にあるのではなく、日本における全体的システムであって、精神保健施策の新たな展開及び法的保護の創設についてである。これら施策が行われた場合には、精神障害者の人権が完全に尊重され、人間的かつ効果的な医療が提供される条件が整備されることとなる。
- 9 精神障害者の処遇と精神障害者に対する身構えに関して、日本の文化的特殊性が言

及されることが多い。これについては確かに当を得た重要な問題であると考えるが、人権に対する共通した人間の要求と基本的な姿勢は、文化的諸要因を超越するものであると信じる。とくに、近代的な技術・管理が急速に発展し、しかもそれが成功しているのに比較して、日本の精神障害者に対するスティグマと彼らが被る社会的差別が著しく目立っていることから、同様な問題をかかえる精神医療の質についても、これを検討することが適切なことである。

- 10 あらゆる社会において、精神障害者を排し、彼らのケアのための方策を不十分にしか手だてせず、雇病期間を越えてまでスティグマをおす傾向がある。各国とも様々な方法でこれらの問題に対処してきた。日本政府が研究し益することができる、包括的な精神保健医療サービスのための広範かつ多様な施策が、他の工業国には存在している。しかしながら、社会復帰や地域にねざすサービスを行うために適当な社会資源を確保することは、必要な入院期間中に十分な水準の医療及び良質の処遇を提供するよう努めることと同様に、非常に重要なことである。
- 11 日本の精神衛生法改正は遅きに失している。多くの国々におけるように、精神障害者の人権に対する配慮や新しい精神科的な処遇技術の出現を踏まえて、法制度の改正を徹底的に検討すべきである。日本国憲法及び日本が批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約（国連人権B規約）に規定されている諸権利は、現在のところ精神障害者には完全には保障されていない。この不十分な点は是正されねばならない。近年、各国における法律を研究することは有益であるが、精神保健医療サービスの場合には、日本で採られるべき法的モデルは、日本社会の現実を考慮すると同様に、現行の法的及び行政システムを考慮しておかねばならないであろう。精神衛生法制の比較に関する情報は WHO より入手可能となっている。強制入院となった精神科患者の権利擁護に関して欧州会議閣僚委員会が採択した勧告 R（1983年2月22日）もまた研究に値し、日本の状況に適應されうるのであろう。
- 12 これまで述べてきたような深刻な問題が生じている一方、日本にも既に以下の事実が存在していることを承知している。
 - 精神保健医療の効率的・包括的体系の発展に資するのに必要な専門的識見をもつ精神科医師及びその他保健医療従事者
 - これらの問題を認識し、政策選択肢を検討しようとしている中央・地方行政担当者;この点は、国際的な団体に対する日本政府の意見表明からもうかがえる。
 - 精神障害者のおかれた状況の改善を図ろうと努めている関係市民（弁護士、ジャーナリスト、ソーシャルワーカー、患者及び家族会）
- 13 このような人々の努力は、これまでのところ、行政当局の少なからぬ怠慢により妨げられてきたと同様に、精神障害者に対する広範な抵抗、無気力、偏見により、妨げられてきた。彼らの努力は、地方・中央レベルの行政当局、専門家団体、国際的な団体によって、助長されるべきである。
- 14 私的病院や公的施設の中には、既に、“開放病棟”による処遇、社会復帰プログラ

ム、外来診療という新機軸の治療プログラムを發展させているところがある。このような治療方法の展開は、未だ限定的であり不十分な規模にとどまっているが、今後の本質的な変革にとってすぐれて重要な基盤となるものである。

II 早急に取り組まなければならない手段

- 15 調査団が意見を質した人々はすべて、精神保健サービスと精神衛生法を改善する余地があると考えていた。
- 16 日本のように先進的な、工業化した国にふさわしい、近代的かつ効果的な精神保健医療システムを發展させていくことは、この分野において多くの先進諸外国にはっきりと遅れをとっている事実からみて、時間を要するものと思われる。各種サービスの展開につれて、いろんな選択があるろうが、この場合の選択は、精神保健医療サービスや訓練の模範となるかどうかの観点及び精神病者の法的保護の観点からなされなくてはならない。
- 17 今日、日本の精神保健医療システムにみられる深刻な問題に対する対策としては、最低限次のような施策が講じられなければならない。
 - (現行法第33条に規定する「同意入院」を含む。)強制入院事案すべてについて、中立機関による審査を行うこと。なお、この審査は入院後短期日(最大限1ヶ月)のうちに、また、その後少なくとも年に2回実施されるべきである。
 - 都道府県レベルでの第三者審査機関の設立。この審査機関は保健医療と法律に関する専門家、精神障害者の家族及び一般人から構成されるが、国及び地方自治体当局は、この審査機関があらゆる訴えに迅速に対応し円滑に精査が行えるように、事務局と適切な財源を準備すべきである。また、その手続はデュープロセスの基本的概念に適合させる必要がある。
 - 職員配置及び処遇方法についてチェックするとともに患者個人の苦情を受け付け調査するための、全精神病院を対象とする定期調査。なお、不服申し立て手続は簡単かつ迅速な救済を可能とするものでなければならない。
 - 入院患者に対しできる限りその権利を知らせ、上記第三者機関または患者の選任による代理人(家族、友人、第三者としての医師または弁護士)に対する信書・通信の自由の確保
 - 中立的な有資格者による患者に対する援助と忠告
 - 精神病院内で個人に対する傷害に至った全出来事の記録、及び、必要があれば調査実施が可能な第三者団体への報告。なお、(既に重篤な身体疾患にかかっている高齢者の場合を除いて)精神病院で生じたすべての死亡例の剖検を含めて、独立した手順により日常的に調査されるべきである。

III 精神保健医療サービスの改善と方向づけ

- 厚生省及び地方行政当局は、精神障害者に対して広範な地域ケアと社会復帰プログラムを發展させるための督励策と必要な財源を手だてすべきである。
- 診療報酬支配い方式(保険点数制)は近代的な精神科処遇方法と精神障害者の

ニーズを考慮して修正されるべきである。早期退院に誘導する集中的な処遇形態をもって、現在よりも入院期間を短縮させるためのより強力な外的要因が必要である。あらゆる形態の外来診療と地域ケアに対して、相当に高水準の診療報酬が必要である。保健センターに付設の外来診療所、共同作業所、看護師やソーシャルワーカーによる家庭訪問、危機介入サービス、継続医療の指導、患者クラブ、退院患者に対する必要なサポートと指導に関する一切の活動は、政府及び民間の保険基金より適切な財源を受けるべきである。

- － 現在入院中の患者にとってのニーズとして、社会復帰プログラムが優先するものと考えらるべきである。病院内における社会復帰プログラムもまた、適切な財政援助を受けるべきである。
- － 保健行政機関は、現存する“長期在院”患者の社会復帰を促進し新規患者が必要以上に長期にわたって入院することがないように、精神病院の諸活動を綿密にモニターする必要がある。
- － 新規に入院した精神障害者の平均在院期間をかなりの程度縮小する余地は残されており、それにより、入院患者総数もかなりの程度縮小する余地は残されている。
- － 超長期間の入院をしてきた患者（とくに老人）は近い将来独立して生活することがないであろうということを考慮すると、これらの患者には、例えば共同住居やホステルを整備し、それ相当のケアと生活環境が提供されるべきである。
- － 精神障害回復者に対し、必要な住宅提供、社会的なサポート及び雇用の保障を行うために、地方自治体当局、社会奉仕（social services）及び企業間の協力が必須である。また、精神障害回復者の雇用に対する雇用促進計画（税の減免措置等）が考慮されるべきである。

このような検討を踏まえ、厚生省としても、61年12月23日に公衆衛生審議会から審議会における法律改正についての検討結果として発表された「精神衛生法改正の基本的な方向について（中間メモ）」に沿った形で改正法案の作成を行い、そこで得られた成案を公衆衛生審議会及び社会保障制度審議会の了承を得て、「精神衛生法等の一部を改正する法律案」として、62年3月13日閣議決定、16日には第108回国会に提出された。

精神衛生法改正の基本的な方向について（中間メモ）

昭和61年12月23日

公衆衛生審議会精神衛生部会

第1 はじめに

近年、我が国の精神医療・精神保健をめぐる状況には大きな変化がみられる。医学の進歩等に伴い入院中心の治療体制から地域中心の体制への転換と精神障害者の社会復帰の促進が強く求められている。他方、精神障害者の人権をめぐる議論が高まっており、現行の精神衛生法について精神病院入院患者の人権という観点からその見直しを行うべきであるとの意見が強く出されている。

このような中で、厚生省においては次期通常国会に精神衛生法改正案を提出すべく、現在幅広く検討を行っている。

当部会においては、去る10月以降、精神衛生法改正に関して精力的に審議を行ってきたが、今後の当部会での審議あるいは現在行われている精神衛生法改正のための検討にも資するものとするため、当部会として、これまでの審議を踏まえた精神衛生法改正に当たっての基本的な考え方並びに当面改正すべき事項についての中間的な意見を取りまとめた。なお、多くの検討すべき問題を残しているが、それについては今後引き続き検討を行っていくこととした。

第2 基本的な考え方

精神衛生法の改正に当たっては、国民の精神的健康の保持及び向上を図るとともに、患者の個人としての尊厳を尊重し、その人権を擁護しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の推進を図ることを基本的な方向とすべきである。このため保健、医療、社会復帰及び社会福祉を包括する総合的施策の実施が必要である。

今日、精神保健の問題は、多様化し、複雑化する現代社会において極めて重要な課題になっている。このため、国民が自らの精神的健康の保持増進に努めるとともに、地域においても、精神保健対策の充実が図られる必要がある。

精神医療については、できる限り一般医療と同様、生活の場に密着したところで適切な医療が受けられる体制を整備する必要がある。医療形態については通院医療を推進し、入院を必要とする場合には、できるだけ本人の意思に基づく入院医療を進め、本人の意思によらない入院医療については、必要限度を超えることのないよう患者の人権が尊重される制度とすることが必要である。

また、精神障害者の社会復帰・社会参加については、本年7月の本審議会の意見具申において述べられた考え方に沿って、その推進のための対策を更に強力に進めていくことが必要である。

なお、精神保健、医療に関しては、研究とスタッフの養成・充実が重要であり、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

第3 当面改正すべき事項

以上のような基本的な考え方に基づいて、当面、以下に掲げる方向で精神衛生法改正

が行われるべきである。

I 地域精神保健対策の推進

国及び地方公共団体が広く国民一般の精神的健康の保持及び向上を図るための施策の実施に積極的に取り組むべきことにつき、法律に規定を設けることが必要であると考えられる。

II 入院制度等

1 入院形態の見直し

1) 自由入院の法定化

ア 現行法において規定されている入院形態はいずれも本人の意思とは関係のないものであるが、患者の人権という観点からも本人の意思による入院を推進すべきであって、法律上も明確に位置付けることが必要であると考えられる。なお、他の入院形態で入院した者もできるだけ自由入院へ移行しやすいようにすべきである。

イ 自由入院患者については本人の意思により退院できることが原則である。ただし、自由入院患者といえども病状によっては他の入院形態へ移したり、家族との連絡・調整等が必要な場合があるので、例えば72時間程度の短時間の退院制限をできるようにする必要があると考えられる。

ウ 自由入院患者については、原則として開放的処遇によるべきである。ただし、病状によっては、一時的にその医療又は保護のため必要最少限の行動制限を行うことができるものとするのが適当であると考えられる。

エ なお、「自由入院」という呼称については、他の適切なものとする必要がある。

2) 同意入院の見直し

ア 同意入院は本人の意思によらない入院であり人権上も特段の配慮を要するものである。この入院形態は、入院医療が必要であるにもかかわらず本人が同意しない場合に限定し、精神衛生法に規定する指定医の診断を要件とするとともに、定期的にチェックする仕組みを制度化する等の措置を講じた上で、患者の医療を確保する観点から存続させることが適当であると考えられる。

イ 患者の早期治療という観点から、家庭裁判所による保護義務者選任手続きの実態等を踏まえ、医療上必要な場合に入院させることができるよう、例えば扶養義務者が同意した場合に一定期間に限り入院を認める措置が可能となるようにすることが適当である。

ウ なお、「同意入院」という呼称については、他の適切なものとする必要がある。

3) 措置入院の適正化

措置入院制度の適正な運用という観点から、他の入院形態に移す場合を含め措置の解除に当たっても精神衛生法に規定する指定医の診察を要件とする必要がある。

ると考えられる。

4) 精神科救急への対応

精神科医療においても意識障害の場合など救急的な対応が必要とされる場合があるので、実施する病院等について一定の要件を課した上で、精神衛生法に規定する指定医の判断によって例えば72時間程度の短期間に限り入院が可能となるよう制度を設けることが適当であると考えられる。

2 入院手続の整備

入院に際しては、患者又はその保護義務者からの調査請求が保障されていること等患者の権利保護に必要な一定の事項について告知を行うよう制度化する必要がある。

3 入院患者の人権の確保

1) 定期的な病状報告の実施

措置入院患者及び同意入院患者について、入院後の期間に応じて一定期間ごとに病状報告を徴し、入院継続の要否について定期的にチェックを行う必要がある。

2) 入院患者にかかる調査請求規定の整備

入院継続の要否その他患者の処遇に関して都道府県知事に対して患者又はその保護義務者から調査を請求することができるよう規定を整備する必要がある。

3) 入院患者にかかる審査機関の設置

1)の病状報告による入院患者の入院継続の要否及び2)の調査請求に関して、公正かつ専門的な観点から判断を行うための審査機関を都道府県に新たに設けることが適当であると考えられる。

4) 行動制限規定の明確化

入院患者の行動制限に関しては、患者の人権擁護の観点に立って、必要最少限にとどめる。特に、入院患者にかかる信書の発受信については制限を行うことができない旨を明確化すること、また、保護室の使用等少なくとも一定の行動制限については精神衛生法に規定する指定医の判断に基づくものとする等措置を検討することが必要であると考えられる。

4 精神衛生鑑定医制度の見直し

1) 指定要件の見直し

患者の人権に十分配慮する必要があることに鑑み、精神衛生鑑定医の指定の要件としての精神科実務経験について見直すとともに所定の研修を要件として加えるなどの見直しを行い、精神衛生法に規定する指定医として位置付けることが必要であると考えられる。

2) 指定医の業務

1)の精神衛生法に規定する指定医は、従来の精神衛生鑑定医の業務を行うほか一定の行動制限、退院制限や同意入院患者の入院等についての判断を行うものとする必要があると考えられる。

5 精神病院に対する指導・監督規定の整備

精神病院における患者処遇の適正を一層確保する観点から、国及び都道府県は精神病院に対して患者処遇に関する報告徴収・調査等を行い、改善勧告等必要な措置を講ずることができるようにすることが適当であると考えられる。

Ⅲ 精神障害者の社会復帰・社会参加の促進

- 1 精神障害者の社会復帰・社会参加の促進については、本年7月の本審議会の「社会復帰に関する意見」を踏まえ、社会復帰のための施設の設置等に関する規定や、社会復帰・社会参加の促進について、それぞれの役割分担を十分に検討した上で、国・地方公共団体並びに民間レベルの積極的な取組みに関し規定を設ける必要があると考えられる。
- 2 精神障害者の社会復帰の促進という観点から、精神病院において患者に対する相談・援助や家族等との調整・連絡等を行う職員を置く旨をうたうことが適当であると考えられる。

Ⅳ その他

1 法律の名称について

法律の名称については、例えば「精神保健法」というものに改めることが適当であると考えられる。

2 いわゆる大都市特例について

精神保健行政においていわゆる大都市特例を設けることが望ましいと考えるが、他の行政分野における道府県と大都市との役割分担との整合性等に配慮しつつ、検討すべきであるとする。

3 精神障害者の定義規定について

現行法第3条の精神障害者の定義規定については、その全面的な改正を求める意見もあるほかその範囲及び規定の仕方など種々議論を要する点が多いことから、引き続き慎重に検討を行っていくことが必要である。

4 保護義務者について

保護義務者に係る問題については、市町村長が保護義務者として入院の同意を行うことを含め、更に検討を行う必要がある。

改正法案は、第108回国会においては審議されることなく継続審査とされたが、7月6日からの第109回国会において、衆議院社会労働委員会における一部修正の後、衆議院・参議院を通過成立、9月26日に法律第98号として公布された。

改正の概要

第1 法律の題名及び目的等

- 1 法律の題名を「精神保健法」に改めたこと。
- 2 この法律の目的を、精神障害者等の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進並びに発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることとしたこと。
- 3 国及び地方公共団体の義務に、社会復帰施設を充実すること、精神保健に関する調査研究を推進すること及び国民の精神保健の向上のための施策を講じることを加えたこと。
- 4 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者等に対する理解を深め、及び精神障害者等がその障害を克服し、社会復帰しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないこととしたこと。

第2 入院制度等

1 入院形態

- (1) 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないことを規定したこと。
- (2) 自らの入院については同意する精神障害者の入院形態として、「任意入院」を法律上位置付け、次の事項を規定したこと。
 - ア 精神病院の管理者は、その入院に際し、任意入院者に対して3(4)の退院等の請求に関すること及びその他の事項を書面で知らせ、自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならないこと。
 - イ 任意入院者から退院の申出があった場合には、その者を退院させなければならないこと。この場合において、精神病院の管理者は、その者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると精神保健指定医（以下「指定医」という。）が認めるときは、当該者に対し、当該措置を採る旨、退院等の請求に関すること及びその他の事項を書面で知らせ、72時間を限り退院制限を行うことができること。
- (3) 措置入院等について、次の事項を規定したこと。
 - ア 指定医は、措置入院及び緊急措置入院の必要があるかどうかを判定するに当たっては、厚生大臣が定める基準によらなければならないこと。
 - イ 措置の解除及び仮退院に当たっては、指定医の診察を要件とすること。
 - ウ 緊急措置入院の入院期間の限度を72時間に改めること。
- (4) 同意入院について次の事項を規定するとともに、その呼称を「医療保護入院」に改めたこと。
 - ア 入院に当たって、指定医による診察を要件とすること。
 - イ 家庭裁判所による保護義務者の選任がなされるまでの間、扶養義務者の同意により4週間を限り、入院させることができるものとする。
 - ウ 精神病院の管理者は、医療保護入院により入院している者を退院させたときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(5) 「応急入院」を設け、次の事項を規定したこと。

ア 対象者は、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められた者であること。なお、その者について医療及び保護の依頼があった場合において、急速を要し、保護義務者等の同意を得ることができないときに限られるものとする。

イ 入院は、厚生大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院に限り、72時間を限度として、認められること。

ウ 精神病院の管理者は、応急入院の措置を採った場合には、直ちに、当該措置を採った理由等を、都道府県知事に届け出なければならないこと。

2 入院時の告知

入院を行う場合においては、精神病院の管理者等は、当該措置に係る者に対し、入院措置を採る旨、3(4)の退院等の請求に関する事項及びその他の事項について、書面で知らせなければならないこととしたこと（ただし、症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間はこの限りでないこと。）。

3 入院患者の処遇等

(1) 信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって厚生大臣の定めるものについてはこれを行うことができないものとするとともに、患者の隔離その他の著しい行動制限であって厚生大臣が定めるものについては、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができないこととしたこと。

(2) 厚生大臣は、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができることとし、精神病院の管理者は、この基準を遵守しなければならないものとしたこと。

(3) 精神病院の管理者は、措置入院者及び医療保護入院者の症状等を、厚生省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならないものとしたこと。

(4) 精神病院に入院中の者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、退院又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができることとしたこと（「退院等の請求」）。

第3 精神医療審査会

1 都道府県に、精神医療審査会（以下「審査会」という。）を設置することとしたこと。

ア 審査会の委員は、5人以上15人以内とし、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命すること。

イ 審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員3人、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員1人、その他の学識経験を有する者のうちから任命された委員1人をもって構成する合議体で審査の案件を取り扱うものとする。

2 都道府県知事は、次の場合には、審査会に審査を求めなければならないこととしたこ

と。

ア 定期の報告及び医療保護入院者に関する入院時の届出を受けた場合 その入院の必要があるかどうかに関しての審査

イ 退院又は処遇の改善のための請求を受けた場合 その入院の必要があるかどうか又はその処遇が適正であるかどうかに関しての審査

3 審査会は、必要があると認めるときは関係者の意見を聴くことができることとしたこと。また、2イの審査をするに当たっては、退院等の請求をした者及び当該審査に係る患者の入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならないものとしたこと（ただし、審査会がその必要がないと特に認めた場合にはこの限りでないこと。）。

4 都道府県知事は、審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でない認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者にその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならないものとしたこと。また、退院等の請求を行った者に対しては、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとしたこと。

第4 精神保健指定医

1 指定の要件

(1) 従来の精神衛生鑑定医制度を見直し、厚生大臣が、次に該当する医師のうち必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その者の申請に基づき、公衆衛生審議会の意見を聴いて指定する「精神保健指定医」制度を創設したこと。

ア 5年以上診断又は治療に従事した経験（3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を含む。）を有すること。

イ 厚生大臣が定める精神障害に関する診断又は治療に従事した経験を有すること。

ウ 厚生大臣又はその指定する者が行う研修（申請前1年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

(2) (1)にかかわらず、厚生大臣は、指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、公衆衛生審議会の意見を聴いて、指定をしないことができることとしたこと。

2 指定後の研修

指定医は、5年ごとに、厚生大臣又はその指定する者が行う研修を受けなければならないこととしたこと。

3 指定の取消し

指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその業務に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生大臣は、公衆衛生審議会の意見を聴いて、その指定を取り消すことができることとしたこと。

4 経過措置

施行の日において精神衛生鑑定医である者については指定医とみなすこととしたこと

第5 精神病院等に対する監督規定

- 1 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状又は処遇に関し、報告を求め、立入検査等を行うことができることとするとともに、精神病院の管理者又は入院についての同意をした者等に対し、その入院のための必要な手続に関し、報告等を求めることができることとしたこと。
- 2 厚生大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者に対し、厚生大臣が定める処遇の基準に適合しないと認める等のときは、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができることとしたこと。

第6 精神障害者の社会復帰等

1 精神病院に入院中の者に対する相談・援助等

精神病院の管理者は、入院中の者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、必要な援助を行い、及びその保護義務者等との連絡調整を行うように努めなければならないこととしたこと。

2 精神障害者社会復帰施設

- (1) 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、次に掲げる精神障害者社会復帰施設を設置することができることとしたこと。

ア 精神障害者生活訓練施設

精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者（精神薄弱者を除く。）が日常生活に適應することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設

イ 精神障害者授産施設

雇用されることが困難な精神障害者（精神薄弱者を除く。）が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設

- (2) 国、都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用に関して補助することができることとしたこと。

- 3 社会福祉事業法を改正し、精神障害者社会復帰施設を経営する事業を社会福祉事業法上第二種社会福祉事業と位置づけ、また、医療法を改正し、医療法人の業務の範囲に、精神障害者社会復帰施設の設置を加え、それぞれ社会福祉法人、医療法人等が精神障害者社会復帰施設を設置できるよう措置したこと。

第7 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 検 討

政府は、改正法の施工後5年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事としたこと。

入院制度等の比較

項 目	改 正 前	改 正 後
1) 入院形態	<p style="text-align: center;">(いわゆる自由入院)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置入院</p> <p style="text-align: center;">(自傷他害のおそれのある精神障害者(都道府県知事による入院))</p> <p>○ 2名以上の精神衛生鑑定医の診察結果の一致により入院させる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">同意入院</p> <p style="text-align: center;">(医療及び保護のために入院の必要のあると認められる精神障害者であって、保護義務者の同意のある者)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">任意入院</p> <p style="text-align: center;">(自らの入院について同意する精神障害者)</p> <p>○ 退院は本人の意志による。ただし、患者の症状により72時間を限度とする退院制限を行うことができる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">措置入院</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>○ 2名以上の精神保健指定医の診察結果の一致により入院させる。</p> <p>○ 診察に当たっては、指定医は厚生大臣の定める基準に従う。</p> <p>○ 退院に当たって、精神保健指定医の診察を要件とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">医療保護入院</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>○ 入院に当たって、精神保健指定医の診察を要件とする。</p> <p>○ 扶養義務者の同意がある場合には、4週間を超えない期間入院させることができる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">応急入院</p> <p style="text-align: center;">(直ちに入院させなければ、その者の医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められる精神障害者)</p> </div>
2) 入院時の告知		病院の管理者等は、入院する者に、書面で、入院措置を採る旨及び都道府県知事に対し退院等の請求ができる旨等を告知しなければならない。
3) 病状報告	<p>○ 同意入院については、入院措置を採ったときの届出のみ。</p> <p>○ 措置入院については、定期報告の規定なし。 (運用上6か月毎に病状報告)</p>	<p>○ 医療保護入院 } 定期に症状を報告</p> <p>○ 措置入院 }</p>
4) 調査請求		入院患者又は保護義務者は、都道府県知事に対し次の事項を請求できる。 ① 退院の請求 ② 処遇の改善の請求
5) 行動制限	病院の管理者は、医療又は保護に欠くことのできない限度において、必要な制限を行うことができる。 (通信・面会については、局長通知によりガイドラインを設定)	基本的な考え方は、現行通り。 ただし、信書の発受、行政機関の職員との面会等厚生大臣の定めるものについては、行動の制限はできない。又、患者の隔離等の行動制限は指定医の認定が必要。
6) 審査機関		<p>○ 都道府県に精神医療審査会を設置</p> <p>○ 委員数…5～15人</p> <p>○ 合議体(精神科医3、法律関係者1、その他学識経験者1)の審査。</p> <p>○ 3)の症状報告、4)の調査請求内容の審査を行う。</p>
7) 精神保健指定医	<p><u>精神衛生鑑定医制度</u></p> <p>○ 精神医療に3年以上従事した経験のある者から厚生大臣が指定。</p> <p>○ 都道府県知事の監督の下に、措置入院等に関し入院の要否の判定を行う。</p>	<p><u>精神保健指定医制度</u></p> <p>○ 5年以上の医療経験(3年以上の精神科医療経験を含む。)を有し、厚生大臣の定める精神医療に従事し、かつ、厚生大臣等の行う研修を修了した者から厚生大臣が指定。</p> <p>○ 従来の鑑定医の業務のほか、医療保護入院の要否、行動制限の認定等を行う。</p>

＜62年改正後の精神保健行政＞

改正法については、昭和63年度できるだけ早い時期に施行されることが予定されており、従来の「精神衛生法」は「精神保健法」として新たな一步を踏み出すこととなったが、

- ① 今回の改正の趣旨を十分に踏まえ、その適正な運用を図るとともに、
- ② 今回の改正においては「引き続き検討する」とされたいわゆる保護義務者問題及び精神障害者の定義問題等を含め、改正法附則に盛り込まれた5年後を目途とする新法規定に関する見直し規定の趣旨に沿って検討、研究を続け、今後ますます多様化し複雑化する現代社会における国民の精神保健の向上を図っていかなければならない。

3. ライフサイクルからみた精神保健

(1) 胎生期の精神保健

母胎内にある約40週間は、人間の精神機能を司る脳の発育にとってきわめて重要な時期である。脳の実質である神経細胞の数自体はすでにそろっていて、後にふえることはないといわれている。ただ、この時期の神経細胞はまだ未熟で神経線維や間質の発達も少なく、これらは出生後に発達する。

胎生期に重要なことは直接胎児に、あるいは母体に加わるさまざまな有害因子から胎児の健全な発育を守ることである。強い外力、放射線、梅毒・風疹・トキソプラズマなどの感染症、薬物、アルコール、栄養障害などが脳の発育に影響を与えることはよく知られており、とりわけ妊娠の初期に影響が大きいので注意が肝要である。

出産をめぐる周産期の問題も脳障害に密接なかかわりを持つ。難産や未熟児産、仮死、低酸素症、血液型不適合による重症黄疸などがその原因となることが多い。胎児期におけるさまざまな外因による脳障害は、脳の全体的な発育不全であり、麻痺や痙れんなどの神経症状や知能障害を起こす。これらの外因の多くは予防可能であり、その意味で胎生期への配慮は重要である。

また、最近の医学の進歩により内分泌異常、代謝異常、染色体異常などによる脳障害の実態も次第に明らかになってきており、その中には早期発見による特殊治療が効果を示す疾患もあることがわかってきた。

この意味で出生前後、乳児期早期の健康診査は重要といえる。保健所では母子保健活動の一環として、新婚学級、母親学級等の衛生教育、妊産婦の定期的指導などを行っているが、今後精神保健面での指導は特に力を入れて推進される必要がある。

また、最近注目をひく問題として、出産後1ヶ月以内に1000人に1～2人位の割合で母親に起こるといわれる産褥性精神障害がある。未経験な母親の一過性不安として見のがされやすいが、母子心中の50%以上は「育児への自信喪

失」を理由とし、対象となる子どもは0歳児がもっとも多いといわれている。抑うつ的なタイプが多いので専門医の診断と周囲の迅速な処置が必要である。

いずれにしても、精神保健的にみて妊産婦や若い母親への地域的な集団指導や電話相談などの活動は、今後ますます必要になると思われる。

(2) 乳幼児期の精神保健

この時期は子どもの心身の発達が急速に進む時期で脳の発育はことにめざましい。6歳までに身長は出生時の約2倍、体重は4～5倍に達すると共に脳は重量で約3倍となり、構造もかなり複雑化する。したがって胎生期と同様に交通事故などによる頭部外傷や、脳炎などの感染症、栄養・代謝・内分泌障害などが、脳や神経などに障害を与える場合は、後に知能障害や種々の脳器質障害をひき起すので、注意が必要である。

しかし、この時期に精神保健上さらに重要なことは、授乳を通して確立される乳幼児と親との心理的な結びつきを通じて、知能、言語、情緒、性格など、人間としての基本的な精神機能が育ってゆくことである。“三つ子の魂は百まで”という如く親の愛情、しつけなどの養育態度が後年の人格形成に与える影響はこの時期が最大である。

乳児は母親に受けいれられ、十分に乳を与えられ、眠り、排泄し、やがて母子の信頼関係の中で、適切な時期に離乳や排泄のしつけが行われ、自由な遊びや運動の機会を与えられて初めて健全な精神発達が可能になる。そのためには基礎的条件として両親自身が仲よく、心の健康が保たれていることが不可欠の条件である。親の不在や不和、子どもへの拒否、虐待、放任、無視、あるいは強迫的、厳格な育児態度が子どもの精神発達障害や神経質の習癖の発生に関することは多くの児童精神保健専門家の指摘するとおりである。

殊に近年の都市化、核家族化の進行に伴い、若い母親が育児についての個人的な指導を受ける機会が乏しくなり、マスメディアによる過剰な情報の中でひとり孤立し過度の不安や子どもへの過度の期待を抱き、これが子どもに反映していろいろの問題をひき起していることが多い。

一般に乳幼児の精神保健的な問題は、子ども自身が言語で訴えることが出来ず、症状も身体症状の形をとることが多く、環境の条件の影響に左右されやすいなどの特徴があり、成人とは異なる児童精神医学の専門的な診断・治療・指導の技術が必要になる。わが国において受診率の高い乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診などの機会を活用し、保健所、児童相談所、医療・教育・福祉機関などの協力による地域精神保健ネットワークをつくり、精神発達遅滞、言語発達遅滞、自閉症、情緒障害などの早期発見と早期指導を行うことがとりわけ重要である。

(3) 学童期の精神保健

学童期に入ると心身の発達はますます進み、ことに脳はこの時期の終りまでにすでに成人に近い構造を持つようになる。精神保健的にみると、この時期は、前の乳幼児期や次の思春期にくらべると比較的安定した時期であり、その特徴は学校生活を通じての社会化と旺盛な知的発達にあるといえる。それまでは主として家庭内での両親や同胞との関係が中心であり、保護されていた状況にあったのが、次第に家族から離れ、人間関係は教師や友人に広がり、子どもは其中で一定の役割や責任も果たすようになる。特にこの時期の子どもにとっては、仲間どうしの遊びや交際は、後の社会における対人関係の基礎ともなり、子どもにとって非常に大切な意味をもつ。

学童期の精神保健の問題は、学校という集団場面への不適応や行動異常としてあらわれることが多い。近来、教育相談や児童精神科外来相談への主訴としてもっとも多い登校拒否を初めとして、さまざまな形の心身症、チックなどの習癖、学業不振、緘黙児、いじめられっ子などの形であらわれることが多い。これらの問題の発生には教師・友人との関係や、学校の雰囲気も関与するが、基本的には家庭における親子関係の問題がその基底にあることが多い。学童期後半になると、精神病、神経症、非行傾向なども始まり、学校保健を中心とした早期の対応が必要である。いずれにせよ学童期の精神保健対策としては、校医や養護教諭による保健活動との協力や、PTAなどを通じての家庭と学校と

の連携・協力が不可欠であり、そのためには学校や地域に対する日常の精神保健についての啓蒙活動が必要となる。

精神発達遅滞、言語障害、情緒障害、さまざまな身体的障害や慢性疾患などをもつ児童のための治療・教育も今後一層推進されなければならない。

(4) 思春期（青・少年期）の精神保健

思春期は人間の一生の中でも、身体的、心理的、社会的にもっとも変動の著しい時期である。生物学的には、生殖器官、内分泌系の成熟に伴って本能衝動がたかまり、第二性徴があらわれ、この変化は少年少女の心理を強く動揺させ不安定にさせる。

このような内的不安定は、一方において彼らの知的活動を刺戟し、抽象的、観念的な思考力を飛躍的に発達させる。少年は親を初めとする成人の世界の現実を改めて見直しながら、自己の同一性を確立しようとする。社会の矛盾を批判し、それに抗して理想を実現しようと願うが、そのような願望はしばしばあまりに理想主義的であり、主観的、自己中心的な色彩が強いこともあり、彼らの理想や願望は複雑な現実社会の中で挫折や失敗に出会うことが少なくない。こうして少年は次第に成長してゆくのだが、時には適応に失敗して現実逃避の非社会的行動や、社会に敵対的な反社会的行動に走る場合も出てくるであろう。この時期には同性の親しい友人、先輩だけでなく異性の友人も求めて対人関係が広がり、親への依存的な精神生活からの独立と、真実の対象愛の発達が起るのがふつうである。これまでのさまざまな対人関係や経験を統合して、社会の中における、男性あるいは女性としての役割や価値を見出し、成人としての自己を確立してゆくことは、複雑な近代社会にあってはなかなか困難な過程であり、統合と主体性確立の過程でおこる葛藤や失敗のあらわれが、あるいは登校拒否、家庭内暴力、校内暴力、長期留年、自殺企図、神経性食欲不振、あるいは性的非行や社会的逸脱行為などのさまざまな不適応障害としてあらわれる。この時期は精神分裂病、うつ病、さまざまなタイプの神経症の好発年齢でもある。とりわけ精神分裂病の初期症状は、思春期の心性の特徴と似ている点が多

いのでその対応には専門的な判断が重要になる。

現在のわが国では高校進学率は90%以上、大学短大進学率は35～37%に達しているが、このような過熱した進学状況は必然的に学業について行けず脱落するグループを生み、校内暴力、非行、暴走族、犯罪へと導くことも多い。思春期においては「成人」のよきモデルとしての父親や教師などとの関係が大切であるが、この点に問題が多いようである。

思春期に初発する精神病や神経症に対しては早期に専門的に治療を行い、学業を続けながら治療を行いリハビリテーションを旨とするためにも、親や教師や学校当局の理解と協力がことに必要である。このためには学校内の精神保健やカウンセリングの充実が必要である。

(5) 成人期および向老期の精神保健

成人期および向老期の精神保健上の問題は各年代に共通するものと、この時期に特有なものを含んでいる。このことは一般健康上の事柄と同じである。前者は生病老死にまつわる種々の苦痛や不安であり、欲求と願望充足の成功・不成功にかかわっている。ここにおいて願望が充足しているか否かは、人生の明暗の分れめとなる。後者はこの時期に特有な問題であり、逆にこの時期は、こうした問題群の好発年齢として特徴づけられる。

この時期は、成人という名称からも連想される如く、人生における初期の修練期をおえ、一定の地位や基盤を確立し、さらに発展・拡充が期待されている時期である。人生各期で達成されるべき課題があるとすれば、この時期は、就職・結婚・出産・育児・家庭や社会に対する義務の遂行といったものがあげられる。

熟年と一般に云われる内容の充実した響きの半面、身体的にも精神的にも、また経済的にも職場や家庭においては、かなり無理が強いられ、ストレスも大きい。これに加えて、40歳代から徐々に顕在化してくる老化現象、例えば体力や感覚機能の衰えの自覚、さらには更年期障害と一般にいわれている内分泌系の失調は様々な精神保健上の問題を惹起する要因となっている。この時期にこ

うした問題に遭遇することは、家族や周囲の人々にとってかなり重荷になるという意味で、社会的な影響も大きく、精神保健をきわめて不安定にさせる。

中高年の管理者層を襲ういわゆる「職場不適応状態」は、高度に専門技術化され、年功序列の秩序が崩壊してきている企業ではよくみられる現象であり、職場環境に由来する心身機能の失調も多い。また、疲労や不眠といった半健康状態を訴える企業人はことのほか多い。こうした問題と並んで、神経症、うつ病、心身症、精神分裂病といった疾病と診断されるものも存在する。このうち、昇進うつ病や、同僚に遅れを取ったためのうつ病、定年退職後のうつ病には特に注意する必要がある。また自殺・アルコール依存症や覚醒剤中毒も、この時期には多く発生する。なお男性、企業人とは別に考えねばならないグループは中年女性および主婦である。多くの疾病について性差があるということは今さらいうまでもないが、精神保健上の問題でも同様のことがいえる。

女性とくに主婦は、種々の問題点を抱えている。特に現在では多くの主婦が育児や児童の家庭教育を一通り終えた時が精神的な危機となる。また嫁、姑の問題や年老いた親の世話、近隣との問題なども精神的不健康のきっかけとなり得るし、更年期障害といわれる自律神経の失調状態は殆んどの場合、上記の心理的要因と相俟って出現する。さらにまた最近、女性のアルコール症や覚醒剤中毒の問題がクローズアップされてきているが、こうした傾向は欧米での傾向と軌を一にしている。

このような成人期および向老期には特有な精神保健上の問題が多いため、身体的な面への配慮とともに精神健康に関する教育や啓発は特に重要である。

(6) 老年期の精神保健

わが国においては平均寿命の延長とともに諸外国に類をみない程の速度で高齢人口が増加しつつある一方、老人をとり巻く社会環境の変化や老人に対する家族や社会の意識の変ぼうと相まって、老人における心身の問題に強い関心もたれてきている。なかでも身体的に虚弱な、いわゆるねたきり老人の増加、痴呆性老人を中心とする老人の精神障害の増加、老人の扶養介護、老人の生き

がいや老人の家庭および社会のあり方などさまざまな問題が注目されている。このような状況の中で、老人がより健やかな老後を送るためには身体健康の保持の重要性は言うまでもないことであるが、精神健康の保持・向上や老年精神障害の予防、早期発見、早期治療など老年期の精神保健の重要性がとくに強調される。この問題に対しては広く保健、医療、福祉を含めた総合的な対策が必要である。

老年期は向老期に続いて老化が一層明らかとなってくる時期で、身体面ばかりでなく精神面でも老化現象が生じてくる。それは脳の老化現象によるもので、記銘力、記憶力や知能の低下が起こり、新しい知識を身につけてゆくことができにくく、理解力や計算力も悪くなる。思考力も柔軟性に欠け、新しい事態への適応性も低下する。性格も若い頃の性格の偏りがとれ円満となる場合もあるが、時に表面化しなかった性格上の欠点が一層顕著になることもある。

老人をとり巻く環境にも変化が起こり、社会や職場からの引退、それに伴って社会的地位の喪失、収入の減少、対人関係の狭小や家庭内での中心的地位の喪失、嫁や婿との葛藤、配偶者との死別、疾病などが生じやすい。このように心身の老化と環境の変化の影響を受け、老人の心理は不安、孤独、抑うつに傾きやすく、心理的危機を生みやすい時期でもある。

老人が精神健康を保ち、健やかな老年期を送れるためには身体および環境の両面からの配慮がとくに必要とされるが、老人が家庭や社会の中で常に役割を与えられ活動できるような方策、老人の自立意識の育成や老人の生きがい対策は精神保健対策からみても重要な課題である。また、わが国では諸外国に比べて老人の自殺率が高い。この点について今後、精神保健面からの対策がとくに必要とされる。

老年期は精神障害が高率に発生する時期であり、痴呆疾患、うつ病、妄想病、神経症などが好発する。なかでも脳血管性痴呆や老年痴呆などの痴呆性老人が増加してきており、これら老人に対する保健、医療、福祉面からの総合的な施策および地域対策は緊急な課題となっている。

早期発見，早期治療の必要性は言うまでもないが，脳の老化防止や痴呆発生の防止のためには成人期からの健康管理，高血圧，心臓病，糖尿病などの成人病対策や栄養の管理も重要である。

老年期の精神健康の基礎づくりは成人期からであることを銘記し，将来に向けて予防を中心として生涯を通しての一貫した精神保健対策を論じてゆく必要がある。

4. 生活の場からみた精神保健

生活の場からみた精神保健は基本的には家庭、学校、職場およびそれらを含む地域社会全般の精神保健といえることができるが、社会の急激な変化に伴い生活の場も多様化し、それにしたがって精神保健の課題もさらに広がりを見せるようになった。その広がりには、移民生活、海外駐在生活、留学生活など国と国との交流に基づくもの、収容施設生活、単身生活など都市化と密接に関連するものなどである。わが国の場合、第二次世界大戦後の人口移動、年齢構成の変化などで示される社会の変貌が精神保健の問題にも強く反映しており、今後もさまざまな形で拡大することが予想される。以下、それらのうち、問題をしぼり、家庭、学校、職場の精神保健の現状と課題について略述する。

ただし、精神保健の問題は一般身体衛生のように対象の範囲が明確とはいえないので、問題と責任の所在との関係を整理できないところも多い。

(1) 家庭、家族と精神保健

胎生期から老年期までの各年代それぞれでふれているように、精神保健にとって家庭の占める役割はきわめて大きいものである。そしてそれらは都市化、工業社会化に伴う核家族化あるいは核家族の崩壊など、家族構成の変化が著しい国々で、一層明らかになっている。家族とか家庭は社会を構成する基本単位であるだけに、その検討はもとより多角的でなければならないが、最も重要な課題として精神保健面からのアプローチがあるといっていよいだろう。

さて精神保健にとって家族や家庭は、一つには病気とか不健康に対する予防的な意味合いから、そしていま一つは今かかえている病人などの世話の担い手という意味合いからみることができる。

予防的な観点とは、ともすれば各ライフサイクルそれぞれに応じた精神保健問題の発生をうながしがちな家庭の弱体化に対して、心理的な力の強化をはかろうとするもので、それには一般的な施策に委ねなければならない分野と、いわゆる地域社会の組織化および家族や家庭が陥った困難な状況に対する効果的

な援助法の確立などがあり、これらが総合して行われることが重要な前提となる。

一方、病人などの世話の担い手としての家族については、病人と家族双方のかかえている問題を可能な限り統合して考えることが望ましいこととなる。一般に病人は家族や家庭の情緒的な支持、日常的な相互交流を望んでおり、家族はそれを望みながらも病人が慢性化するにしたがってそれが不可能となる。この問題を解決するためには、従来のように家族や家庭から切り離された施設収容、専門家の手が及ばない家庭内での介護という現状をなるべく打破して医療と家庭が直結できるようにしなければならないが、これは今やわが国に限らず広く世界全体の課題となりつつある。この場合のポイントは、家族の情緒的な支えと世話の経験を施設でも活かせること、慢性の病人を世話している家庭にも専門家などの技術が及ぶこととされ、いわゆる地域社会精神保健プログラムにとって、家庭の機能との関連は理念のレベルを越えて大きな鍵となっている。現在、わが国はもちろん多くの国で家庭の規模が小さくなり、単身生活者が増加しているが、これに平行して精神的ストレスを解消する力が低下することもはや定説化しており、具体的な数値としても示されている。家族と精神保健の問題は、すでに述べたようにその国の文化によって異なる面も多く、今後の研究に委ねられなければならない点ももちろん少なくないが、これらを含めた研究の成果が広く社会政策に反映されるべき時代を迎えはじめたといつてよいであろう。

(2) 学校と精神保健

いわゆる学校衛生といわれるものの中で精神保健の問題がさまざまな形であらわれることは、学童期、思春期（青少年期）の精神保健の項で述べられているとおりである。そして、それら近來発生した問題の多くがいわゆる医学的な疾病（生物学的疾病）とはみられないこともあって、教育相談、児童相談の分野から保健医療まで多種の機関が個々にかかわっているのが特徴である。そのために一般の学校衛生、身体衛生に比べ、体制が整えにくく、積極的に取り組

みにくいことは否定できない点である。

とはいえ、小学校、中学校そしていわゆる義務教育ではないが進学率90%に達する高等学校は、実際問題として多くの学童、青少年にとって同世代の人たちと集団で過ごす場であり、知識を与えられ、交流し、友人関係を作り、社会的な規制を受ける場であるから、大学教育等が普及し、教育年限が延び就学率が向上するにしたがって、精神保健の問題も増加し多様化するのは必至のこととなる。そしてそれらに対しては教育の場で第一義的に解決がはかられるのが当然とはいえ、問題の多様化とともにさまざまな領域への波及も起きる。典型的にはいわゆる登校拒否、家庭内暴力、校内暴力などの現象がそれであるが、軽重の度合もさまざまなこの種の問題についてどのような領域が共同してその原因を探り、対策を講ずるか、また必要とされるケアをどこが担い、その費用負担はどうなるかなど、多くの課題が残されている。

(3) 職場と精神保健

合理化と技術革新が急速に進み、労働の質、量、密度の変化など労働環境に大きな変貌が起きつつある昨今、職場と精神保健の関係もまた次第に重要な課題になりはじめている。その状況は、労働が集約化され他律的となり、いわゆる人間疎外が進行しているということで表現できるが、それは一方では効率をほぼ唯一の尺度とするためにいわゆる精神的弱者が除かれることで問題視され、他方では職場関係で「人間の心がすさむ」ということで問題視され、しばしば共に精神保健の問題としてとらえられる。しかしながら、問題に対する受け手を明確にできない限り、不用意に幅を広げることもできない。

そこでここでは、疾病ないしそれに準ずるものに対する予防的立場からの検討、個々の問題発生に際しての職場としての世話、受け入れの二面に主として問題をしぼりたい。

もともと職場と精神保健の問題には基本的なところできわめて困難な問題がある。たとえば、早期発見といってもその精神保健活動が誰のためにあるかということ、より積極的な活動目標として情緒的な成熟とか社会的能力の開発な

どを取り上げるとしても、それは結果的に弱い個人を救うとは限らないということなどがこれにあたる。また前述のように、精神保健の範囲を主観的な満足感、士気などまで広げてしまえば、精神保健という概念があまり広くなり過ぎるという批判も起きるであろう。

とはいえ、企業にとっての生産性の問題、その一方で個々の病者、障害者の社会復帰にとっての企業の存在の重要性そのものは無視することができず、その間の矛盾を埋めるために、一つには社会的行動に及ぼす疾病の影響、機能不全の防止などの研究が要請され、二つには一般の形態の雇用が困難な人々に対する幅広い雇用保障制度の確立などが不可欠の課題となってくる。わが国の場合、社会の成り立ち、雇用のあり方からみて必ずしも先進諸国に対して職場の壁が厚いとのみはいえないが、リハビリテーションに関する技術面、制度面の早急な検討を迫られているとみるべきであろう。

5. 精神障害に関する知識

(1) 精神障害とその原因

精神障害は、異常な精神状態のさまざまなものの総称であり、医学の視点からは精神疾患としてとらえられている。しかし、古くから狂気の現象として医学のみならず宗教、哲学、文学などさまざまな分野においても注目されそれぞれの視点から重要な考察がなされてきた。また、精神障害に対する人びとの一般的な見方には社会文化的背景の相違や時代の移り変りにしたがいは違いのみられることもよく知られている。精神障害に対する見方や観点には、このようにそれぞれ異なるさまざまなものがあり、医学の視点からみた精神障害は、その一側面にしか過ぎない。しかし精神障害に対する医学からの接近は、現代の社会において重要な意義をもっており、精神衛生活動をすすめる上で有用と思われる基礎知識を与えてくれている。

医学の視点からは、精神障害の原因やそのなりたちを心身の異常や病変に求める試みがなされてきた。こうして、精神障害の一部については、身体的病変が基礎となって生じていることがはっきりつきとめられている。それらは外因性精神障害と名づけられており、精神機能に直接かわりをもつ脳の組織に変性、炎症、腫瘍、損傷などの病変が認められる器質精神病や、薬物や毒物の作用が原因としてからんでいる中毒性精神障害や、脳以外の身体疾患のさいに二次的に脳の働きが侵されて、主として一時的に生ずる症状精神病（一過性器質精神病状態）などがそれに属している。

また、心因性精神障害と名づけている一群があり、精神的ショックや複雑な対人関係から生じた心理的ストレスなどによって起り、そのなりたちが心理的に解釈される精神障害で、急性ストレス反応や神経症（ノイローゼ）などが例にあげられる。

しかし、原因と思われる身体的病理所見がまだとらえられず、しかもそのなりたちを心理的に解釈しつくすこともできていない精神障害も少なくない。そ

れらは内因性精神障害あるいは機能性精神病と名づけられており、精神分裂病、躁病、うつ病などの重要な精神病がこれに属している。

そのほか、性格の偏りの著しい異常性格や、知能発達の異常な遅れ、すなわち精神遅滞もまた医学の視点からとりあげられている。精神遅滞の一部には、先天性代謝異常、その他の身体的な原因の知られているものもある。精神疾患をその主要原因にしたがって整理すると以上のようになるが、しかし、どのような精神疾患においても、そのなりたちや経過には、心身両面のさまざまな要因のかかわりが認められており、予防や治療にあたって、重要な要因としてとりあげられねばならない。

主な精神疾患

精神疾患の種類は極めて多い。ここではそのうちのごく一部の主なもののみをとりあげてみる。

(2) 精神分裂病

精神分裂病は青年期に好発し、自我障害、幻覚、妄想、などの特徴的で奇異な精神症状や、緊張病性興奮と昏迷などの精神運動症状をあらわし、寛解と再発をくり返しつつ進行性の経過をたどり、情意の鈍化した特有な人格欠陥に陥る病気で、神経症や青年期にみられる反抗や登校拒否などによく似た状態ではじまることもある。

自我障害としては、「変な考えを頭にうかべさせられる」とか「おかしくないので笑われる」とか「行動があやつられている」などの「させられ体験」がみられる。幻聴がみられ、考えていることが声になってきこえたり、自分の行動をいちいち批判する声をきいたりする。また、電波をかけられてしびれる、などの体感幻覚のみられることもよくみる。日常の場面が、なにか意味あり気な不気味な色彩をおびて感じられる（妄想気分）とか、突然その場面にかくされていた意味が分る（異常意味顕現）などの症状も、急性期によくみられる。また、たえず見られ探られている（注察念慮）とか、考えていることが知れ渡り、テレビでそれが放映されている（思考伝播）などの症状もみられる、精神

分裂病の特徴は、対人接触面にもよくあらわれており、面接者は、感情交流の不自然な途切れを感ずる。

破瓜型、緊張病型、妄想型、単一型、などのタイプがある。

現在症状があらわれているケースについての年間有病率は0.23%と想定されている。精神分裂病に罹ると人がらの変化が生ずるが、それを従来的人格が発展したものとしてはとらえつくせない。恋愛や受験などが発病の誘因になる場合も少なくないが、そうしてあらわれてくる精神症状を、そのような心理的ストレスのみから了解することはできない。

身体的病理所見としてはっきりしたものはまだとらえられていないが、神経化学的研究や神経心理学的研究によって、いくつかの身体的病因仮説が出されている。遺伝研究では、遺伝的特徴から、さらにいくつかのタイプに分けられる疾患である可能性も示唆されている。家族研究では、分裂病家族に特徴的なコミュニケーション・パターンが注目されている。

精神分裂病は、しばしば社会適応に重大な障害を起させるが、近年の研究では、人格欠陥は必ずしも不可逆的な過程をたどるものでなく、治療的働きかけによって回復する可能性のあることも確められている。また、近年、この病気の軽症化が目立ち、治療法の進歩とあいまって、暗いイメージは払拭されつつある。

(3) 躁病とうつ病

躁病は著しい気分高揚、欲動亢進、観念奔逸、多動多弁、興奮などの症状をともなって急性にはじまり、数週で完全に回復するが周期的にくり返し再発することもある。

病気の時期には、対人関係面でトラブルを起したり、不眠や興奮が続くため身体的消耗も著しいので、入院治療が必要な場合が少なくない。

うつ病は躁病とは対照的に、強い抑うつ気分、思考力や意欲の減退がみられ、考えはまとまらず、なにも決断できない状態になる。貧困、罪業、心気などの内容の微少妄想がみられる。強い精神運動制止のために昏迷に陥ったり、また

強い焦燥気分に見られることもある。

ふつう数ヶ月の経過でおさまるが、回復期によく自殺企図がみられる。

躁病と同様に再発がみられ、なかにはうつ病相ばかりでなく、躁病相の病相を合わせもつものもあり、循環型と呼ばれている。

不眠、とくに早朝覚醒がみられ、覚醒時に強い抑うつと苦悶に襲われる。また夕方になると少し気分が楽になる、というように気分により変動がみられる。

うつ病のなかには、几帳面で責任感が強く仕事熱心でズボラなことができない性格の人を好んで襲うものがある（下田型うつ病）。また、昇進や家族成員の身の上の変化や引越しなどの、それまでの生活秩序が急に失われる状況で発症してくることもある。

循環型には遺伝要因が認められる。神経化学研究では、神経伝達物質（セロトニン、ノルアドレナリン）の動態が、躁あるいはうつ状態と密接な関連のあることが確かめられている。

うつ病には、そのほか退行期うつ病、神経症性うつ病、いわゆる仮面うつ病などの型がある。

(4) 脳器質性精神障害

ア 老年期および初老期の脳器質性精神病

主なものとして、アルツハイマー型痴呆、脳血管性痴呆、初老期痴呆などがある。

アルツハイマー型痴呆は、老化にもとづく単純な知的機能減退とは異なる特殊な疾患で、老年期にはじまり、老年人口の数%以下にみられる。

さきほど食事したことも忘れてしまうなどの記憶障害や、身近かの人がかたがた分からなくなったり、家を出るとすぐ迷子になったり、日時が分からなくなったりするなど見当識の障害がみられ、痴呆がすすむ。極端に怒りっぽくなるなど感情面にも異常があらわれ、人がらに変化が起る。妄想や幻覚がみられることもある。

脳組織に病変がみられ、脳は全般に著しく萎縮している。このような変化がなぜ生じてくるかについては未知のことが多い。遺伝素因は否定できない。

脳血管性痴呆は、脳動脈硬化などの血管病変を基礎に生じてくる。老年痴呆に比べると、痴呆にむらがあり（まだら痴呆）、痴呆の自覚が保たれていることもある。しばしば歩行障害や言語障害などの神経症状をともなう。脳血管病変の防止が、予防の重要な鍵になる。

初老期痴呆は、すでに40代からはじまる、進行性の痴呆を主とする疾患で、アルツハイマー病、ピック病、クロイツフェルトヤコブ病などの種類がある。それぞれに特有な脳組織病変がみられる。もっとも多いのはアルツハイマー病で、脳の病理所見は老年痴呆のそれによく似ている。しかし老年痴呆より、痴呆のすすみ方が速い。ピック病では、自制力や分別を欠いた異常な行動が目立ち、人がらの変化が著しい。クロイツフェルトヤコブ病では、中枢神経系に細胞変性による海綿状の組織病変（亜急性海綿脳症）がみられ、ある種のウイルス感染が原因とされている。末期には高度の痴呆、無言無動状態がみられる。

イ その他の脳器質性精神病

頭部外傷後遺症、脳腫瘍、てんかん、各種脳炎、多発性硬化症、パーキンソン病、ハンチントン舞踏病など種々の疾患を基礎に生じてくる脳器質性精神病が知られている。かつては、梅毒性脳膜炎による進行麻痺が、脳器質性精神病の代表的なものとされていたが、梅毒疾患に対する予防や治療法の進歩により、今では殆んどみられなくなっている。ハンチントン舞踏病は優性遺伝によって起るまれな疾患で、30代以降に発症し、四肢や顔面に不随意運動が起り、また進行性の痴呆をともなう。

(5) 中毒性精神障害

アルコール、麻薬などの薬物やあるいは毒物による中毒が原因としてからんでいる精神障害で、毒物中毒としては、一酸化炭素中毒、工業用化学物質の汚染などによる中毒、などさまざまなのが精神障害を起す危険がある。

アルコールや麻薬類などの中毒は、それらに対する依存をともなっている。

ア アルコール精神病とアルコール依存症

長期にわたり大量のアルコールを常用しているうちにアルコールなしではい

られなくなるアルコール依存が形成され、こうしたアルコール中毒を背景に、栄養欠乏などの条件が加わって種々のアルコール精神病が生じてくる。とくに、なにかの理由で飲酒を断っているときに禁断症状のかたちではじまることがある。急性、亜急性に起るものとして、振戦せん妄、アルコール幻覚症、アルコール性コルサコフ精神病などがある。

振戦せん妄は、不眠などの前駆症状にひき続いて急に発病し、発汗、発熱、全身のふるえとともに不穏状態になり、意識がくもり、せん妄状態になる。錯視や幻視があらわれ、とくに小動物が床や壁にうごめいて見える幻視などがみられる。また運動失調も生ずる。

アルコール性幻覚症では、強い不安状態と被害的な幻聴があらわれ、幻聴に左右されて行動を起すこともある。しかしせん妄のような意識障害はみられない。

アルコール性コルサコフ精神病は、振戦せん妄にひき続いて起ることもあり、最近の出来事の記憶が阻害され、時間的観念の異常が起り、作話がみられる。しばしば多発性神経炎を伴う。

慢性のものとしては、アルコール性慢性妄想病、アルコール痴呆、などがある。

アルコール精神病に準ずるものとして、病的酩酊がある。血中アルコール濃度が150mg/dl以上になると酩酊状態が生じてくるが、とくに興奮の著しいものは複雑酩酊と名づけられている。これに対し、病的酩酊は、突発的に起り、周囲の状況やふだんの人からからは思いもよらない異常な行動や暴行を起し、さめてからその間の記憶がない。

イ 麻薬中毒と薬物依存（物質常用病）

麻薬中毒は、麻薬（モルヒネ、ヘロインなどのアヘンアルカロイド、コカインなどのコカアルカロイド、合成麻薬性鎮痛剤、大麻、LSD）による慢性中毒で、常用するうちに耐性が生じ、一層多量の麻薬を用いるようになる傾向がある。また、麻薬による陶酔感や幻覚などの非日常的な体験を味わいたいとい

う両面から、ますます麻薬が断ちがたくなる。麻薬依存がこうして形成され、神経系の障害や肝機能の障害が起ったり、注意集中困難や記憶力減退などがある。また禁断時に、不眠、全身倦怠、発汗、流涎、ふるえ、悪寒戦慄、下痢、興奮、失神、虚脱などの禁断症状を起したりする。また、麻薬欲求のために反社会的行為を起すなど、生活に著しい破綻をきたす。

こうした依存は麻薬のみならずアルコールなどの嗜好品やさまざまな薬物によっても形成され、乱用や中毒を起す危険がある。薬物依存あるいは物質常用病と称されている。覚醒剤（アンフェタミン）、有機溶剤（シンナー、ボンド）、睡眠剤、精神安定剤などによる物質常用病がみられる。なお、依存には精神的依存と、禁断症状を起す身体的依存があり、モルヒネ、ヘロインなどのアヘンアルカロイドやアルコールは精神依存と同時に身体依存が形成され、コカイン、大麻、有機溶剤、覚醒剤などでは精神依存が形成される。覚醒剤の常用によって、精神分裂病の慢性状態に似た状態が起る。有機溶剤の常用では、しばらく中止しているあいだに突然、使用時にみられた幻覚妄想状態がよみがえってくるフラッシュバック現象のみられることがある。

(6) 症状精神病

いろいろな身体疾患のさいに、発熱、低酸素、体液成分の異常、毒素などが脳機能に障害を生じさせることがある。ふつう一過性で基礎になっている疾患の治療により回復する。一過性器質性精神病とも名づけられている。

あらわれる症状はさまざまであるが、しばしばせん妄、もうろう状態などの意識障害がみられたり、幻覚妄想状態や躁状態が起ることもある。

急性熱性疾患、内分泌疾患、代謝性疾患、血液疾患、肝障害、腎障害など、症状精神病の基礎になりうる疾患には多数のものがある。SLEや神経ペーチェット病も精神症状を起すことがある。また、妊娠中や産褥期にもみられることがあり、とくに産褥期にあらわれる精神障害は産褥精神病と呼ばれている。

また、腎透析や集中治療のさいにもまれに一過性に精神症状のみられることがある。このように、治療上精神科との連携が必要となる場合があり、その

ような連けいを特にリエゾン精神医学ということがあるが、これはもちろん症状精神病の場合に限るものではない。なお、医薬品のなかには精神症状をその副作用として生じさせるものがある。

(7) 心因性精神障害

心理的ストレスが適切に処理されないと不適応状態が起り、しばしば精神障害をとまなうことがある。なにが処理困難なストレスになるかは、その個人のいろいろな条件によっても左右される。災害や事故に遭遇して強い精神的ショックを受けた場合には、急性ストレス反応を起すことがあり、情動や行動の混乱や無感動状態がみられることがある。

海外出張、拘禁、日常社会から孤立した状況での集団生活なども、しばしば強い心理的ストレスを生み、一過性反応性の精神障害をひき起すことがある。

また、性格的な要因がからんで、一見些細な心理的ストレスによって妄想反応が起ることもある。性格反応性妄想で、好感な性格者にみられる敏感関係妄想や、熱中的で頑固な性格者にみられる好訴妄想などがその例にあげられる。

神経症もまた、心理的ストレスが内的抗争を心に生じさせ、そこから生ずる不安がいろいろな症状になってあらわれてくる慢性の精神障害で、不安神経症、ヒステリー、恐怖症、強迫神経症、抑うつ神経症、神経衰弱、離人神経症、心気症など、さまざまなタイプに分けられる。

(8) 小児期の精神障害

小児期には成人期とは違ったさまざまな精神障害がみられる。精神遅滞、異常習癖、さまざまな行動障害、自閉的発達障害などである。

精神遅滞は発育期の知能が平均よりも有意に低く、しばしば適応行動の欠如がともなうもので、人口の2～3%にみられる。知能の程度によって、軽度、中等度、重度に分けられている。心理的社会的要因よりも主として身体的な要因がその成因としてかかわっている。例えば、母体内での感染（風疹、トキソプラズマ症）や周産期障害や出生後の障害による脳の発達障害などがある。また、特殊な原因として、染色体異常（ダウン症候群など）先天性代謝異常（フ

フェニルケトン尿症、ガーゴイリズム、ニーマンピック病など)、母斑症に伴うもの(スタージウェーバー病など)などがある。

フェニルケトン尿症は1万～1万五千人に1人の割合でみられる。先天性アミノ酸代謝異常で起り、生後1年以内に低フェニルアラニン食を与えると知能の正常化が期待できるとされている。

早期幼児自閉症は、人口1万に2～3人の割合でみられる発達障害で、奇妙なことばづかい(反響言語、人称代名詞反転、など)回転する物への異常な関心、逆に人に対する関心がうすく対人的接触に異常がみられる、同一性保持、などの変った症状がみられる。潜在的には知能力を保っているようにみえる。2, 3歳の時期に異常に気づかれることが多い。

変った発達障害としては、このほか、母親との分離ができず異常にまつわりつき、母親との共生関係を異常に保とうとする共生的幼児精神病や、学童期になって目立ってくる対人接触の異常を示す、自閉の精神病質などがある。

第2章 精神保健行政の現状と展望

1. 精神保健行政のしくみ

精神保健行政は、公衆衛生行政の一分野として推進されている。一般的に衛生に関する行政は、①家庭や地域社会等の国民一般を対象として行う一般衛生行政（厚生省所管系統）、②学校における生徒を対象として行う学校衛生行政（文部省所管系統）、③事業場等の職場における従業者を対象として行う労働衛生行政（労働省所管系統）の3つに大別されている。このほか、近年、公害に起因する健康被害の深刻化等を背景として、環境衛生行政（環境庁所管系統）が新たな分野の衛生行政として展開されてきている。

一般衛生行政は、更に、①予防接種・集団検診等の予防医学を主体とした疾病の直接的予防を目的とする予防衛生行政②栄養改善・精神保健等の健康の積極的な向上増進を図ることを目的とする保健衛生行政③食生活の安全性の確保や快適な生活環境の創造等を目的とする環境衛生行政④医療の普及向上や供給体制の整備等を目的とする医事衛生行政⑤医薬品等の安全性の確保や麻薬等の取締りなどを目標とする薬事衛生行政とに分類されている。

一般衛生行政を担当する国レベルの内部部局は、厚生省の健康政策局、保健医療局（老人保健部を付置）、生活衛生局（水道環境部を付置）及び薬務局のいわゆる衛生四局と称される局である。

一般衛生行政の推進組織としては、厚生省を最高機関とし、行政が市区町村末端まで一貫して推進できるように、順次、都道府県（衛生主管部局。通常の場合は、保健所を設置する市も含まれる。）→保健所→市区町村（衛生主管部局、課又は係）という基本的な体系が確立されている。

次に、精神保健行政の推進組織を見ると、厚生省では保健医療局の精神保健課が主管課となっており、附属機関として国立精神・神経センター精神保健研究所（昭和61年10月1日、従来の国立精神衛生研究所が廃止され、国立高度専

門医療センターとして位置づけられた。)及び公衆衛生審議会が置かれている。

国立精神・神経センター精神保健研究所は、昭和27年に国立精神衛生研究所として千葉県市川市の国立国府台病院敷地内に設置された。精神疾患及び精神薄弱その他の発達障害並びに精神保健についての調査研究や技術者の研修を行う機関として、国レベルにおける精神保健に関する科学技術の中核的役割を担っている。

現在の組織は、精神保健計画部、薬物依存研究部、児童・思春期精神保健部、成人精神保健部・老人精神保健部・社会精神保健部・精神生理部・精神薄弱部・社会復帰相談部の研究9部と庶務課から成っており、研究職30人を擁している。

公衆衛生審議会は、公衆衛生に関する重要事項について厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対して意見を述べる権能を有する機関である。委員は100人以内で任期は2年であるが、必要に応じて専門委員が置かれる。これらの委員は学識経験のある者などから任命される。

同審議会には精神衛生部会が設置され、精神保健行政の適切な推進を図るために必要な事項を調査審議する。

都道府県における精神保健行政は、衛生主管部局の精神保健主管課（保健予防課・公衆衛生課等）で担当されている。精神衛生法関係法令による市区町村長に対する機関委任事務はごく少なく、一方、都道府県知事の権限はその管轄下にある保健所長以外には委任（保健所法第3条）できないので、行政事務のほとんどが都道府県と保健所で処理されるものとなっている。

また、都道府県には、

- ① 都道府県における精神保健に関する総合技術センターとしての機能をもった精神衛生センター（法第7条。全国で43施設）が置かれている。業務は、関係諸機関に対する技術指導・援助、関係職員の教育研修、知識や思想の広報普及、精神保健に関する調査研究や関係情報の収集、複雑困難な事例についての相談・指導の実施、家族会、断酒会等の協力組織の育成

等を行っている。

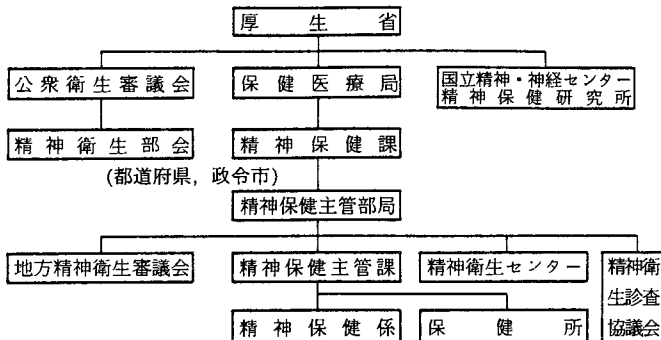
② 都道府県段階での精神保健に関する事項の調査審議機関として、委員10人以内（任期3年）から成る地方精神衛生審議会（法第13条）が置かれ、知事の諮問に答え、又は自ら意見の具申を行いうる権能をもつものとなっている。

③ 「通院医療費公費負担」について、その申請の内容を診査し、意見を述べるための精神衛生診査協議会（法第15条）が置かれている。委員は5人（任期2年）で、精神保健医療事業の従事者と関係行政機関の職員のうちから任命されている。

一方、各地域における精神保健行政の第一線の実施機関は保健所（昭和62年6月現在852ヵ所）である。保健所は、精神衛生法関係法令に基づく機関委任事務を処理するだけでなく、地域住民の保健需要に応じ、公衆衛生機関として行う広範にわたる精神保健サービス事業を実施している。また保健所には、精神障害者等に対する保健医療サービスの徹底を期するなどのため、必要に応じて相談・指導のための訪問を行う法定資格をもった精神衛生相談員が配置されており、その任命は都道府県知事又は保健所設置市長によって行われている。今後は、この制度の一層の充実が望まれている。

市区町村の精神保健行政組織は、おおむね都道府県の組織に準じて行われている。

図1 精神保健行政組織のしくみ

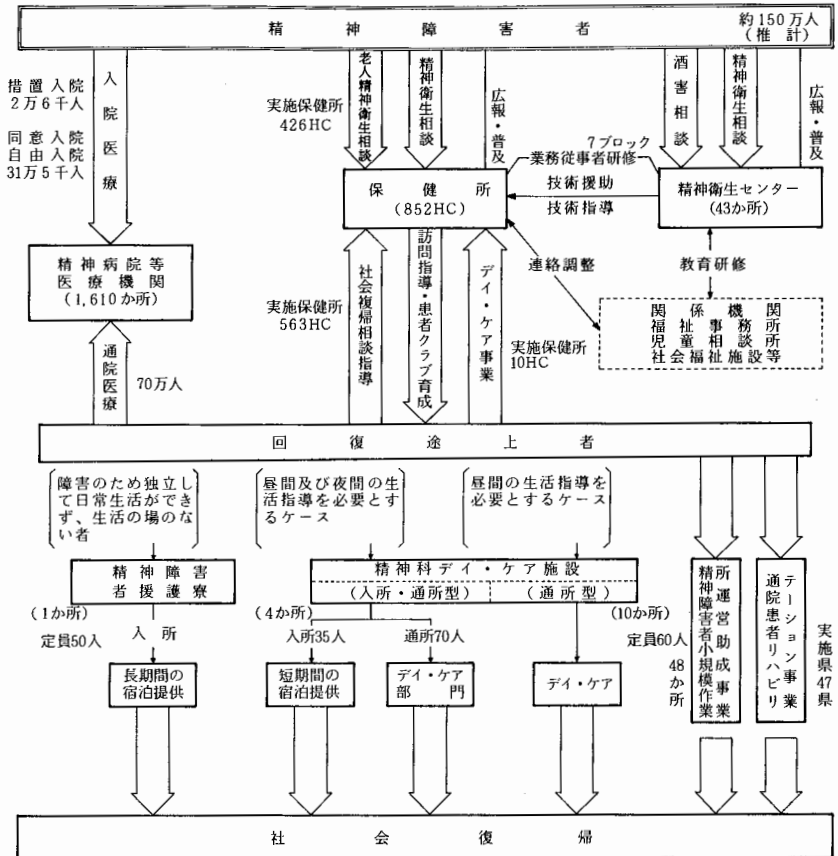


2. 精神障害者対策

「精神障害者」とは、精神病者（中毒性精神病者を含む。）、精神薄弱者及び精神病質者をいい（法第3条）、その数は昭和60年10月1日の人口及び昭和38年精神衛生実態調査有病率から約150万人と推定されている。

精神障害者対策においては、医療技術の進歩、社会情勢の変化等を背景とした昭和40年の法改正を経て、入院・通院医療、訪問指導等の充実とともに、精神障害者に対する各種社会復帰施策が重要なものとなってきている。

図2 精神障害者対策の概要（昭和62年4月1日現在）



(1) 医療体制

精神医療体制は、一般の身体的疾患における自由な医療契約に従った医療体制に加え本人の同意を得ないで、かつ行動の制限を行って医療を行うことができる措置入院制度や同意入院制度の独特な性格を有した制度に伴った医療体制が組み立てられており、それらを規定したものが精神衛生法である。精神衛生法では①知事の権限によって入院させることのできる措置入院、緊急措置入院、②保護義務者の同意によって入院させることのできる同意入院、仮入院の制度がある。もちろん自由契約によって本人の意志で入院できることはいうまでもない(自由入院)。

また、措置入院や緊急措置入院をさせるために必要な手続きとして精神衛生鑑定医制度が定められており、不当な入院医療が行われないように配慮されている。

通院医療は自由契約によりなされているが、とくに精神医療においては長期間の継続的な医療を確保する必要がある、そのために通院医療費公費負担制度が設けられている。

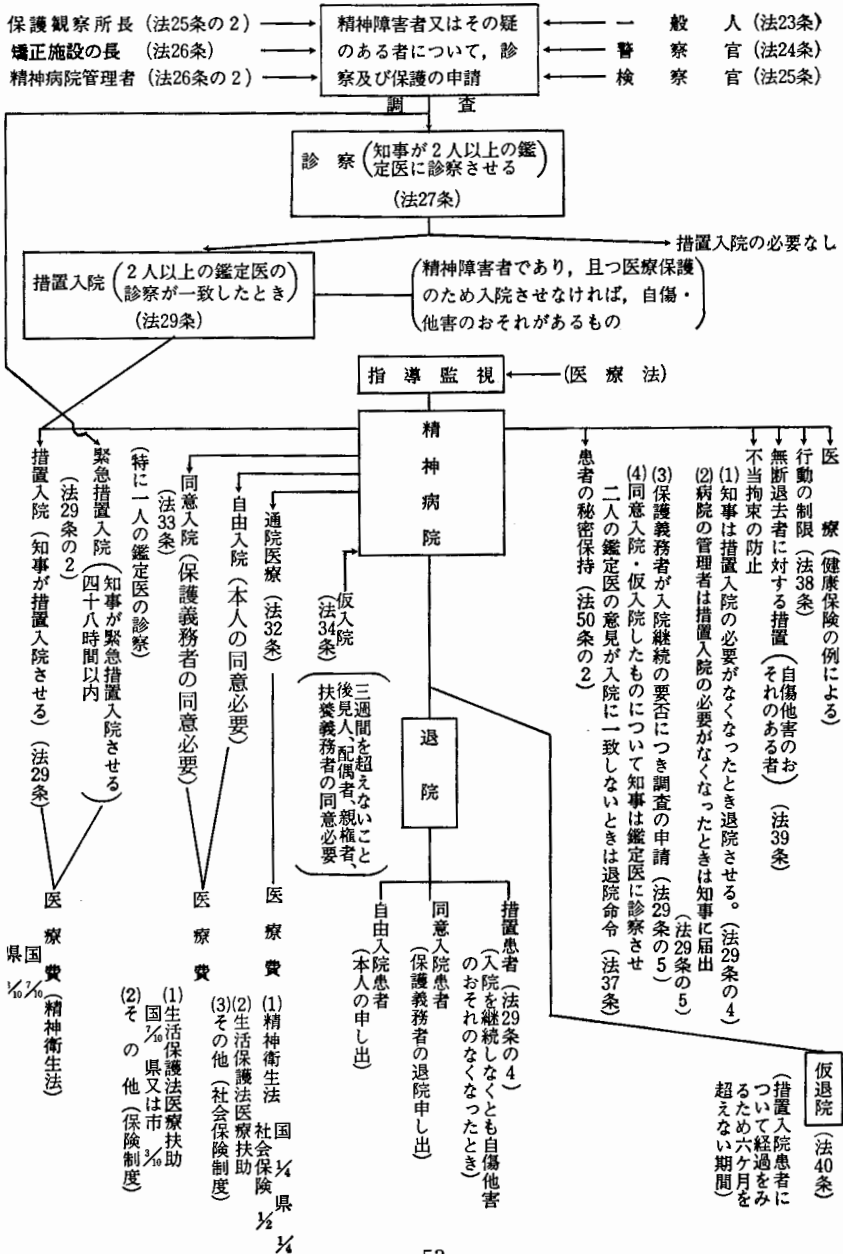
さらに新しい通院医療の形態としてデイ・ケアやナイト・ケアの発展が期待されている。

ア 精神衛生鑑定医制度等

(ア) 精神衛生鑑定医等

精神障害者には、正常な意思能力を欠き、しかも、自分が精神障害者であるという意識、すなわち病覚を有しない者がある。この場合、その医療保護は、本人の意思のいかんにかかわらず必要に応じて行われなければならない、強制的な手段もとりうることとせざるを得ない。しかしながら、それは同時に人身の自由の拘束となり、一步誤れば人権の侵害にもなるので、その執行には慎重な配慮を必要とする。すなわち、医療保護のための強制は、その者が精神障害者であって必要やむを得ない限りにおいて行われるべきであり、その判断は公正にして正確であることを要するのである。

図3 精神衛生法



このような見地から、かかる判断を下すための専門家として精神衛生鑑定医の制度が設けられている（法第18条）。

精神衛生鑑定医の職務は極めて重要なものであるため、その指定には一定の要件が定められている。すなわち、精神衛生鑑定医は、精神障害の診断、治療に関し、少なくとも3年以上（運用で5年以上としている。）の経験を有する医師で、厚生大臣の指定を受けたものである。その職務は都道府県知事の監督の下に、精神衛生法の施行に関して、精神障害の有無ならびに精神障害者につきその医療保護を行う上において入院を必要とするかどうかの判断を行うものである（法第27、37条）。

精神衛生鑑定医の数は、昭和62年6月現在で4,182名であり勤務場所では国立病院334名、都道府県立病院296名、市町村立病院105名、公的医療機関107名、個人立及びその他法人立病院3,098名、県本庁17名、保健所29名、精神衛生センター48名、その他148名となっている。

(イ) 申請・通報・届出

a 一般人からの申請（法第23条）

精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができ、一定の事項について保健所長を経由して都道府県知事に申請することとされている。

この申請は、必ず文書によることとされ、かつ罰則を設けることによってその慎重性を要求し、障害者の人権の保護を図っている。

b 警察官からの通報（法第24条）

警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないとされている。

c 検察官からの通報（法第25条）

検察官が、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について

- ① 不起訴処分にしたとき
 - ② 裁判（懲役、禁固又は拘留の刑。ただし執行猶予の言い渡しをしない裁判を除く。）が確定したとき
 - ③ その他特に必要があると認めるとき
- は、すみやかにその旨を都道府県知事に通報しなければならないこととされている。

d 保護観察所の長の通報（法第25条の2）

保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならないとされている。

e 矯正施設の長からの通報（法第26条）

矯正施設（拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ症状の概要等を本人の居住地の都道府県知事に通報しなければならないこととされている。

f 精神病院の管理者の届出（法第26条の2）

精神病院の管理者は、入院中の精神障害者であって、第29条第1項の要件に該当すると認められる者から退院の申出があったときは、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

昭和61年中の申請、通報、届出件数は6,040件であり、そのうち法29条該当者は2,313件となっている。

イ 入 院

精神障害者の中には、精神障害のために生活の維持あるいは財産の保全能力を欠き、また病識を有しないために精神障害の医療を受けようとしな

合もある。このような精神障害者に対しても必要な医療保護を加えて精神障害の治療を図るとともに、併せて精神障害のために他人に危害を及ぼすことを防止することも必要である。

このため精神衛生法では、保護義務者を定めたり、申請、通報、届出あるいは精神鑑定、措置入院、緊急措置入院、同意入院、仮入院等の規定を設け精神障害者の医療保護を行っている。

(ア) 措置入院

a 入院措置

措置入院制度は、入院させなければ自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者を法第29条により強制的に入院させる制度であり、その概要は図4のとおりである。

法第27条は、一般人からの申請と警察官、検察官、保護観察所の長あるいは矯正施設の長からの通報、精神病院の管理者からの届出があり、調査の上必要があると認める場合（法第23～26条の2。表3）又は自傷他害のおそれが明らかである場合、都道府県知事は精神衛生鑑定医をして診察をさせなければならない旨を規定しており、法第29条は、2人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ医療保護のため入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることに診察が一致した場合には、都道府県知事は、その者を本人又は保護義務者の同意の有無にかかわらず強制的に国・都道府県立精神病院又は指定病院に入院させることができる旨を規定している。

なお、鑑定医の診察の前提となる一般人の申請については、必ず文書によることとされ、かつ虚偽の申請に対する罰則を設けることによってその慎重性を要求し、障害者の人権の保護を図っている。

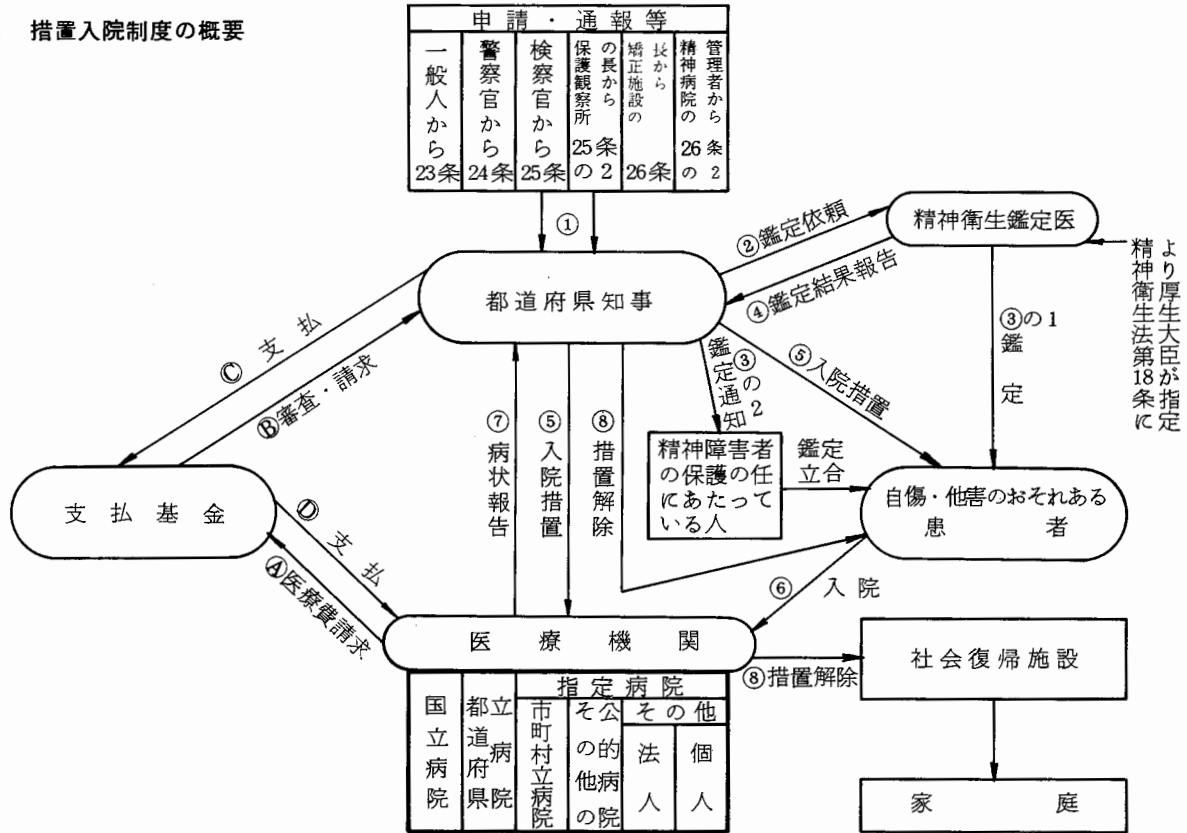
この措置入院の制度は従来から存在していたが、昭和36年10月に精神衛生法が改正され、措置入院患者の医療費支払方法が統一され、措

表3 年次別精神障害者鑑定申請・通報・届出の処理件数

	総数			一般からの申請			警察官からの通報			検察官からの通報			保護観察所長からの通報			矯正施設の長からの通報			精神病院管理者からの届出		
	申請通 報届出 件数	法第29 条該当 症状の 者	%	申請 件数	法第29 条該当 症状の 者	%	通報 件数	法第29 条該当 症状の 者	%	通報 件数	法第29 条該当 症状の 者	%	通報 件数	法第29 条該当 症状の 者	%	通報 件数	法第29 条該当 症状の 者	%	届出 件数	法第29 条該当 症状の 者	%
	40	33,965	17,590	51.8	26,698	13,417	50.3	5,407	3,362	62.2	1,167	648	55.5	-	-	-	693	163	23.5	-	-
41	32,052	18,258	57.0	23,433	13,294	56.7	6,046	3,668	60.7	1,165	600	51.5	116	25	21.6	749	189	25.2	543	482	88.8
42	31,109	19,098	61.4	22,524	13,936	61.9	5,819	3,587	61.6	1,018	567	54.1	131	32	24.4	689	159	23.1	898	817	91.0
43	28,885	18,319	63.4	19,967	12,848	64.3	6,007	3,863	61.3	1,026	543	52.9	82	30	36.6	677	165	24.4	1,126	1,050	93.3
44	27,398	17,434	63.6	19,128	12,532	65.5	5,827	3,494	60.0	994	524	52.7	67	31	46.3	605	166	27.4	777	687	88.4
45	25,661	16,820	65.5	17,163	11,801	68.8	5,981	3,491	58.4	997	491	47.2	125	30	24.0	487	159	32.6	908	848	93.4
46	24,332	15,902	65.4	15,795	10,959	69.4	6,061	3,461	57.1	1,069	510	47.7	74	24	32.4	479	125	26.1	854	823	96.4
47	22,912	14,593	63.7	14,357	9,868	68.7	6,065	3,238	53.4	1,024	451	44.0	53	13	24.5	467	112	24.0	946	911	96.3
48	19,484	11,584	59.3	11,401	7,555	66.2	5,796	2,743	47.3	1,041	411	39.5	46	10	21.7	420	85	20.2	780	744	95.4
49	17,321	10,154	58.6	9,833	6,673	67.9	5,197	2,287	44.0	1,159	394	34.0	43	7	16.3	343	81	23.6	746	712	95.4
50	16,469	9,383	57.0	9,084	6,005	66.1	5,107	2,124	41.6	1,156	417	36.1	38	8	21.1	364	77	21.2	720	692	96.1
51	14,751	8,247	55.9	7,551	5,117	68.2	5,022	2,017	40.8	1,131	353	31.2	49	13	26.5	336	56	16.7	662	631	96.3
52	13,615	7,361	55.1	6,558	5,417	67.4	4,836	2,911	39.5	1,137	326	28.7	39	7	17.9	400	71	17.8	645	629	97.5
53	11,694	6,368	55.5	5,293	3,725	70.4	4,340	1,643	37.9	1,097	353	32.2	44	19	43.2	334	52	15.6	586	576	98.3
54	10,633	5,564	52.3	4,357	3,010	69.1	4,330	1,639	37.9	1,084	362	33.4	25	3	12.0	323	53	16.4	514	497	96.7
55	9,556	4,791	50.1	3,525	2,447	69.4	4,152	1,514	36.5	1,137	413	36.3	30	6	20.0	341	57	16.7	371	354	95.4
56	8,964	4,110	45.9	3,036	2,006	66.1	4,150	1,362	32.8	1,126	411	36.5	32	7	21.9	328	43	13.1	292	281	96.2
57	8,390	3,438	41.0	2,213	1,391	62.9	4,394	1,311	39.8	1,169	409	35.0	30	5	16.7	327	73	22.3	257	249	96.9
58	7,480	3,293	44.0	2,056	1,333	64.8	3,761	1,249	33.2	1,100	402	36.5	24	5	20.8	279	54	19.4	260	250	96.2
59	6,952	3,060	44.0	1,744	1,186	68.0	3,611	1,209	33.5	1,090	388	35.6	26	3	11.5	250	49	19.6	231	225	97.4
60	6,480	2,727	42.1	1,336	877	65.6	3,510	1,208	34.4	1,190	426	35.8	16	4	25.0	263	59	22.4	165	153	92.7
61	6,040	2,313	38.3	1,125	723	64.3	3,485	1,062	30.5	1,007	349	34.7	14	1	7.1	264	45	17.0	145	133	91.7

資料：厚生省報告例

図4 措置入院制度の概要



置入院費についての国の補助率が2分の1から10分の8に引き上げられるなどの予算措置が講ぜられた。

ただし、昭和61～63年度の国の補助率は、国の補助金等の臨時特例等に関する法律により10分の7となっている。

b 病状報告及び実地審査（法第29条の5第2項）

措置入院患者の措置症状が消失したにもかかわらず、入院措置の処分が継続して行われぬようチェックするための制度であり、都道府県知事は、病院管理者に対し、6ヵ月の範囲内で定期的に、又は随時、病状報告を求め、これを鑑定医で構成する病状診査委員会で診査することとしている。

また鑑定医による実地審査は原則として各患者につき年1回実施し、これ以外にも必要に応じて行うこととしている。

c 措置解除

措置入院となった要件がなくなれば当然これを解除しなければならない。すなわち、知事は自傷他害のおそれがないと認められるに至ったときは、その患者を収容している病院の管理者の意見を聴いた上で直ちに退院させなければならない（法第29条の4）。また、病院の管理者は、自傷他害のおそれがないと認められるに至ったときは直ちにその旨を知事に届け出なければならない（法第29条の5第1項）。これは措置入院制度が一つの行政処分として患者を拘束するものであるから、その適用を必要最小限に食い取めておく必要から規定されたものであり、たとえ管理者からの届出がなくとも必要に応じて病状を診査しなければならない。

なお、本人又は保護義務者からの調査請求（法第29条の5第3項）に対しても措置症状の有無について積極的に調査しなければならない。

d 仮退院

措置入院患者を一時的に退院させて経過をみることが適当であると

認められるとき、病院管理者は都道府県知事の許可を得て、6ヵ月を超えない範囲で仮退院させることができる（法第40条）。従って外泊とは基本的に異なる性質のものであり、措置患者に対する外泊は認められない。

(イ) 緊急措置入院

精神衛生法第29条の2で規定する緊急措置入院制度は、措置入院制度と同様、強制措置として入院させるものである。

この対象者は、措置入院の場合と同じく、精神障害者であって直ちに入院させなければその精神障害のため自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認められるものについて、急速を要し、措置入院をさせるための手続をとることができない場合には、緊急に措置入院させることができる。

この場合にも、本人又は関係者の同意は必要ではないが、精神障害についての精神衛生鑑定医1名の診察は必要とされるし、収容施設は国・都道府県立精神病院若しくは指定病院である。

緊急措置入院の期間は48時間を超えることはできないこととなっており、また都道府県知事は緊急措置入院の措置をとった場合には、速やかに、その者につき、精神衛生法第29条に規定する措置入院に移行させるかどうかを決定することになっている。また緊急措置入院は、入院開始後48時間以内に措置入院に移行しない限り、退院させなければならない。

(ウ) 同意入院

措置入院及び緊急措置入院は、都道府県知事の権限に基づき、本人又は関係者の同意の有無にかかわらず行われ、公的な医療及び保護の実施を目的とするものである。これに対し同意入院は、私的な医療及び保護の実施を目的とするものであるが、本人の同意は要件とされず、また自由を拘束するという点において強制的な性格を有するものである。

同意入院の対象となる者は、精神病院の管理者が診察した結果、精神

障害者であると診断した者であり、入院の要件は、その者が医療及び保護のために入院の必要があると認められること、及び入院について保護義務者の同意があることである。

同意入院について同意をなし得る者は法第20条に規定された保護義務者だけであり、保護義務者がいない場合又はその者が保護義務を行うことが出来ない場合は法第21条により市町村長が保護義務者となる。

精神病院の管理者は、同意入院の措置をとったときは同意書を添えて10日以内に都道府県知事に届け出ることになっている（法第36条）。知事は届出内容に疑問があるときその他必要があると認められるときは、実地審査を行って同意入院の継続の要否を審査し、不要と認めるときは退院命令を出すことができるとされている（法第37条）これは、不必要な同意入院の継続によって精神障害者の人権が侵されることのないよう、知事の事後的な是正措置を規定したものである。

61年中の同意入院及び仮入院の届出数は166,661件となっている。

なお、同意入院については、「精神障害者の取扱について」（昭和32.3.19.厚生省公衆衛生局長通知）によって運用されており、その関連部分は次のとおりである。

○精神障害者の取扱について

昭和 32 年 3 月 19 日衛発第 208号
各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知

1 入院にあたっての精神障害者の取扱

(1) 保護義務者の同意による入院について

(イ) 保護義務者とは、精神衛生法（昭和25年4月1日法律第123号）（以下単に「法」という。）第20条に規定する精神障害者の後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者であって、これらの者の認定はすべて民法の規定に従うものであること。

(ロ) 精神病院の長は、保護義務者であることが入院の事情等から疑わしいと思われるとき又は保護義務者たり得る者が数人あるときは法第20条第2項の規定による順位に従っているか、また同項第4号の規定による数人の扶養義務者の中から選任された保護義務者である場合にそれが家庭裁判所の選任に係るものであるかについて特に留意して確認しておくこと。後見人が同意者となっている場合は、民法（明治29年3月27日法律第89号）第858条第2項の規定によって家庭裁判所の許可を得たものであるかについても同様確認しておくこと。

(ハ) 入院させるにあたっては、医師が本人に面接もせずに診断を下すことのないよう厳に注意すること。

(ニ) 法第33条又は第34条の規定によって入院又は仮入院のあった場合、当該精神病院の長は、法第36条の規定による届出を必ず法定の10日以内になすものであること。都道府県知事は、届出された事項について不審の点があって調査する必要があると思われるときは、放置しておくことなく速やかに当該吏員をして調査せしめるものであること。当該吏員が調査した結果、入院の要否について疑問があると考えられるときは鑑定医を派遣して診察を行わせ、また同意した保護義務者が法第20条に規定する保護義務者であるかどうか疑わしいときは当該病院長に対しその確認を命ずること。

(ホ) 精神病院の長は、入院に当り本人が入院を希望する場合であっても精神障害者という特殊性に鑑み本人の同意書のほかに念のため保護義務者の同意をとっておくことが望ましいこと。

(二) 仮入院

仮入院とは、精神病院の管理者が診察した結果、精神障害の疑いがあるがその診断に相当の日時を要すると認める者を、その後見人、配偶者、親権を行う者その他の扶養義務者の同意がある場合に、本人の同意がなくても、3週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることが

できるという制度である。本人の同意を要件とせず、また特定の同意を必要とする点で同意入院と同じ性質のものであるが、同意入院が精神障害者の医療及び保護のために行われるものであるのに対し、いまだ精神障害者であるか否か確定しない者を対象とし、その診断のために行うという限られた目的のために行われる。したがってその期間についても制限が付されている。

入院の期間は3週間を超えることができないので、3週間以内になお診断がつかない場合には退院させなければならない。一方、精神障害者であると診断された場合も、もはや仮入院としての入院は認められない。仮入院の場合も同意入院と同様、届出の義務、実地審査及び退院命令が規定されている。

(オ) 自由入院

自由入院とは、精神障害者自らの意思に基づいて入院することを意味する。

精神障害者であっても、その障害の程度によっては病覚があり、是非を弁別しうる者もあり、それらの者の入院及び退院については、一般疾病の場合と同様に考えられるので、精神衛生法では特別の規定は設けられていない。

ウ 通 院

精神障害者のうち、自傷他害のおそれがなく、かつ、入院医療を要しない者は、通院することによって医療を受けることができる。

その場合にこの通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるために都道府県がその医療に要する費用の2分の1を公費で負担する制度を通院医療制度という。また精神障害者に対して昼間の一定時間通院して通常の外来診療に併用して行う社会復帰集団治療を精神科デイ・ケアといい、午後4時以降に開始される社会復帰集団治療は精神科ナイト・ケアという。

(ア) 通院医療費公費負担制度

a 通院医療費公費負担制度の概要

通院医療制度の概要は図5のとおりである。

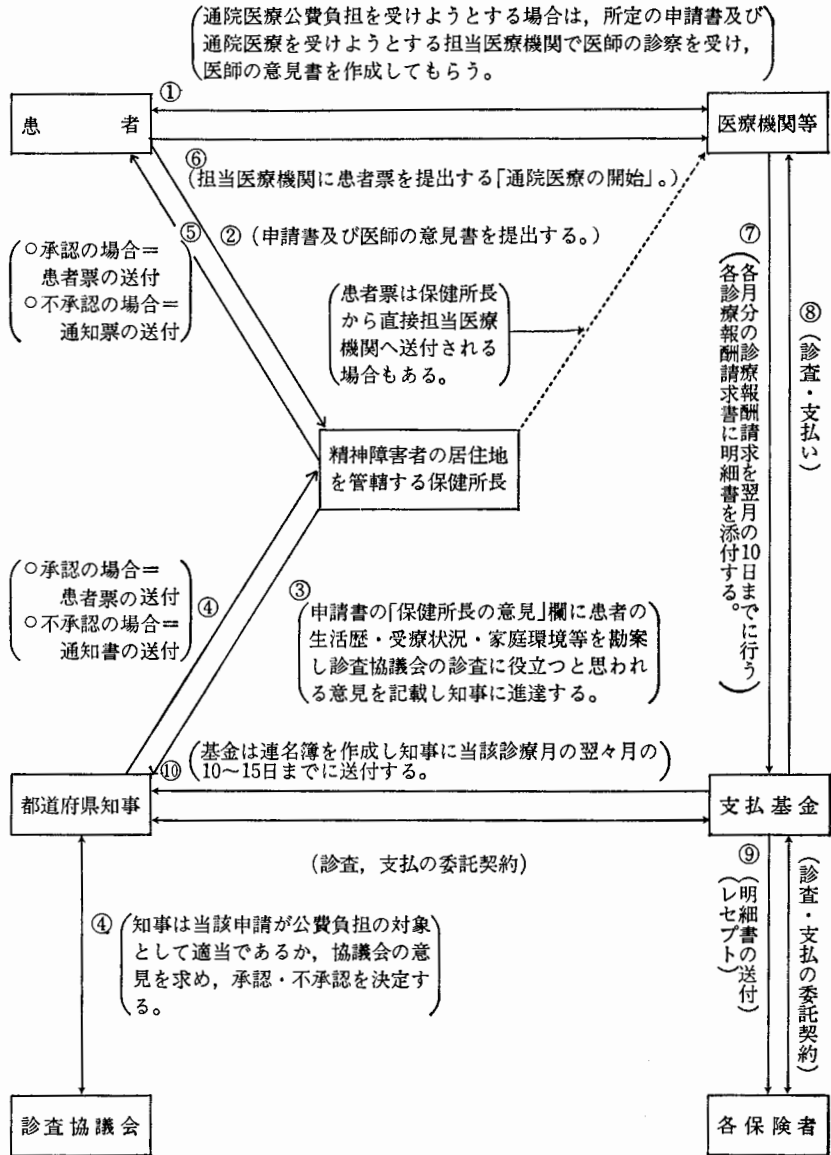
これについては、「精神衛生法の一部を改正する法律の施行について」（昭和40.8.25発衛第184号 厚生事務次官通知）に基づき運用されており、その骨子は次のとおりである。

- ① この制度は精神障害に関する適正な医療を普及するため、精神障害者の通院医療費の2分の1の公費負担を行うものであること。
- ② 公費負担医療を担当する医療機関は法第32条に定める医療機関であるが、その開設者が診療報酬の請求及び支払に関し、法第32条の2の規定によらない旨の申し出をした医療機関は、通院医療の公費負担医療を担当する医療機関ではないこと。
- ③ 公費負担の対象となる医療費は、精神障害の治療上必要と認められる医療全部に係る費用をいうものであること。
- ④ 公費負担される費用の額の算定並びに審査及び支払の事務の委託については、健康保険の例によること。
- ⑤ 公費負担の申請に関する診査機関である精神衛生診査協議会の委員は、関係行政機関の職員及び精神医学の専門家をもってあてること。

b 通院医療費公費負担の手続

医療費の公費負担は精神障害者又はその保護義務者の申請によって行われるが、その手続については、「精神衛生法第32条に規定する精神障害者通院医療費公費負担の事務取扱いについて」（昭40.9.15衛発第648号 公衆衛生局長通知）によっている。

図5 通院医療制度の概要



○精神衛生法第32条に規定する精神障害者通院医療

費公費負担の事務取扱いについて

〔 昭和 40 年 9 月 15 日 衛 発 第 648 号 〕
〔 各 都 道 府 県 知 事 宛 厚 生 省 公 衆 衛 生 局 長 通 知 〕
最終改正 昭和59年10月1日健医発第389号

精神衛生法の一部を改正する法律（昭和40年6月30日法律第139号）の施行については、昭和40年8月25日厚生省発衛第185号をもって厚生事務次官より通知されたところであるが、精神衛生法第32条の規定による精神障害者の通院医療費の公費負担制度が本年10月1日から施行されることに伴い、その事務取扱要領を別紙のとおり定めたので、本制度の適正かつ、円滑な運用が図られるようこれが取扱いに遺憾のないようにされたい。

別 紙

精神障害者通院医療費公費負担事務取扱要領

第1 医療費公費負担の申請

1 精神衛生法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく医療費公費負担の申請については、申請者に次に掲げるものの提出を求めること。

ア 申請書（別紙様式第1号）

イ 意見書（精神衛生法施行規則別記様式第3号）

2 意見書の記入要領については、精神衛生法施行規則別記様式第3号の記入上の注意事項によるほか次によること。

（記載上の注意事項）

(1) 「治療計画」の欄には、ア. 通院間隔、イ. 治療の順序、ウ. 治療の予定期間を明示すること。

(2) 「治療の種類」の欄には、精神衛生法による通院医療費公費負担にかかるものについて記載すること。

(3) 「薬物療法」の欄の薬物名の記載にあたっては使用度の高い次のものについては、次の略号を用いてもよいこと。

クロルプロマジン……C P プロクロルペラジン……P C P

パーフェナジン……P P レボメプロマジン……L P

レセルピン……R S テトラペナジン……T B

イミプラミン……I P

3 申請書等の提出

公費負担の申請書の提出は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経由して行うものとする。

第2 医療費公費負担の決定

1 都道府県知事は、申請書を受理したときは、申請にかかる医療に対する公費負担の適否について精神衛生診査協議会（以下「診査協議会」という。）の意見を求めるこ

と。

- 2 診査協議会の委員は5名とし、その構成は次によること。

ア 精神衛生に関し、学識経験のある者

イ 医療機関の代表者

ウ 関係行政機関の代表者

- 3 診査協議会は、別記第1の診査指針により、公費負担の適否について検討し、その結果に基づく意見を都道府県知事に具申すること。

- 4 都道府県知事は、3の意見に基づき、すみやかに公費負担の承認又は不承認を決定するものとし、承認の決定をしたときは患者票（別紙様式第2号）を、不承認の決定をしたときは、通知書（別紙様式第3号）を精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経由して申請者に交付すること。

- 5 患者票の記入要領及び公費負担の承認期間については次によること。

ア 患者票の記入要領

(ア) 「有効期間」欄には、公費負担の承認期間を記入すること。

(イ) 「治療の種類」欄には、公費負担の承認にかかる治療の種類を○印をもって囲むこと。

なお、検査又はその他の治療について承認するときはその旨特記すること。

イ 公費負担の承認期間は、保健所長が申請等を受理した日を始期とし、その日から6ヵ月以内の日を終期とすること。

第3 治療の種類の変更

- 1 変更申請

患者票の「治療の種類」の欄に記入された治療について変更の必要を生じたときは、次に掲げる書面を提出して公費負担の変更申請を行わせること。

(ア) 精神障害者通院医療費公費負担変更申請書（別紙様式第4号）

(イ) 患者票

- 2 変更内容の承認決定

都道府県知事は、変更申請のあった場合は、その変更内容について診査協議会に意見を求めたうえ、その承認又は不承認をすること。変更を承認したときは患者票を訂正のうえ申請者に返付することとし、不承認のときはその旨通知するとともに患者票を添付すること。

第4 医療の範囲及び治療方針

公費負担の行われる医療の対象は、精神障害及び精神障害に付随する軽易な傷病に対して病院又は診療所に収容しないで行われる医療とすること。また精神障害に対する治療の方針は「精神科の治療指針」（36.10.27保発第73号）によること。

第5 医療に要する費用の額及び診療報酬の請求等

- 1 医療費の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によること。

なお、昭和58年衛精第4号厚生省公衆衛生局精神衛生課長通知「老人精神障害者の通院医療に係る診療方針等に関する疑義について」を参照のこと。

2 法第32条第1項に規定する医療を受けた者について同項に規定する病院若しくは診療所又は薬局が同項の規定により都道府県が負担する費用を請求するときは、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の定めるところによること。ただし、当該医療を受けた者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者である場合において、国民健康保険法による療養の給付（特定療養費の支給を含む。）に関する費用の請求と同項の規定により都道府県が負担する費用の請求を併せて行う場合には、療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和49年厚生省令第13号）によること。

3 2の各請求書は、各月分について翌月10日までに基金又は連合会に送付しなければならないこと。

第6 診療報酬請求書の審査及び支払

都道府県知事は、法第32条の2第3項の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務の委託について、基金の幹事長との間にあっては別記第2契約書例及び覚書例に準じて、連合会の理事長との間にあっては別途局長通知による契約書例及び覚書例に準じて契約を締結すること。

第7 担当医療機関等の指導

都道府県知事は、都道府県医師会、都道府県薬剤師会、基金、連合会等の関係機関の協力を求めて担当医療機関等の指導を行うこと。

第8 届出事項

患者から居住地の変更又は担当医療機関等を変更する旨の届出があった場合、都道府県知事は患者票の該当欄を訂正して患者に返送すること。

第9 患者票の返納

公費負担の承認期間が満了したとき、患者が他の都道府県に居住地を移したとき、その他当該都道府県において法第32条第1項に規定する医療についての公費負担を行う理由がなくなったときは、すみやかに患者票のその交付を受けた際の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に返納させること。

別紙様式第1号

精神障害者通院医療費公費負担申請書

※保健所名	
※受理年月日	

昭和 年 月 日

知事 殿

申請者の氏名



申請者の住所

患者との続柄

精神衛生法第32条の規定により通院医療費の公費負担を申請します。

患者の氏名		性別 生年 月日	男 ・ 女	明 ・ 昭	年 月 日	住所	
被保険者等の別	健保（本人，家族），国保（一般，退職本人，退職家族），船保（本人，家族） 生保（保護受給中，保護申請中），労災，各種共済（本人，家族），その他（ ）						
保護義務者	氏名					患者との続柄	
	住所						
※保健所長の意見							

- 備考
1. 「被保険者等の別」の欄には，該当欄に○印をつけること（なお，申請者が老人保健法第25条の規定による医療を受けることができる者である場合には，加入している保険等の該当欄に○印をつけるとともに，「その他（ ）」の中に「老保」と記入すること。）。
 2. 「保護義務者」の欄には，申請者が患者本人の場合のみ記入すること。
 3. ※印の欄は記入しないこと。

別紙様式第2号

(精神衛生法第32条)

患 者 票

保健所名	
------	--

都道府県名 印

昭和 年 月 日交付

公費負担者番号							
---------	--	--	--	--	--	--	--

公費負担医療の受給者番号						
--------------	--	--	--	--	--	--

受給者	氏名					病名	5 検 査	
	生年月日			性別	男・女		1 薬物療法	
	住所						2 癒れん療法	
被保険者等	の別	健保(本人, 家族), 国保(一般, 退職本人, 退職家族), 船保, (本人, 家族), 生保(保護受給中, 保護申請中), 労災, 各種共済(本人, 家族), その他()				治療の種類	3 駆梅療法	6 その他の治療
		有効期間	自	昭和 年 月 日	至		昭和 年 月 日	4 精神療法
担当医療機関	名称							
	所在地							
保護義務者	氏名					患者との続柄	備考	
	住所							

番 号
昭和 年 月 日

通 知 書

申 請 者

殿

都道府県知事名

印

精神衛生法第32条の規定による通院医療費の公費負担の申請は次により承認されませんでしたので通知します。

- 1 精神衛生法第32条の規定に該当しないこと。
- 2 予算その他の理由

別紙様式第 4 号

精神障害者通院医療費公費負担変更申請書

※保健所名

都道府県知事 殿

昭和 年 月 日

申請者名

申請者の住所

患者との続柄

精神衛生法第32条の規定による通院医療費の公費負担の承認内容

精神衛生法第32条の規定による通院医療費の公費負担の承認の内容を次により変更したいので申請します。

公費負担医療の受給者番号								患者票の有効期間	自 至	昭和 昭和	年 年	月 月	日 日	病名	
患者	氏 名						性別	男 ・ 女					住所		
	生 年 月 日														
変更しようとする内容															
変更しようとする理由															
※医師の意見															

備考 ※印の箇所は記入しないこと。

別記様式第3号

意見書

氏名		明大昭		
住所		年 月 日 生		
診断病名		1 主な精神障害	2 合併精神障害	3 合併身体疾患
治療計画	通院間隔 治療の順序 治療の予定期間 自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日			
治療の類 該でかこの数字を○	1 薬物療法	1 初回 2 継続 3 再	薬物名 使用期間	
	2 癩れん療法 3 駆梅療法 4 精神療法 5 その他	1 初 2 継 3 再 1 初 2 継 3 再 1 初 2 継 3 再		
予定している検査の種類と回数		検査の種類及び結果（継又は再の場合記載すること） 年 月 日		
発病前の状況現病歴及び既往の医療		（推定発病 年 月） （精神障害と診断された 年 月）		
現在の状態像（該当の数字を○でかこむこととともに（ ）内に具体的症状を書き入れること。）		1 緊張病症状群（ ） 2 幻覚妄想状態（ ） 3 情意鈍麻（ ） 4 躁うつ状態（ ） 5 癩れん及び意識障害（ ） 6 知能障害及び器質的欠陥状態（ ） 7 人格の病的状態（ ） 8 嗜癖及び中毒（ ） 9 その他（ ）		
身体状態（該当の数字を○でかこむこと。3麻痺及び7梅毒反応については、同時に（ ）内の該当の記号を○でかこみ、8その他については同時に（ ）内に具体的状態を書き入れること。）		1 瞳孔異常 2 言語障害 3 麻痺（ア全・イ片） 4 失調 5 錐体外路障害 6 失禁 7 梅毒反応（ア血液 イ脳脊髄液） 8 その他		
備考				
年 月 日		医師の氏名 ㊦		
医療機関の所在地		医療機関の名称		

注意 1 この用紙は、日本工業規格B列4番とすること。
2 薬物を変更する可能性のある場合は、変更見込薬物名をかって書すること。

別記第1

精神障害者通院医療診査指針

第1 対象となる精神障害およびその状態像

法第32条に基づく通院医療の対象となる精神障害は、精神病、精神薄弱、精神病質であって、神経症のうちでも、心因精神病もしくは精神病質のうちに属せしめらるものは、通院医療の対象となる。精神科領域の治療は一般に、内因性精神病をはじめとして、疾病別にでなく、状態像によって治療法がきめられる場合が多いので以下各状態像について述べることにする。なお、症状が殆んど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためにはなお通院治療を続ける必要がある場合もあるので、このような場合には治療を中止したときに予想しうる状態像を十分考慮すべきである。

1 緊張病症状群

興奮や昏迷で代表される精神運動障害をいう。主として緊張型分裂病にみられるが、いろいろな脳器質性疾患にもみられることがあるし、心因精神病や症状精神病にも類似の状態が起きることがある。激しい緊張病性興奮や深い緊張病性昏迷状態の場合には、入院医療の対象となるが、その程度が軽ければ通院医療も可能である。よくみられる症状は、硬い表情、ごこちない動作、不自然な姿態、しかめ顔、尖り口、ひねくれ、街奇、途絶、常同症、拒絶症などである。また、軽症とみえるものでもときに刺激性亢進、衝動的暴行のみられる場合もあるので、通院医療が必要である。

2 幻覚妄想状態

幻覚、妄想を主症状とする状態像をいう。

妄想型分裂病を中心とする多くの精神分裂病、脳炎後遺症、進行麻痺、脳動脈硬化性精神病などの脳器質性疾患、覚醒剤、アルコールなどの薬物の慢性中毒、症状精神病、心因精神病などにみられる。

幻覚、妄想が激しく、これに支配されたり、あるいは不安が強いために異常行動のみられる場合には入院医療の対象となることが多い。とくに、その内容が、被害、関係、嫉妬、誇大、血統、好訴などの内容をもつときは、社会的脱線行為に結びつので、入院を要する。

しかし、幻覚、妄想はあっても、ある程度の病識あるいは病感をもっていたり、自分から医師を頼ってくる場合とか、妄想内容が直接自他に対して危害を与えないようなもの場合には、通院医療が可能である。

3 情意鈍麻

感情面における疎通性の減退、意欲面における自発性減退を中心とする状態像をいう。破瓜型分裂病はもちろん、あらゆる精神分裂病の欠陥状態にみられるものである。

患者は無気力で姿態はだらしなく弛緩し、多くは無為となる。接触は悪く、自閉的、孤独あるいは浅薄、表面的となる。陳旧例では精神内界の空虚なるものが多くなるが、幻覚、妄想を抱いているもの、思路障害の目立つものなどが少なくない。患者は独語、空笑を洩らしたり、談話がまとまらなくなったりする。この種のケースの治療の目標

は自発性、疎通性を高めることにおかれるが、放っておくと一見穏やかにみえる患者でも自己中心的で協調性がなく他人の干渉を嫌うものが多く、普通の生活を強制されただけで怒り易くなったりする。こういった面に対する治療も必要なのである。

4 躁うつ状態

感情の昂揚および抑うつを主とする状態像をいう。

躁うつ病、初老期うつ病のほか、分裂病、老年精神病、脳動脈硬化性精神病、進行麻痺、てんかん不気嫌状態、心因精神病、症状精神病、などにもよくみられる。

躁状態が激しければ、ごう慢、不そんな態度、無遠慮無思慮な干渉、観念奔逸、誇大妄想などのため、暴行、濫費、脅迫、性的脱線など他人に対して危害を及ぼすことがある。うつ状態が激しければ、不安苦悶、厭世観、罪業、貧困、心気妄想などのために自殺、自傷のおそれがあり、入院医療が必要となる。しかし、その程度が軽くて、自分から治療を望むような場合は、通院医療の対象となろう。また、軽快し一見正常に戻っても、症状が不安定なので、治療を続ける必要がある。

5 痙れんおよび意識障害

痙れん発作、意識障害発作、あるいは多少持続する意識障害などもふくむ。ただし、持続的な意識障害が通院医療の対象となることはあまりない。痙れん、意識障害発作を起す疾患は、てんかんの他、頭部外傷後遺症、脳炎、髄膜炎後遺症、諸種薬物中毒、進行麻痺、ナルコレプシー、心因精神病、症状精神病など非常に多い。

これらの疾患の発作症状は服薬により軽快しても、中止すれば殆んど再発するので長期間の通院医療が必要である。また発作症状の他に次の6および7で述べるような症状を伴うものが多いので、発作症状に対する抗てんかん剤の他にも、特殊な薬物療法を必要とすることが多い。

6 知能障害及び器質的欠陥状態

精神薄弱および成人後の諸種脳障害による痴呆の状態をさす。痴呆をきたすものとしては、殆んどすべての脳器質性疾患が考えられる。

精神薄弱は、ただその知能障害だけで通院医療の対象になることはまずない。しかし、あらゆる精神身体面の発育障害のため、人格に異常をきたしており、けんか、暴行をしたり、窃盗などの反社会的行為をするものも少なくない、これらのなかには通院医療の対象となるものもある。

痴呆の場合にも、知能障害とともに、情意の減退、情動失禁、感情の不安定など、いろいろな精神症状がみられるので、通院医療が必要である。これらの疾患のなかには進行麻痺、老年痴呆、脳動脈硬化性精神病、頭部外傷後遺症、慢性アルコール中毒などのように、同時に身体的治療を必要とするものも多い。また、てんかん、脳炎後遺症などでは、7で述べる人格変化が強いので、それに対する治療も欠くことができない。

7 人格の病的状態

すべての病的人格をいう。すなわち、精神病質の他脳炎後遺症、頭部外傷後遺症な

どの脳器質疾患およびてんかんなどで、人格変化の顕著なものもこれにふくまれる。

例えば、意志欠如者、抑うつ者、自信欠乏者、無力者などで、単なる環境調整などでは社会適応の困難な者は、通院医療の対象となることがあろう。これらの精神病質者は、また、8の嗜癖、中毒と結びつくことが多いので、その治療も必要となる。

脳器質性疾患では、2、5および6の状態像の合併することも少なくないので、入院治療を要するものが多いが、軽快退院後も増悪を防ぐために長期にわたる通院医療が必要である。

8 嗜癖および中毒

麻薬、アルコール、眠剤、覚醒剤など、持続的濫用から嗜癖におちいり、その結果、慢性の中毒症を呈するようになったものをさす。

麻薬、覚醒剤のように法律で取締られている薬物の嗜癖、中毒では入院治療が絶対に必要になる。アルコールでも振戦せん妄、アルコール幻覚症、コルサコフ病などのアルコール精神病では入院を避けられないし、眠剤中毒でも禁断時にせん妄や痙れんの起ることがあるので、入院を要することが多い。

いずれの薬物の嗜癖、中毒の場合でも、軽快退院した後に再び嗜癖におちいる危険が非常に大きいのでかなり長期間の通院医療が必要である。

第2 治療方針

- 1 法第32条による通院医療（精神障害に附随する傷病を除く）の治療方針は、社会保険による精神科治療指針（昭和36年10月27日保発第73号）によることとする。
- 2 薬物療法にあっては、嗜癖におちいらせたりすることのないよう十分に注意すべきである。また、副作用の防止のため、6ヵ月に1回以上必要な検査を行うことが望ましい。必要な検査とは、抗てんかん剤以外の薬物療法の際には

検 尿

次の検査のうちから2種以上の検査

モイレングラハト、トランスアミナーゼ（SGOT, SGPT）、BSP,

OCH, TTT, ZST, アルカリフォスファターゼ

抗てんかん剤使用の際には、血球数算定を必要とする。

なお、検査は進行麻痺における梅毒反応検査（血液および髄液）、てんかん性疾患における脳波検査などのほか治療上直接必要な検査を行うことができる。

(イ) 精神科デイ・ケア（ナイト・ケア）および老人デイ・ケア医療

1) 精神科デイ・ケア

a 精神科デイ・ケアの概要

精神科デイ・ケアは、第二次大戦後、英国、カナダ等で研究的に始まり、その後薬物療法の開発等により1950年代から1960年代にか

けて実用化されている。

我が国では昭和37年に国立精神衛生研究所で研究が始められ、その後各地の精神衛生センターでパイロット事業として普及していった。

現在では、国立精神神経センター精神保健研究所や昭和45年度から予算化（施設整備費、運営費の補助）された「精神障害回復者社会復帰施設（入所・通所型）」の通所部門、昭和49年度から予算化された「精神障害回復者社会復帰施設（通所型）」などで精神科デイ・ケアが行われている。

また、昭和49年に社会保険診療報酬に「精神科デイ・ケア」料が、昭和61年には「精神科ナイト・ケア」料が新設された。

なお、これに併せてこのデイ・ケア診療に欠くことのできない看護婦（士）の研修を昭和53年度より国立精神衛生研究所（現国立精神・神経センター精神保健研究所）において年4回（160人）実施している。

精神科デイ・ケアは精神科通院医療の一形態であり、精神障害者等に対し昼間の一定時間（6時間程度）、医師の指示及び十分な指導・監督のもとに一定の医療チーム（作業療法士、看護婦（士）、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者等）によって行われる。その内容は、集団精神療法、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導、療養指導等であり、通常の外來診療に併用して計画的かつ定例的に行う。

このデイ・ケアの治療対象は、精神分裂病等の重いものから精神神経症程度の軽いものまで幅広く適応され、入院医療ほどではないが、今までの通院医療よりも積極的に濃厚な治療を行うことができる。

図6 精神科デイ・ケアのプログラム (例)

月	火	水	木	金	土
8:30~9:30 準備	準備	8:30~12:00 スタッフ ミーティング (ケース検討)	準備	準備	8:30~12:00 スタッフ ミーティング
9:30~12:00 作業 生産的 集団 作業	9:30~12:00 グループワーク 話し合い 個人 指導	★	9:30~12:00 作業 生産的 集団 作業	9:30~12:00 グループワーク 就労 学級 自由 料理	(プログラム 行事予定 検討) ☆
12:00~13:00 昼休み (食事指導)	々 (々)	々	々 (々)	々 (々)	
クラブ 手芸 華茶道 書道 家事 指導	クラブ 音楽 スポーツ	(自由グループ)	13:00~15:00 絵文 集作 画り	全員 レクリエーション スポーツ	
13:00~15:00 ミーティング	全メンバー ミーティング ★	スタッフは、 訪問活動 記録整理	メンバー ミーティング	全メンバー 茶話会 ☆	
スタッフ ミーティング 記録	々 々		々 々	々 々	

医師1. スタッフ4. メンバー35人 (出席80%)

☆はDrで

★印は必ず出席

☆印はなるべく出席

◎印は専門家を招くことが望ましい。

(昭和55年度厚生科学研究より転載)

b 精神科デイ・ケアの施設基準

施設基準の主な内容は次のとおりである。

- (1) 精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科デイ・ケアの経験を有する看護婦（士）のいずれか1人，看護婦（士）1人，精神科ソーシャルワーカー，臨床心理技術者等の1人）の4人で構成される従事者が必要であること。
- (2) 患者数は当該従事者4人に対しては，1日50人を限度とするものであること。
- (3) 当該専用の施設の広さは，100平方メートル以上とし，かつ，患者1人当たりの面積は6平方メートルを基準とするものであること。

c 精神科デイ・ケアの診療報酬

1日について300点であり，デイ・ケアの一環として食事を給与した場合にあっては45点を加算する。

d 精神科ナイト・ケアの施設基準

施設基準の主な内容は次のとおりである。

- (1) 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの経験を有する看護婦（士）のいずれか1人，看護婦（士）又は精神科ソーシャルワーカー若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人）の3人で構成される従事者が必要であること。
- (2) 患者数は当該従事者3人に対しては，1日20人を限度とするものであること。
- (3) ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設を有しているものであり，当該専用の施設の広さは，40平方メートル以上とし，かつ，患者1人当たりの面積は，6平方メートルを標準とするものであること。

表4 精神科デイ・ケア承認状況

(昭和62年6月30日現在)

都道府県	施設名	施設名	施設名	計
北海道	(医)北仁会 旭山病院 (医)渡辺病院	道立緑ヶ丘病院音更リハビリ センター	(医)ときわ病院	4
青森	(生協組合) 藤代健生病院	(社) 八甲病院		2
岩手	(医)財団 仁医会 都南病院	(財) 岩手済生医会 岩手保養院	県立南光病院	3
宮城	県立名取病院	仙台市デイ・ケアセンター		2
山形	(医) 社団公聴会 佐藤病院			1
茨城	県立友部病院			1
千葉	(医) 社団静和会 浅井病院 国立国府台病院 国立下総療養所	銚子市立総合病院 (医) 同和会 千葉病院 県立精神科医療センター	旭中央病院組合立 デイ・ケアセンター (財) 復光会 総武病院 (医) 社団 式場病院	9
東京	国立武蔵療養所 (医) 財団 青溪会 勲木野病院 都立中部総合精神衛生センター	(医) 社団 翠会 成増厚生病院 都立松沢病院 (医) 財団厚生協会東京 足立病院	昭和大学附属烏山病院 (財) 井之頭病院	8
神奈川	(財) 積善会 曾我病院 国立療養所久里浜病院	川崎市社会復帰医療センター 国立芹香院	(医) 社団 清心会 澤沢病院 北里大学東病院	6
新潟	国立療養所厚潟病院	県立療養所悠久荘 国立療養所 北陸病院	(医) 常心荘 川室病院 矢野医院	3
富山	富山市立富山市民病院			3
石川	県立高松病院 デイ・ケアセンター			1
福井	県立精神病院			1
長野	(医) 城西病院			1
静岡	県立病院養心荘			1
愛知	南豊田病院 県立城山病院 (医) 社団居仁会 四日市日水病院	(医) 社団八誠会 守山荘病院 国立療養所榊原病院	(医) 生々会 松陰病院	4
三重				2
滋賀	長浜赤十字病院			1
京都	国立舞鶴病院 府立精神衛生総合センター	(財) 長岡病院	(医) 社団栄仁会 宇治貴巖病院	4
大阪	府立中宮病院 国立大阪南病院 公立豊岡病院	(医) 社団 恒昭会 藪野病院 (医) 浅香山病院 (医) 社団恵風会 高岡病院	(医) 杏和会 阪南病院	5
兵庫		(医) 北林厚生会 五桑山病院		2
奈良	国立療養所松籙荘			2
鳥取	国立療養所鳥取病院			1
島根	県立湖陵病院			1
岡山	県立内尾センター (財) 江原積善会 積善病院	(財) 慈圭会 慈圭病院 (医) 高見病院	(医) 万成病院 (財) 林道倫精神科 神経科病院	6
広島	瀬野川病院	国立療養所 賀茂病院 国立善通寺病院		2
香川	(医) 社団三愛会 三船病院			2
愛媛	(財) 真光会 精神病院真光園			1
高知	(医) 近森会 近森病院分院			1
福岡	恵愛会 福岡病院 北九州デイ・ケアセンター (医) 社団堀川会 堀川病院	福岡大学病院 (医) 社団 天臣会松尾病院 (医) 社団和光会 一本松病院	(医) 塚塚保養院 (医) 社団牧和会 牧病院	8
佐賀	(医) 財団 友朋会 嬉野病院 (ナイト・ケア実施)	国立肥前病院		2
長崎	長崎大学医学部附属病院 (医) 芳和会 くわみず病院 (医) 社団芳和会 菊陽病院	(医) 社団再生会 内藤病院	国立療養所 菊池病院	4
大分	国立別府病院			1
宮崎	若草病院	(医) 一誠会 都城新生病院		2
鹿児島	(社) 鹿児島精神衛生協会 社会復帰施設療養所			1
沖縄	天久台病院 新垣病院	国立療養所琉球病院	(医) 輔仁会 田崎第2病院	4
計				103

e 精神科ナイト・ケアの診療報酬

1日について300点であり、ナイト・ケアの一環として食事を給与した場合にあっては45点を加算する。

2) 老人デイ・ケア

a 老人デイ・ケアの概要

老人デイ・ケアは初老期痴呆、老年痴呆、脳血管性痴呆のほか、脳の外傷、代謝障害等種々の要因による痴呆等の精神症状を有する患者の心身機能の回復又は維持を目的として行うものである。

b 老人デイ・ケアの施設基準

施設基準の主たる内容は次のとおりである。

- (1) 医師及び専従する作業療法士、専従する理学療法士又は精神科デイ・ケアの経験を有する看護婦（士）がそれぞれ1人以上勤務すること。
- (2) 患者数は、従事者2人に対し、1単位25人以内とし1日2単位を限度とするものであること。
- (3) 当該専用の施設の広さは、45平方メートル以上が基準となるものであり、かつ、1単位の1人当たりの面積は3平方メートルを標準とすること。

c 老人デイ・ケアの診療報酬

1日につき170点であり、治療の一環として食事を給与したときは、45点を加算する。

(ウ) 精神医療に係る社会保険診療報酬の取扱い

精神医療に係る社会保険診療報酬は、精神科の特殊療法として精神科作業療法、精神療法、精神科通院カウンセリング等が認められているが、これらの概要は次のとおりである。

a 精神科作業療法

精神科作業療法は精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行

うものである。1人の作業療法士は、1人以上の助手とともに当該療法を実施し、1日当たりの取扱い患者数は75人を標準とする。診療報酬は1日につき70点である。

b 精神療法

精神療法とは、精神神経症や精神障害の患者に対して、一定の治療計画に基づいて精神面から効果ある心理的影響を与えることにより、これらの精神疾患に起因する不安や葛藤を除去し、情緒の改善を図り洞察へと導く治療方法を総称するものである。その適応症は、精神神経症、精神分裂症、躁うつ病等の精神障害であり、精神薄弱及び痴呆は除かれる。診療報酬は1回につき60点である。

c 精神科通院カウンセリング

精神神経症又は精神障害のため社会生活を営むことが著しく困難な通院患者に対して、又は患者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあっては患者の家族に対して、医師が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療法である。家族に対するカウンセリングは、家族関係が当該疾患の原因若しくは増悪の原因と推定される場合に限り算定する。診療報酬は1回につき220点である。

d 集団精神療法

集団精神療法とは、一定の治療計画に基づいて、集団内の対人関係の相互作用を用いて、自己洞察の深化、社会適応技術の習得、対人関係の学習等をもたらすことにより病状の改善を図る治療法である。精神科を標榜している保険医療機関において、精神科を担当する医師及び1人以上の臨床心理技術者等の従事者により構成される2人以上の従事者が、アルコール依存症又は児童・思春期の特殊な感情障害の通院患者に対して、5～10人の患者を標準単位として行った場合に算定する。1回に10人を限度とし、1日につき、1時間以上実施した場合

に、開始日から、3月を限度として週2回算定する。集団精神療法と同時に他の精神病特殊療法は、別に算定できない。診療報酬は1日につき220点である。

e 精神科訪問看護・指導料

精神科訪問看護・指導料は、精神科を標榜している保険医療機関において精神科を担当している医師が、精神障害者たる入院中以外の患者又はその家族等の了解を得て、当該保険医療機関の保健婦、看護婦等を訪問させ、患者又は家族等に対して看護・社会復帰指導等を行った場合に算定する。精神科訪問看護・指導料の算定は、週1回を限度とする。診療報酬は200点である。

(2) 医療施設体制

我が国の精神病院数、病床数は逐次増加しており、昭和61年6月30日現在で1,610施設、339,161床、人口万対28.0床である。また在院患者数は340,863人であり、病床利用率は100.5%となっている。

ア 精神病院

(ア) 精神病院の現状

精神障害者は精神衛生法第48条により精神病院又は法律によって認められた施設（生活保護法による救護施設等）以外の施設には収容してはならないこととなっている。

精神障害者を収容治療する病院には、いわゆる精神病院と精神病院以外の病院に精神病室が併設されているものとの2種類があり、昭和61年6月末現在開設者別にみると国立、都道府県立、市町村立、日赤・済生会・厚生連等の公的医療機関、個人立及びその他の法人立のものがありその内訳は表5のとおりとなっている。

精神病院は患者の在院期間が比較的長期にわたることが多いので、出来るだけ家庭的雰囲気を持たせ、また解放的にすることが望ましい。この点に関し精神病院建築基準が示されている。

(イ) 都道府県の設置義務

都道府県は、精神衛生法第4条により、精神病院を設置する義務が課せられており、精神障害者の医療及び保護のための施設として重要な位置を占めている。

この趣旨は、精神障害者という多くの場合自己の病状に関する確実な判断を下すことが困難と思われる状態にある患者（特に措置患者）はできるだけ公的機関、特に地方公共団体としての都道府県の管理運営する医療機関で医療保護を受けることが妥当であるとする思想に基づくものである。なお、61年度現在未だ県立で設置されていないところは6県となっている。

(ウ) 指定病院制度

都道府県には精神病院の設置義務が課せられているが、設置患者を収容するために必要な病床が確保できない場合があるため、都道府県立精神病院に代わる施設として、国及び都道府県以外の者が設置した精神病

院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）の全部又は一部をその設置者の同意を得て都道府県知事が指定する病院を指定病院という。指定病院の指定は、次に掲げる指定基準により行われており、昭和61年6月30日現在の指定病院は1,033施設である。

なお、都道府県知事は、指定病院の運営方法等が不当であると認めるときは指定を取り消すことができることとされている。

表5 都道府県別開設者別精神病院数及び精神病床数（昭和61年）

都道府県	開設者名	国				都道府県		市町村	
		厚生省		その他		施設数	病床数	施設数	病床数
		施設数	病床数	施設数	病床数				
北海道	北海	2	280	3	136	4	572	17	2,206
	青森	0	0	1	41	1	350	5	483
	岩手	1	300	0	0	3	763	2	180
	宮城	1	48	1	74	1	354	0	0
山形	秋田	0	0	1	36	0	0	5	420
	山形	0	0	1	40	1	350	4	281
	福島	0	0	0	0	3	430	1	80
	茨城	1	17	1	41	1	611	0	0
栃木	栃木	0	0	0	0	1	203	0	0
	群馬	0	0	1	40	1	372	1	223
	埼玉	0	0	1	26	0	0	0	0
	千葉	3	1,090	1	60	1	40	3	440
東京都	東京	3	867	7	310	8	1,787	2	72
	神奈川	3	405	0	0	3	644	3	78
	新潟	1	250	1	64	3	644	0	0
	富山	1	190	1	20	1	120	4	303
石川県	石川	1	48	1	46	1	400	2	150
	福井	0	0	1	23	1	380	1	100
	山梨	0	0	1	40	1	300	0	0
	長野	1	280	1	40	2	360	0	0
岐阜	岐阜	0	0	2	38	1	120	2	142
	静岡	0	0	1	37	1	410	2	170
	愛知	2	258	2	70	3	772	3	248
	三重	1	260	1	40	3	698	1	50
滋賀	滋賀	0	0	1	45	0	0	0	0
	京都	1	155	2	234	2	463	0	0
	大阪	2	96	2	80	2	892	3	97
	兵庫	0	0	2	60	3	723	1	100
奈良	奈良	1	200	0	0	1	80	0	0
	和歌山	0	0	0	0	2	490	4	616
	鳥取	1	300	1	42	0	0	1	108
	島根	0	0	1	40	2	349	3	144
岡山	岡山	0	0	1	76	1	240	0	0
	広島	2	400	1	20	1	50	4	455
	山口	1	55	1	51	1	200	0	0
	徳島	0	0	1	45	1	100	1	200
香川	香川	2	150	1	26	1	340	3	380
	愛媛	0	0	1	40	1	50	1	104
	高知	0	0	1	14	1	193	1	50
	福岡	1	100	1	93	1	452	0	0
佐賀	佐賀	1	573	1	26	0	0	0	0
	長崎	1	55	1	50	2	366	1	70
	熊本	2	200	1	60	1	250	0	0
	大宮	1	40	1	30	0	0	0	0
鹿兒島	大宮	0	0	1	40	2	402	0	0
	鹿兒島	0	0	1	45	1	363	0	0
	沖縄	1	350	0	0	4	496	0	0
	合計	38	6,967	53	2,339	75	17,179	81	7,950

資料：病院報告（確定版）

(61. 6. 30現在)

公的医療機関		その他				計	
		法人		個人			
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
12	1,206	47	10,385	43	6,037	128	20,822
1	111	15	3,517	2	392	25	4,894
0	0	11	2,665	5	824	22	4,732
0	0	16	2,993	9	1,059	28	4,528
3	490	14	3,300	3	415	26	4,661
0	0	8	1,956	3	312	17	2,939
4	451	27	6,694	5	468	40	8,123
0	0	30	6,605	4	408	37	7,682
4	480	22	4,628	3	379	30	5,690
0	0	16	4,883	1	98	20	5,616
2	513	28	7,749	17	2,235	48	10,523
0	0	31	8,439	10	1,278	49	11,347
1	50	68	18,243	26	4,617	115	25,946
0	0	39	9,458	9	1,599	57	12,184
4	483	20	5,278	2	260	31	6,979
1	68	0	0	21	2,920	29	3,621
0	0	8	1,960	6	1,333	19	3,937
0	0	6	1,311	2	244	11	2,058
0	0	9	2,356	0	0	11	2,696
5	671	16	3,365	7	1,240	32	5,956
1	54	12	3,632	2	170	20	4,156
0	0	17	4,166	12	2,228	33	7,011
1	100	30	8,681	14	3,211	55	13,340
2	350	8	2,609	5	997	21	5,004
2	258	6	1,457	2	374	11	2,134
0	0	16	6,007	2	364	23	7,223
2	134	48	17,464	9	1,928	68	20,691
0	0	24	6,843	11	2,816	41	10,542
0	0	7	1,882	2	437	11	2,599
0	0	5	1,431	2	462	13	2,999
0	0	6	1,271	2	220	11	1,941
1	70	8	1,688	2	194	17	2,485
0	0	18	4,811	3	251	23	5,378
2	225	19	4,763	14	2,354	43	8,267
0	0	19	4,083	11	1,692	33	6,081
1	59	15	3,549	3	436	22	4,389
0	0	9	2,597	3	712	19	4,205
0	0	18	4,336	1	310	22	4,840
0	0	19	3,597	4	318	26	4,172
0	0	62	13,070	36	6,320	101	20,035
0	0	10	2,692	7	912	19	4,203
0	0	16	4,552	16	3,336	37	8,429
0	0	34	7,474	7	985	45	8,969
1	200	16	3,534	6	847	25	4,651
0	0	20	5,467	3	245	26	6,154
0	0	36	7,859	12	1,580	50	9,847
0	0	4	926	11	2,710	20	4,482
50	5,973	933	236,226	379	62,527	1,610	339,161

精神衛生法第5条による指定病院の指定基準

昭和40年9月15日 衛発第646号
各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知

1 目 的

精神衛生法（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定により都道府県知事が指定病院を指定するときは、この基準によるものとする。

2 指 定 基 準

- (1) 医療法等各種法令を遵守していること。
 - (2) 医師の定数は特殊病院に置くべき医師その他の従業員の定数について（昭和33年10月2日厚生省発医第132号各都道府県知事宛。厚生事務次官通知）の記の1に示すとおり入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した数との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数を有すること。
 - (3) 指定病院の医師のうち少なくとも1名は精神衛生鑑定医であるか又は法第18条に定める精神障害の診断又は治療に関し少なくとも3年以上の経験がある医師であること
 - (4) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年6月厚生省告示第177号）に規定する基準給食の承認を受けていること。
 - (5) 指定病院の病床数は、百床以上であること。ただし、当該病院の所在する地域の精神病院の実情、当該病院の管理運営の状況等をかん案し特にこれを指定病院として指定する必要があると認められる病院であって50床以上の精神病床を有するものについては、この限りでないこと。
 - (6) 指定病院の施設は、医療法に定めるものの外、次の基準によらなければならないこと。
 - ア デイルーム（患者が通常使用する寝室以外の室であって、もっぱら患者の談話、娯楽、生活指導等の用に供する室をいう。）及び食堂を有すること。ただし、相互に兼ねることをさまたげない。
 - イ 保護室（自傷他害のおそれのある患者についてその行動について必要な制限を行う等医療及び保護を十分に行うことができる病室をいう。）を適宜の数有すること。
 - ウ 作業療法室、作業農場、運動場、作業用農業舎等の作業の療法用施設を有すること。
 - エ 患者の緊急避難に支障のない構造であるか又はこれに代わる設備を有すること。
- (注) 総病床をいう。

イ 精神科診療所

精神病院の開放化、早期退院等を通じて地域社会との接触をふやすと同時に通院治療やデイ・ケア等により、できるだけ患者が社会生活を送りな

がら治療を進める方法が取り入れられ、また、それが治療上も社会復帰のためにも有効であることが認められてきた。このため比較的軽症な患者のために精神科を標榜する一般診療所を拡充し、地域における精神障害者の医療を充実する必要がある。

一般診療所数

	45年	50年	53年	56年	59年
一般診療所数	68,997	73,114	75,479	77,909	78,332
内精神科	657	779	991	1,159	1,425

(病院報告)

一般診療所の患者数推計(外来)

	50年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
精神障害	24,200 ^人	17,500 ^人	18,900 ^人	22,900 ^人	32,600 ^人	24,000 ^人	24,500 ^人
内精神	300 ^人	700 ^人	500 ^人	3,000 ^人	2,600 ^人	1,600 ^人	1,400 ^人
分裂病							

(患者調査)

(3) 患者の人権の確保

ア 精神障害者の人権

病者である患者の人権は、精神障害者の場合にとどまらず一般的に尊重しなければならないのは当然である。近年、患者の権利意識が高まってきたこともあり、医療従事者との関係において、また診療の過程において患者に対する人権的配慮が具体的になされるようになった。しかし、精神障害者の場合には、責任能力や適切な判断能力を欠くことがあり、そのため措置入院や同意入院の制度にみられるように患者本人の同意がなくとも入院せしめたり、病状によっては止むを得ず閉鎖病棟や保護室への収容等、患者の行動を制限することがある。これらの措置は精神衛生法で認められてはいるが、定められた手続きを経っていない入院や医学的に必要がないにも拘わらず入院させられている状態、また許容される範囲をこえて行動の

制限を患者に課している場合などは違法であり、人権侵害となる。

このように精神医療はその特殊性から常に人権上の問題と対峙する宿命を負っている。したがって行政的にも患者の人権侵害が起らないよう精神病院に対する指導を行っていく必要がある。

イ 人権擁護のための法制度

本人の同意なしに入院させられる精神障害者の人権は、精神衛生法及びその他の法律により擁護される仕組みとなっている。

措置入院は都道府県知事の行政権限による強制収容であるが、2名以上の精神衛生鑑定医の診察結果が一致した場合に限られ、入院中は6か月の範囲内で定期的に病状報告が病院管理者から知事に提出されている。さらに必要に応じて精神衛生鑑定医による症状チェックが行われることになっている。これらの結果、措置症状がないと認められれば直ちに措置入院を解かなければならない。なお、患者本人または保護義務者は知事に対して措置入院の必要性についての調査を請求できる権利を有している。

一方、同意入院は精神衛生法に規定された保護義務者の同意にもとづくものであるが、都道府県知事に病院管理者から届出がなされるので知事が必要と認めた場合には措置入院の場合と同様に精神衛生鑑定医に入院の継続についてのチェックのため診察を行わせることができる。その結果、入院の必要がないと認められれば管理者に対して患者の退院を命ずることができることになっている。

そのほか、人身保護法、行政事件訴訟法によって違法な入院を救済する手段が保証されている。

ウ 精神病院における不祥事の防止

上記のように違法な入院を防止する法制度は存在するが、実際には時折医療従事者による患者に対する暴力行為や行きすぎた拘束行為が精神病院においてみられる。一般的な現象とはいえないものの、これまでいくつかの精神病院で不法行為が発覚して不祥事として社会問題化した。厚生省で

はこのような不祥事をくり返さないよう都道府県に対して度々指導通知を出したが、59年6月にも患者の人権擁護を柱とする指導通知「精神病院に対する指導監督等の強化徹底について（通知）」を発した。内容は以下の通りである。

衛 発 第 425 号
医 発 第 583 号
社 保 第 62 号
昭和59年6月22日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省公衆衛生局長
厚生省医務局長
厚生省社会局長

精神病院に対する指導監督等の強化徹底について（通知）

最近、精神病院をめぐって数件の不祥事案が発生しているが、かかる事案は、精神障害者の医療、保護を行う精神病院においてあってはならないことであり、誠に遺憾である。今後は、このような事案が二度と繰り返されることのないよう、下記事項を重点に管下の精神病院に対する指導監督等の強化徹底を図られたい。

記

1 入院患者の処遇

入院患者の処遇については、その人格が尊重され、いやしくも人権が侵害されることのないよう、万全の配慮が必要である。特に、患者の医療、保護に欠くことのできない限度において保護室への収容、面会の制限等といった行動に必要な制限を行うことができることとされているが、このような行動の制限は、医療、保護以外の目的で又はその限度を超えて行われるようなことがあってはならない。

また、患者の医療、保護に当たっては、医療従事者と患者との信頼関係に基づき適切な治療が行われるとともに、治療環境の整備が積極的に図られる必要がある。

以上の趣旨は、精神医療を進めていくうえでの基本原則であるので、機会あるごとに病院管理者のみならず病院職員に対しても指導の徹底を図られたい。

なお、入院患者の処遇の指針については、別途専門家等の意見を徴して作成し、追って通知する予定である。

2 措置入院制度の適正な運用

(1) 入院手続について

精神衛生鑑定医（以下、「鑑定医」という。）の選定に当たっては、原則として同一の医療機関に所属する者を選定しないこととするとともに、措置決定後の入院先については当該鑑定医の所属病院をできるだけ避けるよう配慮すること。

また、都道府県立精神病院については、精神衛生法（以下、「法」という。）の趣旨に照らし、進んで措置入院患者を受け入れること。

(2) 病状報告について

病院管理者は、常時措置入院患者の病状把握に努めるとともに、当該措置入院患者が自傷他害のおそれがないと認められるに至ったときは、直ちにその旨を貴職に届け出るよう指導すること。

また、病状報告は、6か月の範囲内で定期的に求めるとともに、それ以外にも必要に応じ随時これを求め、病状診査は、貴職が指定する鑑定医若干名をもって構成する病状診査委員会を設け、これに行わせること。

(3) 実地審査について

鑑定医による実地審査は、原則として各患者につき年1回（新規入院患者については入院後概ね3か月を経過した時）実施し、これ以外の場合にも必要に応じ積極的にこれを行うよう努めること。

(4) 調査請求について

法第29条の5第3項の規定に基づく調査請求については、制度の周知徹底を図るため、病棟での掲示、措置入院決定通知書への記載等の措置を講ずるとともに、調査請求があった場合には、病院管理者から病状報告を徴し、更に必要に応じて鑑定医による実地審査を積極的に実施すること。なお、調査結果については、理由を付して請求者に（請求者が患者本人であるときはその保護義務者に対しても）通知するものとする。

(5) 退院手続について

措置入院患者を退院させるに当たっては、保護義務者との連絡や医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を密にし、その後の医療、保護及び社会復帰に支障のないよう十分配慮すること。

3 同意入院制度の適正な運用

(1) 入院手続について

病院管理者は、入院の要否について自ら慎重に判断するとともに、入院に際しての同意者が配偶者又は親権者以外の扶養義務者である場合には、家庭裁判所の選任を受けた者であることを確認するよう指導すること。なお、法第20条第2項第4号に基づき家庭裁判所が選任するまでの間の保護義務者は市町村長であるので、家庭裁判所による選任前に入院させる必要がある場合には市町村長の同意を得るよう病院管理者を指導するとともに、かかる場合において迅速な対応がなされるよう日頃から市町村長との連携を密にしておくこと。

(2) 入院届について

法第36条の規定に基づく届出については、必ず法定の10日以内に行われるよう指導するとともに、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

また、届出内容から判断して入院手続、入院の要否等に疑問があると認められるときは、法第37条の鑑定医による実地審査を行うなど必要な措置を講ずること。

(3) 実地審査について

実地審査は、医療監視や実地指導の結果等も踏まえ必要度が高いと考えられる病院から順次行うとともに、入院患者についてもその入院期間、病名等に十分配慮して計画的、重点的に実施するよう努めること。

(4) 調査請求について

同意入院の場合における患者等からの入院継続の要否に関する調査の請求については、前記2の(4)に準じた取扱いを行うこと。

(5) 退院手続について

同意入院患者の退院に当たっては、病院管理者が保護義務者や医療機関、保健所、福祉事務所等との連絡を十分に行い、退院後の患者の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないよう指導すること。

4 医療監視の強化徹底等

病院に対する医療監視は原則として毎年1回行っているところであるが、精神病院については、従来一部で医療監視が十分に行き届かなかった点に鑑み、今後は関係者からの連絡等各種情報に十分配慮し、重点的な医療監視に努めること。

特に、再三改善指導を行っても改善されない場合又は重大な違法行為が疑われる場合などには、遅滞なく、医療監視員の数、期間、方法等に十分配慮した特別な医療監視体制でこれを行うこと。その際、後記の実地指導とも緊密な連携を取り、当該精神病院における患者の処遇について総合的な点検、指導を行うこと。

なお、次の事項については特に留意して行うこと。

(1) 医療従事者の充足について

医師、看護婦等の医療従事者数が医療法に定める標準人員に適合しているか否かについての確実な実体の把握に務め、標準に適合していない病院については改善計画書を提出させる等適正な指導を行うとともに、その改善状況を逐次把握すること。

なお、医療従事者が著しく不足している病院であって早期に充足の見込みのないものについては、医療従事者数に対応した患者数に移行するよう指導すること。

(2) 超過収容の解消について

許可病床数を超過して患者を収容している病院については、入院の制限、転院の促進等により、超過収容状態を速やかに解消するよう指導すること。

なお、超過収容状態の解消を増床によって行いたい旨の病床数の変更許可申請があった場合で、増床に見合う医療従事者数が確保されていないときは、当該変更許可

を行うべきではないこと。

(3) 無資格者の医療行為の防止について

無資格者による医療行為は、患者の生命健康を守る上で病院においてあってはならないことであり、そのような行為の行われることのないよう、医療監視、関係団体に対する指導等各般の機会をとらえてその周知徹底を図ること。

また、関係者からの連絡等により、無資格者による医療行為が疑われる場合には、速やかに医療監視等により事実の把握に務め、厳正に対処すること。

5 実地指導の強化徹底

(1) 実施方法について

精神病院に対する実地指導は、昭和31年6月8日付衛発第357号厚生省公衆衛生局長医務局長連名通知に基づき行われているところであるが、その実施については、医療監視を実施する際に併せてこれを行うなど医療監視との連携に配慮すること。

また、実施回数は原則として1施設につき年1回とするが、これ以外にも必要に応じて積極的に実施すること。なお、実地指導に当たっては、精神科医師を同行させるものとする。

(2) 指導項目について

上記通知別記三に掲げる事項のほか、次の事項も指導項目とすること。

イ 保護室への収容は適正に行われているか。

ロ 通信、面会の自由が尊重されているか。

(3) 実施後の措置について

実地指導後は指摘事項に係る改善状況を必ず報告させるとともに、必要があればその確認のため再度実地指導を行うこと。

6 生活保護指定医療機関に対する指導の強化徹底等

(1) 一般指導等の活用について

生活保護の指定医療機関に対する指導は、昭和39年9月30日付社発第727号社会局長通知に基づき行われているところであるが、一般指導、個別指導の機会を活用し、特に精神病院に対しては、被保護者の処遇の向上と自立助長、適正な医療の給付が行われるよう、生活保護制度の趣旨や医療扶助の事務取扱方法等の周知徹底を図ること。

(2) 患者委託に当たっての留意事項について

民生主管部局は衛生主管部局と連携を密にして、医療監視や実地指導の結果を参考にしながら、管下指定医療機関の状況について実態の把握に努め、医療従事者が著しく不足している場合又は使用許可病床を著しく超過して患者を収容している場合には、原則としてその状態が解消されるまでの間、当該指定医療機関に対する患者委託を差し控えるよう、管下実施機関を指導すること。

7 入院患者預り金の適正管理

精神病院入院者で、その病状等から金銭の管理等の行為ができない者については、適切な患者処遇を図る上で、病院管理者等が金銭の受領、管理等を行うことが必要となる

場合があるが、その取扱いについては、次のことに留意するよう十分指導すること。

(1) 預り金の適正な支出について

病院管理者等が入院患者の金銭を受領、管理するに当たって預り金は入院患者の身のまわり品等患者個人の経費についてのみ支出できるものであり、本来病院において用意し、負担すべき内容の経費については、支出することは認められないものであること。

また、領収書等支出を明らかにする書類は、整理、保管しておくこと。

(2) 預金口座の設定について

本来、預り金は個人毎に口座を設けて管理すべきであるが、事務処理面等からそれが困難である場合には、少なくとも生活保護法による入院患者とその他の入院患者の預金口座を病院の一般口座と区分して、それぞれ設けること。

(3) 個人毎の収支状況の把握について

預り金の収支状況は個人毎に整理、把握すること。

また、生活保護法による入院患者とその他の入院患者とは区分して整理することとし、収支状況について、患者本人、保護義務者又は福祉事務所から要請があった場合には、速やかに提示できるようにしておくこと。

8 精神医療に関する苦情等の適正な処理

精神医療に関する苦情等については、精神衛生センター、保健所等において積極的に相談に応じるとともに、相談者と連絡を取りながらそれぞれの事案の性質に応じた迅速、確な処理を行い、その結果を相談者に通知すること。

9 その他

精神病院に対する効果的な実地審査、実地指導等の在り方を検討するに当たっては、地方精神衛生審議会を積極的に活用すること。

この「精神病院に対する指導監督等の強化徹底について（通知）」を受け入院患者の処遇の指針として精神病院入院患者の通信、面会に関するガイドラインについて」（昭60.10.19厚生省保健医療局長通知）を作成し通知した。

その内容は以下の通りである。

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省保健医療局長

精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインについて

今般、標記ガイドラインを別紙のとおり作成したので、了知されるとともに、これを指針として管下の精神病院の指導に当たられたい。併せて関係行政機関にその趣旨を十分に説明し、理解と協力が得られるよう努められたい。

記

精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドライン

1 基本的な考え方

- (1) 精神病院入院患者の院外にある者との通信及び来院者との面会（以下「通信・面会」という。）は、患者と家族、地域社会等との接触を保ち、医療上も重要な意義を有するとともに、患者の人権の観点からも重要な意義を有するものであり、原則として自由に行われることが必要である。
- (2) 特に患者の人権面に対する配慮という観点から、人権擁護機関等との通信・面会は制限を加えないこととすべきである。
- (3) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書または口頭により、患者及び保護義務者に伝えることが必要である。
- (4) 電話及び面会に関しては患者の医療又は保護に欠くことのできない限度での制限が行われる場合があるが、これは、病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合であって、かつ、合理的な方法及び範囲における制限に限られるものであり、個々の患者の医療又は保護の上での必要性を慎重に判断して決定すべきものである。

2 信書について

- (1) 信書の発受信は制限しないものとする。
- (2) 患者の病状から判断して、家族等からの信書が患者の治療効果を妨げることが考えられる場合には、あらかじめ家族等と十分連絡を保って信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ患者の病状をみて当該主治医から患者に連絡させる等の方法に努めるものとする。
- (3) 刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書については、患者によりこれを開封させ、異物を取り出した上、患者に当該受信信書を渡すものとする。この場合においては、当該措置をとった旨を診療録に記載するものとする。

3 電話について

- (1) 都道府県及び地方事務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代

理人である弁護士との電話は制限しないものとする。

- (2) (1)に掲げる者以外の電話は、患者の医療又は保護のために欠くことのできない場合を除き、制限しないものとする。

制限が行われた場合は、その理由を診療録に記載し、かつ適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護義務者に知らせるものとする。

- (3) 電話機は、患者が自由に利用できるような場所に設置される必要があり、閉鎖病棟内にも公衆電話機を設置するものとする。また、都道府県精神保健主管部局、地方方法務局人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

4 面会について

- (1) 都道府県及び地方方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は保護義務者の依頼により患者の代理人になろうとする弁護士との面会は制限しないものとする。

- (2) (1)に掲げる者以外の者との面会は、患者の医療又は保護に欠くことのできない場合を除き、制限しないものとする。

制限が行われた場合は、その理由を診療録に記載し、かつ適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護義務者に知らせるものとする。

- (3) 入院後は患者の病状に応じ得る限り早期に患者に面会の機会を与えるべきであり、入院直後一定期間一律に面会を禁止する措置は執らないものとする。

面会する場合、患者が立ち会いなく面会できるようにするものとする。

ただし、患者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のため特に必要がある場合には病院の職員が立ち会うことができるものとする。

(上記ガイドラインの実施状況調査)
(昭和61年12月1日現在) P 314参照)

(4) 社会復帰対策

精神科医療の最終目標は、いうまでもなく患者が社会に適応して生活していけるように治療を加え、必要な援助を行うことである。入院患者の場合は長期入院によって社会性が失われることがないよう配慮されるべきであり、また、院内の社会復帰活動を充実することが何よりも必要である。長期在院者の多くは、疾病による社会適応性の低下が認められるばかりでなく、家族の受入れ態勢がなく経済的問題もあるので、その社会復帰を推進するためには福祉面の配慮が必要である。すなわち、病院と社会の中間にあって回復途上にある精神障害者の社会復帰援助を専門的に行うための各種の施設が必要なのである。

また、精神障害を理由とする資格制限や施設の利用制限等について、精神障害者の社会復帰、社会参加等の観点から、その見直しを行うべく、厚生省保健医療局長より都道府県知事あて通知がだされたところである。

その内容は以下の通りである。

健 医 発 第 881 号

昭和62年 7 月 21 日

都道府県知事 殿

厚生省保健医療局長

精神障害者に係る資格制限・利用制限等について

精神保健行政の推進につきましては、日ごろより御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、精神障害者対策に関しては、近時、特に精神障害者の人権擁護及び社会復帰の促進が強く要請されているところであります。なかんずく、精神障害を理由とする資格制限や施設の利用制限等については、精神障害者の社会復帰、社会参加等の観点からその見直しを行うべきであるとの意見が関係方面より示されてきているところであり、政府としても、本年3月国会に提出した精神衛生法等の一部を改正する法律案の中で、精神病者に係る公衆浴場の利用規制を見直すべく公衆浴場法の改正規定を盛り込むとともに、去る6月に障害者対策推進本部（本部長 内閣総理大臣）において決定した『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」の中で、精神障害者の人権擁護及び社会復帰の促進のための重点施策の一つとして「精神障害を理由として設けられている資格制限等について検討を

行うこと」を盛り込んだところであります。

もとより、精神障害者に係る資格制限・利用制限等については必要最小限度のものに限られるべきものと考えられるところであり、貴職におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、関係諸資格・諸制度について検討を行われますようお願い申し上げます。また、貴管下市町村に対してもこの旨の周知方、併せてお願い申し上げます。

[参考資料]

- | | | |
|----|--------------------------|------|
| 1. | 精神衛生法の一部を改正する法律案(抄) | } 省略 |
| 2. | 〃 新旧対照条文(抄) | |
| 3. | 〃 要綱 | |
| 4. | 「障害者対策に関する長期計画」後期重点対策(抄) | |

[参考資料 4]

「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策(抄)

(昭和62年6月 障害者対策推進本部)

第2 課題別施策の基本的方向と今後の重点施策

2 保健・医療

(3) 精神障害者対策の推進

精神障害者の人権を擁護しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の推進を図るものとする。このため、精神障害者の人権上の改善と並んで精神障害者の社会復帰の促進を大きな柱とする精神衛生法等の一部を改正する法律案の早期成立を期するものとする。

今後、精神障害者対策については、次の事項を重点的に推進するものとする。

- ア 保健所、精神衛生センター等における精神衛生相談等の充実を図り、地域精神保健対策を推進すること。
- イ 入院形態の見直し、入院手続の整備、精神病院に対する指導監督規定の整備など入院患者の人権の確保に努めること。
- ウ 精神障害者の人権の擁護並びにその適正な医療及び保護の実施のため、精神衛生鑑定医制度を精神保健指定医制度へ改組すること。
- エ 社会復帰施設整備の促進など精神障害者の社会復帰・社会参加を促進すること。
- オ 思春期、老年期等のライフ・ステージに応じた精神保健対策を促進すること。
- カ 精神障害を理由として設けられている資格制限等について検討を行うこと。

通院患者の場合は入院せずに社会生活を推進するために外来における積極的な支持とともに、デイ・ケア、保健所による訪問指導等の充実が必要である。

このような観点から、昭和53年4月、中央精神衛生審議会から「精神障害者の社会復帰施設に関する中間報告」が提出された。

この報告では、精神障害者の社会復帰のためには医療施設における社会復帰活動の充実、様々なニーズにこたえる医療施設外の社会復帰施設の整備等を図る必要があるとともに、次の条件を満たす必要があるとされている。

① 医学的管理

精神病院の閉鎖病棟での行動制限を伴う濃厚な医療から、外来における軽度の医療まで各種の段階があるが、常に医学的管理は必要である。

② 生活の場の確保

生活の場については、夜間の宿泊の場所と昼間過ごす場所とがある。夜間の生活の場は、入院患者では、病院であり、その他の場合は、自分の住居又はそれに代る場所が必要である。昼間は、デイ・ケア、社会復帰訓練等病院内外における社会復帰活動を行う場所が必要である。

③ 保護者の協力

患者の状態を観察し、生活の指導及び援助・服薬の確認等適切な医療上の管理を行う者で、家族又はそれに代る者が保護者として必要である。

④ 経済的援助

家族による援助や生活（医療）扶助等各種の経済的援助が必要である。この報告を受けて、昭和54年度から「精神衛生社会生活適応施設」が予算化されている。

また、昭和61年7月25日には、公衆衛生審議会から「精神障害者の社会復帰に関する意見」が厚生大臣に具申されている。その内容は次の通りである。

昭和 61 年 7 月 25 日

厚生大臣 斎藤十朗殿

公衆衛生審議会

会長 山口正義

意見書

精神障害者の社会復帰に関する意見を別紙のとおり具申する。
別紙 **精神障害者の社会復帰に関する意見**

序 文

第二次世界大戦後、先進諸国が一貫して追及してきた精神保健の理念は、精神障害者がその人権を十分に保障され、地域社会で生活を続けながら必要な援助を得ることができるようにすることであり、そのために精神障害者の治療のあり方を、閉鎖性の強い施設内医療から社会に解放された地域精神保健医療に転換することであった。

このことの達成のために、これら先進諸国においては、一方では、精神障害者に対する包括的な保健医療の供給体制の発展が図られるとともに、他方では、立法によって、精神障害者が他の障害者と同様の社会福祉の諸サービスを楽しむような施策化が図られてきた経緯がある。

しかしながら、これらに係る我が国の制度、事業面の立ち遅れについては否定できない現状であり、今や早急に是正を図るべき重要な社会的課題となっている。

したがって、精神衛生法の改正並びに関連諸制度の整備に当たっては、以上の国際的動向に鑑み、精神障害者の社会復帰、社会参加促進のための体制の充実を強力かつ早急に実施する必要がある。さらに、その推進に当たっては、以下に示す事項を十分に考慮した上で実現を図る必要がある。

基本的な考え方

- 1 精神障害者の社会復帰、社会参加を推進するに当たっては、国、地方公共団体並びにその他の関連団体は、まず第一に、社会に流布する精神疾患や精神障害者等に対するさまざまな誤解や偏見等をなくすことに努めなければならない。精神障害に対する適正な理解を広げることによってはじめて精神障害者の社会復帰や社会参加が進展するといっても過言ではない。このことは、精神障害者の人権を保障する観点からも極めて重要な課題である。
- 2 第二に、精神障害者の社会復帰、社会参加のための具体的施策の充実が必要である。現在、我が国においてはごく少数のみ存在する精神科デイケア施設や小規模保護作業所等、精神障害者のために行われる昼間治療及び作業訓練並びに活動の場としての施設の十分な数の配置を行うことが是非とも必要である。さらに、我が国においてはこれら昼間の治療並びに作業訓練等の施設に比べて一層未整備な現状にある居住施設、すなわち精神障害者が社会で共同して生活し、かつ、必要な訓練や指導を受けることができる施設の必要数の設置を行わなければならない。

これらは、いずれも医療及び医療的支援体制の存在を必要とする施設、事業であり、精神障害者がその症状を再発させることなく安定した状態を保ちながら利用するものである。また、これら諸施設は精神障害者が独立して生活を行うことを可能とすることを最終目標とするもので、そのための訓練や指導を行うものである。

- 3 第三に、地域精神保健医療・福祉システムの確立を早急に図らなければならない。このため、特に医療機関における外来通院医療を充実させるとともに、精神障害者の社会生活の援助体制づくりに不可欠な地方公共団体の衛生部門と福祉部門の密接な連携の実現を図り、有効かつ効率的に社会復帰、社会参加を進めることが極めて重要である。

このように医療機関における保健医療サービスと行政機関における各種のサービスが適切に補完し合って、はじめて地域社会において円滑な精神障害者の社会復帰、社会参加が可能となるものである。また、衛生部門と福祉部門の連携に当たっては、精神障害者が単なる病者というだけでなく、社会生活遂行上の困難、不自由、不利益を有する障害者であるという点を共通理解とする必要があるということはいうまでもない。

- 4 なお、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るに当たって、脱入院化の政策的誘導を強行し、結果として、逆に、社会の中に安住の場のない人々を多数生みだし、精神障害者が犯罪その他の事件の犠牲者となったり、心身の著しい不健康に陥ったまま疎外放置される状況をもたらした諸外国における経験をも十分に考慮する必要がある。

これらに対応するために、上記1～3に加えて、第四として必要なヘルスマンパワーを養成し、精神科ソーシャルワーカー等を中心とするスタッフからなる保健医療チームを医療機関並びに地域社会に配置することにより、医療機関及び社会復帰施設と地域社会の他の機関との連絡調整を進め、精神障害者の社会復帰、社会参加を円滑化するための体制を確立しなければならない。

本 文

- 1 精神科医療施設（精神病院、精神科診療所等）におけるマンパワーの充実

精神科医療施設においては精神科デイケア、あるいは、昭和53年中央精神衛生審議会（当時）の中間報告における社会復帰訓練部門の整備充実を図るため、医師、看護職員、作業療法士、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者等を適切に配置する必要がある。特に一定規模を超える施設には精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者を置くことが強く望まれる。また、適切な社会復帰活動を促進する観点からも、これら関係職員の養成・研修について、今後、積極的に推進していく必要がある。

- 2 精神科デイケア関連施設の充実

精神科デイケアは、精神科医療施設における地域ケア機能の基本形態である。精神科デイケア関連施設を普及させるためには、従来の精神障害回復者社会復帰施設（通所部門ないし通所型）等に加えて、より小規模なものを検討するなど、精神科デイケア事業の大幅な拡充、整備を図るとともに、実効のあがるものとなるよう対策を講ずることが必要である。

3 昼間の作業活動のための施設の整備充実

就労の能力を十分に回復するに至らない精神障害者が地域社会や家庭で疎外孤立化することを防ぎ、必要な生活習慣を維持させることを目的として、必要に応じ医療機関との連携をとりつつ作業活動を行うことのできる場を設置する必要がある。さらに、進んだ水準の作業等の場を用意するなどして、その社会復帰、社会参加を円滑に促進するための施設として以下の施設を整備する必要がある。

- (1) 精神障害者小規模保護作業所（仮称）……精神障害者を通所させ、作業指導、生活訓練を行うことにより、社会的自立を促進させるための施設で小規模なもの
- (2) 精神障害者通所授産施設（仮称）……相当程度の作業能力を有する精神障害者を通所させ、必要な訓練を行い自活を助長させるための施設

また、これらの施設並びに以下に記した施設、事業等に関する条文を精神衛生法の中に設け、都道府県、市区町村及び非営利法人等が積極的にこれらの施設を整備できるようにすることが必要である。

4 居住のための施設の整備充実

病院から退院に当たって、家庭への復帰や独力では地域社会で居住することが困難な精神障害者に対しては、地域社会の受け皿としてそれぞれの精神障害者のニーズに相応した居住の場を確保することが必要である。居住の場として以下の施設を整備する必要がある。

- (1) 管理人付の居住施設……一定程度の自活能力のある精神障害者で家庭・住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な者に対して、生活を営むために提供される施設
- (2) ケア付の居住施設……現行精神障害回復者社会復帰施設夜間生活指導部門及び精神障害者社会生活適応施設を含むもので、回復途上にある精神障害者に一定期間利用させ、生活の場を与えるとともに、医療的専門知識をもった職員により生活の指導等を行い、昼間は治療的作業訓練に通わせることにより、自立への促進を図るための施設

註 これらの施設（本文中3及び4の施設）を整備するに当たっては、地域保健医療のネットワーク化に見合うよう、一般精神科医療施設併設型や独立型、あるいは精神衛生センター併設型等が考えられる。併せて地域の他の精神科医療施設との密接な連携を図ること等も大切である。

5 通院患者リハビリテーション事業（いわゆる職親制度）の充実等

- (1) 精神障害者の社会復帰、社会参加を遂行するためには、現状における精神障害者の就労状況の特段の改善を図ることが必要である。このためには、関係行政機関等との密接な連携をとりつつ、職業リハビリテーション事業上の対策に有効に結び付く医学的リハビリテーションのための諸対策を推進すべきである。

また、就労状況を改善するために有効な各種の優遇措置が精神障害者に適用されるように諸対策を講ずることが是非とも必要である。

- (2) 医学的リハビリテーションの一過程において、精神障害者が訓練等の目的で事業所等において活動することは、社会復帰活動の過程としても極めて有効であるので、一

定の訓練期間を限って試行的形態の作業活動をすすめることも重要である。

- (3) 現行の通院患者リハビリテーション事業については、今後、上記(1)(2)の意義を踏まえて精神障害者の社会復帰、社会参加の流れに伴う需要の増大に対応できるよう、その質的及び量的充実を図ることが必要である。
- (4) その他、精神障害者を雇用する事業所に対して積極的な協力体制を保持できるように、保健医療機関においては、これら企業及び職業安定機関等関係行政機関との間の相互理解を図る必要がある。

6 関連民間援護団体の育成、充実

地域社会において精神障害者の社会復帰、社会参加を推進するためには、制度、事業等の面で、国、都道府県、市区町村が直接的に取り組むだけでなく、民間援護団体を育成しその協力を得る必要がある。民間援護団体は、国、都道府県、市区町村が行う精神障害者に対する社会復帰、社会参加のための諸制度や事業を補完するものとして極めて重要な役割を担うものであり、精神障害者のための昼間及び夜間の生活に必要な施設の運営を行うものである。精神障害者の社会復帰、社会参加を推進するためには、精神障害者家族、精神障害者本人、職親、ボランティア団体等を組織し、これら民間援護団体が本来のボランティア団体の性格や自助集団としての理念を踏まえた組織として定着するよう育成を図ることが必要である。

7 保健所精神衛生相談員の専任化・増員、その他保健所体制の整備等

精神障害者の社会復帰の促進に当たっては、保健所において、精神障害者に対する個別の援助、医療施設その他関連施設との協力、市区町村の行う社会復帰活動に対する指導・援助により、地域内の連携活動を充実させることが一層重要になると思われるので、現行精神衛生相談員の専任化・増員を進め、さらにこれら相談員に必要な医学的知識及び援助技術について教育・研修プログラムを充実する等制度の十分な整備を図ることが望まれる。

8 社会復帰に関する精神衛生センターの役割の明確化

精神障害者の社会復帰、社会参加を促進し、その体系化を進めるためには、地域の実情等を十分に把握する必要がある。精神衛生センターに対しては、これらに関する調査、それに基づく企画の責任を持たせるなどして社会復帰に関わる役割を明確にすべきである。

さらに、精神衛生センター自らがリハビリテーションの機能を持つ必要があることはいうまでもない。

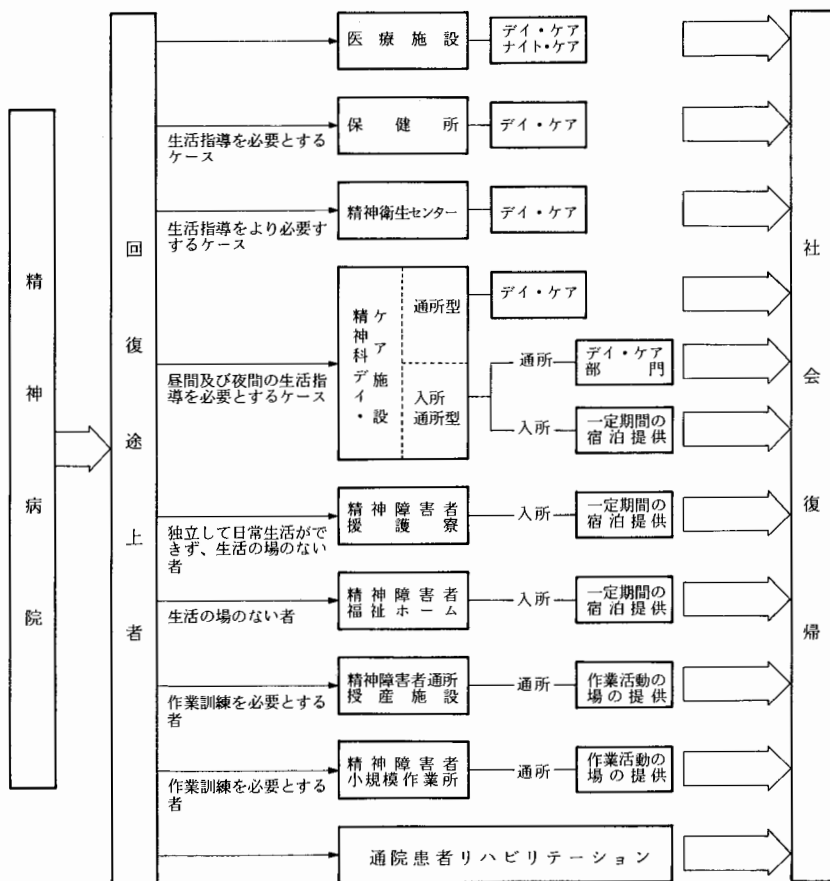
9 社会復帰に関する市区町村の役割の明確化

精神障害者の社会復帰、社会参加を円滑に進めるためには、地域の实情に応じた適切かつ、きめ細かな対応が特に求められるものであり、この意味で、市区町村の果たす役割が重要なものとなるものと考えられる。特に、上記3及び4の施設のうち精神障害者小規模保護作業所（仮称）及び居住のための施設等については市区町村が主体的かつ積極的にその整備を図ることが期待される。さらに、市区町村が精神疾患や精神障害者に

対する誤解や偏見等を是正するため地域社会に対して積極的に教育活動を行うことは、精神障害者の円滑な社会復帰，社会参加を図る上で是非とも必要である。

この報告を受けて，昭和62年度から「精神障害者援護寮」，「精神障害者福祉ホーム」，「精神障害者通所授産施設」及び「精神障害者小規模作業所」が予算化されている。現在までに制度化されている社会復帰体系は次の図7のとおりである。

図7 精神障害者社会復帰体系図



ア 社会復帰対策の概要

(ア) 精神病院内における対策

精神病院における社会復帰訓練部門は、社会復帰活動を行うために必要な専用の施設を有し入院患者に対して昼間作業療法、レクリエーション活動、集団精神療法、日常及び社会生活指導、職能訓練等を行うものである。

(イ) 精神病院外における対策

＜社会復帰施設＞

精神障害回復途上者の様々なニーズに対応するための社会復帰施設として、昭和45年度「精神障害回復者社会復帰施設」、昭和49年度「デイ・ケア施設」（昭和61年度に前記2施設を総合し、昭和62年度に「精神科デイ・ケア施設」へ名称変更）、昭和54年度「精神衛生社会生活適応施設」（昭和62年度に「精神障害者援護寮」へ名称変更）、昭和62年度「精神障害者福祉ホーム」及び「精神障害者通所授産施設」がそれぞれ予算化され、精神障害者に対して、医師、保健婦、精神科ソーシャルワーカー等が中心となり、日常生活指導、作業療法等の社会復帰指導を行っている。しかしながら、これらの施設はいまだ十分に普及されているとはいえ今後関係各方面の努力がまたれるところである。

＜保健所＞

保健所は地域における精神衛生に関する第一線の行政機関として精神衛生諸活動を実施しているところである。とくに昭和50年度からは、回復途上にある精神障害者の社会復帰に関する相談指導を積極的に推進するための「精神障害者社会復帰相談指導費」が予算化され年々実施保健所の充実が図られ、昭和62年度では563保健所となっている。

また、昭和62年度からは「デイ・ケア事業費」が予算化され、10保健所において実施されることとなっている。

＜精神衛生センター＞

精神衛生センターは都道府県における精神衛生の向上を図るための総合的な技術中枢機関として、精神衛生に関する知識の普及、調査研究、保健所等精神衛生に関係ある機関等に対する技術指導、技術援助、保健所等で取り扱ったもののうち、複雑困難な事例についての相談指導及びデイ・ケア事業等を実施している。

イ 社会復帰のための制度

(ア) 通院患者リハビリテーション事業

通常の雇用契約による就職の困難な精神障害者を対象として社会的自立を動機づけるために、一般の事業所において社会適応訓練等を行ういわゆる職親制度が行われている。

厚生省としても職親制度について専門家の意見を求めるため昭和55年7月に「職親制度検討委員会」を設置し討議を重ねてきた。その結果、同委員会では、本制度を医学的リハビリテーションとして位置づけ、本制度が精神障害者の職業参加の促進を図り、今後の精神障害者の社会復帰と地域社会の開発に有効であるとの中間報告をうけ、昭和57年度から通院患者リハビリテーション事業として国の施策に取り入れられ、昭和62年度には47県で実施されることとなっている。

(イ) 精神障害者小規模作業所運営助成事業

厚生省は、精神障害者小規模作業所による社会復帰活動の実態調査のため、昭和59年11月1日現在で全国調査を実施した。この結果を踏まえ在宅の精神障害者のための社会復帰対策の一環として精神障害者の家族会が実施する社会適応訓練について、昭和62年度から精神障害者小規模作業所運営助成事業として予算化され、財団法人全国精神障害者家族会連合会を通じ48箇所の作業所に対し、1箇所当たり70万円の運営助成費が補助されることとなっている。

昭和56年 4月22日

厚生省公衆衛生局長
大谷 藤 郎 殿

精神障害者職親制度検討委員会
委員長 菅 又 淳

精神障害者職業参加促進制度に関する中間報告について

精神障害者の社会復帰を促進するためには、医療施設等の機能の充実を図るとともに、地域社会の協力体制を整備する必要がある。

本委員会では貴職から要請のあった精神障害者職親制度について慎重に検討を重ねてきたが、別添のとおり精神障害者職業参加促進制度を設け推進することが、今後の精神障害者の社会復帰と地域社会の開発に有効であるとの合意を得、その内容を取りまとめたので報告する。

精神障害者職業参加促進制度

1 目 的

本制度は精神障害者に対する医学的リハビリテーションとして、一定期間現実の仕事の場に通わせ、社会生活を経験させながら対象者の諸能力を向上せしめ、その社会復帰を促進することを目的とする。

2 実 施 主 体

実施主体は、地方公共団体とする。

3 対 象 者

明らかに回復途上にあり、社会的規範を受け入れられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか恒常的に維持されない精神障害者であって、本人が本制度の利用を希望し、かつ、効果が期待されるもの。

4 委 託 する 事 業 所 等

精神障害者に仕事を提供し、社会的自立援助することに、熱意と理解を有する私人、法人及び任意団体であって、地方公共団体の長が適当と認めたもの。

5 委 託 する 事 業 所 等 の 開 拓 及 び 必 要 な 知 識 の 普 及

地方公共団体の長は、本制度を委託する事業所等の開拓及び必要な知識の普及を関係団体の協力を得ながら実施することが必要である。

6 委 託 する 事 業 所 等 対 する 優 遇 措 置

本制度を委託する事業所等に対しては、表彰制度並びに税法上の優遇措置等を考慮することが必要である。

7 委 託 期 間

6か月間。ただし3年を超えない範囲の更新は妨げない。

8 委託する事業所等に対する協力奨励金

対象者は、機能不全を有し、かつ作業能力等が不十分であるため、本制度を委託する事業所等に対しては、協力奨励金を支給する必要がある。

9 対象者に対する交通費等

対象者の勤労意欲を促進し、かつ、社会生活への復帰に伴うべき経済的観念の獲得等を図る意味で、少なくとも交通費、昼食代に見合う程度の費用を支給する必要がある。

10 技術料の診療報酬への導入

本制度の目的を達するためには対象者及び事業所等に対する医療機関による各種の相談・指導が不可欠であり、これに見合う技術料を診療報酬に導入する必要がある。

11 各機関の連携

地方公共団体の長は、本制度を実施するに当たっては、保健所、精神衛生センター、精神科医療施設、福祉事務所、労働基準監督署、公共職業安定所、心身障害者職業センター等からなる委員会を設置する等関係部局と緊密な連携を図る必要がある。

連携に関連する業務には以下のようなものがある。

事業所等の開拓

職場との関係調整

職業情報の収集と提供

知識の普及

コンサルテーション

生活指導

生活保護

判 定

分析・評価

12 その他

国及び地方公共団体は、本事業の実施に伴う事故に対する対策として傷害保険等の手当てを行う必要がある。

通院患者リハビリテーション事業実施要綱

〔衛 発 第 360 号〕
〔昭和57年 4 月 16 日〕

1. 目 的

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的とする。

2. 定 義

(1) 協力事業所

「協力事業所」は、精神障害者に対する理解が深く、精神障害者に仕事を提供

し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進することに熱意を有する事業所であって、都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認めたものをいう。

(2) 対象者

「対象者」は明らかに回復途上にあり、社会的規範を受け入れる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害者（精神薄弱者を除く。）であって知事が、本事業の効果が期待されると認めた者をいう。

3. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

4. 通院患者リハビリテーション運営協議会の設置

知事は、協力事業所の選定、対象者の決定、委託期間終了後の指導、本事業の運用等について意見を聞くため、精神衛生センター長、保健所長、福祉事務所長、精神科医師等からなる協議会を設置する。

5. 協力事業所登録の手続等

(1) 協力事業所の申込

協力事業所にならうとする事業所の代表者は、協力事業所申込書を事業所所在地を管轄する保健所長を経て、知事に提出するものとする。

(2) 調査及び登録

知事は、協力事業所申込書を受理した時は、その記載事項、その他必要な事項について調査し、その適否を保健所長を通じ事業所の代表者に通知する。

また、知事は適当と認めた事業所については、協力事業所登録簿に登録する。

(3) 協力事業所選定の基準

知事は協力事業所の選定に当たって、次の事項について調査し、その適否を決定するものとする。

ア. 事業所の環境等の適否

(ア) 作業場の人的、物的環境の良否

(イ) 対象者を酷使するおそれの有無

(ウ) 経営の安定性

イ. 精神障害者に対する理解とその社会適応促進に対する熱意の程度

ウ. 作業の適否

(ア) 作業の難易性及び適応性

(イ) 危険性の有無

エ. その他必要な事項

6. 対象者登録の手続等

(1) 通院患者リハビリテーションの申込

通院患者リハビリテーションを希望する者は、通院患者リハビリテーション申込書に主治医の意見書等を添えて居住地を管轄する保健所長を経て知事に提出するものと

する。

(2) 調査及び登録

知事は、通院患者リハビリテーションの申込書を受理した時は、その記載事項その他必要な事項について調査し、その適否を保健所長を通じ申込者に通知する。

また、知事は適当と認めた者については、対象者登録簿に登録する。

7. 委託の手續

(1) 協力事業所に対する委託

知事は、対象者についてその能力等を勘案し、通院患者リハビリテーション運営協議会の意見を聞いたうえで適切な協力事業所を選定し、対象者の同意を得たうえで、協力事業所との間で委託契約を結ぶものとする。

(2) 期間の決定

委託期間は、原則として6か月とし、3年を限度として更新することができる。

ただし、対象者の症状等により本事業の継続が不能又は不要になったときは委託契約を解除するものとし、合わせてその結果を通院患者リハビリテーション運営協議会に報告するとともに、必要に応じその意見を聞くものとする。

(3) 協力事業所と対象者の相互理解

委託に際して知事は、対象者の特性、事業の内容等を協力事業所に十分説明し、また、対象者及びその保護義務者についても必要な注意を与え、協力事業所及び対象者が相互に理解を深めるよう努める。

(4) 登録簿の記載等

知事が委託契約を結んだときは、必要事項を協力事業所登録簿及び対象者登録簿に記載するとともに、当該協力事業所及び対象者を管轄するそれぞれの保健所長にその旨を通知する。

8. 訓練期間中の指導等

知事は、訓練期間中においても常に対象者の現況をは握するため、主治医の意見を聞き保護義務者等との連携を密にしながら担当職員を協力事業所に訪問させ必要な連絡指導を行う。

9. 委託期間終了後の取扱

知事は、委託期間が終了したときは協力事業所から訓練の結果、報告書を提出させるとともに、主治医の意見を合わせて聞き、これらを通院患者リハビリテーション運営協議会に提出し、対象者の指導方法等につき同運営協議会の意見を聞いた上で適切に対処するものとする。

10. 費用の支弁及び国の補助

(1) 費用の支弁

都道府県は7により協力事業所に委託したときは、協力奨励金を支弁するものとする。

(2) 国の補助

国は、前項の規定により都道府県が支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(ウ) 保健所における社会復帰促進事業

保健所は地域における精神衛生に関する第一線の行政機関として精神衛生活動を実施しているところである。とくに昭和50年度からは、回復途上にある精神障害者の社会復帰に関する相談指導を積極的に推進するための「精神障害者社会復帰相談指導費」が予算化され年々実施保健所の充実が図られ、昭和62年度では563保健所となっている。

なお、この事業の実績は表6の通りである。

また、回復途上にある精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るため、昭和62年度から保健所において「デイ・ケア事業」が予算化され、10保健所において実施されることとなっている。なお、デイ・ケア事業が実施される保健所は、原則として社会復帰相談指導事業を実施している保健所とされており、社会保険診療報酬における「精神科デイ・ケア」の承認を受けている医療機関が地域にないこと、又はあっても地域のニーズに応じる余裕がないこと等により、回復途上にある精神障害者が医療機関における「精神科デイ・ケア」を利用することができない地域の保健所とされている。

表6 保健所における社会復帰相談指導事業実績

年 度	対象事例 A	1保健所 当 たり 平 均	社 会 復 帰 し た 者				中 止 し た 者				継続して いる者	そ の 他 (中止継続 の分類 不明)	社会復帰し た者の割合 B/A
			就 労	家事・家業 (手伝いを含む)	そ の 他 (習いもの)	小 計 B	再入院	死 亡	そ の 他	小 計			
57年度	13,339人	29.2人	1,227人	1,139人	234人	2,600人	1,476人	110人	1,752人	3,338人	7,133人	268人	19.5%
58年度	13,641	28.8	1,497	1,270	457	3,224	1,318	105	1,351	2,774	7,129	514	23.6
59年度	14,255	25.8	1,512	1,356	412	3,280	1,198	115	1,297	2,610	7,857	508	23.0
60年度	14,710	24.6	1,517	1,397	444	3,358	1,133	118	1,247	2,498	8,433	421	22.8
61年度	16,623	26.4	1,681	1,665	644	3,990	1,254	99	1,478	2,831	9,320	482	24.0

資料：精神保健課調

保健所における精神衛生業務中の社会復帰相談指導実施要領

衛 発 第 374 号
昭和50年7月8日

1. 目 的

回復途上にある精神障害者の社会適応を図るため、保健所における精神衛生に関する業務の一環として、社会復帰に関する相談指導を積極的に推進し、回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2. 実施保健所

回復途上にある精神障害者の社会復帰に関する相談指導の実施について積極的な事業計画を有する保健所を選定して実施するものとする。

3. 実施体制の整備

実施保健所は、この社会復帰に関する相談指導の適正かつ円滑な運営を図るため、昭和41年2月21日衛発第76号厚生省公衆衛生局長通知「保健所における精神衛生業務について」別紙の「保健所における精神衛生業務運営要領」（以下「運営要領」という。）第一の二による企画会議等の開催によって、この目的にそった活動ができるように所内の実施体制の整備に努めるとともに、必要に応じて精神衛生センター等の参加協力を得て、社会復帰に関する相談指導の円滑な実施を図るものとする。

4. 事業の内容

(1) 相談指導対象者

本人、家族又は主治医から社会復帰に関する相談指導について依頼があった回復途上にある精神障害者について、運営要領第一の二による相談指導業務担当者会議又は関係者連絡会議において、当該回復途上にある精神障害者の状況、家庭環境及び社会復帰のための相談指導の方法、内容等の諸条件を検討のうえ、当該保健所においてこの社会復帰相談指導を実施することができる対象者（以下「対象事例」という。）を決めて、相談指導を実施するものとする。当該保健所において実施することが困難な事例については、依頼者の希望に応じて、精神衛生センター、社会復帰のための機関、施設に紹介するものとする。

(2) 相談指導計画の策定

対象事例については、医師（精神科嘱託医を含む）、精神衛生相談員、保健婦、医療社会事業員等のほか、必要に応じて、主治医の参加を得て、対象事例検討会を計画的に開催し、対象事例の関連諸条件等について総合的な検討を行い、この結果に基づいて対象事例ごとに社会復帰に必要な具体的な相談指導計画を策定するものとする。

(3) 相談指導の実施

対象事例に対する相談指導は、保健相談指導及び生活指導等について、対象事例に最も適した方法によって実施するものとする。

(4) 関係機関等との連絡協調

この社会復帰相談指導の実施にあたっては、医療機関及び社会復帰に関係する機関

等と緊密な連絡、協調に努め、回復途上にある精神障害者の円滑な社会復帰を図るものとする。

5. 経費

別途通知するところによるものとする。

保健所における精神衛生業務中のデイ・ケア事業実施要領

〔健医発第1084号〕
〔昭和62年9月24日〕

1 目的

回復途上にある精神障害者の社会適応を図るため、保健所における精神衛生に関する業務の一環として、医学的な管理のもとにデイ・ケア事業を実施し、回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

2 実施保健所

保健所の選定に当たっては、原則として社会復帰相談指導事業を実施している保健所とし、社会保険診療報酬における「精神科デイ・ケア」の承認を受けている医療機関が地域にないこと、又はあっても地域のニーズに応ずる余裕がないこと等により、回復途上にある精神障害者が医療機関における「精神科デイ・ケア」を利用することが期待できない地域の保健所とする。

3 実施体制の整備

実施保健所は、デイ・ケア事業の適正かつ円滑な運営を図るため、昭和41年2月11日衛発第76号厚生省公衆衛生局長通知「保健所における精神衛生業務について」別紙の「保健所における精神衛生業務運営要領」（以下「運営要領」という。）第一の二による企画会議等の開催によって、この事業の目的に沿った活動ができるように所内の実施体制を整備するとともに、必要に応じて精神衛生センター等の参加協力を得て、デイ・ケア事業の円滑な実施を図るものとする。

4 デイ・ケア事業の内容

デイ・ケア事業の内容は、医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等とする。

5 事業の実施方法

(1) デイ・ケア事業の対象者

保健所長は、回復途上にある精神障害者であって、本人が希望し、かつ、デイ・ケアを実施することにより効果が期待できると判断される精神障害者をデイ・ケア事業の対象者とする。

(2) デイ・ケア事業計画の策定

デイ・ケア事業計画の策定に当たっては、医師（精神科嘱託医を含む。）、作業療法士（雇上）、臨床心理技術者（雇上）、精神科ソーシャルワーカー（雇上）等を含む運営要領第一の二による相談指導業務担当者会議又は関係者連絡会議において、対象者

の状況、家族の状況及びデイ・ケアの方法、内容等の検討を行い、一定数（1回15名程度）以上の対象者が週3日以上プログラム（別添参照）に応じてデイ・ケアが受けられる計画を策定するものとする。

(3) **デイ・ケアの実施**

対象者に対するデイ・ケアは、医師（精神科嘱託医を含む。）、作業療法士（雇上）、臨床心理技術者（雇上）、精神科ソーシャルワーカー（雇上）、精神衛生相談員、保健婦等により、対象者に応じたプログラムに沿って実施するものとする。

6 関係機関等との連絡協調

本事業は、精神科医療機関及び精神障害者の社会復帰に関係する行政機関等との緊密な連絡、協調のもとに、これを実施するものとする。

7 経 費

本事業に要する経費については、別に定めるところにより補助するものとする。

別添 保健所デイ・ケア週間プログラム (例示)

	火 曜	水 曜	金 曜
9:00	スタッフ・ミーティング	スタッフ・ミーティング	スタッフ・ミーティング
	全体ミーティング	全体ミーティング	全体ミーティング
10:00	個人面接・個人指導	買い物指導	集団作業訓練
	皮細工・手芸等創造的個人作業	家事指導	
11:00		料理指導	
12:00	昼休み (食事指導)	昼休み (食事指導)	昼休み (食事指導)
13:00		家事指導	
14:00	個人面接・個人指導	集団ゲーム等レクリエーション	室外・室内スポーツ
	皮細工・手芸等創造的個人作業		
15:00			
16:00			全体ミーティング
	スタッフ・ミーティング	スタッフ・ミーティング	スタッフ・ミーティング
17:00			

ウ 社会復帰施設

様々なニーズに対応するための社会復帰施設として、昭和45年度「精神障害回復者社会復帰施設」、昭和49年度「デイ・ケア施設」（昭和61年度に前記2施設を統合し、昭和62年度に「精神科デイ・ケア施設」へ名称変更）、昭和54年度「精神衛生社会生活適応施設」（昭和62年度に「精神障害者援護寮」へ名称変更）、昭和62年度「精神障害者福祉ホーム」及び「精神障害者通所授産施設」がそれぞれ予算化され、精神障害者に対して、医師、保健婦、精神科ソーシャルワーカー等が中心となり日常生活指導、作業療法等の社会復帰指導を行っている。しかしながら、これらの施設はいまだ十分に普及されているとはいえ今後関係各方面の努力がまたれるところである。

(ア) 精神科デイ・ケア施設（入所・通所型）

＜目的等＞

この施設は、夜間生活指導部門（入所部門という。以下同じ。）と昼間生活作業指導部門（デイ・ケア部門という。以下同じ。）とからなる。入所部門は、主として就労・就学等社会復帰の可能性のある者で家庭環境等により生活の基盤がそこなわれている精神障害者に対して自立までの一定期間、宿泊提供を行うとともに夜間生活指導等を行う。必要な医学的管理は昼間デイ・ケア部門等で行われる。デイ・ケア部門は、通院医療が可能な精神障害者であって、社会生活機能の回復のための各種のケアを必要とするものに対して、十分な医学的管理のもとに社会生活機能の回復を図るために、昼間の一定時間集団精神療法、レクリエーション活動、作業指導、日常社会生活指導の必要な医療を行い円滑な社会復帰を図るものであり、医療施設として位置づけられている。

＜設置及び運営主体＞

この施設の設置及び運営主体は地方公共団体である。

＜規模＞

この施設の定員は入所部門35人、デイ・ケア部門70人である。

＜施設の職員＞

施設の職員は、施設長（医師）のほか、看護婦（士）作業療法士、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、事務職員等22名が配置されている。

＜施設の組織＞

施設の組織としては、次の部門により、それぞれの業務が行われている。

① 管理部門

施設の運営管理等に関する業務を行う。

② 昼間生活指導部門

昼間の生活指導等（料理・手芸・スポーツ・レクリエーション・音楽・社会見学等）を通じて、社会適応指導を行う。

③ 昼間作業指導部門

昼間の作業指導（木工・金工・ミシン加工・印刷・陶芸・園芸・等）を通じて、社会適応指導を行う。

④ 夜間生活指導部門

昼間、施設外の事業所等で就業する者に対して、夜間の生活指導等を通じて、社会適応指導を行う。

＜既設の施設＞

① 川崎市社会復帰医療センター

（昭46・9）

所在地 神奈川県川崎市中原区井田1471

電話 044 (788)1551

② 岡山県立内尾センター

（昭51・11）

所在地 岡山県岡山市内尾739-1

電話 0862 (98) 2111

③ 北海道立音更リハビリテーションセンター

(昭59・7)

所在地 北海道河東郡音更町緑が丘1

電話 0155 (42) 4166

④ 東京都立中部総合精神衛生センター

(昭47・10)

所在地 東京都世田谷区上北沢2-1-7

電話 03 (302) 7575

なお補助職員は次のとおりである。

施設長 1人

事務員 2人

指導員 16人

看護婦 1人

雇用人 2人

計 22人

(イ) 精神科デイ・ケア施設（通所型）

＜目的等＞

この施設は、通院医療が可能な精神障害者であって社会生活機能の回復を図るため各種のケアを必要とするものに対して、昼間の一定時間集団精神療法、レクリエーション活動、作業指導、日常社会生活指導等の医療を行い円滑な社会復帰を図ることを目的とする施設である。

＜設置及び運営主体＞

この施設の設置及び運営主体は地方公共団体である。

＜規模＞

この施設の定員は60名である。

＜施設の職員＞

施設の職員は、施設長（医師）のほか、看護婦（士）、作業療法士、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、事務職員等13名が配置されている。

＜施設の組織＞

施設の組織としては、次の部門により、それぞれの業務が行われている。

① 管理部門

施設の運営管理等に関する業務を行う。

② 昼間生活指導部門

昼間の生活指導等（料理・手芸・スポーツ・レクリエーション・音楽・社会見学等）を通じて、社会適応指導を行う。

③ 昼間作業指導部門

昼間の作業指導等（木工・金工・ミシン加工・印刷・陶芸・園芸等）を通じて、社会適応指導を行う。

＜既設の施設＞

① 島根県立湖陵デイ・ケアセンター（51.6）

所在地 島根県簸川郡湖陵町大字大池240

電話 0853（43）2102

② 茨城県立友部病院デイ・ケア施設（51.2）

所在地 茨城県西茨城郡友部町旭町654

電話 02967（7）1151

③ 石川県立高松デイ・ケアセンター（54.6）

所在地 石川県河北郡高松町字内高松ヤ36

電話 0762（81）1125

- ④ 北九州市立デイ・ケアセンター (56.11)
所在地 福岡県北九州市小倉北区浅野 2-16-38
電 話 093 (551) 1985
- ⑤ 国保旭中央病院組合立デイ・ケアセンター (57.6)
所在地 千葉県旭市イの1326
電 話 04796 (3) 8111
- ⑥ 仙台市デイ・ケアセンター (58.4)
所在地 宮城県仙台市荒巻字三居沢 1の6
電 話 0222 (65) 2191
- ⑦ 兵庫県公立豊岡病院デイ・ケアセンター (58.11)
所在地 兵庫県豊岡市立野町 6の35
電 話 07962 (2) 6111
- ⑧ 京都府立精神衛生総合センター (61.6)
所在地 京都府京都市伏見区竹田流池町120
電 話 075 (641) 1810
- ⑨ 愛知県立城山デイ・ケアセンター (62.4)
所在地 愛知県名古屋市千種区徳川山町 4-1-7
電 話 052 (763) 1511
- ⑩ 広島県立総合精神衛生センター (62.8)
所在地 広島県安芸郡坂町字北新地12020-5
電 話 082 (884) 1051

なお補助職員は次のとおりである。

施 設 長	1人	
事 務 員	1人	
指 導 員	9人	
看 護 婦	1人	
雇 用 人	1人	計13人

精神科デイ・ケア施設運営要綱

健医発第1212号

昭和62年10月30日

第1 目的

回復途上にある精神障害者に、適正な医学的管理のもとに、生活指導及び作業指導等を行い、円滑な社会復帰を図ることを目的とする。

第2 設置及び運営主体

精神科デイ・ケア施設（以下「デイ・ケア施設」という。）の設置主体及び運営主体は、地方公共団体とする。

第3 通所及び入所対象者

通所又は入所について申請のあった回復途上にある精神障害者であって、デイ・ケア施設における通所指導又は入所指導を必要とする者とする。

第4 設備

適正な医学的管理のもとに、生活指導及び作業指導等を行うために必要な設備を有するものとする。

第5 職員

施設長（医師）のほか、看護婦（士）、作業療法士、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、事務職員その他施設長が必要と認める職員を配置するものとする。

第6 施設の組織

「入所・通所型」にあっては次の1から4までの各部門を置き、「通所型」にあっては次の1から3までの各部門を置くものとし、それぞれ次の業務を行うものとする。

1 事務部門

施設における事務を行う。

2 昼間生活指導部門

昼間の生活指導等を通じて社会適応指導を行う。

3 昼間作業指導部門

昼間の作業指導等を通じて社会適応指導を行う。

4 夜間生活指導部門

昼間、施設外の事業所等で就業する者に対して、夜間施設内の生活指導等を通じて社会適応指導を行う。

第7 通所及び入所の決定等

1 通所及び入所の申請

通所又は入所を希望する場合には、本人又は保護義務者が施設長に申請するものとする。

2 通所及び入所の審査及び決定

通所又は入所の申請を受けた施設長は、通所又は入所の適否を審査のうえ、通所者又は入所者を決定するものとする。

第8 費用の支弁及び徴収

1 費用の支弁

地方公共団体は、通所者及び入所者の通所中及び入所中に要する事務費及び事業費を支弁するものとする。

ただし、通所者及び入所者個人にかかる費用については、一部対象としないこともあるものとする。

2 費用の徴収

通所者及び入所者の通所中及び入所中に要する費用を支弁すべき地方公共団体は、当該通所者及び入所者の収入額に応じ、別に定める基準により、事業費の支弁額を徴収金として、当該通所者及び入所者又は保護義務者から徴収するものとする。

第9 国の財政措置

国は、地方公共団体が第8の1により支弁した費用に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(ウ) 精神障害者援護寮

＜目的等＞

この施設は、精神に障害があるため独立して日常生活を営むことができない者に対して、生活の場を提供するとともに、あわせて社会適応に必要な社会生活指導、日常生活指導等を行い社会復帰の促進を図るものであり、必要な医学的管理は併設又は隣接の精神病院等への通院によって行われる。

＜設置主体＞

この施設の設置主体は、次の各号に掲げる法人で、入所者の精神障害の医学的管理に支障のないものでなければならない。

- ① 地方公共団体
- ② 民法法人
- ③ その他厚生大臣が適当と認める法人

＜運営主体＞

この施設の運営主体は都道府県とする。ただし、市町村又は厚生大臣が適当と認めた民法法人等に運営を委託することができる。

〈規模〉

この施設の定員は30人～50人である。

〈施設の設置場所〉

この施設は、精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の敷地内、精神病院に隣接する場所
その他医学的管理に支障のない場所に設置するものとする。

〈施設の職員〉

この施設の職員は、施設長のほか、指導員、栄養士、調理員、事務員等18名が配置されている。

〈既設の施設〉

熊本県あかね荘（56・1）

所在地 熊本県熊本市戸島町3374

電 話 0963（65）1691

精神障害者援護寮運営要綱

〔 健 医 発 第 1.213 号
昭 和 62 年 10 月 30 日 〕

第 1 精神障害者援護寮の目的

精神障害者援護寮（以下「当該施設」という。）は、入院医療の必要はないが、精神に障害があるため独立して日常生活を営むことができない者に対して、生活の場を提供し、あわせて社会適応に必要な生活指導等を行うことを目的とする。

第 2 運営の基本方針

当該施設の運営についてはその目的にかんがみ、入所者の社会適応能力を向上させ、精神障害者の円滑な社会復帰を図るために適切な処遇が行われるよう特に留意するものとする。

第 3 運営主体

当該施設の運営主体は都道府県とする。ただし、市町村又は厚生大臣が適当と認め
た民法法人若しくはその他の法人に運営を委託することができるものとする。

第 4 入所対象者

入所対象者は、入院医療の必要はないが精神に障害があるため独立して日常生活を営むことができない者であって、共同生活を営める程度のものとする。

第 5 入所定員

入所定員は、30人以上50人以下とする。

第6 入所者の決定等

1 入所の申請

当該施設への入所を希望する精神障害者は、保護義務者の同意を得て、申請書に医師の意見書を添え、居住地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に行うものとする。

2 入所の審査

入所の申請を受けた都道府県知事は、専門家の意見を聞き、入所の適否を審査するものとする。

3 入所の決定

都道府県知事は、審査の結果当該施設へ入所させることが適当であると認める精神障害者を、当該施設へ入所させるものとする。

4 退所命令

都道府県知事は、当該施設に入所（委託入所を含む。）させていることが適当でないと認めるときは、入所者に対し退所を命ずることができるものとする。

第7 職員

1 職員の配置基準

(1) 当該施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

ア 当該施設の長（以下「施設長」という。）

イ 指導員

ウ 事務員

エ 栄養士

オ 調理員

カ 用務員

(2) 指導員は、入所者おおむね4.2人につき1人以上を置かなければならない。

2 職員の専従

当該施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指導員以外の職員については入所者の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

3 職員の資格要件

(1) 施設長は、精神衛生に関する業務に五年以上従事した者であって、当該施設を運営するのに適切であると認められる者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(2) 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学、教育学又は社会福祉学を修めて卒業した者

イ 学校教育法第56条第1項に規定する者であって、2年以上精神衛生に関する業務に従事した者

ウ 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

第8 給食

- 1 給食は食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 調理及び配膳は、衛生的に行わなければならない。
- 4 食品の保存に当たっては、腐敗又は変質しないよう適当な措置を講じなければならない。

第9 生活指導

- 1 当該施設は、入所者に対し、独立して日常生活を営むために必要な指導を行うほか、社会適応に必要な指導を行わなければならない。
- 2 当該施設は、生活指導に当たっては、入所者に対し行動制限を行わないことはもとより、いたずらに入所者を強制し、自由を拘束することとならないように留意しなければならない。

第10 健康管理

- 1 入所者については、その入所及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。
- 2 職員については、その採用時及び毎年1回以上健康診断を行わなければならない。
- 3 調理員については、定期に検便を行わなければならない。

第11 衛生管理

- 1 入所者の被服及び寝具は、常に清潔に保たなければならない。
- 2 一週間に2回以上入所者を入浴させ又は清拭しなければならない。
- 3 居室、被服、寝具、食器等で伝染の危険のあるウイルスに汚染し、又は汚染の疑いのあるものは、消毒した後でなければ入所者の利用に供してはならない。

第12 精神障害の医学的管理

- 1 入所者については、病状に応じ精神障害の医療を受けさせるようにしなければならない。
- 2 施設長は、精神病院等の医療機関と連絡を密にし、入所者に対する精神障害の医療が円滑かつ効果的に実施させるよう努めるものとする。

第13 非常災害対策

当該施設は、非常災害に対する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならない。

第14 管理規程等の整備

- 1 当該施設は、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律、その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
- 2 当該施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する記録及び帳簿を整備しておかななければならない。

第15 費用の支弁及び徴収

1 費用の支弁

都道府県は、当該施設の運営に要する費用を支弁するものとする。

2 費用の徴収

都道府県知事は、前項の運営に要する費用の全部又は一部を別に定めるところにより、入所者又はその扶養義務者から徴収するものとする。

第16 国の助成措置

国は都道府県が第15の1により支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、補助職員は次のとおりである。

施設長	1人
事務員	1人
指導員	12人
栄養士	1人
調理員等	3人
計	18人

3. 地域精神保健対策

地域精神保健活動の基本的な考え方は、地域社会で発生したいろいろな精神保健上の問題を、その地域社会全体の人々の活動によって解決していこうとすることである。

このような考え方があらためて強調されるようになってきた背景には大家族から核家族へと家族集団の変化、都市化、工業化等による伝統社会の崩壊と大衆化社会への移行といった地域社会のさまざまな急激な変化があげられる。それに伴って起こってきたいろいろな問題に対する地域社会の耐性が逆に低下してきていること、その結果、問題解決のための地域社会における新しい取り組みが必要になってきたためである。

このことは単に精神保健の問題だけでなく、総合的な対策が必要なことはいうまでもないが、これに一步でも近づく活動を精神保健の分野で展開していくことが当面の課題となる。

近年、精神科医療の分野では、精神病院の開放化、短期入院と早期退院、「ナイトホスピタル」等を通じて地域社会との接触をふやすと同時に、通院治療やデイ・ケア等により、できるだけ患者が社会生活を送りながら治療を進める方法が取り入れられ、またそれが治療上も社会復帰のためにも有効であることが認められてきた。このため、地域社会においても医療サイドと協力して治療やアフターケアを進め、積極的に受入れる体制を整備する必要が生じてきた。

アルコール依存症、少年の薬物依存、非行、身寄りのない老人の問題等も、単に専門施設を作ってそれに依存するのではなく、地域社会全体で「ささえしていく」体制の確立が必要であることが認識されてきている。

このような地域ぐるみの活動は本来地域住民自らの組織的な活動によって盛り上げるのが理想である。この入院治療から地域精神保健活動へという考えは、わが国だけでなく、世界的な傾向である。既に1960年代のアメリカでは、ケネディ教書において次のように述べている。

「ここ数年、次第に増えていた施設へのつめこみ傾向が、逆を向いてきたことである。それは、新薬の使用、精神病の本質に対する公衆の理解の増大、総合病院における精神病床、昼間通院施設（デイ・ケアセンター）、外来精神科施設などを含む。地域社会施設が設置されるようになったことによる。

私は確信する。もし医学的知識と社会の理解が十分に活用されるなら、精神障害者はごく少数を除いてほとんどすべてが、健全な社会適応をちとることができる。」

(1) 地域精神保健活動の目標と計画

地域精神保健活動の具体的内容は

- ① 社会諸資源の活用によって、精神障害者を地域社会へできるだけ早くもどすための運動をおこす。
- ② 精神科通院治療、精神医学的ケースワークの普及を図る。
- ③ デイ・ケア施設等の社会復帰施設を含む社会資源の充実と形成を図る。
- ④ 精神障害者が社会復帰可能であることを、地域住民に理解してもらう。
- ⑤ 地域社会に、精神障害のほか人間心理についての知識を普及し、明るい家庭、明るい社会を築く運動をおこすことである。

地域精神保健活動を始める際には、まずどのような地域を設定するかが前提になるが、それには一定の地域内の住民であることと、そこに生活上の何らかの共同意識があることが必要である。農漁村等の伝統的な村や町はまさにこれにあてはまるが、人口流動の激しい大都市では通勤圏・診療圏等を考慮した別の工夫も必要になってくる。

次には、その地域内の住民の精神保健上のニーズを的確につかみ、それに対応した計画を立てることが必要である。精神保健活動に対するニーズは必ずしも顕在化しているとは限らず、サービスの充実に伴って増加してくる面もある。実際に保健所では、本人はもとより、本人をかかえて困惑している家族の相談にのって、必要に応じて適切な診断と治療ルートを確保するといった指導や援助、また入院や外来等の医療を受けながらさまざまな社会的・経済的問題をか

かえている事例，就職や就学等の社会復帰についての不安や困難等，精神障害者の医療や福祉を巡るいわゆる狭義の精神保健に関する要望に応じる場合も多い。

地域を設定し，重点となる精神保健活動の目標を定め，計画を立てたら，次にはサービスのための厚いネットワークを整備する必要がある。数少ない専門家に任せるだけでは，たとえその数をふやしたとしても到底地域住民のニーズに応えることはできないし，地域精神保健の理念からいっても，地域内のあらゆる立場の人々がその持場持場で精神保健上の配慮を働かせ，役割の一端を担い合う体制を作ることが要請されている。

病院・診療所等の医療機関，福祉事務所・児童相談所等の社会福祉機関，学校等の教育機関・団体は，サービス・ネットワークの中でも中心的な役割を担う。また家族会や断酒会等の民間の関係団体や自治会，婦人会等の地域の一般団体の参加・協力も貴重な力となる。地域の理解者・援助者の層を厚くすることは専門家による対象者への適時・適切な援助・助力を一層効果的にするものである。

狭義の精神保健つまり精神障害者の第二次・第三次予防を推進するに当たっては，保健所や精神衛生センター等の公衆衛生機関による活動と，医療機関による臨床活動とがうまく結びつくことが最大のポイントである。

保健所や精神衛生センター等の公衆衛生側では，与えられた使命を果たすのに十分な実施体制を確立することがまず第一の課題である。精神衛生センターは未設置の県があり，社会復帰施設に至ってはその設置が緒についたばかりで早急な整備拡充が望まれる。これらの機関・施設の整備とともに期待されることは，地域精神保健活動が行いやすいような諸制度の整備・充実であろう。

更に，「職親制度」や精神障害者に対する福祉向上のための諸制度が検討されなければならない。

医療側については，何よりも地域精神保健活動の考え方を生かした臨床活動が期待される。

具体的には精神病院等における外来治療や院外活動の充実・発展がまず第一であろう。地域の必要性に応じた総合病院精神科や精神科診療所の普及も必要である。また一般開業医が精神障害者の治療や指導の一翼を担うことも期待される。

地域精神保健活動は、実際には精神障害者をもつ地域住民の一例一例を丁寧に援助していく作業があくまでも中心となる。これは本人にとっても援助する人にとっても、真に辛抱強い根気のいる仕事である。基本的な人間愛と豊富な知識・技術が要請されると同時に、チームワークと社会資源を駆使したアプローチが必要である。またその地域の特性によって柔軟な創意工夫がなされなければならない。全国のあちこちで行われ始めたこのような実践活動を育てていきたいものである。

(2) 地域精神保健活動の主体

地域精神保健活動は、保健所、精神衛生センター等を中心として行われているが、あくまでも地域社会の人々が主体となるべきものであり、地域住民の参加をできるだけ求めて行われなければならない。

ア 保 健 所

(ア) 保健所の性格及び機能

昭和40年6月一部改正された精神衛生法及び保健所法等をうけた「保健所における精神衛生業務運営要領」において保健所は、地域における第一線の行政機関として、精神保健諸活動の中心となり、精神衛生センター・精神病院・社会福祉関係諸機関・施設等との緊密な連絡協調のもとに、精神障害者の早期発見、早期治療の促進及び精神障害者の社会適応を援助するため、相談及び訪問指導を積極的に行うとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行うものとされている。

(イ) 職員の業務

精神保健関係業務に従事する保健所職員の職務内容については上記

運営要領の「精神衛生業務の実施体制」の項目の中でおおむね次のように定められている。

＜医 師＞

医師（精神科嘱託医を含む。）は、保健所における精神保健業務の企画及び総合調整を行うとともに、管内における精神保健に関する衛生教育・精神衛生相談員等による相談及び訪問指導等を指導監督するほか、自ら相談・指導等を担当する。

＜精神衛生相談員＞

精神衛生相談員は、医師を主体とするチームの一員として、医師の医学的指導のもとに保健婦その他の協力を得て、面接相談及び家庭訪問を行い患者及び患者家庭の個別指導を行う。

＜保 健 婦＞

保健婦は、精神保健に関する相談指導業務にチームの一員として参加する。保健婦業務遂行に当たっては、精神保健的配慮を行う。

＜医療社会事業員＞

医療社会事業員は、その業務の遂行に当たっては精神保健的配慮を行うとともに、精神保健に関する専門的な処理を要するケースについては、医師及び精神衛生相談員に連絡し適正な処理を行う。

＜衛生教育指導員＞

衛生教育指導員は、衛生教育を実施するに当たっては、精神保健的配慮を行う。また、患者クラブ活動・地区組織活動の育成・指導等に当たっては、医師・精神衛生相談員等と密接に協力する。

(ウ) 精神保健業務

＜精神衛生相談＞

精神障害者、家族及び一般人を対象として、所内又は所外において日時を定めて実施する。

精神衛生相談および処置を行うため、医師、精神衛生相談員、医

療社会事業員，保健婦その他必要な職員を配置する。

諸種の精神保健に関する相談事項をもって来所した者に対し，その相談に応じ，医師等を中心にして個別指導を行い，また，その実施の過程で発見したケースの問題について適切な指導その他の処理を行う。これらのうち，複雑困難なもの又は精密検査等を要するのは精神衛生センター等に紹介するが，一般に保健所における精神衛生相談は次のような手順，方法によって行われる。

① 面接相談

本人，家族又は一般健康人の来所時に面接相談を行い，本人等の訴え（問題）の概要，従来経過（生活歴等），既往歴，家庭環境等を聴取する。

② 診 断

面接相談の結果に基づき，そのケースについて診断を行い方針を決定する。

③ 処 置

診断区分に応じて病院等への紹介，医学的指導・ケースワーク等を行う。

＜訪問指導＞

家庭訪問によって，本人の状況，家庭環境，社会環境等の実情を把握し，これらに適応した指導を行う。

精神障害者本人に関する相談，医療の継続又は受診についての勧奨，職業に関する指導，生活指導，環境調査等の社会適応援助を行うとともに，家族自体の問題についての相談及び衛生教育を行う。

＜患者クラブ活動等の援助＞

患者クラブ，職親クラブ，患者家族会等の活動に対して必要な助言・援助又は指導を行う。

＜衛生教育及び協力組織の育成＞

精神衛生相談クリニックを通じ、また、資料、図書、その他の教育資材を整備、展示、提供し、または広報関係機関を利用するなど、地域・住民等に対してできるだけ公衆の日常生活・必要性・体験等に結びついた方法により、精神保健に関する教育及び広報活動を行う。

また、地域における衛生、医療、福祉、教育、産業、労働等の各種施設、機関、団体等において行われる精神保健に関係ある諸活動に対して積極的に援助するとともに、精神保健事業に対する一般住民の自主的な活動、協力及び参加を可能ならしめるよう、これらの施設等において精神保健に関係のある職員、若しくは一般地域住民を構成員とする地区組織の組織化、育成強化、又はこれらの地区組織に対する援助を積極的に行う。

◀関係機関との連絡協調▶

管内の行政、教育、福祉、医療、産業、報道関係等の機関、施設、団体、専門家等の精神保健事業への協力、又はこれらの活用を円滑ならしめるため、平常より、これらの行う公衆衛生活動に対して技術的援助・協力・指導等を積極的に行う。

表 7 保健所における精神衛生相談状況及び精神衛生訪問指導状況

区分	年	昭和55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年
		件	件	件	件	件	件	件
精神衛生相談		249,258	267,911	300,404	319,072	363,984	414,930	472,388
精神衛生訪問指導		209,457	211,061	220,735	221,177	228,671	254,182	274,630

資料：保健所運営報告

イ 精神衛生センター

昭和40年6月の法改正により、新たに都道府県における精神保健に関する総合技術センターとして精神衛生センターが設けられることとなった。

(ア) 精神衛生センターの性格及び機能

精神衛生センターは、精神衛生法に基づいて都道府県における精神保健の向上を図るために設けられる精神保健に関する総合的な技術中枢機関であり、地方における精神保健に関する知識の普及・調査研究ならびに相談指導事業を行うとともに、保健所その他の精神保健に関係ある機関等に対する技術指導・技術援助を行う施設である。

(イ) センターの組織

精神衛生センターの組織としては、通常、医師であるセンター長の下に相談部・指導部・研究部及び事務部が設けられ、相談部は精神保健に関する相談・指導・諸検査等を、指導部は衛生教育・技術指導を、研究部は調査研究を、事務部は庶務・経理を担当している。

(ウ) センターの職員

精神衛生センターには、精神科医、精神科ソーシャルワーカー・臨床心理技術者・保健婦・看護婦・作業療法士・臨床（衛生）検査技師・その他必要な職員が配置されている。

(エ) センターの規模

精神衛生センターの規模としては、A級、B級の区別があるが、それぞれ、相談室・診療室・検査室・研究室・資料保存室・会議室・事務室等必要な部屋が設けられている。

(オ) センター事業用設備

精神衛生センターには、その業務を行うために診察用・検査用・衛生教育用・治療用その他の必要な機械器具が整備されている。

(カ) センターの業務

精神衛生センターの業務は、精神保健に関する相談指導、知識の普及、

調査研究、関係機関等への技術援助・技術指導並びに関係職員等に対する研修に大別される。

《相談指導・技術援助》

精神保健に関する相談及び訪問指導は、保健所の業務であるが、保健所で取り扱うケースのうち、複雑なものに対して精神衛生センターにおいて相談指導を行い、来所者に対しては脳波検査・心理検査等の必要な検査・診断を行うほか、病院への紹介・委託、助言、ケース・ワーク等を行っている。また、保健所・病院関係・学校保健関係・福祉関係・事業所関係等、精神保健に関係ある機関その他に対しては直接的な技術指導を行うとともに、それらの職員等の研修を行っている。

《知識の普及》

一般社会に対してはもちろん、関連のある都道府県の主管部局・警察・検察・学校保健・産業衛生等の関係者に対し、精神保健に関する知識の普及を図っている。

《調査研究》

精神障害者の実情、医療保護・地域社会における精神保健問題についての調査、精神保健に関する各種の統計資料の収集整理、相談・指導、その他技術的方法等に関する研究を実施している。

《酒害相談指導事業》

酒害予防対策は、アルコール精神疾患の発生予防、医療、社会復帰を一貫して行う必要がある。このため昭和54年度から精神衛生センターにおいて酒害相談指導事業を行っている。

《心の健康づくり推進事業》

ノイローゼ、うつ病等の精神疾患の増加に対処するため、昭和60年度から精神衛生センターにおいて心の健康づくり推進事業を行うこととした。

〈デイ・ケア事業〉

回復途上にある精神障害者の社会復帰を図るため、A級の精神衛生センターのみで実施されていたデイ・ケア事業を、昭和61年度からB級センターにおいても実施することとした。

なお、昭和61年度には34か所の精神衛生センターにおいてデイ・ケアが行われており、1か所当たり平均2.5日／週、参加者実数1,075人、参加者延数45,570人に達している。

心の健康づくり推進事業実施要領

健 医 発 第 727 号

昭和60年 6月18日

1. 目 的

本事業は、近年の社会生活環境の複雑化に伴い、国民各層の間においてストレスが増大し、ノイローゼ、うつ病等の精神疾患が増加していることにかんがみ、精神衛生センターにおいてこれら精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより、国民の精神的健康の保持増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県

3. 事業内容

(1) 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発事業

地域住民が心の健康に関心をもち、ノイローゼ、うつ病等の精神面からの健康障害に対処することができるよう、精神衛生センターにおいての心の健康づくり教室を開催すること等により心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を行う。

(2) 心の健康づくり相談事業

精神衛生センターに地域住民を対象とする心の健康づくりに関する相談窓口を設置し、さらに電話相談指導を実施する等住民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。

医師は必要に応じ診断を行い、医療機関への紹介、医学的指導等必要な処理を行う。相談を行ったものについては、相談指導票を作成し、保管する。

(3) その他の事業

その他、精神衛生センターは必要に応じ研修事業等心の健康づくりに関する事業を行うものとする。

4. 実施体制の整備

(1) 連絡会議の設置

精神衛生センターは、本事業の円滑な推進を図るため、本庁、保健所、教育委員会等の公的機関、医師会、精神病院等で構成する心の健康づくり連絡会議を設け、連携を保つように努めること。

(2) 技術指導及び技術援助

精神衛生センターは、保健所及び関係諸機関に対して、心の健康づくりに関し専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

ウ 精神病院等医療機関

従来から精神病院は医療面で地域の中心的役割を果たしてきた。精神病院は一般の病院と異なり患者治療の場であると同時に、入院が長期にわたる場合も多く、従って患者が快適に生活を行い易いよう建築面で工夫がこらされるべきであり、今後、施設、設備等、質的改善が必要となる。

また、比較的軽症な患者のために外来部門の充実、あるいは神経科・内科・小児科等を標榜する一般の病院及び診療所等を拡充し、地域精神保健活動の一環としての役割分担が必要である。

一方、緊急の際速かに入院治療が行い得よう、地域住民と医療従事者の緊密な連携も必要となる。

エ 社会復帰施設等

精神障害者が病院治療を受けたあと、社会に戻るためのサービス体系が必要である。

狭義の医療を行う精神科病床を増やすだけでなく、精神病院におけるリハビリテーション活動を活発化する必要がある。

また、精神障害者をできるだけ地域社会に接触させ、積極的に社会適応能力を獲得させるための新たな施設をつくって行く必要がある。

現在、そうした回復途上者のための施設として、精神科デイ・ケア施設、精神障害者援護寮、精神障害者小規模作業所がある。

4. 精神保健の財政

(1) 国民医療費における精神医療費

昭和60年度における国民医療費の推計額は16兆159億円で、前年度よりも9,227億円、6.1%の増加となっている。国民医療費の国民総生産に対する割合は4.99%であり、国民一人当たりの医療費は13万2,300円である。(表8)

精神医療費の推計額は1兆,482億円で、国民医療費に占める割合は6.5%となっている。(表8)

次に傷病大分類別にみると、「循環器系の疾患」の医療費が最大で、「精神障害」は第5位に位置しているが、入院医療費では「循環器系の疾患」「新生物」に次いで第3位となっている。

また、精神病医療費を15歳以上44歳以下の年齢階級についてみると、入院医療費が群を抜いて多く3,696億円で精神病医療費総額の35.3%を占めている。

(2) 精神保健関係予算

精神保健対策の推進に必要な経費については、従来から各般にわたる国の助成措置が講じられている。これを大別すると、

- ① 精神衛生法の理念を達成するための各種施策推進費に対する補助金等助成制度
- ② 都道府県の施策推進に必要な財源確保のための地方交付税交付金制度
- ③ 精神病院等の施設・整備等のための資金融資制度

がある。

精神保健対策費は、国家予算編成においても国の重要施策の柱となっている「社会保障の充実」に要する経費として、社会保障関係費の中の保健衛生対策費に組みこまれており、昭和62年度では約58,724百万円が計上されている。

この経費の主な内訳及び年次推移は表9のとおりであるが、特にこのうち、通院医療費、社会復帰対策の予算の充実が著しいのが特徴となっている。

表8 国民医療費に占める精神病医療費の割合

(単位：億円)

区 分	昭 和 58 年 度			昭 和 59 年 度			昭 和 60 年 度		
	医 療 費	精神病 医療費	比 率	医 療 費	精神病 医療費	比 率	医 療 費	精神病 医療費	比 率
国 民 医 療 費	145,438	8,989	6.2	150,932	9,622	6.4	160,159	10,482	6.5
公 費 負 担 分	11,480	—	—	11,724	—	—	12,090	—	—
精 神 衛 生 法	986	—	—	960	—	—	938	—	—
生 活 保 護 法	7,928	—	—	8,164	—	—	8,443	—	—
結 核 予 防 法	502	—	—	523	—	—	572	—	—
そ の 他	2,064	—	—	2,077	—	—	2,138	—	—
保 険 者 負 担 分	85,283	—	—	85,823	—	—	88,506	—	—
政 管 健 保	26,266	—	—	25,433	—	—	24,794	—	—
組 合 健 保	18,320	—	—	18,283	—	—	18,408	—	—
国 保	27,624	—	—	29,325	—	—	32,816	—	—
そ の 他	13,073	—	—	12,786	—	—	12,489	—	—
老 人 保 健 負 担 分	32,899	—	—	35,889	—	—	40,377	—	—
患 者 負 担 分	15,776	—	—	17,492	—	—	19,185	—	—
公費又は保険等の一部負担	12,858	—	—	14,453	—	—	15,937	—	—
全 額 自 費	2,917	—	—	3,039	—	—	3,248	—	—

資料：国民医療費

注：1. 「保険者負担分」のうち「その他」とあるのは、船保、日雇、共済組合、労災及び自衛官等の医療保険等をいう。

2. 推計額は四捨五入して億円を単位としているために、合計額が各項の和と合致しない箇所がある。

3. 精神病医療費は、一般診療医療費に限ったため、薬局調剤医療費及び歯科診療医療費を含まない。

表9 精神保健関係予算

事 項	昭和57年度	58
1. 精神保健対策費等補助金	76,592,386	75,908,926
(1) 措置入院費	67,793,539	66,210,048
(2) 通院医療費	7,093,596	8,007,030
(3) 同意入院費(沖縄分)	1,159,824	1,108,490
(4) 公費負担医療費適正化対策費	170,038	168,265
(5) 精神衛生センター等運営費	375,389	415,093
ア. 精神衛生センター運営費	242,705	237,363
イ. 精神科デイ・ケア施設運営費	49,799	51,382
ウ. デイ・ケア施設運営費	29,889	42,424
エ. 精神障害者援護寮運営費	37,871	38,595
オ. ナイト・ケア部門運営費	—	—
カ. 通院患者リハビリテーション費	15,125	45,329
キ. 精神障害者小規模作業所運営助成費	—	—
2. 精神障害者措置入院費等負担金	—	—
措置入院費	—	—
3. 保健所業務費補助金	154,192	145,666
(精神衛生対策費)		
4. 保健所運営費交付金	20,058	78,682
(老人精神保健対策費)		
5. 精神病院等施設・設備費補助金	1,423,132	1,133,291
(1) 精神病院	1,351,152	1,019,541
(2) 精神衛生センター	7,162	28,026
(3) デイ・ケア施設	64,818	30,989
(4) 精神障害回復者社会復帰施設	—	54,735
(5) 精神衛生社会生活適応施設	—	—
6. 精神保健医療研究費	—	—
合計(1~5)	78,189,768	77,266,565

注1. 当初予算

- 施設整備費及び設備整備費については、昭和53年度より保健衛生施設等施設(設備)整備費補助金に統合メニュー化され昭和62年度予算額内訳なし。なお、参考までに、57年度から61年度までは実績
- 医療費公費負担事務費が昭和60年度より公費負担医療費適正化対策費に、精神衛生社会生活適応施設運営費が昭和62年度より精神障害者援護寮運営費に保健所運営費補助金が昭和59年度より保健所業務費補助金(精神衛生対策事業費)及び保健所運営費交付金(老人精神保健対策費)に名称変更した。

(単位千円)

59	60	61	62
71,957,951	63,795,484	13,549,487	14,400,603
61,034,686	51,622,186	—	—
9,136,595	10,478,172	11,679,024	12,524,321
1,127,727	1,131,537	1,259,980	1,208,034
180,407	167,225	161,973	185,963
478,536	396,364	448,510	482,285
244,513	80,367	92,267	107,657
81,351	113,599	150,553	104,884
47,453	51,897	—	—
39,540	40,873	42,325	43,219
—	2,905	15,594	—
65,679	106,723	147,771	192,925
—	—	—	33,600
—	—	49,625,935	43,506,783
189,370	197,147	223,934	260,133
86,405	129,756	190,922	254,961
950,556	564,882	406,984	
938,418	481,780	273,421	
12,138	24,276	23,072	
—	58,826	—	
—	—	110,491	
—	—	—	
—	—	—	50,000
73,184,282	64,687,269	63,997,262	58,472,480

4. デイ・ケア施設運営費は、昭和61年度より精神障害回復者社会復帰施設運営費に統合し、昭和62年度から精神科デイ・ケア施設に名称変更した。
5. 精神衛生費等補助金については昭和62年度の予算から法律の規定振りにより名称が補助金と負担金に区分され、精神保健対策費等補助金及び精神障害者措置入院費等負担金になった。

(3) 費用の助成

ア 医療費公費負担

この経費は

- ① 都道府県知事が講じた入院措置（法第29条）と緊急入院措置（法第29条の2）の対象となった患者の医療費（患者の護送費を含む。）の全額を都道府県が支弁し、その財源の10分の8（「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」（昭和61年法律第46号）により、昭和61年度から昭和63年までは、10分の7）を国が負担（法第30条）する経費（措置入院費）
- ② 通院医療の適正な普及を図り、社会復帰を促進する観点から、昭和40年の法改正により講じられた制度であり、都道府県は通院医療費の2分の1を支弁し（法第32条）、その2分の1を国が補助（法第32条の2）する経費（通院医療費）
- ③ 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の施行に伴い、沖縄県については、「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）」第3条の規定により、同意入院（法第33条）および通院に要する医療費の本人負担分についても全額を公費負担する特別措置が講じられており、そのために必要な経費

で構成されている。

(ア) 措置入院費

措置入院は、都道府県知事による強制処分であり、又、自傷他害のおそれのある患者を收容して医療保護を加えるという公益性の高いものであるため、その医療費を公費で負担する建前をとっている。

この措置入院患者は、表10のように、昭和45年の76,532人をピークとして、通院医療、相談指導事業の充実強化、各種の社会復帰対策の推進によって、年々減少傾向をたどってきており、昭和62年には、約

23,400人が予想される。

(イ) 通院医療費

通院医療制度については、先に述べたとおりであるが、表11のようにこの制度の発足以来、患者数、医療費とも年々増加しており、昭和62年には月平均約233,800人に達するものと予想される。

(ウ) 同意入院費

同意入院費については、原則として公費負担は行われていないが、沖縄県についてのみ、復帰前の沖縄精神衛生法による既得権を保障する意味から、特別に同意入院費に対する公費負担が行われている。

イ 措置入院に係る費用徴収

この費用徴収については、都道府県知事が法第29条第1項及び法第29条の2第1項の規定により入院させた当該精神障害者又はその扶養義務者から、その所得に応じて表12の基準によって、費用の徴収を行う事が出来るとされている。(法第31条)

なお、この費用徴収額については、一部について保険給付が行われることとされている。

ウ 公費負担医療費適正化対策費

この経費は、精神医療の円滑な運用及び適正な執行を図るために必要な経費として2分の1の予算補助を行うものである。

エ 精神衛生センター等の運営費等補助

この経費は、精神衛生センター、精神科デイ・ケア施設及び精神障害者援護寮及び精神障害者小規模作業所の運営に要する経費と通院患者リハビリテーション事業に要する経費に対する補助金である。

(ア) 精神衛生センター運営費

精神衛生センターの運営に要する事業費（一般事業費、酒害相談事業費、心の健康づくり推進事業及びデイ・ケア事業費）について3分

表10 措置入院患者数及び措置入院費の推移

年 度	措置入院 患者数	措 置 入 院 費		
		総 額	国 庫 負 担	都道府県負担
	人	億 円	億 円	億 円
昭和42年度	72,242	268	214	54
43	74,865	302	242	60
44	76,363	338	270	68
45	76,532	438	351	87
46	76,492	480	384	96
47	75,203	616	493	123
48	71,761	635	508	127
49	66,967	804	643	161
50	63,888	1,017	814	203
51	59,793	1,021	817	204
52	56,284	933	746	187
53	52,491	989	791	198
54	49,162	1,043	834	209
55	45,764	960	768	192
56	42,730	878	702	176
57	38,700	847	678	169
58	36,091	828	662	166
59	32,563	763	610	153
60	28,353	737	516	221
61	24,081	709	496	213

- 注1. 措置入院患者数は各年12月末現在
 2. 措置入院費は当初予算額（医療費のみ）

表11 通院患者数及び通院医療費（予算額）

年 度	通 院 患 者 数	通 院 医 療 費
昭和45年度	47,000 人	665 百万円
46	52,000	875
47	73,700	1,292
48	88,000	1,699
49	98,000	1,961
50	97,500	2,298
51	101,400	2,793
52	109,510	3,153
53	116,280	3,854
54	127,649	4,334
55	137,768	5,218
56	147,186	6,118
57	157,376	7,094
58	164,518	8,007
59	179,933	9,137
60	194,386	10,478
61	219,476	11,679
62	233,802	12,524

注. 各年度当初予算人員，当初予算国庫補助額

表12 費用徴収基準額

患者等の所得税額の合算額		費用徴収額
	6,600円以下	0円
6,601円以上	11,040円以下	3,200円
11,041円以上	17,880円以下	4,600円
17,881円以上	25,680円以下	5,400円
25,681円以上	33,720円以下	6,900円
33,721円以上	42,000円以下	8,600円
42,001円以上	51,000円以下	10,100円
51,001円以上	62,520円以下	11,700円
62,521円以上	74,520円以下	13,200円
74,521円以上	87,120円以下	14,800円
87,121円以上	156,000円以下	18,500円
156,001円以上	198,000円以下	22,300円
198,001円以上	287,500円以下	29,400円
287,501円以上	397,000円以下	36,600円
397,001円以上	929,400円以下	43,800円
929,401円以上	1,500,000円以下	70,000円
1,500,001円以上		全 額

の1の国庫補助を行っている。(精神衛生法第8条)

なお、補助金の交付に当たっては基準面積等によりA級センターとB級センターに区分して実施している。

(イ) 精神科デイ・ケア施設運営費

「精神科デイ・ケア施設運営要綱」(昭62.10.30健医発第1,212号厚生省保健医療局長通知)に基づき地方公共団体が行う施設の運営に要する経費について、職員の人件費及び事業費の2分の1を国庫補助している。

(ウ) 精神障害者援護寮運営費

「精神障害者援護寮運営要綱」(昭62.10.30健医発第1,213号厚生省保健医療局長通知)により都道府県が行う施設の運営に要する経費について、施設長、指導員等の職員の人件費及び利用者の入所中に必要な飲食物費等の事業費の2分の1を国庫補助している。

(エ) 通院患者リハビリテーション事業費

「通院患者リハビリテーション事業実施要綱」(昭57.4.16衛発第

360号厚生省公衆衛生局長通知)により、都道府県が行う、職親制度事業に要する経費について、都道府県が設置する運営協議会経費と本事業の目的を理解し、精神障害者の社会的自立の促進を高めるために、協力事業所に対する奨励金に要する経費等について都道府県が支弁した費用に対し、別に定めるところにより国庫補助するものとしている。

(オ) 精神障害者小規模作業所運営助成費

「精神障害者小規模作業所運営助成費補助金交付要綱」(昭62.8.20厚生省発健医第185号厚生事務次官通知)により、在宅の精神障害者のための社会復帰対策の一環として、精神障害者の家族会が実施する社会適応訓練について、財団法人全国精神障害者家族会連合会に対し補助を行っているところである。

オ 精神病院等の施設整備費補助

この経費は、精神病院、精神衛生センター、精神科デイ・ケア施設、精神障害者援護寮、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の施設整備に要する経費に対する補助金である。

(ア) 精神病院

精神衛生法第6条及び第6条の2の規定に基づき、精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室(以下「精神病院等」という。)の施設整備費に補助を行うこととされているが、その対象は現在次のようになっている。

＜医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関＞

病棟及び作業・生活療法部門等の新設、増設及び改築に必要な工事費について2分の1の国庫補助(ただし「医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」に定める日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会にあっては3分の1)を行っている。

◀営利を目的としない法人であって、精神衛生法第5条の指定を受けた精神病院等▶

木造老朽病棟の改築，特殊病棟（老人，アルコール中毒等）の増改築，作業・生活療法部門の整備のうち厚生大臣が認めたものの施設整備費について3分の1の国庫補助を行っている。

(イ) 精神衛生センター等

◀精神衛生センター▶

精神衛生法第7条の規定により都道府県が設置する精神衛生センターの施設整備費について2分の1の国庫補助を行っている。

◀精神科デイ・ケア施設▶

地方公共団体及び営利を目的としない法人が設置する精神科デイ・ケア施設の施設整備費について2分の1，3分の1の国庫補助を行っている。

◀精神衛生社会生活適応施設▶

「精神衛生社会生活適応施設の整備について」（昭54.8.17衛発第661号厚生省公衆衛生局長通知）により地方公共団体又は民法法人等が設置する精神衛生社会生活適応施設の施設整備費について，2分の1の国庫補助を行っている。

なお，入所者1人当たりの基準面積は23.3㎡となっている。

カ 精神病院等の設備整備費補助

この経費は，精神病院，精神衛生センター等の施設整備の新設及び増設に伴って必要となる初度設備整備に必要な経費について補助を行っている。

キ 地方交付税

都道府県の精神保健行政の推進に必要な経費については，その財源確保の一環として，毎年度の地方交付税交付金の算定基礎となる衛生費の単位費用中に，精神衛生費の所要額が組み込まれている。この単位費用

の積算は、地方精神衛生審議会費・精神衛生医療費（精神衛生鑑定・措置入院等、指定病院の指導監査等に要する行政事務費等）および精神衛生センター運営事務費の所要経費から事業収入を控除した自己負担財源について行われている。

ク 資金融資

精神病院等の施設整備の整備等に必要な資金については、現在の、以下の融資措置が講じられている。

(ア) 地方公共団体

精神病院等の医療施設（職員宿舎・看護婦宿舎を含む。）の新設・増設・改築事業および医療看護用機械器具に用いる資金については、厚生年金保険と国民年金の積立金還元融資を原資とする特別地方債の制度が講じられている。この制度による精神病院等の設置費に対する融資は、単独事業として行う場合の過重な財政負担が考慮され、原則として国庫補助事業の施設を対象として行われる。

(イ) 個人および法人

個人および法人立の病院事業等に必要な資金については、社会福祉・医療事業団による融資制度が講じられている。

5. アルコール関連問題対策

我が国における近年の経済成長に伴う国民所得の増加、都市化による人口集中、核家族化等の生活様式の変化に伴う飲酒規範の崩壊などによって元来社会的に飲酒に寛容な我が国の飲酒文化が変遷を余儀なくされ、また一方では、消費の増大により飲酒人口が増加しており、実数にしておよそ6,300万人、飲酒人口1人当たり年間約13リットルの純アルコール（換算）を消費している（昭和60年度推計）。このような酒類消費量の増加に伴い、アルコール関連疾患、アルコール依存症等、アルコール飲料に起因する健康障害も増加してきており、さらには、アルコール関連問題としての交通事故、犯罪・非行、家庭崩壊、労働上の障害等が広範かつ深刻な社会問題として顕性化していることにより、飲酒習慣と健康に対する国民の関心が高まってきている。特に、最近では、未成年者飲酒、若者間でのイッキ飲み現象、胎児への悪影響、キッチンドリンカー、高齢者のアルコール依存問題等が新たな問題となってきており、適切な総合的対策が講じられなければならない。

また、諸外国においても、アルコール関連問題は、極めて重大な社会問題として取り上げられており、WHOにおいても、ここ数年専門委員会を開催するなど最重点項目として真剣に取り組んでいる。

我が国におけるアルコール関連問題対策は、昭和38年、国立療養所久里浜病院にアルコール中毒特別病棟が設置されたときにはじまる。それ以降同病院を中心としてアルコール中毒の治療及び研究が進められ、50年から同病院でアルコール中毒臨床医等研修が行われている。

また、厚生省において52年、53年の2年間にわたり「アルコール中毒診断会議」が開かれ、54年度には「アルコール飲料と健康に関する検討委員会」が設置され、主として「適正飲酒」について検討を重ねてきた。さらに同年、精神衛生センターにおける酒害相談事業費が予算化され、翌55年には、社団法人アルコール健康医学協会が設立された。

従来、アルコール依存症者に対する断酒、禁酒の面を強調して、酒害に関する知識の普及に力点が置かれていたが、昭和53年度から開始された国民健康づくり計画の実施に伴い、同計画の一環として、アルコール依存症対策についても予防面を強化するために、「適正飲酒」の普及を行うこととなった。また、昭和60年10月9日には、公衆衛生審議会より「アルコール関連問題対策に関する意見」が厚生大臣に提出され、今後の方針が示されている。

(1) アルコールの疫学

我が国においては、アルコール飲料とは酒税法でアルコール分1度（容量パーセント）以上の飲料と規定されている。酒類とは、清酒、合成清酒、焼酎、ビール、果実酒、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類、みりんをさしている。年間酒類消費数量の推移は図8であり、昭和60年度では724万klであった。

国民1人当り年間飲酒量（純アルコール換算）は戦前には3.6ℓが最高であったが、昭和22年には1ℓ以下になり、28年まで急上昇し、その後も増加し続け、54年には5.1ℓに達し世界第31位の消費量であったが、昭和60年度は、約5.7ℓと世界第29位に達した。

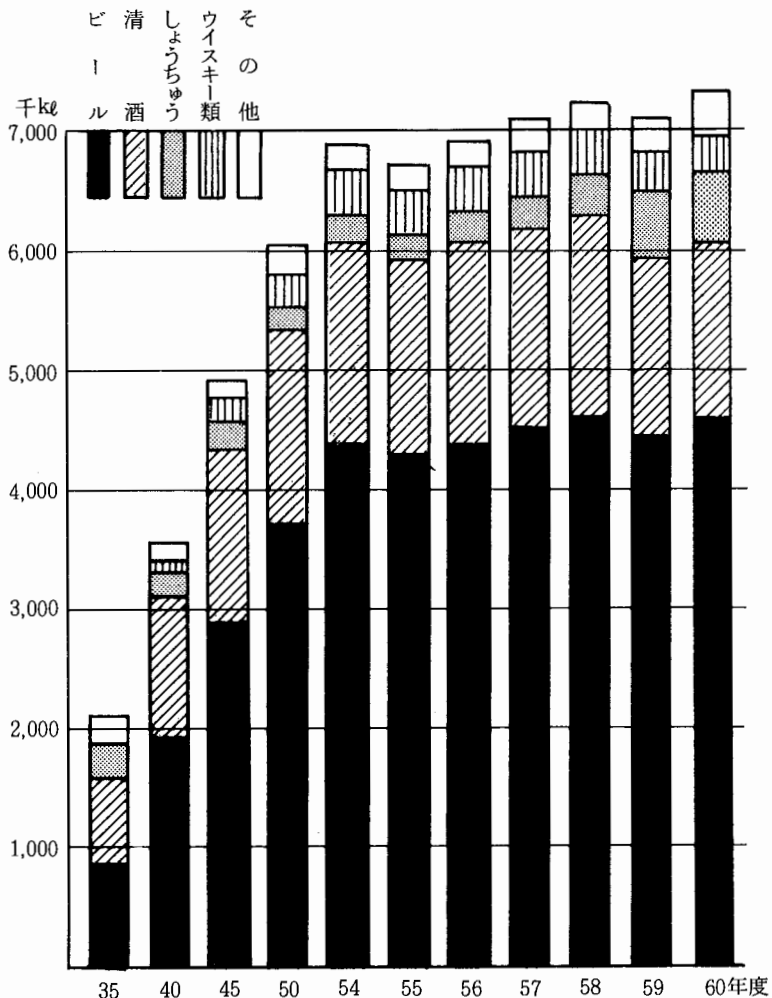
飲酒人口については、昭和60年では約5,700万人に及んでおり、大量飲酒者数は、約200万人と推計されている。

（表13）大量飲酒者とは統計的におおむね毎日純アルコール量にして150mℓ（日本酒換算約5合半、ビール約6本、ウイスキーダブル約6杯）以上常用する者をいう。

また、昭和59年の患者調査によると、精神病院入院中のアルコール精神病患者数は、3,000人、アルコール依存症者数は、18,600人となっている（表15）。

このようにアルコール消費量の増大は、アルコール依存症等の増加をもたらしており、アルコール関連問題対策の必要性はますます高まってきている。

図8 酒類消費数量の推移



(注) 昭和35年度のウイスキー類は、その他に含まれている。

資料 国税庁間税部酒税課「酒のしおり」

表13 大量飲酒者数 (推計)

0.012

~~1,000,000~~

0.0207
0.020

	40年	46	51	54	55	56	57	58	59	60
大量飲酒者数 (推計)	万人 約 89 (100.0)	万人 約 126 (141.6)	万人 約 154 (173.0)	万人 約 174 (195.5)	万人 約 183 (205.6)	万人 約 189 (212.4)	万人 約 191 (214.6)	万人 約 199 (223.6)	万人 約 198 (222.4)	万人 約 201 (225.8)
年間酒類 販売(消費)量	kl 3,533,207 (100.0)	kl 5,038,699 (142.6)	kl 5,858,944 (165.8)	kl 6,791,998 (192.2)	kl 6,660,308 (188.5)	kl 6,863,258 (194.3)	kl 7,029,153 (198.9)	kl 7,201,408 (203.8)	kl 7,059,489 (199.8)	kl 7,243,895 (205.0)
年間酒類 純アルコール 換算量	kl 364,396 (100.0)	kl 491,188 (134.8)	kl 584,583 (160.4)	kl 645,176 (177.1)	kl 671,330 (184.2)	kl 691,149 (189.7)	kl 695,897 (190.1)	kl 720,193 (197.6)	kl 719,775 (197.5)	kl 730,197 (200.4)
飲酒人口 成人男子の90% 女子の45%	千人 41,494	千人 47,210	千人 51,620	千人 53,668	千人 54,110	千人 54,812	千人 55,412	千人 56,035	千人 56,671	千人 57,417

資料：国税庁統計年報書 総務庁統計局

注1. ()内は、それぞれ40年対比の指数を示す。

2. 算出方法 (WHO計算方式) 大量飲酒者とは、1日平均150ml以上のアルコールを飲む者で、アルコール中毒者及びアルコール中毒予備軍に相当し、飲酒人口1人当たり年間消費量から算出するもので次の式になる。

$$\text{大量飲酒者数} = \text{飲酒人口} \times \frac{0.174x + 0.00793x^2}{100} \quad x : \frac{\text{年間酒類純アルコール換算量}}{\text{飲酒人口}} \ell$$

表14 アルコール依存症者数（推計額田方式）

区分	昭和30年	40	46	50	56	57	58	59	60
アルコール 依存症者数 (指数)	万人 約 34 (100)	約 83 (244)	約120 (353)	約146 (429)	約172 (506)	約177 (521)	約185 (544)	約186 (547)	約188 (553)
飲酒人口	万人 約 4,440	約 4,850	約 5,300	約 5,660	約 6,040	約 6,110	約 6,190	約 6,270	約 6,353

- 資料「総務庁統計局」「国税庁統計年報書」より算出。11920 11801 11879 11952
- ()内は、それぞれ30年対比の指数を示す。
- 飲酒人口は15才以上 男子の90%、女子の45%として算出。
- 有症率は額田の計算式を使用した。(1日平均150ml以上の純アルコールを飲む者)

$$0.23 + 0.136x + 0.00885x^2 \quad x: \text{飲酒人口1人当たりの純アルコール換算年間消費量}$$

注意 この方式はWHO計算方式（前出）の欠点である毎日純アルコール換算1000ml以上の飲酒者数の存在について、これを補正（除外）して算出したものである。なお、昭和54年に開発され、その実証的データとしては7295人（実数）について調査・検討をし、結果は昭和57年、58年の両日本アルコール医学会で公表されている。

総人口
120270

12027

0.016

1.6%

183

0.380% 0.845% 1.312%

1.563%

1945

1955 - 1965
30% ~ 40

表15 入院アルコール中毒患者数（推計）

	43年	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
アルコール 精 神 病	人 1,720 (100.0)	人 2,000 (116.3)	人 1,900 (110.5)	人 3,300 (191.9)	人 2,200 (127.9)	人 2,000 (116.3)	人 2,200 (127.9)	人 2,200 (127.9)	人 1,900 (110.5)	人 3,100 (180.2)	人 2,300 (133.7)	人 2,400 (139.5)	人 3,000 (180.2)
アルコール 依 存 症	13,000 (100.0)	12,800 (98.5)	14,400 (110.8)	15,200 (116.9)	14,500 (115.5)	15,700 (120.8)	14,000 (107.7)	19,200 (147.7)	18,200 (140.0)	17,100 (131.5)	19,000 (146.2)	24,500 (188.5)	18,600 (143.1)
合 計	14,720 (100.0)	14,800 (100.5)	16,300 (110.7)	18,500 (125.7)	16,700 (113.5)	17,700 (120.2)	16,200 (110.1)	21,400 (145.4)	20,100 (136.5)	20,200 (137.2)	21,300 (144.7)	26,900 (182.7)	21,700 (147.4)

資料：患者調査

注：()内は、それぞれ43年対比の指数を示す。

(2) アルコール関連問題

WHOは1976年の専門委員会で「アルコール関連障害」という名称を用いることとし、これを広く飲酒に関連して生ずる障害、すなわちアルコール依存症やアルコール精神病ばかりでなく、交通事故、臓器障害、家庭問題、職業上の問題、犯罪及び非行をも含む概念とした。これをさらに「アルコール関連問題」という名称に拡げ、1979年の第32回WHO総会において、当面する精神衛生上の重要課題として取り上げ、特に青少年の飲酒や妊娠中の飲酒を制限するよう働きかけた。

この会議でアルコール関連問題として、アルコール精神病、アルコール依存症について次の諸題が取り上げられた。

- ① 健康問題：潰瘍、胃腸障害、胎児障害、肝硬変、脳障害、がん、心臓疾患
- ② 事故：飲酒運転による事故、レクリエーションによる事故
- ③ 家族問題：児童虐待、配偶者虐待、離婚、夫婦間暴力
- ④ 職業問題：産業事故、短期及び長期の欠勤
- ⑤ 犯罪：他殺、強盗、暴行、暴力

ア アルコール関連身体的障害

アルコールを摂取すると、速かに吸収されて血中に入り、体内をめぐらる。このためアルコールは最初に吸収をうけた消化管や、分解をうける肝臓のみならず、体内のあらゆる臓器に種々の影響を及ぼす。

アルコールによる影響は、アルコールの有する特有の生物学的作用が臓器障害のもととなり、特徴ある臓器障害の病像を形づくる基礎となっている。したがって、アルコールのもつ生物学的作用をよく知っておくことは、臓器障害をもつアルコール依存症患者の生活指導を行う上で役立つのみでなく、アルコールによる臓器障害発生の予防の指導に際しても、また断酒の指導に当たっても理論的根拠を与えるよりどころとなる。

アルコールの生物学的作用には、1回の飲酒後にほとんど必ずあらわ

れてくる急性作用と、長年月にわたり過剰の飲酒をつづけた結果生ずる慢性作用とがある。また、アルコールの代謝に関連してみられる生理・生化学的作用と、代謝とは関係なく、過量の飲酒後にみられるアルコール自体の薬理作用との2つの働きをアルコールはもっている。

常習性飲酒は、脳、神経系、筋肉、心臓、肝臓、脾臓、消化管、造血器などの諸臓器の障害の原因となる。

特に、アルコールの90%以上が肝臓で分解処理されるので、アルコール依存症の合併症としては、肝臓疾患が最も多い。事実、アルコール消費量の増大に伴い、全肝硬変中に占めるアルコール性肝硬変の割合は43年に11%であったものが52年には17%となっている。また、肝硬変による死亡率は昭和25年当時に比べ現在約2倍になっている。その他脂肪肝、アルコール性肝炎等もアルコール依存症あるいは大酒家に多くみられる肝疾患である。

イ アルコール関連社会的障害

アルコールを常用する者は、次のようなさまざまな社会的障害をおこすことが多い。

- ① 飲酒に関連した社会的地位の低下
- ② 飲酒に関連した離婚やそのおそれ
- ③ 飲酒に関連した失職やそのおそれ
- ④ 飲酒を上司、配偶者、家族に非難される
- ⑤ 飲酒・酩酊による警察保護
- ⑥ 飲酒・酩酊による保護以外の警察問題
- ⑦ 飲酒による欠勤
- ⑧ 飲酒が原因で勤め先を変える
- ⑨ その他飲酒による社会的障害

このような社会的障害のみで、直ちにアルコール依存症と診断されるものではないが、社会的障害の繰り返しとともに、精神・身体的障害が

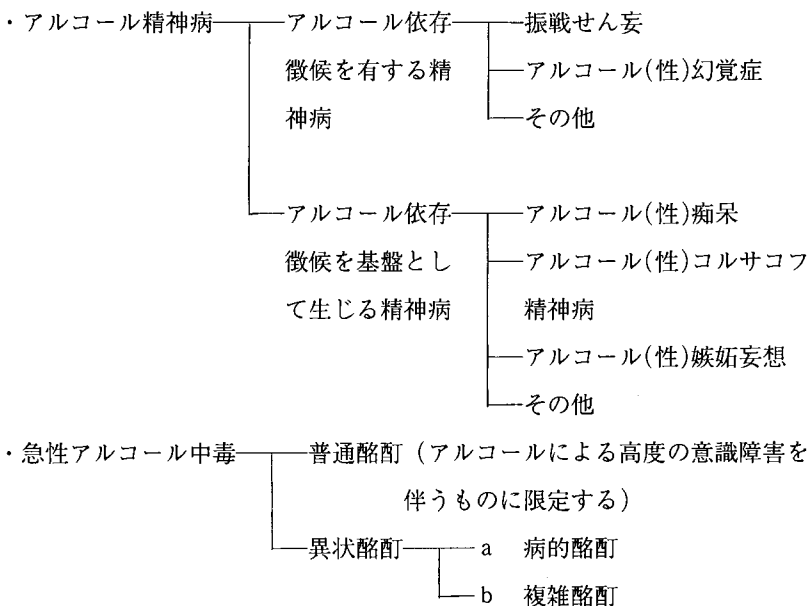
進行する。

ウ アルコール精神疾患

アルコール精神疾患は図9のように分類される。

図9 アルコール精神疾患の分類

- ・アルコール依存症 アルコール依存徴候の「精神神経症状（A群）」のうち著しい精神病症状（せん妄，幻覚等）を欠く「軽度の離脱症状」があり，これが再飲酒により，消退するかあるいは著しく軽減すること，及び「飲酒行動の異常（B群）」の2つ以上の症状をもって総合的にアルコール依存症を診断する。 <表15を参照>



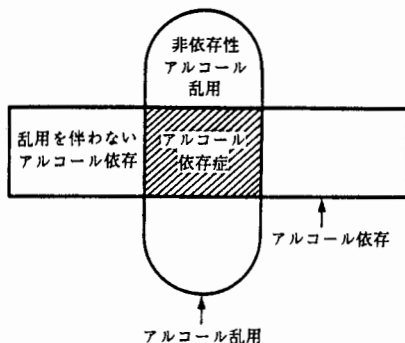
a アルコール依存症

WHOによると，アルコール依存とは，「薬物エチルアルコールの過剰摂取抑制障害を主症状とし，薬物依存概念を構成する精神依存，身体依存，耐性の変化に基づく諸症状によって規定される。

本症状の発症の程度は一様ではないが、これらの症状は個人的、環境的諸要因によって影響される。」としている。また第9回修正ICDにおいては、アルコール依存（症候群）とは、「アルコール摂取により生じる精神状態と、普通これに伴う身体状態をいいアルコールの精神的効果を体験するためや、時にはアルコール離脱・禁断時の不快感を避けるために、持続的または周期的に飲酒したい強迫的欲求を常に伴うような行動上その他の反応を特徴とする。耐性はあることも、ないこともある。」としている。

アルコール依存という用語は「個体（ホスト）」と「アルコール飲料（エイジェント）」との関係を現わす言葉ではあっても、それ自体“病気”を意味する用語ではない。アルコールに精神依存を持ちながら、身体的にも社会的にも大した障害を顕わさずにいる例は、「晩酌飲酒者」という形で沢山いる。一方、アルコールに依存していなくても、飲酒によって困った問題を起こしてくる場合もある。例えば酩酊運転がそれであるし、年に数回しか飲まないのに、その度に大暴れして周囲を困らせる人もいる。つまりアルコール依存であるか、ないかという基準の他に、飲酒行動の異常であるか、ないかというもうひとつの基準を用意する必要があるが、下図10のように両者が重なり合う部分を「アルコール依存症」という。

図10 アルコール依存症の概念



飲酒行動の異常とは、

- ① 強迫的飲酒欲求に基づく飲酒希求自制の障害 飲酒量を制限したり、節酒したりしようと固く決心するが、耐え難い飲酒欲求によって、すぐにもとの程度の飲酒にもどってしまう。
- ② 「負の強化」への抵抗 アルコールに起因した身体疾患、社会心理的障害、例えば家族からの拒絶や経済的困窮、飲酒に関連した刑事上の問題等があるにもかかわらず飲み続ける。
- ③ 連続飲酒発作の出現 何日かの断酒は可能であるが一度飲酒を始めると24時間以上にもわたって飲酒以外には基本的日常行動すら出来ないほどの異常な飲酒行動を示し、自力ではそれを抑制することが不可能な状態で周期的に断酒と数日にわたる連続飲酒発作を繰返す。ただし周期性不機嫌による真性ディプソマニア (true dipsomania) は含まれない。
- ④ 山型飲酒サイクル 飲酒→酩酊→入眠→覚醒→飲酒のサイクルを連日繰り返すことをいう。

b アルコール精神病

◀アルコール依存徴候を有する精神病▶

これは、依存徴候のうちアルコール離脱けいれん発作、離脱せん妄状態又は、飲酒間歇時のアルコール幻覚症に該当し、且つ飲酒行動の異常を認めるものをいう。

表16 アルコール依存徴候を有する精神病の分類

	アルコール依存徴候	
	精神神経症状 (A群)	飲酒行動の異常 (B群)
アルコール離脱けいれん発作	アルコール離脱けいれん発作	○強迫的飲酒欲求に基づく飲酒抑制の障害
振戦せん妄	離脱せん妄状態	○負の強化への抵抗
アルコール幻覚症	飲酒間歇時のアルコール幻覚症	○連続飲酒発作の出現 ○山型飲酒サイクル

《アルコール依存徴候を基盤として生じる精神病》

これは、アルコール性痴呆、アルコール性コルサコフ精神病、アルコール性嫉妬妄想の3つに区分される。

① アルコール性痴呆

アルコール依存が慢性長期にわたる場合には、脳に器質的、永続的な病変を起こす可能性がある。

記銘障害、判断力の低下、知能障害等、従来の精神医学でいわれている痴呆状態等の症状がみられ、過去の飲酒歴等から判断してアルコールとの関連が明らかなものをいう。

② アルコール性コルサコフ精神病

アルコール性コルサコフ精神病の大部分は、振戦せん妄とともに始まり、せん妄状態が徐々に消失すると、この器質的症状が現われてくる。

記銘障害、失見当識、作話等、従来の精神医学でいわれている症状群がみられ、過去の飲酒歴等から判断して、アルコールとの関連が明らかなものをいう。

③ アルコール性嫉妬妄想

アルコール依存に伴う妄想的嫉妬等、従来の精神医学でいわれている妄想症状がみられ、過去の飲酒歴等から判断してアルコールとの関連が明らかなものをいう。

c 急性アルコール中毒

急性アルコール中毒とは、アルコールの摂取により生体が精神的、身体的影響を受け主として一過性に意識障害を生ずるものであり、通常は酩酊と称される。即ち酩酊は普通酩酊と異常酩酊に分けられ、更に異常酩酊は病的酩酊と複雑酩酊とに区分される。

《アルコール精神疾患とされる普通酩酊》

アルコール精神疾患とされる普通酩酊は、大量飲酒による昏睡等高

度の意識障害を呈するものに限定される。

- ・過去数時間以内に行われた飲酒が確認され呼気にアルコール臭がある。
- ・次の2項目のうち1つが確認される。

I 飲酒に起因した非病巣性神経学的徴候を有する。例えば運動失調、不明瞭な言語、不確実な歩行、眼振、昏睡等を有する。

II アルコール酩酊を示す行動上の諸徴候を有すること。例えば不適當な泣き笑い、声高い話し方、多弁、好戦的行動、性欲亢進、ところ構わず寝る等常人にとってふさわしくない行動上の徴候である。

- ・内科的疾患、神経学的疾患、精神科的疾患、他の薬物中毒等の存在が否定される。などの徴候を示すものをいう。

＜異常酩酊＞

異常酩酊は、せん妄、失見当識、著しい興奮等がみられるため、アルコール精神疾患として扱う。

病的酩酊はアルコールに対する生物学的特異反応であり、複雑酩酊は性格等に基づく心理的な反応である。

① 病的酩酊

病的酩酊とは

- ・飲酒中ないし飲酒直後に攻撃的になるなど行動上の変化が出現する。
- ・反応の時間や常軌を逸した行動について追想障害を残す。
- ・飲酒量は必ずしも大量でなく、純アルコールに換算して約100gを超えないなどの徴候を示すものをいう。

なお、病的酩酊には妄想型とせん妄型が存在する。妄想型の場合気分は不安苦悶状で疎通性を欠き、せん妄型では離脱期せん妄に似た運動、不安、幻覚を生ずるもので、両者とも見当識が著しく侵され周囲の状況の認識を欠く。

② 複雑酩酊

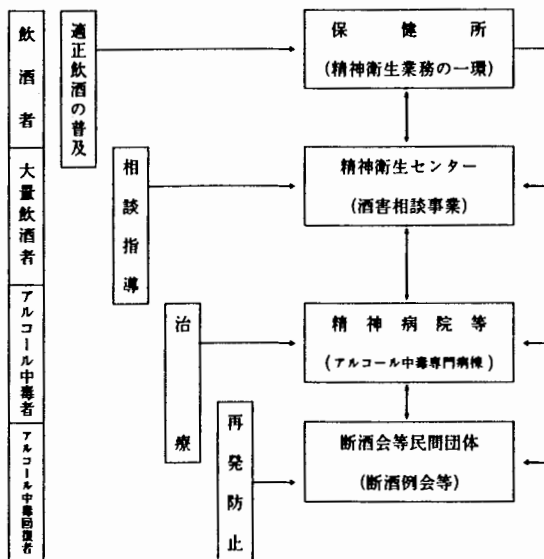
複雑酩酊とは、飲酒及び飲酒後の興奮が激しくかつ長期にわたるものをいい、しばしば粗暴な攻撃行為又は性的露出、性的加害行動が行われるが、その行為は状況からある程度理解でき、当人の非飲酒時の性格と全く無関係とはいえない。さまざまな程度の酩酊時についての追想障害が見られる場合がある。

(3) 酒害予防対策と適正飲酒について

ア 酒害予防対策の対象

酒害予防対策は「適正飲酒の普及」、「相談・指導」、「医療」、「再発防止」の4つの対策を、対象に応じて総合的に推進する必要がある。その対象は「一般国民」、「大量飲酒者等」、「アルコール中毒者」及び「アルコール中毒回復途上者等」に分けられる。ここで、アルコール中毒回復途上者は、中毒者で現在病的飲酒習慣がないものをいい、アルコール中毒回復者は、少なくとも2年以上長期にわたって病的飲酒習慣がなく、再発のおそれのきわめて少ないものをいう。

図11 酒害予防対策と適正飲酒



イ 適正飲酒の普及

一般に飲酒の習慣は社会、風俗、宗教等との関連があり、一律に禁酒等の規制を行うことは我が国の成人人口の3分の2に相当する6,300万人が飲酒者であるという事実からも非現実的である。

したがって、一般の国民に対しては、アルコール飲料に関する正しい知識を普及させるとともに、アルコール飲料を飲む場合の適正な飲み方等について啓もう普及を図り、また未成年者や疾病を有する者等アルコール飲料を摂取することが社会的・医学の見地から不適当な者にはアルコール飲料を飲まないように啓もう普及を行っていかねばならない。このような「適正飲酒」の考え方を広く国民全般が理解することによって、先に述べた各種のアルコール関連問題を根本的に予防し、国民の健康づくりに寄与する必要がある。

ウ 相談指導

大量飲酒者等の酒害（アルコール関連問題）で悩んでいる人（本人及び家族等）を対象に相談に応じ早期に適切な処遇を行うため精神衛生センター、保健所等において相談指導、診断を行い、精神病院等医療機関の紹介等必要な処置を行っている。

エ 医 療

(ア) 入院医療

アルコール中毒者等に対する精神科の入院医療はその状態に応じて第Ⅰ期及び第Ⅱ期入院医療に分けて行う。

〈第Ⅰ期入院医療〉

第Ⅰ期入院医療は、離脱症状、急性アルコール中毒及びこれらに伴う不穏、興奮、異常行動等に対する心身両面の医療を中心とする。入院期間は原則として短期間（おおむね1～2週間）とする。

また保護室、閉鎖病棟等、状態に応じて医療上必要な行動制限を行い得る精神科医療施設であることが望ましい。

◁第Ⅱ期入院医療＞

第Ⅱ期入院医療は、退院後も持続した断酒生活を行うことのできるよう「断酒への動機づけ」を目的としこのため、集団精神療法、作業療法等を行う、また、状態に応じてナイトケア、断酒会、A、Aの参加を行う必要がある。入院期間は2～3ヶ月程度とし、不必要な入院継続は避けるべきである。

◁アルコール中毒専門病棟＞

アルコール中毒専門病棟は、構造的には一般の精神病棟とはほぼ同じであるが、アルコール中毒者に対して積極的な医療を行うために専門的な医療、看護を行う機能を有する病棟を言う。病床規模は30床から50床程度とし、アルコール精神疾患の医療、看護に関し専門の知識技術を持つ医師、看護婦、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者等を配置する必要がある。

なお、第Ⅰ期及び第Ⅱ期入院医療は、このアルコール中毒専門病棟で行うことが望ましく、昭和62年6月30日現在で60の医療機関において3,714床の整備が図られている。

(イ) 通院医療

第Ⅱ期入院医療を終えた者については、引き続き通院医療を行うことにより、継続した断酒生活が営めるよう、指導する必要がある。

また入院を要しないアルコール中毒者についても、通院による医療が必要である。

オ 地 域 対 策

酒害予防対策は地域の実情に応じて精神衛生センターが中核となっ
て行い、各地域ごとに保健所をはじめ、精神病院等医療機関、社会福祉関
係機関、断酒会等民間団体等と相互の連携を図り、総合的に行う必要が
ある。

(ア) 精神衛生センター

精神衛生センターは適正飲酒の普及を図り、酒害に関する相談指導
を行い、関係機関との連携を図る等、都道府県における酒害予防活動
推進の拠点の機関であり、次の通知に基づいてその活動が行われてい
る。

精神衛生センターにおける酒害相談指導事業実施要領について

昭和54年6月12日 衛 発 第 463号

各都道府県宛厚生省公衆衛生局長通知

精神衛生センターにおけ精神衛生業務は、昭和44年3月24日衛発第194号本職通知「精神衛生センター運営要領について」に基づいて実施されているところであるが、近年アルコール中毒者等の増加に対処するために、酒害予防に関する総合的な対策の推進が強く要請されている。

このため、従来よりアルコール中毒者等のための医療施設の整備、充実が図られているところであるが、今般、精神衛生センターの地域精神衛生活動の一環として、別紙「精神衛生センターにおける酒害相談指導事業実施要領」により、酒害予防に関する相談指導等の実施を図ることとしたので、その円滑な実施について遺憾のないよう御配意願いたい。

精神衛生センターにおける酒害相談指導事業実施要領

1. 目的

アルコール中毒者の発生予防，社会復帰等を図るために，精神衛生センターにおける精神衛生業務の一環として，酒害相談指導，酒害予防思想の普及等総合的な対策を行うことを目的とする。

2. 実施体制の整備

酒害相談指導事業の適正かつ円滑な運営を図るために，アルコール中毒に関する非常勤の専門医師等必要な職員を配置するなど所内の実施体制の整備に努める。

3. 事業の内容

(1) 適正な飲酒及び酒害予防思想の普及

飲酒者に対して適正な飲酒の指導を行い，一般住民に対して酒害予防思想の普及を行う。

(2) 相談指導，診断等

大量飲酒者，アルコール中毒及びその家族等に対する相談指導，診断等を行い，保健所への連絡，医療機関への紹介等必要な処置を行う。

(3) 関係機関との連絡強調

精神病院等の医療機関，保健所，福祉事務所等関係機関との連絡協調に努める。

なお，相談指導，医療等が適正に行われるように，都道府県における医療機関等の酒害予防活動体系の組織化を図る必要がある。

(4) 断酒会等の民間団体の育成，指導

アルコール中毒の再発を防止するため，各地域において断酒会等の民間団体の活動が積極的に行われることが必要である。

この民間団体の活動は，自主的な活動であるが，この団体の活動が適正かつ効果的に行われるように指導，援助及び育成を図るものとする。

(5) 技術指導及び技術援助

保健所及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(イ) 保健所

保健所は地域における第一線の行政機関として、精神衛生活動を行っており、その一環として精神衛生センターの指導、援助のもとに適正飲酒の普及、相談指導、断酒会等民間団体の育成等の酒害予防活動のうち各地域の実情にあったものを行う。

(ウ) 精神病院等医療機関

地域対策を推進する時には、必要な医療を行う精神病院等医療機関を組織化して、精神衛生センター、保健所等と密接な連携を図る必要がある。このために通院医療及び入院医療の充実を図る必要がある。なお、アルコール中毒者の通院医療のうち、デイケアについてはその技術上の問題等今後さらに検討してゆく必要がある。

(エ) 社会復帰施設

アルコール中毒者及びアルコール中毒回復途上者等の社会復帰のために、断酒の指導、生活指導等各種の社会復帰訓練又は生活の場の確保、家族等の協力、生活（医療）扶助等経済的援助等が必要である。

(オ) 社会福祉関係機関

医療機関及び公衆衛生機関等における酒害防止活動に加えて、生活の場の確保、生活指導、生活（医療）扶助等経済的援助等を必要とする者に対し、救護施設等の各種の社会福祉施設並びに生活保護法による生活援助が必要である。このため社会福祉施設及び福祉事務所等の社会福祉関係機関が、精神衛生センター、保健所等と密接な連携を図ることが必要である。

(カ) 断酒会等民間団体

アルコール精神疾患の再発を防止するために、各地域において断酒

会やA. A等民間団体の活動が積極的に行われることが必要である。

民間団体の活動は、自主的な活動であるが、原則として精神衛生センター等の指導を受け、人権上の問題が生じないよう適正に行う必要がある。

(4) アルコール研修

アルコール中毒者等に係わる医師，看護婦（士），保健婦の研修制度が昭和50年度から国立療養所久里浜病院にて，実施されており，57年度からは新たにP S W等のコースが新設されている。

本研修制度は，アルコール中毒者等に対する理解を医療，保健従事者が持つとともに専門技術者養成を目的としており，現在では春と秋の年2回開催されている。

アルコール中毒臨床医等研修実施要綱

1. 研修の目的

アルコール中毒等の疾病の増加傾向にかんがみ，アルコール中毒者等の医療，看護及び保健指導に当る医師，保健婦，看護婦（士）及びP S W等に対して，アルコール中毒等に関する専門的な知識及び技術の研修を行い，酒害予防対策の充実に資することを目的とする。

2. 研修コース

研修のコースは，医師コース，保健婦コース，看護婦（士）コース及びP S W等コースとし，研修内容の細目は，別紙のとおりとする。

3. 研修期間

研修の期間は，各コース6日間とし，実施時期は，別紙のとおりとする。

4. 研修定員

研修定員は，各コース，1回ごとに20名以内とする。

5. 受講資格

研修を受けることができる者は，次の各号に該当する者とする。

(1) 医師コース

精神病院，精神衛生センター及び保健所等において，アルコール中毒者等の医療及び保健指導に従事する医師

(2) 保健婦コース

精神衛生センター及び保健所等においてアルコール中毒者等の保健指導に従事する保健婦

(3) 看護婦（士）コース

精神病院等において、アルコール中毒等に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する看護婦（士）及び准看護婦（士）

ただし、准看護婦（士）は3ヶ年以上の経験を有するもの。

(4) P S W等コース

精神病院、保健所、精神衛生センター及び福祉事務所等においてアルコール中毒者等の相談、指導に従事する精神科ソーシャルワーカー、社会福祉主事等

6. 研修場所

研修場所は国立療養所久里浜病院（神奈川県横須賀市野比2769）とする。

7. 受講者の推せん

都道府県は、管下関係機関から受講希望者を募り選考のうえ、受講申込書（別紙様式1）に次の書類を添付して、厚生省保健医療局長あて提出するものとする。

(1) 所属長推せん書（別紙様式2）

(2) 履歴書

8. 受講者の決定

各都道府県から推せんされた者の中から厚生省保健医療局において決定し、各都道府県あて通知するものとする。

9. 修了証書の授与

研修を修了した者には、修了証書を授与する。

10. 経 費

受講料は無料とするが、受講地への旅費及び滞在費等については、受講者負担とする。

11. その他

(1) 宿泊施設

研修期間中は原則として受講者全員が次の施設に宿泊するものとする。

国立療養所久里浜病院研修宿舎

住所 神奈川県横須賀市野比2769

電話 0468-48-1550

(2) 研修についての照会先

厚生省保健医療局精神保健課

住所 千代田区霞が関1-2-2

電話 03-503-1711（内2396）

別 紙

研修内容及び研修期間について（昭和62年度）

アルコール中毒臨床医等研修実施要綱中、別に定める研修内容及び研修期間については、次のとおりとする。

(1) 研修内容

(1) 研修内容

日程	医師コース	看護婦(士)コース	P S W 等コース	保健婦コース
第1日	開講式 精神保健行政の現状 治療総論 保健所の役割	開講式 精神保健行政の現状 治療総論 久里浜病院の治療システム	開講式 精神保健行政の現状 治療総論 久里浜病院の治療システム	開講式 精神保健行政の現状 治療総論 久里浜病院の治療システム
第2日	精神療法 外来実習 集団精神療法実習	アルコール依存症の看護 アルコールの内科学	病棟・外来実習 O B との懇談会 市民運動	病棟・外来実習 離脱期の看護
第3日	アルコールの内科学 及び生化学 野外実習 実習検討会	野外実習 実習検討会	アルコールのケース・ワーク論 アルコール研修O B との交流会	市民運動 病棟ミーティング アルコール内科A・A
第4日	久里浜病院の治療システム 外来実習 単身アルコール依存症	看護思想の原点 病棟実習	病棟・外来実習 アルコールの内科学	病棟・外来実習
第5日	精神鑑定 病棟ミーティング 神経系疾患 行動薬理学	ケース・ワーク論 病棟実習検討会 アルコール研修O B との交流会	病棟ミーティング 事例検討会 反省会	精神衛生センターの役割 保健所における保健婦の役割 地域におけるアルコール依存症者とのかわり
第6日	討議 閉講式	家族関係論 反省会 閉講式	家族関係論 閉講式	家族関係論 反省会 閉講式

(2) 研修期間 (略)

昭和60年10月9日

厚生大臣 増岡博之 殿

公衆衛生審議会

会長 山口正義

意見書

アルコール関連問題対策に関する意見を別紙のとおり具申する。

別紙

アルコール関連問題対策に関する意見

序文

公衆衛生審議会

アルコール飲料は有史以前より存在しており、飲料の質や種類の豊富さがそれを産み出した民族、国家の生活文化を反映するものといわれ、今日、日常生活に密着した地位を得ている。またアルコール飲料にまつわる伝説は多く、われわれはその効用を古人同様、讃え、嗜むとともに、日常のストレス緩和や人間関係を円滑にする一法として享受している。しかしながら近年のアルコール消費量の増加により、国民一人当たり(20才以上)年間消費量は、昭和40年当時に比べ約1.6倍に達しており、これに伴ってアルコール依存症者数も、昭和40年の約90万人に比べその2倍以上の約190万人に上ると推計されている

(WHOおよび額田計算方式による)。

アルコール依存に基づく大量飲酒は、アルコール依存症・アルコール精神病等の精神的健康障害や、肝障害、胃腸障害等の身体的健康障害を引き起こすことにとどまらず、アルコール関連問題としての交通事故、犯罪、家庭崩壊、自殺、非行、暴力、労働者の生産性能力の低下等広範かつ深刻な社会問題をもたらしている。特に最近は、未成年者飲酒、若者間にみられるイッキ飲み現象、胎児への悪影響、キッチンドリinker、高齢者のアルコール依存問題等が、新たな問題となってきた。したがって、今後、我が国としては、このような状況を十分に踏まえて、アルコール関連問題に対する適切な総合対策を講じなければならない。

基本的考え方

従来のアルコール関連問題についての対策は、主としてアルコール精神病の医療に焦点を合わせて施策を進めてきたが、今後アルコール関連問題に効果的に対処するためには、医療のみならず、予防、社会復帰を含めた包括的対策を確立すべきである。これらについての基本的な考え方は次のとおりである。

まず、第一に、予防対策は他の対策に優先して行われるべき施策であり、特に未成年者に重点をおいて行われるべきである。内容的には、酒害についての具体的情報伝達が極めて乏しい現状を考慮して、その知識の適切なる普及、啓もうに力を入れるとともに、現状を改善して、未成年者が安易な飲酒をしないような社会環境の整備を積極的に推進すべきである。

第二に、医療対策は、従来までほとんど省みられなかったアルコール専門外来を拡大、充実させ、生活の中で患者が治療を受けることができる体制の整備を行うべきである。また、著しく不足しているアルコール専門病棟などの施設の整備をはじめ、医療施設、精神衛生センター、保健所等の有機的連携を図って行く必要がある。

第三に、社会復帰対策については、回復途上にあるアルコール依存症者等が地域社会の中で断酒を継続することが可能となる体制の整備を行う必要がある。

本 文

1] 予防対策の充実、強化

(1) 普及、啓もう活動及び健康教育の実施

アルコールが依存性薬物でありその過度の摂取が、種々の健康障害をもたらすことについての認識が、一般国民の間で極めて低い現状からすると、未成年者をはじめ成人、老人、妊婦等に対して酒害等の知識に関する適切な普及、啓もうを行う必要がある。これらは精神衛生センター、保健所等におけるアルコール健康教室・講演会等の開催を通じて行うとともに、政府が広報活動を通して、あまねく国民に啓もうを行う必要がある。また学校教育の正課におけるこれら知識の充実について検討することや、勤労者に対して酒害に関する知識の適切なる普及を図ることが望ま

しく、さらに生涯教育の普及に伴い地域における社会教育活動においても、積極的にこれら知識の教育、啓もうを行うことが望ましい。なお、今後アルコール問題が顕性化すると予想される高齢者に関しては、その生活環境等の充実を図ることやライフスタイルにあわせた余暇の過ごし方等も含めて、一層の教育、啓もうを行うなどの積極的な取組みが必要である。

(2) 未成年者に対するアルコール飲料の宣伝、広告、販売等の規制

近年各界から指摘されているとおり、中学生・高校生を中心とした未成年者の飲酒は看過できないほど大きな社会問題となっている。これは、未成年者が、飲酒を美化した宣伝、広告により飲酒希求を奮起させられることと、我が国に特異に普及した設置物である酒類自動販売機により容易にアルコール飲料を購入しうるといふ、年令制限が実効上不可能な社会環境に問題がある。

酒類自動販売機によるアルコール飲料の販売に関しては、現在まで、国税庁をはじめとする関係当局および関係業界より、対策が講じられた経緯はあるが、未成年者の飲酒に伴う身体・発育面、精神面等での弊害予防し、将来のアルコール依存症者を減少させるために、この現状を今後更に改善すべきである。従って、厚生省は、宣伝、広告等の自主規制、特に、コマーシャルフィルムをはじめとしたテレビジョンに放映される画像に関する問題、さらに酒類自動販売機に対する効果的な規制を関係者に働きかけるべきである。

(3) 健康診査体制の確立

アルコール飲料に起因する健康障害の中には、例えば脂肪肝・アルコール性肝炎等のように健康診査段階で早期発見、早期治療が可能であり、肝硬変等の重篤な疾患への移行を予防できるものが少なくない。したがって保健所は、精神衛生センター等の技術上の協力をえて、酒害相談者等に対し、アルコール依存症スクリーニングテスト、 γ -GTP検査等を行いうる体制を整備して、その早期発見を可能にする体制の確立に努めるべきである。

(4) 相談窓口および保健指導の拡大、充実

アルコール依存症者等及びその家族等からの相談を処理するため、従来より精神衛生センターにおいて、酒害相談及び指導事業を実施しているところであるが、今後の相談の需要増大に応じ、さらに保健所にも相談窓口を設置して、アルコール依存症者等およびその家族等への相談や保健指導の一層の充実を図る必要がある。そして、さらには市町村部・区部等にまで実情に併せて順次これを拡大することが適切である。

2] 地域包括医療体制の整備、確立

(1) 通院治療の充実（アルコール専門外来の充実）

アルコール依存症者等の治療には数年を要することが多く、その治療の多くの部分は通院治療により行うことができる。またアルコール依存症者等の通院治療には、アルコール依存症の専門的治療プログラム等が必要であるが、この通院治療は、入

院治療と密接に結びついたものでなければならない。このため、アルコール専門病棟の整備と併行して、アルコール専門外来の充実および関連施設の整備等を行うべきである。

(2) 救急解毒体制の整備

大都市圏を中心に、救急医療を必要とする急性アルコール中毒の多発が見られ、これらについては、できるだけ早期に適切な解毒治療を行うと共に、以後適切な継続治療に導入する必要がある。

従って、これらの地域においては、公的、私的医療機関の協力のもとに、一般救急医療機関がアルコール関連の救急処置が行える専門的知識、技術を有する医療単位としても機能しうるようにすべきである。

(3) アルコール専門病棟の整備

入院治療を必要とするアルコール依存症者数は増大しており、またアルコール依存の治療は専門的内科治療・精神科治療が同時に必要であり、他の精神障害者と区別して、アルコール専門病棟において治療することが望ましく、そのための専門病棟の整備を行わなければならない。このアルコール専門病棟としては、全国的なアルコール依存症者数の増加にかんがみ、当面は、人口万対1.5床の病床確保を行うことが望ましい。

アルコール専門病棟は、他の精神病棟と異なる特別な機能を有することが求められるので、これに関連する諸基準について整備検討を行うことが必要である。

3] 社会復帰対策の確立

(1) アルコール依存回復者施設の検討

アルコール依存症者等の場合、その回復過程において断酒を継続的に行うことが再発や再入院を防止し、かつ社会生活を円滑に営めることにつながる。特に社会復帰の困難な者等を対象として、生活援助と社会復帰を促進するための独自のプログラムをもったアルコール依存回復者施設の整備に向けて早急に検討すべきである。

(2) 保健所と福祉事務所との連携の強化

生活保護法による医療扶助受給者に占めるアルコール依存症者等の割合は年々増加しており、被保護アルコール依存症者等に対しては、保護申請の段階から保健所と福祉事務所との連携を図るなどして、保健面、福祉面双方からの援助が行える体制の確立を図る必要がある。

(3) ボランティア団体の育成、指導

アルコール依存症者等の社会復帰については、病院等における専門職によるその指導が基本的に必要であり、ボランティア団体の援助活動は、これら専門職の活動を補完するものとして極めて重要である。この民間団体の育成に当たって都道府県は、ボランティア活動の本質的の理念の堅持のための適切な指導を行う必要がある。

4] アルコール関連問題対策連絡協議会の設置

(1) アルコール関連問題対策中央協議会（仮称）の設置

アルコール関連問題の保健、医療面からの検討を常時行うために、公衆衛生審議会精神衛生部会に「アルコール委員会」（仮称）を新設する。

また、アルコール関連問題対策は、厚生省をはじめとして、警察庁、法務省、国税庁、文部省、労働省等各省庁の協力のもとに総合的に進められることが望ましく政府内に連絡協議会を設置し、アルコール関連問題に関する事項等について協議を行い、実行可能な総合的対策を推進すべきである。

(2) 都道府県アルコール関連問題対策協議会（仮称）の設置

都道府県において、アルコール関連問題対策は、衛生部をはじめ民生部、警察等関係部局および関連諸団体等の協力のもとに進められるものであり、この対策は、中央協議会との連絡協調を計りつつ総合的に進められるべきである。このための連絡協議会の設置を必要とする。

また、アルコール関連問題対策を実際に推進する上で、精神衛生センター、保健所、精神病院等医療機関、社会福祉関係機関、ボランティア団体等の緊密な連携を図ることのできる体制の整備が必要である。

5] 教育、研修の充実

(1) 医師のアルコール医学に関する知識の修得

アルコール依存症者等の診療はその内科診療とともに精神科診療が必要である。特に消化器、循環器、神経等各内科領域の知識をはじめ、集団精神療法、家族療法等精神科領域の知識が必要であり、一般医師が、これらの知識を十分修得できるよう卒後教育にもさらに重点をおくことが必要であり、当該領域の教育、研修の充実を図ることが必要である。

(2) 研修体制の充実、強化

アルコール依存症者等の診療に携わる医師、看護婦（士）及び地域ケアに当たる保健婦、精神衛生相談員、ケースワーカー等に対する研修は、国が、現在年2回実施しているところであるが、今後、本研修を更に充実させるため、専門研修体制の確立、強化を図るべきである。

また、保健担当教諭、養護教諭、産業保健に関わる医師等も本研修に参加できるように、研修対象範囲の拡大を図り、便宜に供することが望ましい。

6] 研究体制等の確立

(1) 総合的医学研究の推進

アルコール依存症等は、アルコールがその明確な依存形成原因物質であるが、未だに依存形成機構（成因）は解明されておらず、それに対応した有効な治療方法の開発が、困難な現状にある。さらに、医療上必要である効果的な治療方法および治療システム等も十分に確立されているとはいえず、研究全般が、端緒についたばかりである。

また、必要な研究投資はもとより、研究者の確保、研究施設の整備・拡充等は必要不可欠であり、今後、これら医学研究・医療研究の両方面の充実を図ることによ

り、早急にアルコール関連問題の発生予防および治療技術の確立を図るとともに、その普及に努めることが必要である。

(2) 国立アルコール保健センター（仮称）の設置

総合的研究事業の遂行のために、国においては、臨床的および基礎的医学研究、医療専門職をはじめボランティア団体や社会教育関係者等へのアルコール関連問題対策能力附与のための教育、研修並びに国際的な技術援助協力機能を備えた中核的な医療施設として、国立アルコール保健センター（仮称）を設立すべきである。その際、アルコール関連問題およびその施策に関する内外のあらゆる情報を常時集積し、その解析および評価を行うことのできる体制をこの施設に備えておく必要がある。

6. 覚せい剤中毒対策

近年、覚せい剤の乱用は大きな社会問題となっており、昭和20年代のヒロポンの大流行に次ぐ、第2期流行期を迎えている。

覚せい剤は、アンフェタミン、メタンフェタミンを中心とする薬物で、これを摂取すると中枢神経が刺激され疲労感を感じなくなり、気分そう快となる。そして、その快感を再度味わうため、或いは薬効消失後のけん怠感を除くため、繰り返して摂取するようになる。これに伴い摂取量は次第に増大し、中毒に陥ってしまう。また、時として幻覚、妄想等の精神症状が現れることもあり、精神機能が麻痺して攻撃的となり、反社会的行動に走ることも稀ではない。

このような覚せい剤等の薬物乱用対策においては、取締りを強化するとともに、これら薬物の乱用を許さない社会環境作りと、中毒者に対する徹底した措置が必要とされる場所である。

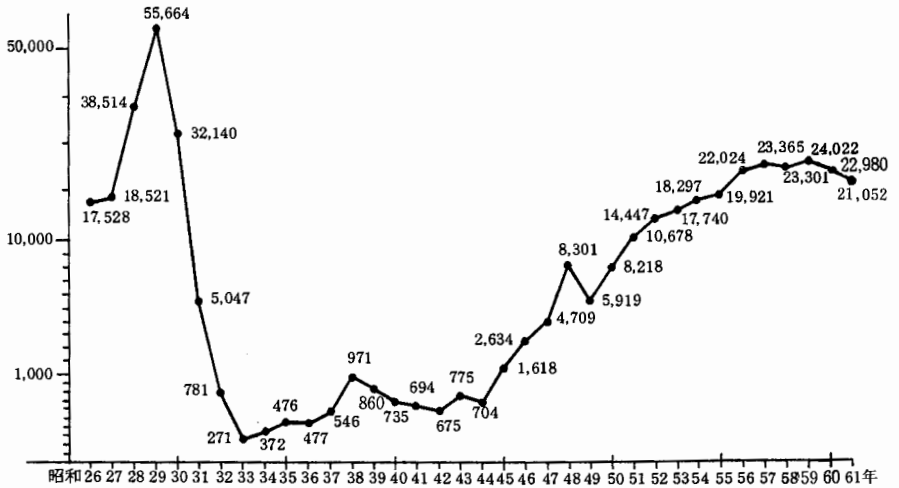
(1) 覚せい剤乱用の現状と対策

我が国の薬物乱用は、昭和20年代に覚せい剤（いわゆるヒロポン）の流行、30年代にヘロイン及び睡眠薬の乱用を経て、40年代以降はシンナー、大麻等とともに、再び覚せい剤の流行を迎えている。

昭和20年代の覚せい剤流行期から現在に至までの覚せい剤取締法違反検挙人員の推移は、図12のとおりで、第1期流行時は昭和29年をピークとして薬事法改正あるいは覚せい剤取締法制定及び改正、国民の広範な覚せい剤撲滅運動等によって、32年頃から一応の鎮静化をみた。

しかし、昭和40年代半ばから再び覚せい剤は流行の兆しを見せ始め、検挙人員も60年には約22,980人となっている。この第2期の覚せい剤の流行の大きな特徴は、暴力団を中心として家庭の主婦や中学生・高校生等の若年層にまで広がっていることである。

図12 覚せい剤取締法違反検挙人員の推移（警察白書）



こうした、覚せい剤の乱用による凶悪犯罪も年々増加しており、中にはいわゆる「通り魔犯罪」も多く、大きな社会問題となっている。このため、政府は総理府を中心とする薬物乱用対策推進本部において、昭和48年「覚せい剤乱用対策実施要綱」を制定した。本年度は、昭和61年度薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、対策を実施している。

(2) 覚せい剤の慢性中毒者等に対する医療保護

覚せい剤の輸出入、所持、製造等に関する規制は、覚せい剤取締法によって行われている。しかし、覚せい剤の慢性中毒者及びその疑いのある者についての医療保護は、精神衛生法に基づいて行われることとなっている（同法第51条）。昭和20年代の覚せい剤の第1次流行期に、覚せい剤取締法が制定されるとともに、昭和29年には、精神衛生法が改正され、覚せい剤、麻薬、あへんの慢性中毒者に対する医療保護について同法が適用されることとなった。その後38年にヘロイン等の流行によって麻薬、あへんの慢性中毒者については、麻薬取締法に新たに措置入院制度が設けられることとなり、現行となっている。

精神衛生法の対象となる覚せい剤の慢性中毒者とは、「精神衛生法の一部改

正について」(昭29.9.7衛発第639号厚生省公衆衛生局通知)によって

“自発的には覚せい剤の使用を止めることができないようなもの”
とされている。

この覚せい剤の慢性中毒者については、自傷他害のおそれがある場合には都道府県知事により入院措置がとられるほか、通院医療制度、訪問指導制度等精神衛生法上の各制度が準用されることとなっており、昭和62年6月末現在、覚せい剤の慢性中毒者のために精神病院に入院している者は678名であり、うち措置入院患者は108名となっている。

なお、(1)で述べた薬物乱用対策推進本部の緊急対策の決定に基づき、覚せい剤の慢性中毒者に対する医療保護の徹底を図るため、次のような通知が発せられている。

衛精第58号

昭和56年8月11日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

**覚せい剤の慢性中毒者等に対する精神衛生法に
基づく医療保護措置等の徹底について**

覚せい剤等の薬物の乱用等によるとみられる、いわゆる「通り魔犯罪」が各地で頻発し大きな社会問題となっている。このため政府は、総理府を中心とする薬物乱用対策推進本部において覚せい剤問題を中心に、その対策を検討してきたところであるが、去る7月24日「覚せい剤問題を中心として緊急に実施すべき対策」を別添のとおり決定し、8月7日薬物乱用対策推進地方本部全国会議においてその伝達を行ったところである。

覚せい剤の慢性中毒者及びその疑いのある者に対する医療保護については、従来より精神衛生法に基づいて行われているところであるが、此の度の薬物乱用対策推進本部の決定に従い、特に次の諸点に留意の上、その取扱いについて今後とも遺漏のないよう適正な運用を計られるよう特段のご配慮をお願いしたい。

記

1 覚せい剤の慢性中毒者の定義

覚せい剤の慢性中毒者とは、自発的には覚せい剤の使用を止めることができないようなものをいうこと。

但し、これらの者でも精神衛生法第3条の規定による精神障害者である場合は、精神障害者として取扱うものであること。

なお、「精神衛生法の一部改正について」（昭和29.9.7衛発第639号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）の二を参照のこと。

2 申請・通報・届出制度の運用の強化

- (1) 精神衛生法第23条から第26条の2に定める申請・通報・届出制度につき、関係期間との緊密な連携の上、その円滑な運用を図ること。
- (2) 特に、薬物乱用対策推進本部の決定に基づき、覚せい剤の慢性中毒者及びその疑いのある者について、警察官、検察官の通報がより一層強化されることとなるため、対象者の処遇に遺漏が無いよう留意するとともに、通報に基づく調査、精神衛生鑑定医への診察の委嘱等の事務を迅速かつ的確に行うこと。
- (3) 夜間及び日曜・休日における通報等の受理体制の確保について、警察・検察等関係機関及び一般市民に対して周知徹底を図ること。

3 覚せい剤の慢性中毒者等に対する措置入院制度の適正な運用

- (1) 貴職管下職員及び精神衛生鑑定医に対して、精神衛生法第29条に定める措置入院の要件について、その徹底を図ること。なお、「精神障害者措置入院及び同意入院取扱要領について」（昭36.8.16衛発第659号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）を参照のこと。
- (2) 措置入院中の覚せい剤の慢性中毒者等につき、適正な措置解除を行うこと。なお、「精神障害者措置入院制度の適正な運用について」（昭51.8.19衛発第671号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）及び「精神障害者措置入院制度の適正な運用について」（昭51.10.26衛精第25号 各都道府県衛生主管部（局）長宛、厚生省公衆衛生局精神衛生課長通知）を参照のこと。

4 覚せい剤の慢性中毒者等の実体把握と訪問指導及び精神衛生相談体制の強化

- (1) 貴職管下医療を要する覚せい剤の慢性中毒者及びその疑いのある者について医療機関とも連携を図り、その実体の把握に努めること。
- (2) 上記(1)の者について、適正な医療保護を行うとともに、精神衛生法第43条に基づく訪問指導を励行し、又、衛生主管部局又は保健所の相談体制を早急に整備すること。
別添～略

(3) 今後の覚せい剤中毒者対策

昭和57年11月12日公衆衛生審議会は「覚せい剤中毒者対策に関する意見」を厚生大臣に具申している。その内容は、次の通りである。

昭和57年11月12日

厚生大臣 林 義郎 殿

公衆衛生審議会

会長 山口 正義

覚せい剤中毒者対策に関する意見について

覚せい剤中毒者対策について、本審議会は公衆衛生審議会令第1条の規定に基づき次のように意見を見申す。

覚せい剤中毒者対策に関する意見

公衆衛生審議会

序

近年、覚せい剤の乱用は大きな社会問題となっており、昭和20年代の大流行に次ぐ第2次流行期を迎えている。覚せい剤に関する諸施策は、密輸・密造・密売者に対する取締り等による覚せい剤自体の根絶、乱用者に対する取締り、覚せい剤事犯者に対する厳正な処分、覚せい剤中毒者に対する医療、保護の充実等広く関係行政機関の協力があるはじめて実効のあがるものであり、さらに、覚せい剤の乱用を許さない生活環境をつくるため、国民各層に対し覚せい剤乱用防止について広報、啓発を行わなければならない。

本審議会は、このような実情にかんがみ、覚せい剤中毒者の診断基準、入院治療、アフターケア体制等医療対策について検討を行い、以下の結論を得た。

1. 覚せい剤中毒に関連した用語の定義

覚せい剤中毒等薬物依存に関連した用語については、様々な用いられ方をされているのが現状である。

なお、燃えあがり効果、再現現象、逆耐性現象等定義の定まらないものについては今後の検討を必要とする。

乱用：社会的常識、特に医学的常識から逸脱した目的又は方法で薬物を使用することをいう。すなわち、乱用は薬物の性質に関係なく、ある社会が承認しないという基準で決められる。WHOはこの用語は医学的用語ではないとする。ちなみに、覚せい剤は、その使用が覚せい剤取締法で厳しく規制されているので、合法的な医療目的の使用でなければ、たとえ1回の使用であっても乱用に該当する。

中毒：最も広い概念であって、薬物の摂取によって人体にもたらされる何らかの危険な状態をいう。つまり、中毒は科学物質の生体に及ぼす侵害の表現であり、したがって、中毒学は化学物質の安全性の限界を明確にする科学であるとされている

依存：生体と薬物の相互作用によって生じた薬物摂取をやめようと思ってもやめられない状態をいう。精神依存と身体依存がある。精神依存は、快感を求めたり、不快感を避けるために、ある薬物を周期的又は継続的に求める状態である。身体依存は、例えば離脱（退薬）症状を伴うような場合である。

嗜癖：薬物の反復使用によって生じた慢性の中毒状態で快楽的な目的等から薬物の使用をやめようとしてもやめられないこと（強迫的使用）、薬物の使用量の増加（衝

性形成)、離脱(退薬)症状の出現等の特徴を有するものをいう。依存の概念と重複する部分がある。

中毒性精神病：薬物の急性又は慢性の使用によって生じた意識障害(もうろう、せん妄等)幻覚妄想状態等の精神病状態をいう。

フラッシュバック：薬物の使用によって生じた急性の精神異常状態が消滅し、ほぼ正常な状態に復した後に、当該薬物の再使用がないにもかかわらず薬物の使用によって生じた異常体験に類似した体験が一過性に再現することをいう。

なお、覚せい剤中毒というもっとも包括的な概念は、その中に乱用、依存、嗜癖、中毒性精神病を包含し覚せい剤中毒では耐性形成や離脱(退薬)症状が出現することがあるが、それらが一般に軽度であるので、嗜癖の概念にあまりそぐわないところがあり、依存の概念で十分であるとも考えられる。覚せい剤中毒の中毒性精神病の状態としては、せん妄もまれに見られるが、幻覚妄想状態がかなり特異的である。

2. 覚せい剤中毒者に対する入院医療の充実

(1) 医療及び保護の対象者の明確化

覚せい剤中毒者対策を行う上で最も重要かつ必要なことは、医療及び保護の対象者の範囲を明確にすることである。覚せい剤中毒においては、中毒性精神病の状態が医療の対象であることは言うまでもなく、依存状態も医療の対象とすべきであるとの考え方もある。しかし、我が国の精神医療の現状と覚せい剤中毒者の特性にかんがみれば、覚せい剤中毒の依存状態をすべて医療の対象にすることは極めて困難である。したがって、当面は入院治療の対象として中毒性精神病を中心に考えざるを得ないが、依存性除去については専門的検討を行う必要がある。

(2) 診断基準について

診断基準については別添に示すとおりである。このように覚せい剤中毒者の診断基準を明確にすることは関係機関相互の理解に資するものと考えられる。

なお、覚せい剤使用の疑いのある者については、医療及び保健関係機関においても時期を失せず検査等を行い得るよう、その機能面での整備を図る必要がある。

(3) 入院治療の充実

医療の対象となる覚せい剤中毒者の多くは、幻覚、妄想等の異常体験を持つ中毒性精神病の状態では医療機関を訪れるため、これらの者に対しては、適切な治療が行えるよう入院対象者の明確化及び看護面、施設面での配慮について検討する必要がある。

また、精神療法や作業療法等を積極的に行うことにより、覚せい剤中毒をより実社会に近い形で入院治療を行うことが望ましく、退院前には家族等と十分に連絡をとり、従前の汚染された環境から遠ざけるなど可能な限りの配慮を行うことが必要である。

3. 適切なアフターケアの実施

入院治療を終えた覚せい剤中毒者については、医療本来の理念に照らして、継続した治療の必要な者については、それを行うことが望ましい。

しかしながら、現段階では入院治療で精神症状の除去はできても依存性の除去を完全

に行うことは困難であり、このため、覚せい剤の再使用、覚せい剤中毒の再発を招き、治療が中断してしまう場合が多い。また、覚せい剤使用が犯罪であると同時に、覚せい剤中毒者の多くは何らかの形で暴力団等と関係していることから、精神衛生センター、保健所において現在行われている精神障害者のアフターケア体制の中で覚せい剤中毒者の社会復帰及び地域ケアを行うことは極めて困難であり、観察指導の方法及びその確保について検討する必要がある。

4. 総合施策の充実

(1) 総合対策等

覚せい剤中毒対策は、医療機関にのみゆだねられて足るべきものではなく、取締りの強化、覚せい剤事犯者に対する厳正な処分等総合施策の充実が必要であることは言うまでもない。また、覚せい剤が近隣諸国より日本本土に進入することを水際で防止して我が国から覚せい剤を一掃することが根本的で最上の予防法である。また、覚せい剤中毒については中毒性精神病につき措置入院を命ずることのできないケースもあり、依存性除去を治療の対象とすることにも困難な側面がある。こうした面を踏まえて、例えば麻薬取締法に倣って覚せい剤取締法に独自の通報届出制度、医療保護制度アフターケア制度を設け、取締りと医療保護、アフターケアを一体的に行うなど、受け入れ体制の整備状況を勘案しつつ法制度上の整備についても検討する必要がある。

(2) 調査研究の充実強化

覚せい剤中毒者等に関する実態について調査、研究を早急に実施するとともに病院内処遇、治療技術の開発等を行う必要がある、覚せい剤中毒等薬物依存に関し研究体制を整備する必要がある。

(3) 啓発、普及の実施

覚せい剤の薬理作用、中毒症状、フラッシュバック等についての正しい知識を啓発、普及し、広く国民に覚せい剤に関する理解を求める必要がある。

別 添

覚せい剤中毒者の診断基準

覚せい剤中毒者の診断は以下に述べる諸点に留意して問診、言動の観察、視診等を行うほか、生活歴、性格、環境、職業等を参考として総合的に判断することになる。

1) 覚せい剤中毒者の精神症状

覚せい剤を使用すると、急性症状として多くは覚せい剤効果により何でも関心を持ち、運動促進、注意力散漫、不安気分になる。更に乱用する錯覚、幻覚、妄想が生じる。大量に使用すると激しい時は錯乱状態となる。

覚せい剤の薬効が消失すると疲労感、倦怠感を覚え、これから逃避するため、また使用時の快感を求め、再び使用したいという強い欲求が起きて反復使用することになり(精神依存)その結果覚せい剤中毒となる。

覚せい剤中毒症状は多彩であるが、中核は刺激性不安気分と能動性の減退である。抑制力は低下して爆発性となり、一方では情性が鈍麻して無気力、無精で社会的行動は無責任・無反省・自己中心的なものとなる。こういった傾向は、元来の性格的傾向が中毒のため一掃顕著になったといえる場合が少なくない。

覚せい剤中毒者の多くは中毒性精神病像を呈する。主要なものは幻覚・妄想型で、被害・追跡・注察・嫉妬・妄想などを生じ、錯覚や幻覚、多くは幻聴を生じる。場面的な幻覚も見られる。次は遅鈍型で、茫乎としており能動性の低下を示す。他に譫妄型もあるが稀である。覚せい剤中毒者が更に大量の覚せい剤を使用すると、不安性の興奮状態や幻覚錯乱状態を示す。

覚せい剤の常用をやめると、通常一週間以内に異常な興奮状態は消える。ただし、1ヶ月ぐらいは焦燥性、易怒感、反抗性などの易刺激の状態が続く。更に幻覚、妄想といった分裂病様状態が1～3ヶ月から数年にわたって続くこともある。こうなると分裂病と症状の上では区別つけ難いが、覚せい剤中毒症では接触性が良好な場合が多い。常用を止めても再使用した場合、多くは比較的少量でも急速に激しい精神症状を呈する。

また、後遺症の一つとして一過性の再現現象がでて、幻覚、妄想状態を呈したりする。これは心痛、疲労、飲酒等により誘発され易い。

2) 覚せい剤中毒の身体症状

身体症状としては、麻薬中毒のような廃薬による禁断症状はおこらず、注射痕・硬結のほか全身倦怠・食欲不振・るいそう・肝機能障害などが取り上げられる。

注射痕・硬結については、多くの者に認められており、これが不潔にしかも頻回に注射したためであるものの診断の助けにはなるであろう。また、長期にわたり大量に乱用すれば衰弱消耗状態のくることが多い。

なお、自律神経機能、肝機能、中枢神経機能、内分泌系機能などの異常がみられることがあるが、これはいずれも覚せい剤中毒に特異的とはいえない。

また、診断にあたっては、覚せい剤の使用状況も重要な手掛りとなる。しかしながら、不正に流通している覚せい剤を使用して中毒になる例が殆どであることから、使用の事

実を否定する者も少なく、受診者の覚せい剤使用に確証が持てない場合が多い。

わが国の医療機関ではあまり行われていないが、諸外国で急性中毒の場合に尿検査を活発に行っており、診断にあたって臨床検査を導入することも検討の必要があろう。

いずれにしろ、覚せい剤中毒の臨床像のほとんどは精神症状からなり、身体症状としては注射痕・硬結のほか特記すべきものはないように思われる。

3) 分裂病との区別について

覚せい剤慢性中毒の精神症状が、分裂病のそれと区別つけ難いことがあることは既に述べたが、覚せい剤中毒の場合は疎通性が比較的よく保たれている場合が多い。また使用中止後の経過をみれば、通常一週間以内に症状の軽快がみられる。

また、覚せい剤使用に起因する身体症状の観察及び覚せい剤使用状況の調査、尿中覚せい剤の有無、生活歴、職業等が参考となる。

7. 老人精神保健対策

昭和61年の簡易生命表によれば、日本人の平均寿命は男性75.23歳、女性80.93歳であり、我が国は世界で最も長い平均寿命を享受できる国のひとつとなった。

しかしながら昭和60年の国勢調査において全人口の10.3%をしめる65歳以上のいわゆる高齢人口が、昭和95年には全人口の23.6%をしめると推計されており、人口構成の急激な高齢化とそれに伴う痴呆など老年期の精神障害により医療やケアを要する状態にある老人の著しい増加は、21世紀に向けて「豊かで健やかな長寿社会」を実現していく過程において、大きな課題になっている。

(1) これまでの経緯

昭和52年10月に老人保健医療問題懇談会は今後の老人保健医療対策のあり方について意見具申を行い、老人の精神障害対策について、「さらに専門的検討を行うべき」と述べた。

これをうけて昭和55年3月、公衆衛生審議会は「老人精神病棟に関する意見」を提出した。この意見では、老人精神病棟の必要性および建築基準等につき述べられており、老人の精神障害対策については、予防対策、地域対策、研究体制の充実・強化に関する試験的事業を実施するとともに、公衆衛生審議会において引き続き総合的な検討を行うこととしている。

また昭和57年8月に成立した老人保健法の附帯決議においては、「痴呆を主とした老人の精神障害に対応するため、精神病床その他の施設の整備を行うとともに、老人精神障害者対策に関する専門的な調査研究を進める等総合的な対策を講ずること」とうたわれている。

さらに昭和57年11月、公衆衛生審議会は「老人精神保健対策に関する意見」を提出し、老人の痴呆疾患の予防及び普及啓発、地域老人精神保健対策、精神病院における老人精神障害者対策、老人精神保健従事者の確保及び資質の向上、研究体制の強化、老人の痴呆疾患のための保健医療及び福祉対策の連携のあり

かたにつき積極的な提言を行った。

従来、痴呆に関しては、

- ① 原因や発生机序、治療やケアの方法などにつき十分な知見が得られていない。
- ② 我が国特有の家族制度に支えられ、大部分の痴呆性老人は在宅でケアされているが、これを支える体制の整備が不十分である。
- ③ 今後そのニーズの大幅な増大が予想される施設ケアに関しても、収容力ケア水準ともに十分ではない。
- ④ 従来は一般的な老人対策の中でしか取り組まれておらず、保健、医療、福祉の連携のもとに、痴呆性老人の特性に配慮した総合的な取り組みを行う必要がある。

などが指摘されており、早急に総合的な対策の積極的な確立を図ることが強く求められていた。

このような背景から、厚生省では昭和61年8月に「痴呆性老人対策推進本部」を設置、外部の有識者からなる「痴呆性老人対策専門委員会」の検討結果をふまえ、昭和62年8月に報告をとりまとめた。

昭和55年 3月 6日

厚生大臣 野 呂 恭 一 殿

公衆衛生審議会

会長 山 口 正 義

老人精神病棟に関する意見について

精神障害者の老人精神病棟について、本審議会は公衆衛生審議会令第1条の規定に基づき次のように意見を具申する。

老人精神病棟に関する意見

公衆衛生審議会

序

本格的な高齢化社会を迎えつつある我が国において、老人の医療と福祉の問題が厚生行政の中で大きな比重を占めるようになってきたため、厚生大臣の私的諮問機関である老人保健医療問題懇談会は、昭和52年10月、今後の老人保健医療対策のあり方について意見具申を行った。この意見において老人の精神障害対策についても検討が行われたが、今後なお専門的検討を行うべきであると指摘している。

公衆衛生審議会は、この指摘を受け、老人精神障害対策の基本的な考え方及び当面の具体的対策について別添のとおり定めこれに従って具体的な検討を進めることとしている。

今般、当面の具体的対策の中で最近特に社会問題となっておりその必要性が増加している専門病棟について以下のような結論を得た。

なお、老人の精神障害対策に関するその他の問題についても今後引き続き検討することとしている。

I 老人精神病棟の必要性

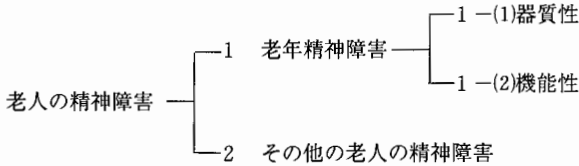
老人精神病棟とは、老人の精神障害のための専用の病棟であって、その専門的な医療及び保護を積極的に行うことを目的とする。

老人精神病棟は、痴呆、意識障害等に基づく徘徊、夜間不穏、精神運動興奮、自殺企図等の問題行動を起こすため行動制限を必要とする者のための病棟及び精神症状に加えて重度の身体合併症を伴い、常時医療、看護を必要とする者のための病棟の2種類を整備することが望ましい。ただし、老人精神病棟の充足が早急に求められている当面は、様々の状態像を有する老人の精神障害を一括して処遇する老人精神病棟であってもさしつかえない。この場合には、病棟内での対象の区別を行う等の配慮をする必要がある。

また、老人の精神障害者のうち、特に多岐にわたり高度の医療を必要とする身体合併症を有するものに対しては、その必要を十分に満たすために、総合病院の精神科病棟の形態が望ましいと考えられる。

II 老人の精神障害の定義

老人精神病棟の対象者を明確にするため、「老人の精神障害」は原則的に65歳以上の者の精神障害とし、次のように分類する。



以下、これらの精神障害について定義する。

1 老年精神障害

老年期（65歳以上）に初発し、精神上又は身体上の老年性変化（確認又は推定）を伴う精神障害を総称する。

一般的に老年精神障害は65歳以上で発病するが、65歳未満で発病する場合もある。

1-(1) 老年精神障害（器質性）

ア 老年痴呆……脳の老年性変化によって惹起された痴呆を中心とする精神障害
 イ 脳血管性精神障害……脳血管性障害（確認又は推定）によって惹起された精神障害。

ウ 混合型……上記両疾患の混合によって惹起されたもの。

エ 初老期痴呆……アルツハイマー病、ピック病、クロイツフェルト、ヤコブ病等がある。

オ その他

器質的なものでア～エ以外のもの。

1-(2) 老年精神障害（機能性）

老年性変化を伴う精神障害のうち、その症状が神経症状態、精神分裂病様状態、躁うつ状態等のいわゆる「機能性精神障害」にあたるもの、したがって①老年期に初発したものであること②症状は非器質性症状群に属するものであること③痴呆は存在しても重度でないこと等を条件とする。

2 その他の老人の精神障害

精神分裂病、躁うつ病、てんかん等の精神障害で65歳以上のもの。

なお、これらを老人の精神障害として特別に扱うのは精神分裂病等の精神障害も老齢化に伴い、老人としての特別な医療及び保護が必要であることによる。

III 老人精神病棟の建築基準

1 基本事項

(1) 建物は、当該建築基準によるもののほか、医療法、建築基準法及び消防法等の法令に準拠し、また、当該建築基準に掲げられていないものについては、「精神病院建築基準（昭和44年衛発第431号）」によることとする。

(2) 老人精神病棟は、3階以上の階に設けないこととする。

ただし、防災関係設備及び避難施設が老人の精神障害者のために完備されている場合は、この限りではない。

(3) 老人精神病棟は、老人の精神障害者の身体的脆弱性及び長期在院の可能性を考慮

して、特に冷暖房、換気、採光、照明等の設備に配慮を注ぎ、居住性に富んだ構造とする。

- (4) 老人精神病棟は、開放的な運営が望ましいが、痴呆、意識障害等に基づく徘徊、夜間不穏、精神運動興奮及び自殺企図等の問題行動に対する行動制限の必要性を考慮し、閉鎖又は準開放の可能な構造とする。

2 病棟

(1) 規模

病棟は、30床ないし50床の看護単位を基本とする。

病棟の面積は、病室以外に生活面のスペースを必要とするので、病棟共通部分を含めて、1床当たり約23㎡程度とする。

(2) 病室

ア 一般病室

個室から6床までとする。

適宜必要な場所に手すりを設ける。

イ 重度の身体合併症用病室

個室から6床までとする。

酸素吸入装置、吸引装置を設けることが望ましい。

ナースステーションに近接して設ける。

ウ 安静室

これは、「精神病院建築基準」でいう保護室に該当する。

採光、換気、通風、冷暖房等の環境条件及び特に汚物等による不潔に対して清掃容易な構造に配慮する。

防音装置を設けることが望ましい。

ナースステーションに近接して設ける。

エ その他

○床

滑りにくいもの、防水性とする。

○ベッド（洋室の場合）

ベッドの高さ及び柵については、患者が自力で寝起きできる高さ及び看護者が介助しやすい高さの両方を配慮して備える。

車付きベッドの場合は、固定器を設ける。

○ロッカー、戸棚

管理については、病院側で配慮する。

○携帯用の便器を配置する。

(3) 患者の生活上の施設

ア デイ・ルーム

病室以外に専ら患者の談話、娯楽、作業療法等の用に供するための室を設ける。

畳コーナーを一部に設けることが望ましい。

デイ・ルームの近くに便所を配置する。

採光に配慮し、また中庭に出入りできることが望ましい。

イ 食堂

テーブル、椅子、食器等については、老人の精神障害者が使用するに当たって危険等がないように配慮する。

ウ 配膳室

糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等特別食が多いので、その点について配慮する

エ 浴室

浴室は、看護者が入浴の介助をする必要がある場合を考慮してできるだけ広くする。

寝たきり患者のために、ストレッチャーから直接入れることができる洋式浴槽（例えばエレベートバス）を設ける。

なるべく上がり湯及びシャワーを取付ける。

浴室の出入口については、一般の出入口の他、ストレッチャーが進入できる出入口を設ける必要がある。

オ 便所

便所は男女別に設ける。

適当な手すりを設ける。

転倒等を考慮して床面を病室の廊下面と同じ高さにし、下駄のはきかえを行わないようにする。

ドアについては車イスで利用できるよう配慮し、手すり等を設ける。

汚物処理室を設けることが望ましい。

カ 洗面所

洗面介助の必要ある場合を配慮し、洗髪もできる構造とする。

キ 洗濯室

患者自身が持物を簡単に洗える場所を設ける。

簡単な干し場を付設する。

ク 足洗場

室外の出入口に近接したものを設けることが望ましい。

ケ 面会室

家族が仮眠、休憩できるように考慮する。

コ 私物庫

一室を設けて出し入れに便利な棚を設け、かつ換気を十分に行えるようにする

(4) 診療及び看護関係施設

ア 診療室

イ 処置室

身体合併症の治療が行えるよう設備、広さ等について配慮する。

ウ ナースステーション

病棟中央にあって、デイ・ルーム、食堂に面し、患者の観察に便利な位置に設ける。

エ 看護者仮眠室

オ 職員便所

カ 汚物処理室

汚物が簡単に廃棄、消毒、洗浄され、失禁患者の汚物衣類等汚物が洗濯できるような設備とする。

キ リネン室

(5) その他の施設

ア 廊下

ベッド及びストレッチャーが通れる幅とする。

なるべく直線にし、角の部分を少なくする。

適当な手すりを設ける。

床は、滑りにくいもの、防水性とする。

転倒等を考慮して床面を病室、便所、洗面所等の廊下面と同じ高さにし、段差をつけない。

イ 階段

適当な手すりを設ける。

スロープを設ける場合は、らせん状とし、階段の傾斜はゆるやかに、かつけあげを少なくする。

エレベーターの設置が望ましい。

ウ 中庭、バルコニー等日光浴ができるスペースを設けることが望ましい。

エ 身体的リハビリテーションの設備

病棟内又は病棟外に、脳卒中後遺症等による身体的機能障害のための機能回復訓練を行うための器械、器具を具備した施設又は部屋を設ける。

オ 消防用設備

消火器、簡易消火用具、消火栓その他の消火設備、火災警報設備、すべり台、避難はしご等の避難設備を、わかりやすい場所に配置する。

カ 霊安室

老人精神病棟に設ける必要はないが、病院全体として確保する。

別 添

老人の精神障害対策について

I 基本的な考え方

- 1 老人の精神障害対策は、総合的な老人対策の一環として行うべきものであり、とくに医療面においては、精神科と他科との緊密な連携が必要である。
- 2 老人の精神障害対策は、主として地域対策を中心として推進し、精神病院への入院は慎重に行うべきものである。
- 3 老人の精神障害対策に関しては、これをより有効に行うための研究体制の充実・強化が必要であるが、それは、試験的事業の実施（パイロットスタディ）を含めて行われるべきである。

II 当面の具体的対策

1 公衆衛生審議会における専門的検討

現在、専門委員による検討を行っているが、引き続き総合的な検討を行うものとする。

2 試験的事業の実施（パイロットスタディ）及び老人の精神病棟の整備

医療施設における老人の精神病棟のあり方、通院・在宅医療等について試験的事業の実施（パイロットスタディ）を図りつつ、老人の精神病棟の整備を行う。

3 予防対策

- (1) 精神老化防止のための健康教育
- (2) サービスシステムの周知徹底

4 地域対策

(1) 通院・在宅医療の充実

ア 通常の外来診療の充実・強化

イ 老人の精神科デイ・ケアの整備

ウ 在宅医療サービス（往診治療，他科入院中の者に対するものを含む。）

(2) 保健所及び精神衛生センターにおける相談指導（本人及び家族に対して行う。）

(3) 保健所の精神科嘱託医，精神衛生相談員，保健婦による訪問指導（本人，家族，ホームヘルパーに対して病状観察及び療養の指導等を行う。老人ホーム，特別養護老人ホーム等に入所中の者を含むものである。）

5 研究体制の充実・強化

老人の精神障害の予防，診断，治療，リハビリテーション及び老年期精神健康増進等に関する研究の充実，強化を行う。

昭和57年11月24日

厚生大臣 林 義 郎 殿

公衆衛生審議会

会長 山 口 正 義

老人精神保健対策に関する意見について

老人精神保健対策について、公衆衛生審議会令第1条の規定に基づき次のように意見を具申する。

老人精神保健対策に関する意見

公衆衛生審議会

序

昭和55年の我が国の65歳以上の老人は、総人口の9.0%、1,058万人であるが、昭和93年には、総人口の21.8%、2,802万人（人口問題研究所－日本の将来人口新推計による）に達するものと想定されている。このような高齢化社会の提示する課題は深刻であり、国家的な対応を迫られている。

経済機構の変化に伴う人口の都市集中と農村漁村の過疎化は従来の我が国の世帯構成を急激に変化させ、核家族に代表されるような扶養機能の弱体化、都市化現象に代表される相互連帯意識の希薄化を生じさせる結果となっており、これらの現象は老人の生活基盤、とりわけ精神生活基盤の脆弱化を招来している。

このような状況の中で老年期に初発する痴呆老人の発生率は4.6%（65歳以上人口、昭和55年東京都調査）ともいわれており、今後痴呆等老人精神障害の増加が予想されることに伴い、保健医療面あるいは福祉面での対応のあり方が最近特に社会問題として提起されているところである。

本審議会は、昭和55年3月精神病院における老人精神病棟の必要性和その建築基準について意見を提出したところであるが、今回、これら老人が可能な限り社会の中で健やかに安定した生活が営めるよう施設対策にあわせ地域のケア体制を確立するなど包括的なケアシステムの確立を目指すべきであると考え、これらを老人精神保健対策としてとらえ、その施策の充実強化について審議を重ね以下の結論を得た。

なお老人精神保健対策は、他の老人保健、老人福祉対策と不可分の関係にあり、来たるべき本格的な高齢化社会の到来に備えて相互の連携を充分に保ちながら長期的視野にたつてその総合的施策を推進する必要がある。

本審議会で使用する用語の定義

○ 老人精神障害

老人精神障害とは、老年期にみられる精神障害を総称していう。すなわち、老年期に初発した精神障害と老年期以前に発病、経過し老年期に至った精神障害に大別される。

老人 精神障害	老人期に初発した精神障害	1) 器質性精神障害 初老期痴呆, 老年痴呆, 脳血管性痴呆(多発硬塞性痴呆)など脳の器質的病変が原因で起こる精神障害をいう。
		2) 機能的な精神障害 精神分裂病様状態, 躁うつ状態, 神経症など脳の器質的病変以外の諸原因(心理的原因など)でおこる精神障害をいう。
	老年期以前に初発した精神障害	精神分裂病, 躁うつ病, てんかん, アルコール精神病などの精神障害で, 老年期以前に発病し老年に至った精神障害をいう。

○ 痴 呆

痴呆とは精神医学的にはいったん獲得された知能が, 脳の器質的障害により持続的に低下することをいう。

○ 老人の痴呆疾患

老人の痴呆疾患とは老人であって脳の器質的障害により痴呆を示す疾患をいう。すなわち, 初老期痴呆, 老年痴呆, 脳血管性痴呆の他, 脳の外傷, 腫瘍, 感染, 中毒, 代謝障害など種々の要因によって痴呆を呈する精神障害をいう。

○ 痴呆老人

痴呆老人とは老人の精神障害のうち, 脳の器質的障害により痴呆を示している老人をいう。

I 老人の痴呆疾患の予防及び普及啓発

痴呆疾患は脳血管障害の予防等により, その発生を少なくすることが可能であり, また, 徘徊, 不潔, 自傷行為等の行動障害は, 適正な医療, 介護によりその程度を軽減することが可能である。

しかし, 一般的には老人の痴呆疾患に対する悲観的な見方が根づよいので適正な予防, 治療を行うことにより社会復帰が可能であることを家族及び一般住民に対し普及啓発する必要がある。

1. 思想普及及び啓発

都道府県(精神衛生センター, 保健所), 市町村及び関係諸団体等においては, 老人, 老人と同居する家族はもとより地域住民に対しても脳血管障害の予防, 適正な医療, 介護により社会生活が可能である等の老人精神保健思想の普及, 啓発を図る必要がある。

2. 予防及び早期発見

老人精神保健の観点から, 老人の痴呆疾患の予防, 早期発見を図るためには, 現在実施されている壮年期以降の健康診査に際して, 老人精神保健に関する診査の基準を検討するとともに, 老人の生きがいを高めるような環境調整, 食生活指導等老人の健康づくり対策を積極的に推進する必要がある。

Ⅱ 地域老人精神保健対策

一般に老人は生活環境の変化に適應することが困難であり、ことに発病初期の老人の痴呆疾患では日常生活の場の変化は病状の急速な悪化をもたらすおそれが大きいため、これらの老人に対して今まで生活の場として生きてきた地域社会ことに家庭においてケアすることが最も望ましい。このような観点から老人精神保健対策は在宅のままで、あるいは施設に収容する場合にも必要最小限の機関に限るなど地域の中でケアする体制をつくることに配慮することが特に必要である。

1. 在宅老人精神保健対策の充実

(1) 家庭訪問サービス事業の充実

痴呆老人及びその介護者に対して、生活のしかたや病状観察、療養指導等の知識を与えるため、精神衛生相談員等による訪問指導を行う必要がある。

(2) 通院医療の充実

デイケア等精神科外来医療の充実を図る必要がある。

(3) 介護者に対する講習等

保健所等は痴呆老人の介護者に対して介護のための講習会、指導書の作成等を行う必要がある。

(4) 家族の組織化の奨励等

市町村等は痴呆老人を抱えた家族の組織化を奨励するとともに、ボランティア活動の組織化を含む地域住民の支援協力体制のあり方について検討することが望ましい。

(5) 在宅老人福祉対策との連携

在宅老人精神保健対策は、デイサービス、短期保護事業等の在宅老人福祉対策と密接な連携のもとに実施する必要がある。

2. 地域における行政組織の充実強化

(1) 老人精神保健相談窓口の設置

住民の相談に応じ、また、福祉事務所、市町村相談室、老人福祉施設、民生委員等が受理した相談の中で、専門的知識の不足等により対処しえない処偶困難な場合の照会に応じるため保健所に老人精神保健相談窓口を設置する必要がある。

(2) 老人精神保健協議会（仮称）の設置

受入機関の選定等処理困難な者の処偶を判定するとともに地域における老人精神保健の総合的な対策を検討するため保健所レベルの地域内に、精神衛生センター、保健所、福祉事務所、市町村、医療機関、老人福祉施設の代表、民生委員及び関係諸団体等で構成する老人精神保健協議会を設置する必要がある。

Ⅲ 精神病院における老人精神障害者対策

入院治療を要する老人精神障害者の中には、一般の精神病床では対応が困難な者も多く、老人に適した施設構造をもち、特別な配置基準による医療従事者を配した老人専用病棟を整備する必要がある。

又、老人精神障害者には多種の合併症を有する場合が多く高度な医療が要求されることから、老人精神病棟の設置は総合病院に併設させることが望ましい。

さらに、退院後の社会復帰を円滑に推進するためには、老人福祉等関係諸施策との連携が必要不可欠である。

なお、老人精神病棟を運営するにあたっては、医療従事者は入院患者に対し、痴呆老人といえども適切な治療、看護及び介護を行うことにより改善をみるものであるから、人生の終着駅とか不治であるとあきらめさせることのないよう人格の尊厳を認めて治療看護及び介護に努める必要がある。

1. 老人精神病棟への入院対象者の明確化

老人精神病棟で治療する老人精神障害者は主に次のものを対象とする。

- (1) 器質性精神障害で、痴呆、性格障害、精神病様状態などによる行動異常が著しく行動制限や専門の治療、看護及び介護が必要なもの。
- (2) 老年期以前に初発した精神障害で、著明な心身の老化や身体的合併症のため、治療、看護及び介護を必要とするもの。
- (3) 老年期に初発した機能性精神障害で重度のうつ状態や幻覚妄想状態等のため入院治療を必要とするもの。

2. 老人精神病棟の医療従事者の確保等

(1) 看護体制等の強化

老人精神病棟の患者の大部分は、身体的合併症をもち、また徘徊、不潔、亢奮、失禁などのため、特別な医療看護及び介護が必要であるため、それに対応できる看護体制を整備する必要がある。

なお、老人精神病棟においては、他の一般精神病棟と切り離した特別の看護基準について検討すべきである。

(2) 他診療科医師の配備

精神病院における老人精神病棟には、内科医を常勤で配備することが望ましく、また整形外科、皮膚科、婦人科、眼科等の合併症に対応できる診療体制を整備することが望まれる。

(3) その他の医療従事者の確保

入院患者の社会復帰を促進させるため、作業療法士、理学療法士、言語療法士、精神科ソーシャルワーカーを配備することが望ましい。

Ⅳ 老人精神保健従事者の確保及び資質の向上

老人精神保健の充実を図るためには、マンパワーの確保が最優先であり、また現在配置されている医師、精神衛生相談員、保健婦、社会福祉主事、老人福祉施設の看護婦等に対する現任訓練の強化を図るとともに、精神衛生相談員、社会福祉主事等の資格認定講習会等において老人精神保健にかかる教科の充実を図る必要がある。また医師、看護婦、社会福祉主事等を養成する大学等における養成過程に老人精神保健にかかる教科を組み入れる必要がある。

V 研究体制の強化

老人の痴呆等老人精神障害の原因究明、発生子防、診断治療、さらにリハビリテーション及び老人の精神的健康増進等に関する研究の充実、強化を図る必要がある。

VI 老人の痴呆疾患のための保健医療及び福祉対策の連携

痴呆老人の中には、医療よりも特別なケアを必要とする者も多いので、老人の精神保健対策を進める上で、地域対策及び精神病院における老人精神障害対策のみでは対処しえない問題が残されており必然的にこれらの対策と老人福祉施設等の福祉対策が並行して充実されなければならない。このためには精神病院における看護、介護体制等の整備はもとより社会福祉施設における精神科医療のニーズに応えられる体制等の整備を図るなど、保健医療及び福祉の両者の綿密な協調体制のもとに医療及び福祉の両面から具体的に対応する必要がある。

厚生省痴呆性老人対策推進本部報告

(昭和62年8月26日)

はじめに

我が国は、世界で最も平均寿命の長い国の一つであるが、同時に、かつて経験したことのない高齢社会に移行しようとしており、“豊かで健やかな長寿社会”の実現は、21世紀に向けて、我が国最大の目標となっている。

しかしながら、高齢人口が飛躍的に増加することから、寝たきり、痴呆など要介護老人の増加は避けられないところであり、このことが将来、我が国の経済社会に大きな影響を及ぼすものと予想される。

なかでも痴呆性老人は、特有の精神症状や問題行動があるため、他の要介護老人とは質量ともに異なった介護が必要であり、介護する側、特に家族は多大の精神的・肉体的負担に苦悩することになるのが実情である。しかしながら、痴呆については、その発生原因、発生メカニズムともに未解明な部分が多いこともあって、予防などの体制が採りにくく、これまでの一般の老人や障害をもった老人を対象とした各般の施策の中で、それぞれ対症療法的な対策が採られているに過ぎない。

このため、①いかに痴呆の発生をおさえるか、②どのような治療、介護を行うべきか、③介護家族の負担をどう軽減するか、④痴呆性老人を受け入れる施設としてどのようなものが必要か、⑤医療、介護に当たる専門職はどうあるべきか等についての早急な検討が求められている。

このような背景を踏まえ、厚生省では総合的な痴呆性老人対策の確立を図るため、昭和61年8月、省内に「痴呆性老人対策推進本部」を設置するとともに、専門的事項を検討するため省外の有識者で構成する痴呆性老人対策専門委員会を設置し、この問題について検討を行ってきた。

この報告書は、専門委員会の議論を踏まえつつ、これまでの本部における検討結果を取

りまとめたものである。

第I 痴呆性老人について

(1) 痴呆とは

ア 人間は誰でも年を取れば、物忘れが多くなるなどの知能の老化現象が見られるが、これらは老化に伴う通常の知能の低下であり、病的なものではない。これに対し、痴呆とは、脳の後天的な障害により一旦獲得された知能が持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになることで、傷病に起因する点でも前者とは異なる。

イ 痴呆をその原因で区分すると、脳梗塞・脳出血などの脳卒中による脳血管性痴呆と、原因不明の脳の変性疾患によるアルツハイマー型痴呆とが代表的であるが、我が国においては前者が後者よりも多く、欧米諸国とは対照的である。また、アルツハイマー型痴呆は、初老期に好発するアルツハイマー病と老年期に好発するアルツハイマー型老年痴呆とに分けられる。

(注) その他、痴呆をきたすものとしては、脳の外傷や腫瘍、感染、中毒、代謝障害等があるが、これらの中には根本的な治療が可能なものもあり、早期において適切な鑑別を行うことが大切である。

(2) 痴呆性老人の症状

痴呆性老人の主症状は持続的な知能の低下であり、記憶障害や理解力・判断力の低下が出現し、ひいては人格水準が著しく低下する。

また、知能の低下に、

- i) 妄想、幻覚などの精神症状や徘徊、不潔行為といった問題行動
- ii) 衣服の着脱行為の障害、失禁、歩行の障害など日常生活における動作能力の低下
- iii) 身体的疾患などの合併症

を伴うことになるが、これらの現れ方は著しく多様である。

(3) 痴呆性老人の出現率と将来推計

ア 昭和61年8月までに40の都道府県及び6政令市において、在宅の痴呆性老人について実態調査が実施されている。

これらの調査のうち、精神科医が携わり、その方法も類似している12都道府県市の調査結果に基づき、年齢階層別に在宅の痴呆性老人の出現率を推計すると、65～69歳1.2%、70～74歳2.7%、75～79歳4.9%、80～84歳11.7%、85歳以上19.9%であり、高齢になるにしたがって出現率は高まる。これをもとに、昭和60年の我が国の65歳以上の老人人口全体に対する在宅の痴呆性老人の出現率を求めると、4.8%となる。

イ 上記の年齢階層別の出現率を基礎に、我が国の人口の将来推計を用いて在宅における痴呆性老人数の将来推計を行うと、昭和60年に59万人であったものが、昭和75年には112万人、昭和90年には185万人となり、15年間でほぼ2倍、30年間で3倍以上と、急激に増大することが予想される。

第2 痴呆性老人を取り巻く現状と課題

(1) 調査研究と発生予防について

ア 痴呆の原因、予防方法、診断、治療等に関し、これまで得られている科学的知見は限られたものであるが、痴呆の原因別類型により、その事情はかなり異なる。

痴呆のうちアルツハイマー型痴呆については、その原因・発生メカニズムが不明であり、なによりもその究明が急がれている段階にあるが、欧米諸国においては、老化研究の最重要テーマとして重点的に研究されているのに比べ、我が国は研究が立ち後れている現状にあることから、早急に研究体制を整備し、研究を促進する必要がある。

他方、脳血管性痴呆については、その原因である脳卒中を予防することにより、痴呆の発生を防ぐことが相当程度可能であるので、脳卒中の予防・治療対策の確立とその推進が望まれている。さらに、脳の動脈硬化など脳血管障害の原因の完全な解明と脳卒中となった後の痴呆の発生予防の研究も必要である。

また、痴呆性老人に対し必要とされる治療、介護の内容、程度などの疫学的、社会医学的な実態が十分把握されていないため、これらの実態把握にも努めなければならない。

イ このため、必要な研究費を確保し、相互の連絡調整にも十分配慮しつつ、重点的な調査研究を推進していく必要がある。

(2) 在宅における介護について

ア 我が国では症状の軽い場合を中心に、現在、大多数の痴呆性老人が家庭で家族により介護されている。

痴呆性老人の介護の実態をみると、

i) 痴呆性老人は知能が低下しているだけでなく、精神症状、問題行動を随伴することや寝たきり状態であったり、身体的疾患を合併していることが多いため、必要とされる介護量は極めて大きく、その内容も濃密なものが求められる。

特に、精神症状や問題行動といった随伴症状が著しい場合には、一層介護が困難であり、常に目が離せないため昼夜を問わない介護が必要である。

ii) 介護等の必要度は、痴呆の主症状である知的機能の低下の程度だけに比例するものでなく、むしろこれに伴う問題行動や日常生活の動作能力の低下、身体的疾患等の諸症状に直接結び付く。

iii) 痴呆に対する介護は長期化する傾向があるほか、随伴症状に顕著な改善が見られない場合も多いことから、疲労や先が見えない不安により、介護意欲の低下がみられる。また、介護家族は、周囲の無理解・偏見等のため、社会的に孤立してしまうことが少なくない。

iv) 在宅で介護を行っている者は痴呆性老人の妻、嫁又は娘である場合が多く、介護者自身が高齢、病弱であったり、核家族化、居住環境などにより、家庭における介護は困難となっている。また、女性の社会進出の増加等により、在宅介護と

勤務等との調整の問題が一層浮き彫りになっている。

このように、痴呆性老人を介護する者の精神的・身体的負担は極めて大きく、その軽減・解消は、喫緊の課題となっている。

イ 現在実施されている相談事業、デイ・サービスなどの老人対策は、痴呆性老人にも利用可能であるが、痴呆性老人の特性を十分考慮したものとはなっていない。また、全国的にみた場合、実施されていない地域があったり、施策間の連携を欠くことから、これらのサービスを利用できない場合もある。このため、痴呆性老人の諸症状にも配慮しつつ、施策の充実に努める必要がある。

(3) 施設における介護について

ア 痴呆性老人については、寝たきり老人に比しても、医療面のニーズが高いことや介護がより複雑で量的負担も大きいことから、家庭で介護しきれない場合の受入施設が必要である。

このため、痴呆性老人各々の精神症状、問題行動等の随伴症状や身体的疾患、日常生活の動作能力などの合併症に応じ、既存の施設体系の中で受入れを促進していくこととし、その前提となるマンパワー等を確保していく必要がある。

イ 精神症状や問題行動が著しい痴呆性老人には、専門的な精神科医療が必要であるが、現在の精神病院の施設・設備や人員配置の基準では、十分な処遇を行うことは困難であるし、治療効果の上からも治療目的も方法も異なる一般の精神病患者とは区分して処遇することが適当である。

このため、これらの痴呆性老人を受け入れ、短期間で集中的に専門的医療と手厚い介護を行う専門の病棟を整備していく必要がある。

ウ また、精神症状や問題行動等が軽快し、退院・退所した後の在宅介護を支援するサービス機能の充実も重要である。

(4) 介護の心構えと方法について

ア 痴呆性老人の多くは、痴呆の進行に伴い知能が低下しても、感情機能は保たれていることが多いことから、恐怖感、焦燥感、孤独感といった“心の痛み”を感じやすく、しかられたり、とがめられたりした場合など極度の緊張を強いられると、精神症状や問題行動を生ずることにもなる。したがって、人間としての尊厳を保つよう、かつての生活歴や性格を踏まえながら、痴呆であるという現実を受け入れ、そのペースに合わせた受容的態度で接するなど、その介護者には他の要介護老人の場合にはみられない特別な配慮が求められる。

イ ところが、介護家族は、痴呆性老人そのものや介護方法についての情報、知識が乏しいことから、戸惑い、焦り、誤解などのために対応を誤り、症状を悪化させるなど自ら困難な状況を作り出していることもある。また、各施設においても、痴呆性老人各々の特性に着目した有効な処遇方法についてのノウ・ハウが不足していることが多い。

ウ このため、国が率先して、介護家族に対し老人の痴呆そのものや介護の在り方、

方法等についての啓発普及に努める一方、施設においても、介護方法の確立及び介護技術に関する一層の充実を図る必要がある。

(5) 取組体制について

痴呆性老人の適切な処遇のためには、精神科ないし一般的医療や介護を始め様々な方面からの対応が求められるが、現在のところ各般の施策は、精神保健、老人保健、老人福祉等別々の体系によって講じられており、相互の連携も必ずしも図られていない。したがって、痴呆性老人を抱える家族が相談を望んでも、まずどこに行けば良いのかわからず、相談を受けた窓口がそれを処理しようとしても、総合的な取組体制が採られていないための限界に直面することが少なくない。

このため、各自自治体において保健・医療・福祉の連携の強化を図るとともに、国においても、痴呆性老人を始め高齢者の問題について、一元的、総合的な取組を可能とする組織体制と連携の在り方を検討しなければならない。

第3 痴呆性老人対策の推進

1 調査研究の推進と予防体制の整備

(アルツハイマー型痴呆の原因究明等の重点的研究)

現在行われている老人の痴呆に関する各種の研究を、原因が不明で多くの人に老後の不安をもたらすことともなっているアルツハイマー型痴呆に関する研究を始め、基本的な次の3体系に整理し、相互の連絡調整をとりつつ、集中的な研究を推進する。また、現在、長寿科学研究組織の在り方について検討が進められているが、その場合においては、老人の痴呆の研究を重点的研究課題とすることを検討する。

- i) アルツハイマー型痴呆の原因の究明、治療方法等に関する研究
- ii) 脳血管性痴呆の発生予防、治療方法等に関する研究
- iii) 痴呆性老人の簡便で正確な診断、スクリーニング方法の開発並びに看護、介護等社会医学、保健福祉に関する研究

(国際研究協力、民間活力の活用等の推進)

国際シンポジウムの開催や研究者の交流・派遣などの国際的な研究協力を行うとともに、官民共同研究や民間活力を活用した医薬品、医療機器等の研究開発を推進する。

(医療・介護ニーズの把握等)

- ア 知能の低下及び随伴症状の程度別の医療・介護ニーズの実態をきめ細かに調査し、施設や在宅介護に関する行政ニーズを引き続き明らかにする。
- イ 痴呆性老人を対象とした効果的な老人保健事業の確立を図るため、老人の痴呆に関する健康教育、健康診査、訪問指導等を試行的に実施し、その結果を評価、分析する。
- ウ 各種調査研究の成果、全国各地で試みられている医療・介護の事例、全国各地で利用可能なサービスや施設に関するデータ等を集積し、広く行政や一般の利用に供するための情報機能の整備について検討する。

(脳卒中の半減)

- ア 我が国における老人の痴呆の大半を占める脳血管性痴呆は、その原因となる脳卒中

を予防することによって、相当程度防止できるが、老人保健事業第2次5ヶ年計画に沿い、昭和57年度からのおおむね10ヶ年で脳卒中の発生率の半減を目指しているところであるので、その着実な推進を図る。

イ また、脳卒中の防止に効果のある余暇の過ごし方や食生活の在り方等に関し、積極的な普及啓発事業を行う。

2 介護家族に対する支援方策の拡充

(相談体制の強化)

ア 介護家族の悩みや不安を解消し、的確な情報を提供するため、都道府県高齢者総合相談センター（シルバー110番）の整備を推進し、電話により手軽に相談できる体制をつくる。

イ 痴呆性老人を抱える家族等がまず相談に出かける場所として、保健所、福祉事務所及び地域の開業医が挙げられるが、現状ではいずれも痴呆性老人の問題についての知識や経験が必ずしも十分とは言えない。したがって、各担当者が痴呆性老人の問題に精通できるよう研修の実施や適性の確保を図りつつ、相談内容の充実と相互の連携強化を図る。

また、痴呆性老人を抱える家族等が相談機関に出向いて相談することは困難な場合も多いので、精神衛生相談員等が訪問して相談や指導を行う体制を強化する。

ウ 介護家族の抱える悩みに応え、痴呆性老人の介護に当たっての心構えや処遇技術をわかりやすく伝えて行くため、家庭介護のためのマニュアルの普及を図るとともに、テレビ等のマスメディアを積極的に活用する。

(デイ・サービス、ショートステイ事業の拡充)

ア 家庭奉仕員派遣事業、通所によって入浴サービスや食事サービスを行うデイ・サービス事業及び要介護老人を短期間預かるショートステイ事業については、痴呆性老人の特性にも配慮し、介護に当たる者の資質の確保を図りながら、その普及を図る。

イ 多数の痴呆性老人が通所するデイ・サービスセンターに対して、運営費助成上の配慮を行うこと、及びショートステイ事業において、痴呆性老人とともに介護家族も滞在し、介護の心構えや方法等の指導並びに介護に関連した各種公的サービス等の紹介を受けるホームケア促進事業を実施することを検討する。

(デイ・ケア等の拡充)

病院等に通院して心身機能の回復訓練等を受けるデイ・ケアについては、家族の要望も強いことから、痴呆性老人専門治療病棟へのデイ・ケア施設併設や老人保健施設におけるデイ・ケアや短期入所ケアの実施等、その一層の普及、促進を図る。

(その他の在宅介護施策)

痴呆性老人の在宅介護を容易にするためには、各種公的サービスの提供にとどまらず住宅の改善や介護者の経済的負担への配慮など幅広い対策が必要であるので、政策金融や税制を含めた各般の施策の充実につき検討を進める。

(初老期痴呆対策)

アルツハイマー病を含む初老期に発生する痴呆については、年齢制限のため、現行の在宅保健福祉対策の対象とならない場合があるが、必要に応じその対象に追加することについて、引き続き検討する。

3 施設対策の推進

(施設処遇の基本的な考え方)

痴呆性老人は、主たる症状である知能の低下のほかに、精神症状・問題行動、日常生活動作能力の低下、身体的疾患などを伴うことが多く、家庭の介護能力を超え、各家庭では対応しきれない場合も生じる。このため、家族が肉親を安心して託せる施設を確保する必要があるが、これらの随伴症状の有無や程度は、個々のケースごとに様々であるので、それぞれに必要な医療や介護の種類や程度に応じ、次のような施設において処遇することが望ましい。

- ・寝たきり等の状態に対する常時の介護 →特別養護老人ホーム
- ・寝たきり等の状態に対するリハビリテーション、看護、介護 →老人保健施設
- ・慢性の身体的疾患に対する一般的医療 →老人病院
- ・急性の身体的疾患に対する一般的医療 →一般病院
- ・精神症状・問題行動に対する精神科医療 →精神病院

(痴呆性老人専門治療病棟の整備)

現在、施設対策として最も緊急を要するのは、精神症状や問題行動の著しい痴呆性老人の受入施設の問題である。現状では、これらの痴呆性老人を抱える家族が多大の精神的、身体的負担を余儀なくされている一方、施設処遇の場合も、既存の体系の枠内では、必ずしも十分な医療や介護を行って得ていない。

精神症状や問題行動の著しい痴呆性老人に対しては、特に行動制限や薬物多用といった治療方法よりも、生活機能の回復等に重点を置いて、精神的な専門医療と十分な介護を行うことが適当であるので、このような医療、介護を可能とする痴呆性老人専門の病棟を、老人人口や医療の供給体制など各都道府県の特性に応じて設備する。また、この病棟に、デイ・ケアを行うための施設を併設し、介護家族の支援や退院の円滑化に役立てることとする。

この痴呆性老人専門治療病棟の整備、普及を図るために、適切な病院を選んでパイロット事業を実施、回廊式廊下やリハビリテーション機器などの特殊な施設設備の整備及び適切な精神科医療と十分な介護を行うための人員確保に努める。

(その他の施設)

ア 老人保健施設の整備を促進し、リハビリテーション、看護及び介護を必要としている痴呆性老人を受入れる。

イ 痴呆性老人の入所比率が高い特別養護老人ホームにおいては、介護等の充実を図る観点から措置費の加算が行われているが、精神医学面からの処遇を更に充実する観点から、専門家による相談、助言の充実を図る。

(国立療養所モデル事業の実施)

精神症状や問題行動を有する痴呆性老人の医療、看護に関する技術及び保健、医療、福祉の連携による地域ケアシステムの開発等を目的として、国立療養所におけるモデル事業を実施する。

(診療報酬の見直し等)

痴呆性老人の特性に合った医療を確保する観点から診療報酬を見直すとともに、患者の症状に応じた入退所を円滑化するための費用負担の在り方について検討する。

(初老期痴呆対策)

アルツハイマー病等初老期痴呆については、年齢制限のために施設に入所できない事例のあることが指摘されているが、当面特別養護老人ホームにおける受入れを促進するほか、引き続きその対策について検討を行う。

4 その他

(専門職に対する研修)

ア 痴呆の早期発見と適切な処遇のために、プライマリ・ケアを担う一般開業医を始めとする専門職が大きな役割を果たしていることから、医師、保健婦等の専門職に対する研修を一層充実する。

イ 特別養護老人ホーム職員(寮母等)、家庭奉仕員、相談事業担当者等に対し、処遇技術、精神保健に関する知識等の習得を目的として実施されている研修の一層の充実を図る。また、新たに法制化された社会福祉士及び介護福祉士の養成において、痴呆性老人に対する専門的知識、技術の習得及び実習がなされるよう十分配慮する。

(痴呆性老人対策の総合的推進)

ア 痴呆性老人対策には、精神保健、老人保健、老人福祉等を通じた総合的な取組が必要であり、行政と家庭、地域の開業医、福祉・医療の各種施設等の密接な連携が不可欠である。

イ このため、地方自治体においては、衛生・民生部局相互の連絡を密にするなど取組体制を強化するとともに、保健、医療、福祉各分野のネットワーク化を目指し、昭和62年度から設置された都道府県高齢者サービス総合調整推進会議、保健所保健・福祉サービス調整推進会議及び市町村高齢者サービス調整チームの活用を図る。

ウ 国においても、保健・医療・福祉を通じ、総合的に施策を推進して行くための組織体制と連携の在り方について検討を行う。

(普及啓発の推進等)

ア 痴呆性老人についてはさまざまな偏見や誤解が存在し、在宅や施設における心の通った医療、介護の妨げとなるケースがあることが指摘されている。

このため、痴呆性老人に対する偏見や誤解のない地域社会を創るための啓発普及を推進する。

イ 在宅等における介護を支援するボランティア並びに家族会等の相互扶助組織の育成を図り、痴呆性老人を含む地域社会の福祉向上を図る。

参考資料

資料1 痴呆性老人の現在及び将来の推計数（在宅）

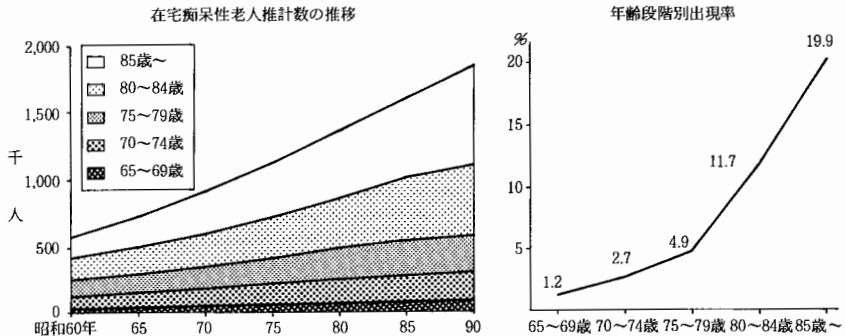
（単位 千人）

	昭和60年	65年	70年	75年	80年	85年	90年
総人口(A)	121,048	124,225	127,565	131,192	134,247	135,823	135,938
65歳以上人口(B)	12,468	14,818	18,009	21,338	24,196	27,103	30,642
在宅推計数(C)	593	744	924	1,121	1,338	1,593	1,848
年齢階層別(%)	65～69歳	(8.6)	(8.2)	(8.2)	(7.6)	(6.5)	(6.1)
	70～74	(16.2)	(13.8)	(13.6)	(14.0)	(13.1)	(10.7)
	75～79	(20.6)	(19.6)	(17.2)	(17.5)	(18.4)	(15.3)
	80～84	(28.3)	(28.8)	(28.4)	(25.9)	(27.1)	(27.8)
	85～	(26.3)	(29.6)	(32.6)	(35.0)	(34.9)	(40.1)
出現率(%) (C / A)	(0.49)	(0.60)	(0.72)	(0.85)	(1.00)	(1.17)	(1.36)
“ (%) (C / B)	(4.75)	(5.02)	(5.13)	(5.25)	(5.53)	(5.88)	(6.03)

(注)・人口については、昭和60年国勢調査値、65年以降は、厚生省人口問題研究所編「日本の将来推計人口」(昭和61年12月、中位推計)を用いた。

- ・痴呆性老人の推計数は、65歳以上の年齢階層別（5歳階層）人口に12都道府県市の調査結果による年齢階層別の出現率を乗じて算出し、合計した。
- ・12都道府県市は、北海道、東京都、神奈川県（横浜市、川崎市を除く）、横浜市（西区、保土ヶ谷区、旭区）、川崎市、新潟県（新発田市、六日町、新穂村）、富山県、山梨県、岐阜県（土岐市、柳津町、高鷲村）、大阪府（大阪市を除く）、愛知県（名古屋市を除く）、佐賀県。

[参考]



資料2 痴呆の程度の割合（在宅）

	痴呆の程度（％）			
	軽度	中等度	高度	非常に高度
北海道	37.0	29.0	18.1	9.4
東京都	41.9	24.7	26.3	7.1
神奈川県（横浜・川崎市除く）	50.0	22.9	21.4	5.7
川崎市	46.4	29.8	23.8	—
新潟県（3市町村）	32.2	21.8	23.0	23.0
富山県	48.3	23.3	20.0	8.3
山梨県	26.0	28.0	24.0	12.0
岐阜県（3市町村）	50.0	21.4	31.4	7.1
大阪府（大阪市除く）	44.9	31.7	23.4	—
愛知県（名古屋市除く）	62.4	25.4	8.8	3.4

〔参考〕 老人のほけの程度の臨床的判定のめやす

（原則として悪い症状を重視して判定する）

1) 知的能力衰退なし

- ① 活発な精神活動（知的活動）のあることが認め得た場合
- ② 日常生活における、通常の会話が可能
- ③ 知的能力衰退の徴候、たとえば失見当、粗大な記憶障害、関心の低下、不潔などは認められていない
- ④ 手助けを必要とする程の知的衰退がない

2) 軽度

- ① 日常会話や理解は大体可能だが、内容に乏しく、あるいは不完全
- ② 生活指導、ときに介助を必要とする程度の知的衰退

3) 中等度

- ① なれない環境での一時的失見当
- ② 簡単な日常会話がどうやら可能
- ③ しばしば介助が必要、金銭の管理、投薬の管理が必要のことが多い

4) 高度

- ① たとえば施設内での失見当、さっき食事したことすら忘れる
- ② 簡単な日常会話すら困難
- ③ 常時手助けが必要

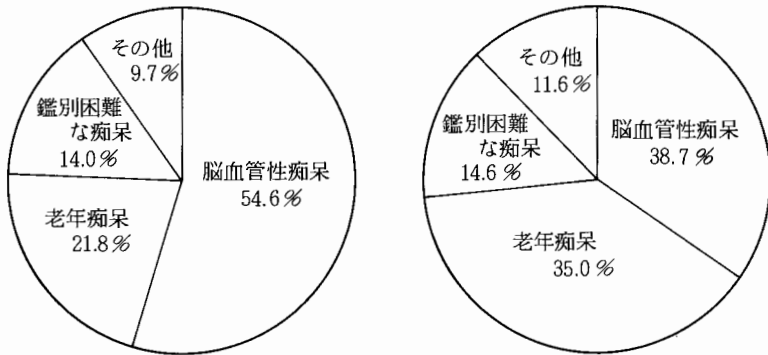
5) 非常に高度

- ① 自分の名前すら忘れる
- ② 寸前のことすら忘れる
- ③ 自分の部屋がわからない
- ④ 身近な家族のこともわからない

（東京都調査で用いた判定基準より）

資料3 痴呆の原因による分類（在宅）

原因による分類（10自治体の平均－男） ・ 原因による分類（10自治体の平均－女）



10都道府県市の調査結果より集計

（北海道，東京都，神奈川県（横浜・川崎市除く），横浜市（3地区），川崎市，富山県，山梨県，岐阜県（3市町村），大阪府（大阪市除く），愛知県（名古屋市除く））

※資料1～3は「わが国の在宅の痴呆性老人の実態」（精神衛生研究第33号別冊）による地方自治体の痴呆性老人に関する実態調査の集計に基づく。

資料4 痴呆性老人の特性

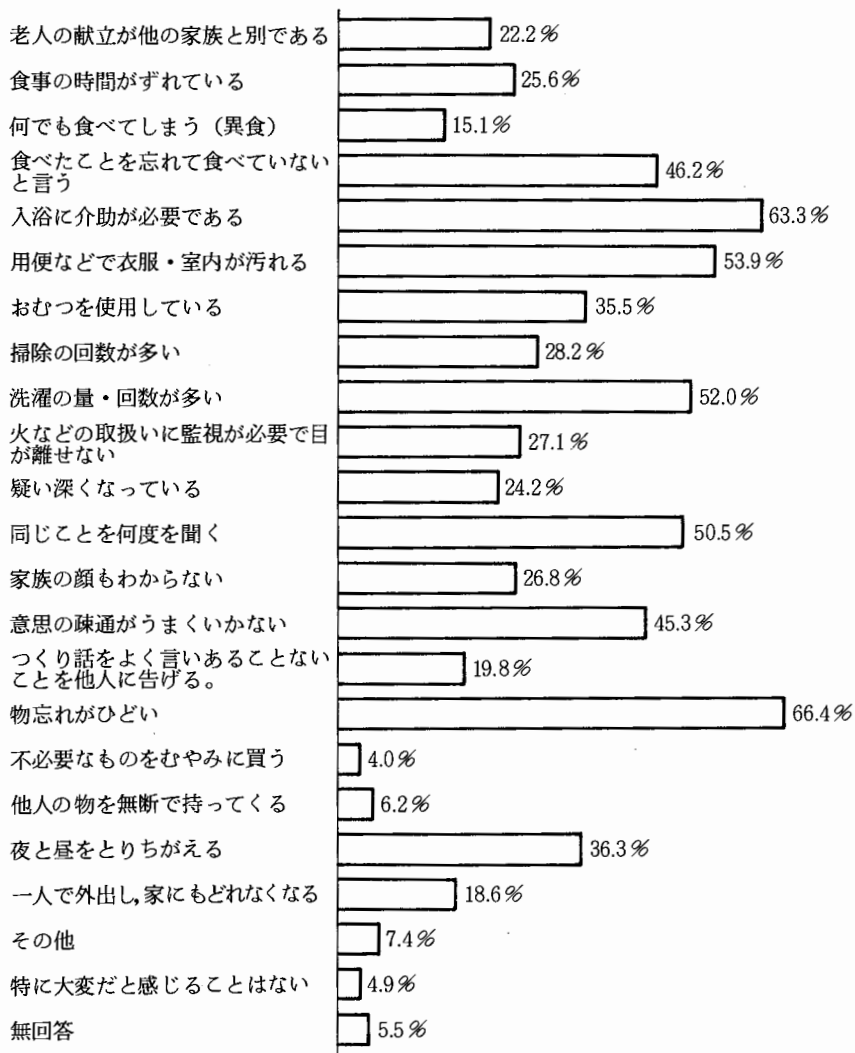
痴呆性老人に見られる一般的特性

基本症状	記憶・記憶力障害 日時・場所の見当識障害 計算力の障害 理解力・判断力の障害 ※1	
日常生活能力の障害	着脱衣行為の障害 食餌摂取行為の障害 排尿・排便行為の障害（失禁） 入浴行為の障害 歩行の障害（ねたきり） ※1	53%が寝たきり等の状態 ※2
異常言動および精神症状	徘徊，独語，叫声，昼夜の区別不能，攻撃的行為（暴力），破衣行為，不潔行為（弄便），弄火，収集癖，盗癖，わいせつ行為 人格障害 拒食，自傷，自殺企図，不眠，情動，興奮，せん妄，抑うつ，幻覚，妄想 ※1	42%に問題行動あり 55%に精神症状あり ※2
身体症状	歩行障害，言語・構語障害 嚥下障害，摂食異常 ※1	87%に身体疾患あり ※2

※1 厚生省神経疾患研究委託費「老年期の痴呆の病因・病態・治療に関する総合研究」班（班長：飯塚禮二）

※2 昭和55年度「老人の生活実態及び健康に関する調査」（東京都福祉局）より

資料5 在宅痴呆性老人の介護で大変だと感じること



(全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会「在宅痴呆性老人の介護者実態調査」中間報告、昭和61年7月)

資料6 痴呆性老人に関連するサービス一覧

(1) 予防

- ・老人保健事業における健康診査 (昭和62年度受診人員 1,450万人)

(2) 相談

- ・都道府県高齢者総合相談センター(シルバー110番) (昭和62年度設置 15県)
- ・福祉事務所における相談事業 (昭和61年度 1,174箇所)
- ・保健所における老人精神衛生相談事業 (昭和62年度 426保健所)

(3) 在宅対策

- ・ショートステイ事業 (昭和62年度対象人員 42,093人)
- ・デイ・サービス事業 (昭和62年度 410箇所)
- ・精神科デイ・ケア (昭和62年度 79施設)
- ・老人デイ・ケア (昭和61年度 14施設)
- ・家庭奉仕員派遣事業 (昭和62年度 家庭奉仕員数25,305人)

(4) 施設対策

- ・特別養護老人ホーム (昭和61年10月1日 1,731箇所 定員127,233人)
- ・精神病院 (昭和61年度 1,610箇所)
*老人精神病棟 4,149床
- ・老人病院 (昭和62年5月1日 817箇所)
- ・老人保健施設 (昭和62年度 80箇所)

資料7 痴呆性老人の看護，介護の心構えの例

○痴呆性老人へのケアの原則（20カ条）（国立療養所菊池病院長 室伏君士編）

- I 老人が生きてゆけるように不安を解消すること
 - 1) 急激な変化を避けること
 - 2) 老人にとって頼りの人となること
 - 3) 安心の場（情況）を与えること
 - 4) なじみの仲間の集まりをつくること
 - 5) 老人を孤独にさせないこと
- II 老人の言動や心理をよく把握し対処すること
 - 6) 老人を尊重すること
 - 7) 老人を理解すること
 - 8) 老人と年代を同じにすること
 - 9) 説得より納得をはかること
 - 10) それぞれの老人の反応様式や行動パターンをよく把握し対処すること
- III 老人をあたたくもてなすこと
 - 11) 老人のよい点を見出し，よい点で付き合い合うこと
 - 12) 老人を生活的・情況的に扱うこと
 - 13) 老人を蔑視・排除・拒否しないこと
 - 14) 老人を窮地に追い込まないこと（叱責・矯正しつづけないこと）
 - 15) 老人に対し感情的にならないこと
- IV 老人に自分というものを得させるように（自己意識化）すること
 - 16) 老人のペースに合わせること
 - 17) 老人と行動をともにすること
 - 18) 簡単にパターン化してくり返し教えること
 - 19) 老人を寝こませないこと
 - 20) 適切な刺激を少しずつでもたえず与えること

資料 8 痴呆性老人のスクリーニング方法の例

国立精研（精神保健研究所）式痴呆スクリーニング・テスト

検査日：昭和 年 月 日 曜日

氏名： 男・女

検査者： _____

問 題（正答または採点方法）	回 答	正○，誤×
あなたの生年月日を教えてください。 （採点は、年と日を別々に行なう。年号は採点しない。）	年 月 日	
今日は、何月何日ですか。 （採点は、月と日を別々に行なう。）	月 日	
昨日は、何曜日でしたか。	曜日	
5月5日は、何の日ですか。 （子供の日、端午の節句、菖蒲の節句）		
成人の日は、いつですか。（1月15日）		
信号が、何色の時に道路を渡りますか。（青）		
母の姉を、一般に何と呼びますか。（伯母）		
妹の娘を、一般に何と呼びますか。（姪）		
太陽はどの方角から昇ってきますか。（東）		
西から風が吹くと、風船はどの方角へ飛んでいきますか。（東）		
北を向いたとき、右手はどの方角を指しますか。（東）		
これから文章を読みます。読み終わった後、「はい」と言ったら、私の読んだ通りに繰り返して下さい。（ゆっくり読む） 「みんなで力を合わせて綱を引きます」（一字でも間違えたら誤り）		
18たす19は、いくつですか。（37）		
32ひく16は、いくつですか。（16）		
これから数字を言います。「はい」と言ったら、すぐ繰り返して下さい。（ゆっくり読む）（順唱） 3-6-4-8		
また数字を言いますが、（逆唱）	(1) 9-2	
今度は、「はい」と言ったら、	(2) 2-4-6	
逆の方向から言って下さい。	(3) 7-1-6-5	
	得点（○の数）	

確認事項

生年月日： 明・大・昭 年 月 日生 年齢 歳

現住所： _____

既往歴： _____

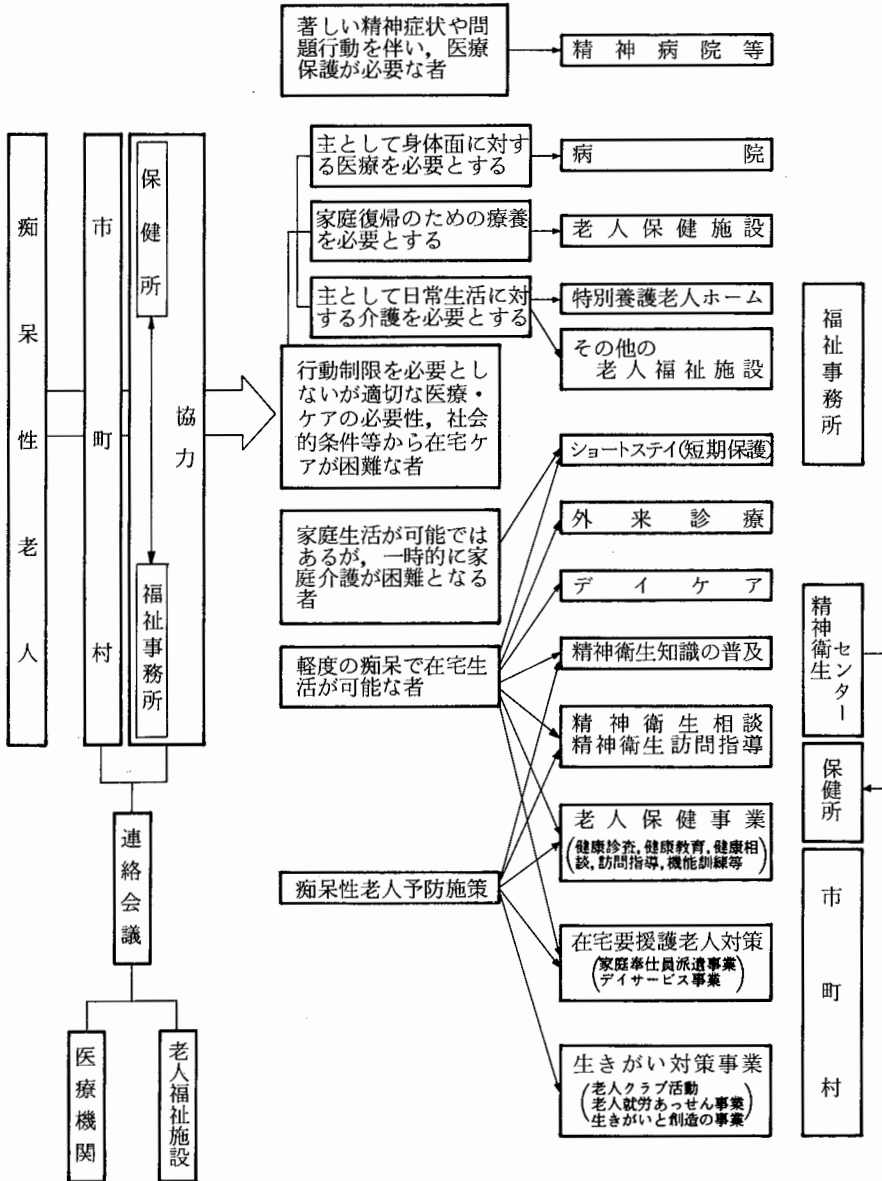
判定と指導

得点	判定	指 導
0～10	問題あり	痴呆が強ク疑われますから、必ず専門医を受診して下さい。
11～15	境界群	痴呆が疑われますから、専門医を受診することをお勧めします。
16～20	正 常	現在のところ問題ありません。

一般の老人の中から痴呆の疑いのある老人を、的確にスクリーニングすることを目的として標準化された簡易テストである。しかし、痴呆の程度を段階づけするには作られていない。

痴呆の診断は、あくまでも専門医のもとで行なう必要がある。

図13 老人性精神障害に対する施策一覧



(2) 調査研究について

痴呆性疾患にかかわる従来の厚生省の研究費は、精神・神経疾患研究委託費のうち「老年期の痴呆の病因、病態および治療に関する総合的研究」および循環器病研究委託費のうち「脳の動脈硬化性疾患に関する総合的研究」の脳血管性痴呆疾患に関する部分のみであったが、昭和62年度から、精神保健医療研究費の痴呆性疾患に関する部分が新たに加わった。

また文部省の科学研究費補助金の採択課題の一部や国立大学等における長寿関連研究の一環としても、痴呆性疾患に関する研究が取り上げられている。

さらに国立の研究施設等の関連研究部門においても研究が推進されており、国立精神・神経センターにおいてはアルツハイマー型痴呆の病因、病態に関する研究や痴呆の疫学など社会医学的な研究が行われているほか、国立循環器病センターにおいても、脳血管性痴呆の病因、病態に関する研究が行われている。

(3) 発生予防対策

昭和58年2月から施行された老人保健法においては、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査の実施、在宅の寝たきり老人や痴呆性老人などを対象とした機能回復訓練や、在宅老人に対する訪問指導の実施などを通じて、高血圧症など脳卒中の危険因子を予防するとともに、早期発見・早期治療を行い、我が国においては痴呆の原因として最も頻度が高い脳卒中を昭和57年からの概ね10ヶ年で半減することとしている。

(4) 在宅保健対策

昭和58年2月より、老人及び家族に対し痴呆性疾患等に関する相談指導を積極的に推進することを目的に、保健所における老人精神衛生相談指導事業が行われており、昭和62年度には全国426の保健所で本事業が実施されている。

この事業は、痴呆疾患等に関する普及啓発、相談窓口の設置などを行うとともに、保健所、医療機関や福祉事務所、老人福祉施設等で構成する連絡協議会を設置することとしており、地域の老人精神保健対策の中核的事業である。

またこのほかにも、保健所の精神衛生相談員や保健婦等により、老人精神保

健に関する健康相談や訪問指導、衛生教育などが実施されている。

◇保健所における精神衛生業務中の老人精神衛生相談指導について

〔 衛発第22号，昭和58年1月13日付，
都道府県知事・政令市長・特別区長
宛 公衆衛生局長通知 〕

保健所における精神衛生業務は昭和41年2月11日衛発第76号「保健所における精神衛生業務について」及び昭和50年7月8日衛発第374号「保健所における精神衛生業務中の社会復帰相談指導について」に基づき実施されているところであるが、近年、高齢人口の著しい増加に伴い老人精神衛生についての総合的対策の推進が強く要請されている。

このような状況にかんがみ、昭和58年2月より保健所における精神衛生に関する業務の一環として、別紙「保健所における精神衛生業務中の老人精神衛生相談指導実施要領」により、老人痴呆疾患等に関する相談、指導等の実施を図ることとしたので、通知する。

なお、本事業においては、いわゆる痴呆老人の処遇について従来保健医療機関と社会福祉関係機関との連携が必ずしも十分ではなかった点にかんがみ、地域のこれら関係機関の連絡会議を設けることとしたので、その円滑な実施について遺憾のないようご配慮願いたい。

<保健所における精神衛生業務中の老人精神衛生相談指導要領>

1. 目的

保健所における精神衛生に関する業務の一環として、老人及び家族に対し老人痴呆疾患等に関する相談指導等を積極的に推進し、もって老人の精神衛生の向上を図るとともに老人の健康状態に対する家族の知識と理解を深めることを目的とする。

2. 実施保健所

老人痴呆疾患等に関する相談指導等の実施について積極的な事業計画を有する保健所を選定して実施するものとする。

3. 実施体制の整備

実施保健所は本事業の目的を達するため地域の保健医療機関及び社会福祉関係機関による連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し事業の実施方針、実施方法とを検討し、それに基づき昭和41年2月21日衛発第76号「保健所における精神衛生業務について」の別紙「保健所における精神衛生業務運営要領」（以下「運営要領」という。）第一の二による企画会議を開催して所内の実施体制の整備を図るものとする。

4. 事業の内容

(1) 普及啓発

実施保健所は、都道府県、精神衛生センター、市町村、医師会、関係団体等の協力

を得て老人痴呆疾患等の予防等について地域住民に普及啓発を行うものとする。

(2) 相談窓口の設置

実施保健所は相談窓口を設置し、老人やその家族、一般住民等に対する老人痴呆疾患等に関する相談指導を実施するものとする。

(3) 相談ケースの処理

ア 実施保健所は来所者について必要に応じ運営要領第1の2による相談指導業務担当者会議を開催し、本人の状況、家族環境等を総合的に検討したうえで具体的な処遇方法を決定するなど適切に対処するものとする。

イ 他の保健医療関係機関又は社会福祉関係機関の協力を必要とするケースについては、連絡会議において本人の状況、家庭環境、訪問指導や入院、施設への入所等の具体的な処遇方法について総合的に検討し関係機関の協力を得るものとする。

(4) 記録の整備・保管

実施保健所は、来所者ごとに老人精神衛生相談訪問記録カード（別添……省略）を作成し保管するものとする。

5. 経 費

別途通知するところによるものとする。

(5) 施設対策

老人性精神障害は、痴呆、意識障害等に基づく徘徊、夜間不穏、自殺企図等の問題行動を随伴することが多く、重度の身体的合併症をしばしば有することから、精神病院等において専用の病棟を確保し、専門的な医療及び保護を積極的に行う必要性が指摘されている。

このため昭和52年から老人精神病棟整備事業を推進しており、昭和61年現在で、73施設、4,149床が整備されている。

(6) 基盤整備

引き続き保健所職員、市町村保健婦の増員を行っているほか、地域や施設内において痴呆性老人の処遇にあたるマンパワーの資質向上を図り、痴呆性老人に対しニーズに応じた適切な医療及び保健サービスを提供するため、昭和62年度から臨床医等に対する痴呆性老人に関する専門的な知識及び技術の研修、保健所技術職員や市町村保健婦等の研修を実施している。

また高齢者に対する保健・医療・福祉の各種サービスを総合的に推進するた

め、昭和62年度から保健所に保健・福祉サービス調整推進会議を設置することとし、地域におけるネットワークづくりを積極的に行うことになった。

(7) その他

急速な高齢化の進展を背景として、痴呆性老人に対する施策は近年著しく整備されつつあるが、いまだ十分とはいえない。

そのため、厚生省では、昭和62年8月にとりまとめられた「痴呆性老人対策推進本部報告」をうけ、地域で具体的に施策を推進するための方策を検討することを目的として、同年11月、「痴呆性老人対策専門家会議」を設置した。

同会議は、地域において公開パネルディスカッション等を実施するとともに、外部の有識者による討議を行い、提言をとりまとめる予定である。

第3章 国立精神・神経センター精神保健研究所

1. 沿 革

昭和25年、精神衛生法制定の際、国会において国立精神衛生研究所を設置すべき旨の附帯決議が採択され、これに基づき、厚生省設置法及び組織規程の一部が改正され、昭和27年1月、千葉県市川市に国立精神衛生研究所が設置された。

設立当時の組織は、総務課、心理学部、生理学形態学部、優生学部、児童精神衛生部及び社会学部の一課五部であった。当初、厚生省では国立精神衛生研究所の組織について、1課8部60名程度の規模とする構想をもっていたが、財政事情等により、1課5部30人の人員で発足することになった。

附属病院をもつことは精神衛生研究所にとって重要な条件であったが、新たに病院を設立することは当時の財政事情から、望み得なかったため、隣接した国立国府台病院の事実上の協力を得られるという観点から、千葉県市川市に置かれることとなった。

精神薄弱に対する対策の確立の必要性が社会的に高まったことに伴い、昭和35年10月1日、新たに精神薄弱部が設置されると同時に、既存の部の名称変更を伴う組織の再編成が行われた。この結果、組織は、総務課、精神衛生部、児童精神衛生部、社会精神衛生部、精神身体病理部、優生部の1課6部となった。

昭和36年には、国立精神衛生研究所組織細則が制定され、部課長のもとに、心理研究室、生理研究室、精神衛生相談室、精神衛生研修室の四室が置かれるとともに、昭和35年1月から事実上行われていた精神衛生技術者に対する研修業務が、厚生省設置法上の業務として加えられ、医学科、心理学科、社会福祉学科及び精神衛生指導科の研修が開始されることにより、正式に、当研究所の調査研究と並ぶ重要な業務として位置づけられた。

昭和40年には、精神医療の発展に伴い、地域精神医療、社会復帰等を内容と

する精神衛生法の大改正が行われたが、これに伴い、組織規程が改正され、社会復帰部が新設されるとともに、新たに精神発達研究室及び主任研究官（3名）が置かれることになり、組織細則の一部が改正された。また昭和46年6月には、ソーシャルワーク研究室を社会精神衛生部に設置、昭和48年には、人口の高齢化に伴い、痴呆老人等いわゆる「恍惚の人」が社会問題化したのを背景に、老人精神衛生部を新設し、翌昭和49年には同部に老化度研究室を置いた。

昭和50年には、精神保健に関する相談について、精神障害者の社会復帰と関連することが多いことから、社会復帰部を社会復帰相談部とし、精神衛生相談室を社会復帰相談部の所属に移した。昭和53年12月には、社会復帰相談庁舎が完成し、精神衛生相談をはじめとする、精神障害者の社会復帰に関する研究体制が強化された。また、昭和54年には、研修過程の名称を医学課程、心理学課程、社会福祉学課程及び精神衛生指導課程に名称を変更するとともに、新たに精神科デイ・ケア課程を新設した。昭和55年には、研修庁舎が完成し、研修業務の充実が図られた。デイ・ケア課程は現在年間4回行われている。

昭和61年10月1日、国立病院・療養所の質的機能の充実を図ることを目的とする再編成の一環として、国立精神衛生研究所（千葉県市川市）及び国立武蔵療養所（神経センターを含む、東京都小平市）を発展的に改組して、国立精神・神経センター（総長 島菌安雄）が設置された。さらに、昭和62年4月1日、国立国府台病院がセンターに統合された。

同センターは、精神疾患、神経疾患、筋疾患、精神薄弱その他の発達障害及び精神保健に関する全国の中心的機関として高度先駆的な診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を三位一体的に実施する高度専門医療センターであり、国立がんセンター（昭和37年設立）及び国立循環器病センター（昭和52年設立）に続く三番目の国立高度専門医療センターである。なお、国立高度専門医療センター化に伴う研究、診断等の位置づけは次のとおりである。

(1) 研究部門

精神疾患、神経疾患、筋疾患、発達障害及び精神保健に関する基礎から臨

床に学ぶ総合的かつ効果的な研究を行う。

ア. 精神疾患，神経疾患，筋疾患，発達障害及び精神保健はいずれも脳，神経系の機能に密接な関連があるため，これら疾患群の一体化した総合的研究を行う。

イ. 高度先駆的医療を行う病院部門との連携のもとに他の研究機関では実施することが困難な臨床と密接した疾患研究を行う。

ウ. 多くの精神疾患は，脳，神経系の障害に起因し，同時に社会・環境要因が大きく関与する疾患であるため，生物学的研究のみあるいは心理学的，社会学的研究のみでは発生原因の解明に結びつかないので両者の研究を密接な連携のもとに行う。

エ. てんかん，パーキンソン病等の神経疾患及び精神薄弱その他の発達障害にも，精神症状を合わせもつものがあることから，生物学的研究のみならず，心理学的，社会学的研究を総合的に行う。

オ. 進行性筋ジストロフィー等の筋疾患及び発達障害には，原因，発生機序，治療法が未解明なものが多く，これらの難治性疾患について，生物学的研究を行う。

生物学的研究及び心理学的研究，社会学的研究については，研究手法が異なり，また専門分化が進んでいるため，これまで，相互の研究協力はあまり行われてこなかった。したがって，今後は，両研究所がこれまでとってきた研究体制を考慮しつつ，両研究所間における生物学的研究及び心理学的研究，社会学的研究の相互乗り入れなど連携を密接にした研究体制の推進を図る。また，病院及び研究所間における診療と研究との一体化及び各施設における研修協力体制の確立についても十分配慮する。

以上のような観点から精神疾患，神経疾患，筋疾患，発達障害及び精神保健に関し，下記の両研究所の密接な連携のもとに基礎から臨床に及ぶ総合的かつ効果的な研究を行う。

ア. 神経研究所

精神疾患，神経疾患，筋疾患及び発達障害に関して主として生物学的研究を行う。

イ．精神保健研究所

精神疾患，発達障害及び精神保健に関して主として心理学的，社会学的研究を行う。

(2) 病 院 部 門

武蔵病院は，研究所と密接な連携のもとに精神疾患，神経疾患，筋疾患，発達障害に関する高度先駆的医療を行う。

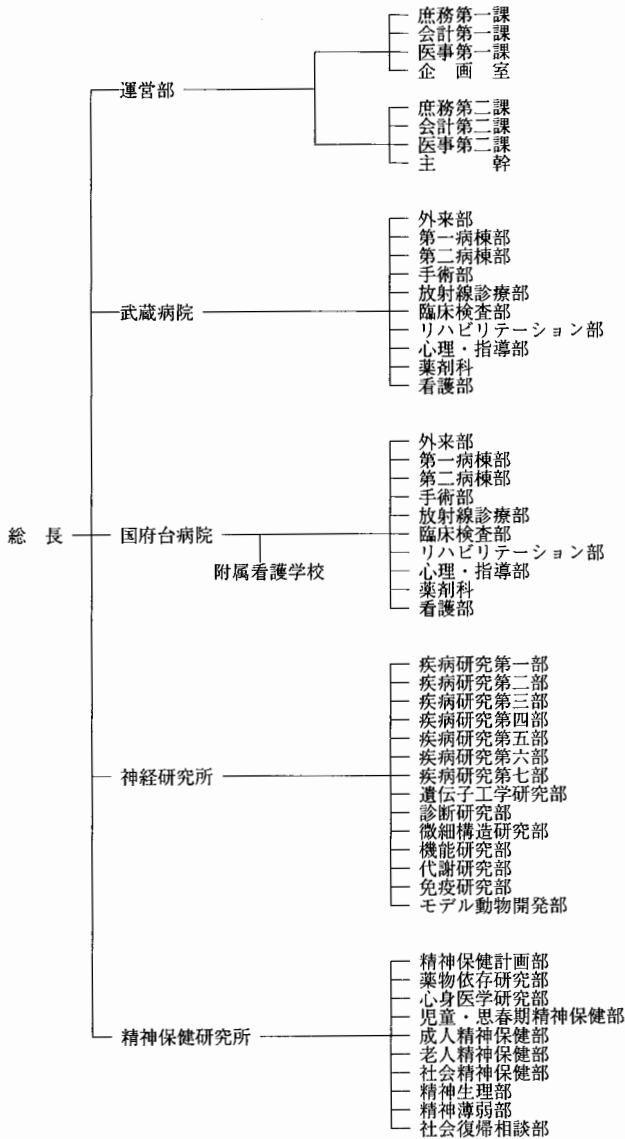
国府台病院は，主として精神疾患に関する高度な精神医療を行う。

(3) 運 営 部

病院及び研究所の事務をつかさどるとともに，両者の連絡調整を行い，センターとして一体化した運営を行う。

また，医療情報の収集及び処理並びに研究及び研修の外部諸機関との連携交流を行う。

表17 国立精神・神経センター組織図



設置場所
 国立精神・神経センター（運営部、武蔵病院、神経研究所）東京都小平市小川東町4-1-1
 （精神保健研究所、国府台病院）千葉県市川市国府台1-7-3

なお、精神保健研究所の各部に、それぞれ次の室を置いている。

部	室
精神保健計画部	統計解析調査室 システム開発研究室
薬物依存研究部	薬物依存研究室 向精神薬研究室
心身医学研究部	ストレス研究室 心身症研究室
児童・思春期精神保健部	精神発達研究室 児童期精神保健研究室 思春期精神保健研究室
成人精神保健部	成人精神保健研究室 成人心理研究室 成人精神保健研究室
老人精神保健部	老人精神保健研究室 老化研究室
社会精神保健部	社会文化研究室 社会・地域研究室 社会福祉研究室
精神生理部	精神機能研究室
精神薄弱部	診断研究室 治療研究室
社会復帰相談部	精神保健相談室

2. 研究内容

国民の健康増進を図るうえで、肉体の健康増進と同様に、精神の健康増進のための技術を開発する、精神保健の基礎的研究の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。それは、単に精神病、神経症の治療技術の開発にとどまらず、精神障害の発生予防から、早期発見、早期治療、再発防止、リハビリテーションに至る、一貫した、総合的な精神衛生に関する技術開発の研究が��われなければならない。これを、人間のライフサイクルの観点から見ると、胎生期、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期のそれぞれの段階に応じた研究が必要であり、社会生活の観点から見ると、家庭、学校、職場、地域社会

等における精神保健技術開発が必要である。また、その方法論においては、精神医学のみならず、脳外科学、内科学、小児科学、産科学等の他の医学の分野をはじめとして、心理学、社会学、教育学等、幅広い分野の学問と協力しながら、学際的立場に立った総合的研究が必要である。国立精神・神経センター精神保健研究所は、こうした考え方にに基づき、精神保健に関する広義及び狭義の分野の精神保健問題について、各部において、次のような調査研究を行っている。

＜精神保健計画部＞

精神保健計画に関する資料の収集及び解析並びに調査研究

＜薬物依存研究部＞

薬物依存の調査研究及び向精神薬の薬効の調査研究

＜心身医学研究部＞

心身症の精神保健学的、心理的及び社会学的調査研究

＜児童・思春期精神保健部＞

児童期及び思春期の精神疾患及び精神保健の主として心理学的調査研究

＜成人精神保健部＞

壮年期の精神疾患及び精神保健の主として心理学的及び社会学的調査研究

＜老人精神保健部＞

老年期の精神疾患及び精神保健の主として心理学的及び社会学的調査研究

＜社会精神保健部＞

社会文化的環境と精神疾患との相互関係及び家族、職場、地域その他の人間関係における精神保健の調査研究

＜精神生理部＞

精神疾患及び精神保健に係る精神、身体及び環境の相関の生理及び病理の研究

＜精神薄弱部＞

精神薄弱の主として心理学的及び社会学的調査研究並びに精神薄弱者の社会

復帰

＜社会復帰相談部＞

精神疾患を有する者の社会復帰に関する調査研究及び精神保健に関する相談の方法の調査研究

＜デイ・ケア＞

従来のデイ・ケアは昭和59年2月1日より国立国府台病院精神科デイ・ケアとして正式に許可された。デイ・ケアに関する臨床研究は社会精神保健部、成人精神保健部、社会復帰相談部、老人精神保健部の研究員からなるプロジェクトチームにより行われている。本年度の研究テーマは 1) 病院デイ・ケアのあり方について 2) デイ・ケア・スタッフに関する研究 3) 作業療法とデイ・ケア・プログラムに関する研究 4) ソーシャルクラブの研究 5) 老人デイ・ケアのあり方の研究が挙げられている。

3. 研 修

これまで国立精神衛生研究所においては、昭和36年度から、国、地方公共団体、精神衛生法第5条の規定による指定病院において精神保健の業務に従事する保健婦、臨床心理、神経科ソーシャルワーカーたちに対して、精神保健技術者としての資質の向上を図ることを目的として、精神保健各般にわたり必要な知識及び技術の研修を行ってきており、現在までの修業者数は表18のとおりである。

国立精神・神経センター精神保健研究所においても、引き続き同様の研修を行っている。

現在、医学課程、心理学課程、社会福祉学課程、精神衛生指導課程及び精神科デイ・ケア課程の五課程に分けて研修を実施しており、各課程の研修目的は次のとおりである。

① 医 学 課 程

公衆衛生及び精神医学の領域において精神保健の業務に従事している医師に

対して精神医学及び精神保健指導技術に関する研修を行う。

② 心理学課程

精神衛生センター，保健所，国立・都道府県立精神病院等において臨床心理関係の業務に従事している者に対して臨床心理に関する研修を行う。

③ 社会福祉学課程

精神衛生センター，保健所，国立・都道府県立精神病院等においてソーシャルワークの業務に従事している者に対して社会福祉に関する研修を行う。

④ 精神衛生指導課程

保健所長，精神衛生センターの所長，都道府県衛生部局の精神保健担当職員に対して，精神保健対策及び指導技術に関する研修を行う。

⑤ 精神科デイ・ケア課程

精神病院等において精神科看護に従事している看護婦（士）であって，集団療法，作業指導，レクリエーション活動，生活指導等に関する業務について看護婦（士）免許取得後2年以上の実務経験を有する者に対して，精神科デイ・ケアにかかる専門的な知識及び技術に関する研修を行う。

表18 課程別研修終了者数

(昭和62年3月まで)

課程	区分		精神衛生 センター	精 神 病院等	児 童 相 談 所	そ の 他	計
	(県・市) 本 庁	保 健 所					
医 学 課 程	17	317	35	59		30	458
心 理 学 課 程		14	74	113	238	108	547
社会福祉学課程	2	242	131	192	16	71	654
精神衛生指導課程	44	219	215	3		10	488
精神科デイ・ケア課程	2	3	12	890		11	918
計	65	792	467	1,257	254	230	3,065

備考 社会福祉学課程は昭和34年から，医学課程及び心理学課程は昭和36年から，精神衛生指導課程は昭和39年から，また精神科デイ・ケア課程は昭和53年から，それぞれ昭和61年度末までの延実人員である。

4. 技術交流

(1) 国内交流

当研究所は、国内においては、厚生省、特に保健医療局精神保健課と密接な協力関係に立ち、我が国の精神保健行政の推進に協力するとともに、常に精神保健に関する研究及び研修において、主導的立場に立っており、日本の数多くの医科大学、あるいは医科大学のスタッフたちと共同研究を行っている。

また、当研究所においては、精神保健に関して研究又は実習を希望する者を選考のうえ、研究生又は実習生として認める制度を設けている。

研究生は、大学において医学、心理学、社会学、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者で、当研究所において指導部長の指導を受けて研究を行うものであり、期間は1年である。

実習生は、大学において医学、心理学、社会学又は社会福祉学等の課程を履修中の者で、指導部長の指導をうけて実習に従事するものであり、期間は3ヶ月以内である。

(2) 国際交流

① WHOとの研究交流

当研究所は、設立されてまもなく我が国の精神保健活動と精神保健研究のためにWHO顧問を招聘し、その勧告に基づき、保健所の精神保健従事者の研修を開始した。また、精神病院にデイ・ケア治療施設を設けるのが望ましいとする勧告に基づき、当研究所は、日本で初めてデイ・ケアセンターを開設した。

当研究所からも、WHOの精神保健の専門家会議メンバーとして、専門家会議、ワークショップ等に、顧問・助言者などとして参加してきた。また、1970年代のWHO精神保健部門は、精神保健における生物学的研究の重要性に関する助言を受け、現在、広く世界で使用されている向精神薬、抗不安薬の再検討を考慮し、異なった人種に対する向精神薬の効果に関する比較研究プロジェクトを推進したが、当研究所は、この研究プロジェクトに1978年以降参加してい

る。

② WHO協力センター

1978年4月、マニラで開かれたWHOの精神保健プログラムに関する地域委員会において、精神保健研究の重要性と精神保健従事者の研修内容の改善が強調され、WHO本部の精神保健部門は、生物学的精神医学、精神病理学、精神保健、社会的心理学的要因と健康、薬物依存、神経科学の分野における研究と研修を開始した。そして、全世界で以上の研究と研修のためのWHO協力センターを開設したが、我が国においては、当研究所が、昭和56年6月、WHOから精神保健に関する国際保健機関研究研修センターとして指定され、随時、研究及び研修を実施することとなっている。

③ 活 動 内 容

当センターが研究と研修に貢献する、精神保健に関するWHOの中期計画に基づく分野は次のとおりである。

- (a) アルコール中毒及びそれに関する諸問題
- (b) 向精神薬剤の効果に関する研究
- (c) 増大するストレスに対する健康管理
- (d) 薬物乱用とアルコール嗜癖に関する疫学研究
- (e) 異なった社会的文化的背景における精神保健に関する決定要因の疫学研究
- (f) 精神薄弱の早期発見と治療に関する研究
- (g) 地域精神保健サービスの貢献

第4章 諸外国における精神保健

1. WHOの精神保健活動

WHOの最近の動向からみると、その焦点は発展途上国に向けられており、1978年9月6～12日にソ連のアルマ・アタで開かれたプライマリ・ヘルスケア会議でも、この点が大きな問題となった。これに平行して同じ1978年にWHO精神保健中期計画が樹てられ、次の4課題が留意事項として上げられている。それは、1) アルコールおよび薬物依存を含めた精神疾患の疫学調査、2) 公衆衛生活動における包括な精神保健活動(プライマリ・ヘルスケア)、3) アルコール・薬物依存の予防対策、4) 精神保健における代謝研究や生物学的研究と社会精神医学の研究である。このWHO精神保健中期計画に盛られた活動とプロジェクトはきわめて広汎なものであり、発展途上国においては、人的動物資源の欠乏のなかでの地域活動のあり方、伝統的ヒーラーの扱う精神障害者の分析、精神保健関係法規の再検討や、公衆衛生関係職員への精神保健教育などが推進されており、発達国ではとくに生物学的研究(薬理学、免疫学、遺伝学的な研究)が期待されている。また発達国と途上国が共同で行っているものには、精神分裂病患者の追跡調査、向精神薬に対する耐性の比較、精神保健記録システムの確立、精神障害の診断基準についての比較、急性精神病の比較、移民労働者の子どもに関する研究、避妊に対する女性の反応などが行われている。

とくに、西太平洋地域では、1979年に精神保健計画に関する会議が開かれ、アルコール及び薬物依存・乱用に関する比較検査と精神保健関連職員の教育訓練が強調された。この会議の方向づけに基づいて、東京でアルコール関連障害に関する会議が開かれ、また中国において児童精神保健セミナーが開催された。また精神医学の卒前教育に関してコンサルタントが派遣され、アルコール関連問題に関する研修セミナーが予定されている。

以上のようにWHOの動向は、もっぱら発展途上国では精神保健教育・訓練に重点をおき、発達国では生物的研究に重点をおいているように思われる。

2. アメリカにおける精神保健の展開

周知のように1963年のケネディ教書によって地域社会精神保健の展開が開始され、この18年間にアメリカの精神医療は脱施設化の方向に向かった。「蛇の穴」といわれた巨大な州立精神病院は小型の精神病院に切りかえられ、800カ所といわれる地域精神衛生センターを中心に地域ケアを展開することになった。州によってその程度を異にするが、カリフォルニア州とニューヨーク州は急速に在院患者を減らし、いわゆる中間的なりハビリテーション施設の増設に努めた。カリフォルニア州では、精神病院に入院した患者の多くが17日間（3日間の緊急入院と14日の拘束入院）で退院してくることになった。これに備えて作られたものは、既存のナーシング・ホームからスキルド・ナーシングホームボード・アンド・ケアホーム（食事とケアつきのホーム）、ハーフウェイ・ハウス、保護作業所、デイケアという流れであった。あまり急激に短期入院に切り換えた地域では一時混乱状態が生じた。現在も専門スタッフの不足、経済援助の不十分さ、地域社会内での反発などに当面している。これらの諸施設は医師をコンサルタントに持つ非医療施設であり、患者はこれらを転々とするため、「回転ドア・システムだ」という批判もある。人口移動の少ない地域で開業精神科医とソーシャルワーカーが個々の患者の流れに従って根気よくコンタクトを持ち続け、治療の一貫性と持続性に努力している所もあるがこれは例外である。最近ではケース・アドミニストレーターといわれる職業的、半職業的な人々を養成している所もある。

精神病院の30～40%を占めていた高齢精神障害者の多くがナーシング・ホームに送られ、これによって精神病院の病床は減ったが、ナーシング・ホームの現状には批判が多い。州によってはカリフォルニア州のような急進的方法をとらず、ゆっくりとホームやハーフウェイ・ハウスを増やしている所もある。こ

れら諸施設がかなり増えていることは、カリフォルニア州のメディケードで扱っている患者1万人のうち約5,000人が在宅治療を受け約500人が精神病院に入院し、残りの約4,500人がなんらかのホームかハウスにいてケアを受けているという統計に示される。この変化に対して年輩の精神科医はきわめて批判的であったが、現在ではこの脱施設化の考え方が受け入れられているように思われる。ところが最近レーガン政権になってから、大幅に精神衛生センターへの国の援助が打ち切れ、州の負担が増加するなどの困難に遭遇している。しかしアメリカの強みは、長年月の経験をもつ精神保健関係職員が多く、かつ層が厚いことであろう。

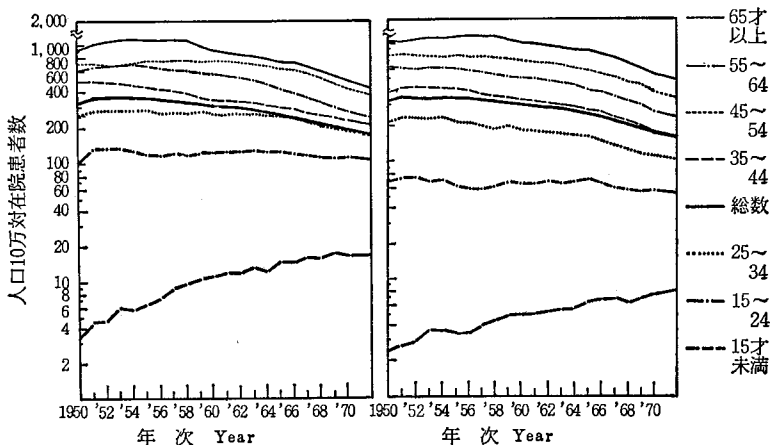
1981年7月18日付で、アメリカ精神医学会、精神科主任教授連盟および思春期精神医学会を代表して、精神医学会理事長によって国会その他の委員会に提出された声明書は、この間の事情を物語っている。この声明書では治療を必要とする200万の精神分裂病患者、さらに200万の重いうつ病患者、100万以上の器質精神病その他の精神欠陥を持つ人の地域ケアと100万の重度精神障害児などに対する早期治療が、長期入院治療にくらべてはるかに経済的に折り合うものであるとしている。また精神保健に不可欠な精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー、精神科看護婦の4つの専門職の教育計画に十分な経費を支出し、プライマリケア条件を整備していくことが、結局将来の節約につながるとしている。今後アメリカが地域精神医療をいかに進めていくかが注目される場所である。

ある研究によれば、米国で精神保健サービスを必要とする者は、そのニーズから推定すると1975年で全米人口の15%と推定されている。そのうち、15%は精神保健専門機関で、3.4%は総合病院及びナーシング・ホームで、54.1%は第1次一般診療機関で、6%は第1次一般診療機関と精神保健専門機関でサービスを受けている。

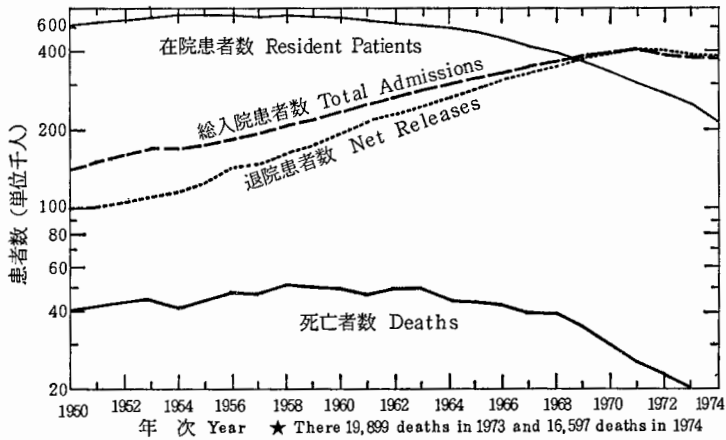
表ア 州立及び郡立精神病院における在院患者数・入院患者数・退院患者数・死亡数 米国1950～1974

年次	病院数	年末在院患者数	入院者数	退院者数	死亡者数
1950	322	512,501	152,286	99,659	41,280
1951	322	520,326	152,079	101,802	42,107
1952	329	531,981	162,908	107,647	44,303
1953	332	545,045	170,621	113,959	45,087
1954	352	553,979	171,682	118,775	42,652
1955	275	558,922	178,003	126,498	44,384
1956	278	551,390	185,597	145,313	48,236
1957	277	548,626	194,497	150,413	46,848
1958	278	545,182	209,823	161,884	51,383
1959	279	541,883	222,791	176,411	49,647
1960	280	535,540	234,791	192,818	49,748
1961	285	527,456	252,742	215,595	46,880
1962	285	515,640	269,854	230,158	49,563
1963	284	504,604	283,591	245,745	49,502
1964	289	490,449	299,561	268,616	44,824
1965	290	475,202	316,664	288,397	43,964
1966	298	452,089	316,564	310,370	42,753
1967	307	426,309	345,673	332,549	39,608
1968	312	399,152	337,461	354,996	39,677
1969	314	369,969	374,771	367,992	35,962
1970	315	337,619	384,511	386,937	30,804
1971	321	308,983	402,472	405,681	26,835
1972	327	274,837	390,455	405,348	23,282
1973	334	248,518	377,020	387,107	91,899
1974	323	215,573	374,554	389,179	16,597

図ア 州立及び郡立精神病院における人口10万対在院患者数（性別、年齢別）米国1950～1971



図イ 州立及び郡立精神病院における在院患者数・総入院患者数・退院患者数, 死亡数 米国1959—1974

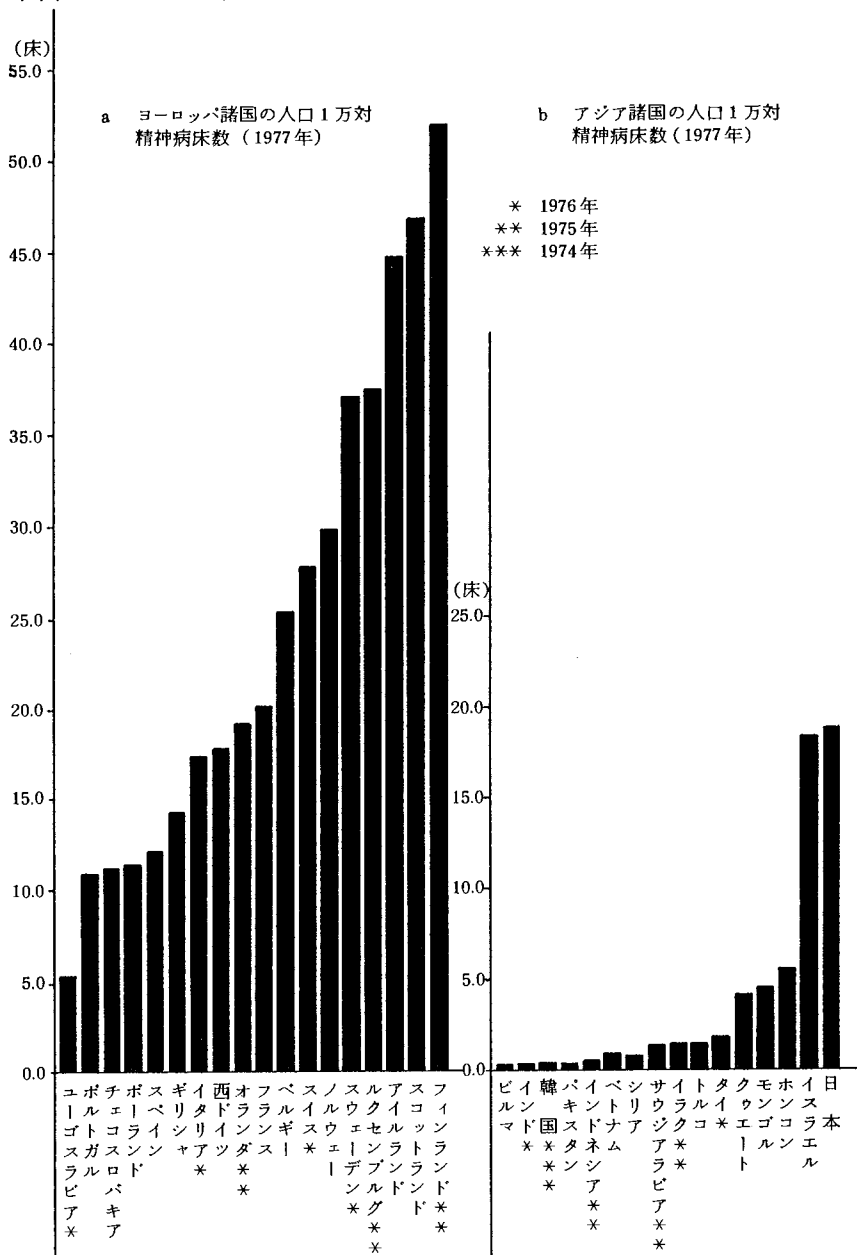


3. ヨーロッパの精神医療

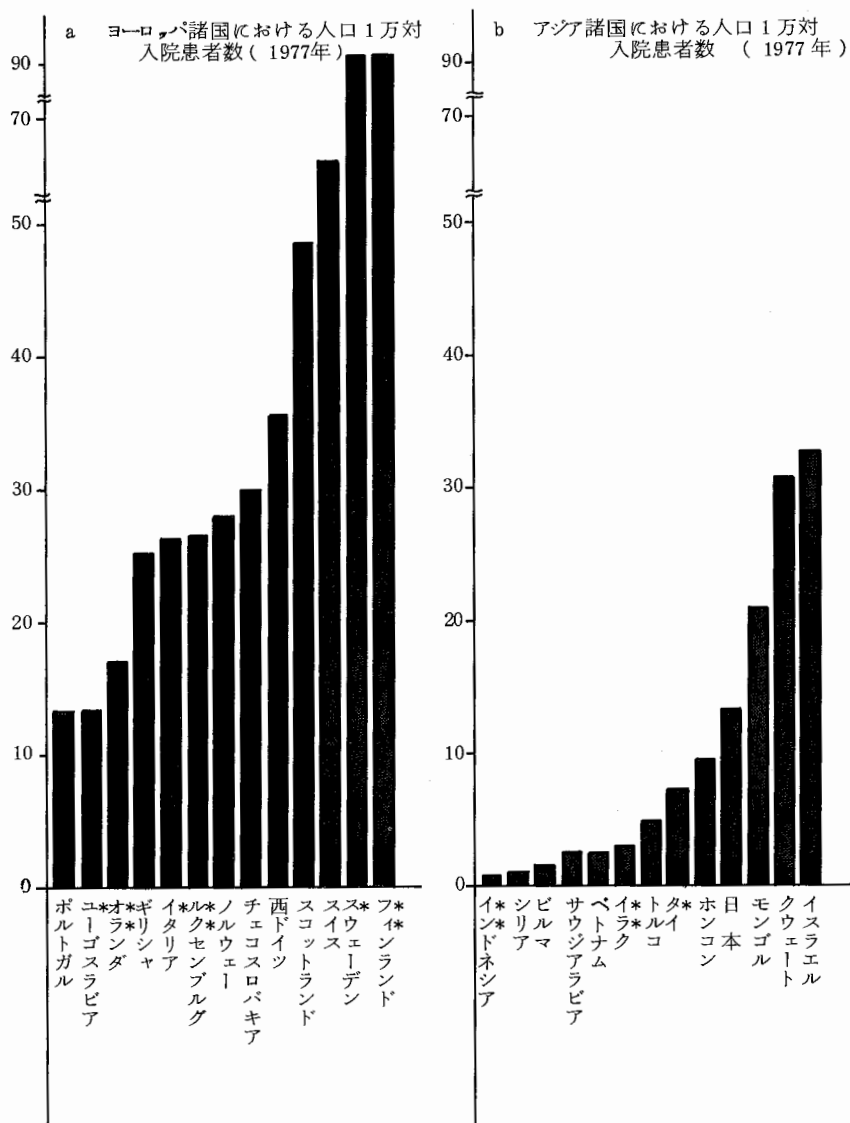
1) 特徴

人口1万に対する精神病床数はヨーロッパ諸国のほとんどで20床以上と、アメリカ合衆国の10.5床やカナダの15.5床と比較しても多い。ことにフィンランドやアイルランド、ルクセンブルグ、スウェーデンなどの北欧では35床以上と顕著である(図ウ)。人口1万対入院患者数も同様に多い(図エ)。こうした精神病床数や入院患者数の多いことは、充実した医療福祉制度や高齢化社会に伴う老年期精神障害の増加、慢性精神障害者の高齢化と密接な関連があると考えられている。また、精神病院の平均在院日数はルクセンブルグの493.5日を最高に、オランダやノルウェー、スコットランド、スペイン、イタリアなどが200日を大きく超え、日本を例外とするアジア諸国より長期に亘る傾向にある。しかし、老年期や慢性の精神障害者をナーシングホームやホステル、家庭へ移動させるよう施策がとられているため、平均在院日数や精神病床は減少しつつある。(図オ、カ)。

図ウ 人口1万対の精神病床数

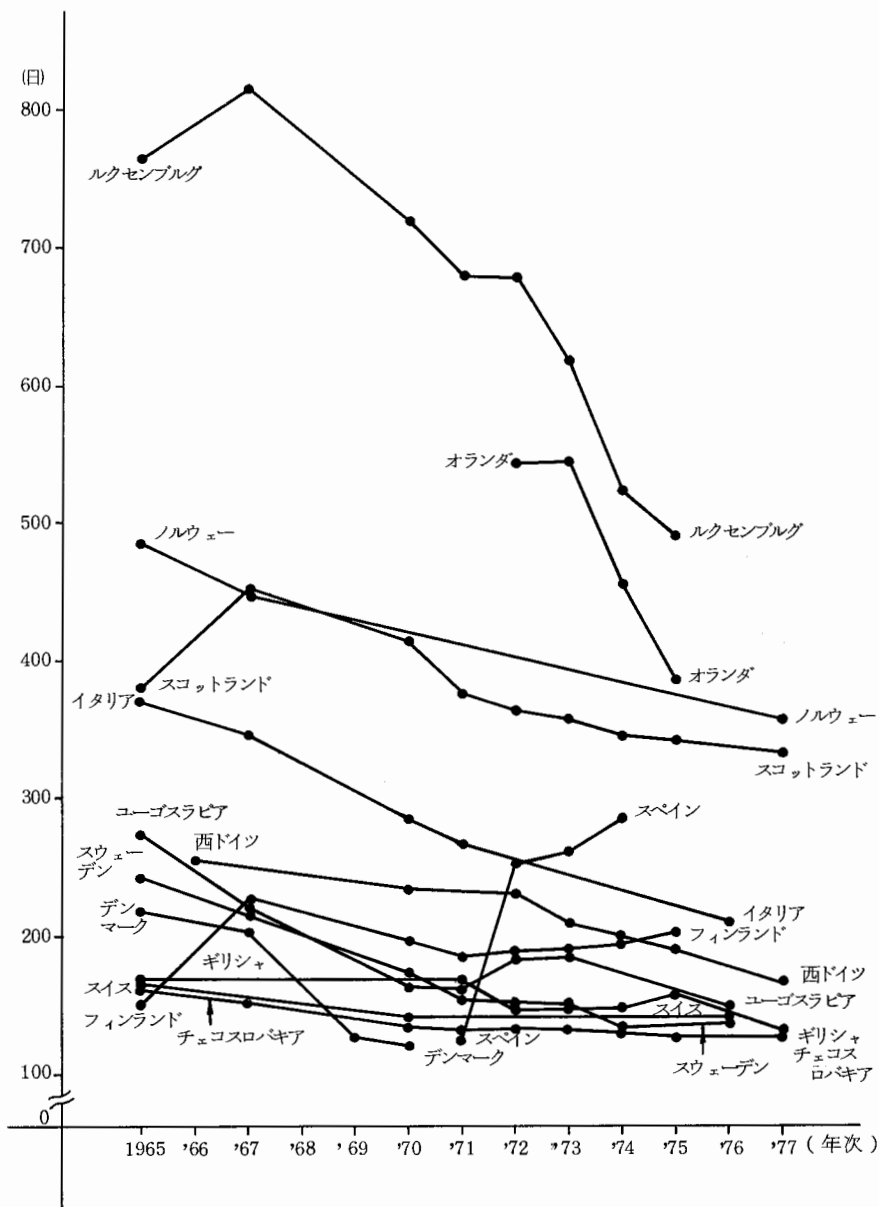


図工 人口1万対の入院患者数

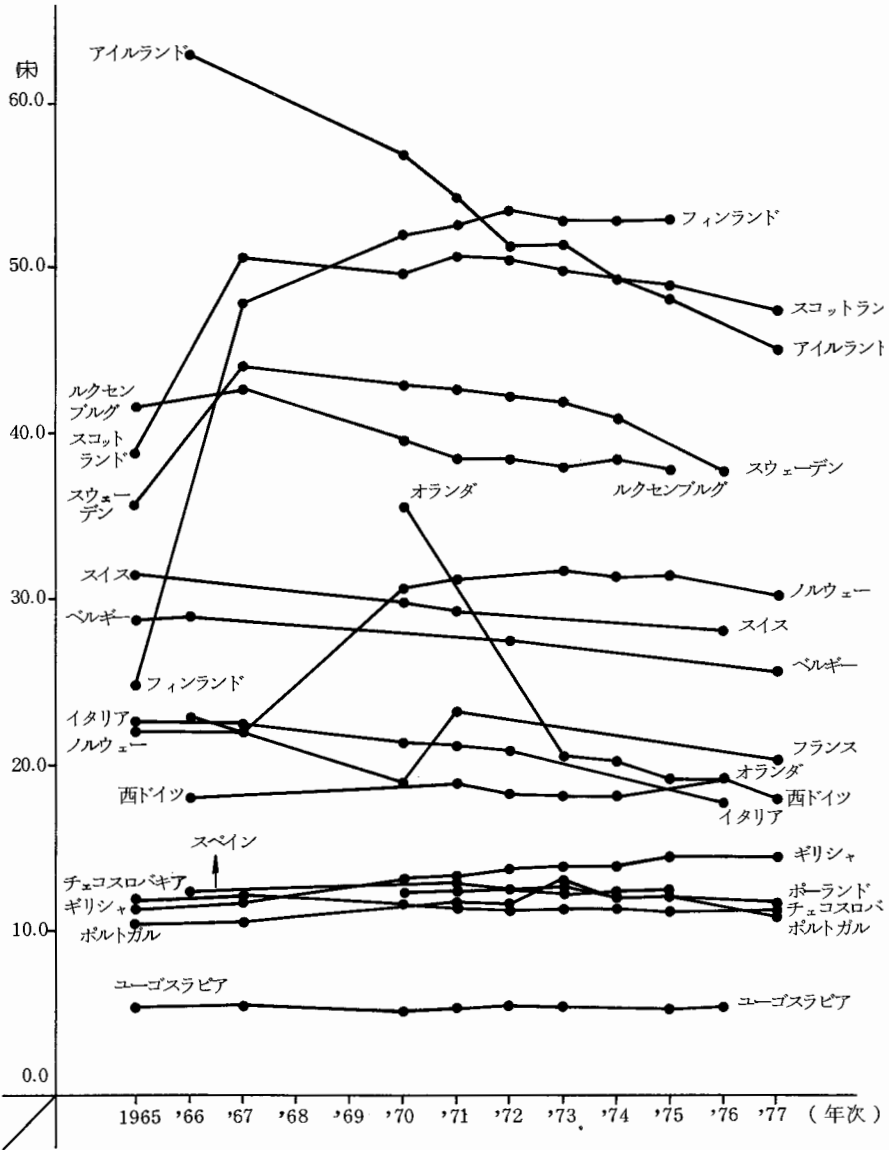


* 1976年 ** 1975年

図オ 精神病院の平均在院日数の年次推移



図カ 人口1万対精神病床数の年次推移



2) ヨーロッパ各国の精神医療

a イギリス

1960年に精神病床の減少を精神科デイ・ケアとホステルの増設によって行おうとしたが、ホステルに慢性患者があふれるという事態を招き挫折した。その後、単科精神病院を分割し、総合病院の精神科病棟とするよう押し進め、また開業医の再教育によってプライマリー・メンタルヘルスを強化した。

これと並行して、グループホームや認可された宿泊所などの居住ケア、ボランティアワーク、危機介入システムや雇用ケア、回復者の相互扶助や自助集団など地域精神保健資源の積極的な活用によって、精神障害回復者の地域生活を支え、イングランドとウェールズでは在院患者の人口1万対を1970年の23.3人から1977年の17.6人に減少させることができた。

b フランス

1938年の精神病者法によって、全国が89区域に分けられ、それぞれにひとつの精神病院が設置されたが、これを基盤として1960年の政府通達により地域精神医療体制がうちたてられた。すなわち、人口7万人の管轄地域を設定し、あらゆる精神保健問題に対応する地域精神保健チームがつくられ、さらにそのチームの管轄地域には精神保健診療所やデイ・ホスピタル、ナイト・ホスピタル、ハーフウェイ・ハウス、ホームケア、特別雇用サービスなどの外来施設がつくられた。

ところが、ふるい精神病院を分割した形で各チームを編成したため、管轄地域に必ずしも担当病院がないという不便さもある。また、彼らの地域活動により退院患者は増加したが、在院のより重症な患者をケアする看護職員のモラルが低下するという問題もかかえている。

ともあれ、最近増加しつつあるアルコールや青少年を中心としたあらゆる問題を種々の社会資源を利用しながら対処するこの医療体制は極めてユニークである。

c 西ドイツ

病床規模1,000床を超える大規模精神病院が多く、かつこれらは人里はなれたところにある。そして職員の不足は著しく、平均で60床に医師1名、506床心理士1名、504床にケースワーカー1名となっている。こうした医療体制のため、501床以上の大病院での平均在院日数は230日と長い。

慢性患者や危機介入、緊急ケースのために外来ケアは必要であるが、精神病院の1/3はそうした外来サービスをもたず、また、デイ・ホスピタルも少ないうえに不便なところにある。

d イタリア

従来、大規模な精神病院は老人や低階層の患者を中心に入院させ、隔離、監護した。しかし、外来サービスの充実や精神病院の減少という動きとともに、1963年より精神病床数は次第に減少してきた。そして、1978年には西欧で最も徹底した地域精神保健のための法が成立した成立1年後の経過報告によれば、入院患者は18%、強制入院は60%減少したが、元患者の自殺や犯罪の増加はみられなかったという。アメリカ合衆国の一部にみられたような患者の大量放出はなく、大部分の退院患者はナーシングホームか家族のもとに帰った。病院に残った人もいるが、彼らはゲストと呼ばれ処遇されている。

e スウェーデン

精神病床数が人口1万に対して37.2と多いが、それは高齢化社会に伴う老年期精神障害者の増加による。しかし、老人患者を精神病院よりもナーシングホームでケアする方法がとられつつある。

今後は、リハビリテーション機能をもたない旧型精神病院を廃止し、総合病院が拘禁法に基づく患者や緊急に入院を要する患者を入所させる施設をそなえ、また、精神病院を回復期ホーム、慢性期ホームにかえ、さらにそれらを家庭的な環境をもつ住居へと移行させることが計画されている。

f ノルウェー

スウェーデンと同様の速度で人口高齢化がすすみ、老年期精神障害者の増加にともない入院患者数や病床数は増えてきた。他方、脱入院化政策をとり、患

者はナーシングホームや家庭などへ移すよう試みられている。

精神医療供給は地域ごとに精神病院が中心となり、病院外の地域サービスをも責任を負っている。すなわち、外来クリニックをへき地で開いたり、危機介入プログラムを実行したり、24時間予約なく通院できるクリニックを置いている。

g フィンランド

他の北欧諸国と同様に精神病床数は多く、人口1万に対して52.3床であり、減少する傾向はみられない。全国を21区域に分け、それぞれに1ヵ所の基幹精神病院および数ヵ所の精神病院や精神衛生センターがある。精神衛生センターでは、デイ・ホスピタルやナイト・ホスピタル、ホステル、ホーム・ケアなどの地域ケアによって患者の社会復帰を推し進めている。

h オランダ

北欧のように精神病床数は多くなく、また1,000床以上の大規模病院も少ない。これまでナーシングホームの増床によって平均在院日数 769.5日（1965年）を387.8日（1975年）に減少させてきたが、さらに今後、ホステルやハーフウェイハウスの増設、総合病院での精神病床の増床、精神病院の250～300床規模への縮小等が計画されている。

i デンマーク

精神病床数は人口1万に対して22.9床と北欧に比較し少なく、また500床以下の中規模病院が大半である。高齢化した慢性精神障害者は精神科ナーシングホームへ移されるため、平均在院日数は減少傾向にある。総合病院に200～400床規模の精神病院を併設してきたが、1973年以降の財政悪化のため経済的負担の少ない方法が求められ、デイ・ホスピタルや外来サービスの強化や精神病床の減少、総合病院と精神病院の連携が進められている。

j ベルギー

1974年に精神病院の再編成及び地域での外来サービス確立のために新しい法律がつけられた。その内容は、1)総合病院で短期急性期治療を行う病床は人口

1万対1.5を最大とする、2)精神病院で社会的リハビリテーションを行う病床は人口1万対9.0を最大とする、3)長期的なりハビリテーション病床は人口1万対10.0を最大とする、である。さらに、1975年には外来精神保健サービスの開発のために人口5万人につき1ヵ所の外来サービス部門が企てられ、それは患者治療でなく地域精神健康の増進も志向される。

4. ソ連の精神医療

ソ連には開業医がないのでディスパンセールが最も重要な役割を演じている。人口20～30万に1つの精神科ディスパンセールがあり、通院医療との訪問指導、退院後の治療、多くの関連機関との連絡、患者の登録、労働能力の判定などを行っており、精神病院は500～600床の州の病院のほかに、人口50～60万人に対して100床から200床の地区精神病院、さらに小地区に対しては総合病院があり、ここに20～30床の精神科病棟が附置されている。これらの精神病院と精神科ディスパンセール、精神障害ホーム、集団農場のコロニーなどが共同して活動しているのである。

ここでもアルコール依存に対する対策が重要課題であり、ディスパンセールと精神病院のほかにアルコール依存者の矯正施設がある。最も注目をひくのは患者の登録制度であり、精神障害のみならずあらゆる疾病が登録され、精神分裂病のように長期にわたるものから神経症のように短期間のものまでがある。患者の住民移動とともにカルテがディスパンセール間を共に移動するという徹底したもので、ソ連ならではの感が強い。精神障害者の登録は人口の8%に達し、そのうち5%がアルコール依存症だという。

5. 発展途上国の精神保健

前述のWHOの西太平洋地域における「精神保健計画(1979)」からその概要を述べると、中華人民共和国では、南京の報告であるが、精神医療に国レベル、人民公社レベルおよび裸足の医者レベルの3段階があるという。都市や産

業では健康管理者が登録され、とくに精神分裂病とてんかんに集中して治療を行っている。人口200万人に精神科病床1,300床、人口1万対6.5床で、精神科医は104人、サービスされるべき精神障害者は人口の0.54%、1万2,000人とみている。

香港では急激な人口増加に伴って精神保健問題が重視され、人口400万に2,268床、人口1万対5.3床であるが、精神科医3名がこの計画に参加しているに過ぎない。看護婦508人とソーシャルワーカー16人を含めた1,254人の精神保健関係職員によって医師の不足を補っている。

マレーシアには2精神病院と8総合病院精神科があり、人口1万対7.2床、精神科医は12名に過ぎない。ここでも、地域精神医療へとむかっている。

フィリピンは多島国の困難がさらに加わり、マニラの5,000床の大病院に超過入院という事態が解決されない。人口1万対1.5床の5,500床で、主な島に総合病院の精神科をつくる計画を進めている。

韓国は人口1万対0.6床(2,400床)という精神科病床の不足と、経済的制約による短期入院という困難性を持っている。ここにはマニラのような巨大な精神病院はない。これを補う非医療施設が多数存在し、その数は精神病院よりも多く、全部で400施設を超えるといわれている。私宅監置はないが、韓国に特徴的なクランを中心に施設がつけられている。これにもいろいろな段階があるといわれる。

ベトナムは精神保健に力を入れ、人口1万対14.5床あり、100カ所の精神科ディスパンセルが主な市や県にあって地域医療を行っているという。

6. む す び

以上WHOの精神保健計画、発達国と途上国の精神保健を概観してきた。一言でいえば、病院医療を含む地域医療をすすめていくことが、各国に共通する流れとなっている。発達国が多量の精神病床を持った上で、そこから地域精神医療を充実する努力を重ねているのに対し、途上国は、多額の費用を要する精

神病院の増加が困難なため、地域精神科医療からすすめている。両者が全く異なる条件にありながら、同じ方向をとるようになったことは、急激な精神科病床の増加を行ってきたわが国の今後の精神保健の方向づけが、地域精神医療の充実にあることを示すものである。

第5章 関連法規及び施設

精神障害者に関連する法令の中心をなすものは精神衛生法であるが、その他にも精神障害者に対する、福祉措置、教育指導等を目的とした法令が数多く制定されており、これらの法令に基づいて多くの機関が設置されている。

1. 厚生省関係

- (1) 社会福祉事業法……………社会福祉事業の全分野における共通的基本的事項を定め、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、その他の社会福祉を目的とする法律と相まって社会福祉事業が公明且つ適正に行われることを確保し、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律である。

(福祉事務所) ……総合的な社会福祉行政の第一線機関であり、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、及び精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務を司り、その業務を行うために必要な福祉主事、精神薄弱者福祉司等の職員が配置されている。

61年6月1日現在県342,市828,町村4計1,174か所が設置されている。

- (2) 生活保護法……………生活に困窮するすべての国民に対し、

その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした法律であり、生活保護法第38条に定める保護施設には次の施設がある。

(救護施設) ……身体上又は、精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営51, 私営118, 計169か所が設置されている。

(更生施設) ……身体上又は、精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うことを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営8, 私営10, 計18か所が設置されている。

(授産施設) ……身体上若しくは、精神上の理由又は、世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営54, 私営21, 計75か所が設置されている。

(3) 児童福祉法

児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めることを目的とした法律であり、次のような機関・施設がある。

(児童相談所) ……児童福祉行政の第一線現業機関として各県に設置されており、その業務は18歳未満の児童の福祉に関して次の様な業務を行っている。

- (1) 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- (2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行うこと。
- (3) 児童及びその保護者につき、(2)の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- (4) 児童の一時保護を行うこと。

なお、62年5月1日現在167か所が設置されている。

(情緒障害児短期治療施設) ……軽度の情緒障害を有するおおむね12歳未満の児童を短期間収容し、又は保護者のものから通わせて、その情緒障害をなおすことを目的とする施設である。
61年10月1日現在 公営7,私営4,計11か所が設置されている。

(4) 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにす

るとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする法律であり、法第14条に定める老人福祉施設には次の施設がある。

(養護老人ホーム) ……原則として65歳以上の者であって、身体上若しくは、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを收容し、養護することを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営568,私営376,計944か所が設置されている。

(特別養護老人ホーム) ……原則として65歳以上の者であって身体上又は精神上著しく欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを收容し、養護することを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営235,私営1,496,計1,731か所が設置されている。

(老人福祉センター) ……無料又は低額な料金で老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進・教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営1,321, 私营
505, 計 1,826か所が設置されている。

- (5) **精神薄弱者福祉法**……………精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする法律であり、法律18条に定める精神薄弱者援護施設には、次の施設がある。

(精神薄弱者更生施設) ……18歳以上の精神薄弱者を入所させてこれを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設である。

61年10月1日現在, 公営90, 私营710,
計800か所が設置されている。

(精神薄弱者授産施設) ……18歳以上の精神薄弱者であって雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させることを目的とする施設である。

61年10月1日現在 公営57, 私营364,
計421か所が設置されている。

(6) 国民年金法及び厚生年金保険法

国民皆年金制度により、すべての国民はいずれかの年金制度に加入しており高齢や障害者等になったときには、生活の安定を図るため年金の保障が行われるようになっている。

ア. 国民年金法

国民年金に加入している期間中に、障害等級表に該当する程度の障害者

となった場合であって、一定の保険料納付要件を満たしているときに障害基礎年金が支給される。また、20歳前の傷病による障害者についても、その者が20歳に達したときから障害基礎年金が支給される。年金額は昭和62年4月から1級障害で783,100円、2級障害で626,500円（年金額は昭和62年度価格）となっている。

イ. 厚生年金保険法

厚生年金保険法では、厚生年金の加入期間中に初診日のある傷病により国民年金の障害基礎年金の対象となる障害（1級・2級）が発生した場合には、障害基礎年金に加えて、障害厚生年金が支給される。また、障害基礎年金に該当しない軽い障害であっても厚生年金の障害等級（3級）に該当するときは、独自の障害厚生年金が支給され、最低保障額は昭和62年4月から469,900円（昭和62年度価格）となっている。

なお、年金について詳しいことは、社会保険事務所に問い合わせること。

2. 文部省関係

養 護 学 校……精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱児を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする施設であり、61年5月1日現在 国立43、公立684、私立14、計741か所が設置されている。

3. 法務省関係

医 療 少 年 院……心身に著しい故障のある14歳以上26歳未満の者を収容し、社会生活に適應させるため、職業の補導、適当な訓練及び医療を授ける施設

であり、62年11月末現在4か所が設置されている。

資 料 編

I 法 令

1 精神衛生法

昭和25年 5 月 1 日 法律第 123号

施行 昭和25年 5 月 1 日

改正 昭26法55,昭27法268, 昭28法213, 昭29法
136・法163・法179, 昭33法17, 昭34法75,
昭36法66, 昭37法161, 昭38法108, 昭40法
139, 昭53法55, 昭57法80, 昭58法82
昭59法77, 昭60法37, 昭61法46, 昭62法98

精神衛生法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">精神保健法</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 施設（第4条－第12条）</p> <p>第3章 <u>地方精神保健審議会及び精神医療審査会（第13条－第17条の5）</u></p> <p>第4章 <u>精神保健指定医（第18条－第19条の5）</u></p> <p>第5章 医療及び保護（第20条－第51条）</p> <p>第6章 <u>罰則（第52条－第57条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">（この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、精神障害者等の医療</p>	<p style="text-align: center;">精神衛生法</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 施設（第4条－第12条）</p> <p>第3章 <u>地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会（第13条－第17条）</u></p> <p>第4章 <u>精神衛生鑑定医（第18条・第19条）</u></p> <p>第5章 医療及び保護（第20条－第51条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">（この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、精神障害者等の医療</p>

改正後	改正前
<p>及び保護を行い、<u>その社会復帰を促進し、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(国及び地方公共団体の義務)</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、<u>社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設を充実することによつて精神障害者等が社会生活に適應することができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者等の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</u></p> <p>(国民の義務)</p> <p>第2条の2 国民は、<u>精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者等に対する理解を深め、及び精神障害者等がその障害を克服し、社会復帰をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この法律で「精神障害者」とは、<u>精神病患者（中毒性精神病患者を含む。）、精神薄弱者及び精神病質者をいう。</u></p> <p>第2章 施設 (都道府県立精神病院)</p> <p>第4条 都道府県は、<u>精神病院を設置しなければならない。但し、第5条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。</u></p> <p>(指定病院)</p>	<p>及び保護を行い、<u>且つ、その発生の予防に努めることによつて、国民の精神的健康の保持及び向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(国及び地方公共団体の義務)</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、<u>医療施設教育施設その他福祉施設を充実することによつて精神障害者等が社会生活に適應することができるように努力するとともに、精神衛生に関する知識の普及を図る等その発生を予防する施策を講じなければならない。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章 施設 (都道府県立精神病院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定病院)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代る施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。</p>	<p>第5条（略）</p>
<p>（国の補助）</p>	<p>（国の補助）</p>
<p>第6条 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営（第30条の規定による場合を除く。）に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その2分の1を補助する。</p>	<p>第6条（略）</p>
<p>第6条の2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その2分の1以内を補助することができる。</p>	<p>第6条の2（略）</p>
<p>（精神保健センター）</p>	<p>（精神衛生センター）</p>
<p>第7条 都道府県は、<u>精神保健</u>の向上を図るため、<u>精神保健センター</u>を設置することができる。</p>	<p>第7条 都道府県は、<u>精神衛生</u>の向上を図るため、<u>精神衛生センター</u>を設置することができる。</p>
<p>2. <u>精神保健センター</u>は、<u>精神保健</u>に関する知識の普及を図り、<u>精神保健</u>に関する調査研究を行い、並びに<u>精神保健</u>に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを<u>行う施設</u>とする。</p>	<p>2. <u>精神衛生センター</u>は、<u>精神衛生</u>に関する知識の普及を図り、<u>精神衛生</u>に関する調査研究を行ない、並びに<u>精神衛生</u>に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを<u>行なう施設</u>とする。</p>
<p>（国の補助）</p>	<p>（国の補助）</p>
<p>第8条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については2分の1、その運営に要する経費について</p>	<p>第8条（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は3分の1を補助する。</p> <p><u>(精神障害者社会復帰施設の設置)</u></p> <p>第9条 都道府県は、精神障害者（精神薄弱者を除く。次項及び次条において同じ。）の社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。</p> <p>2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。</p> <p><u>(精神障害者社会復帰施設の種類)</u></p> <p>第10条 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 精神障害者生活訓練施設</p> <p>二 精神障害者授産施設</p> <p>2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。</p> <p>3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。</p> <p><u>(国又は都道府県の補助)</u></p> <p>第10条の2 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者に対し、その設置及び</p>	<p>第9条及び第10条 削除</p>

改正後	改正前
<p><u>運営に要する費用の一部を補助することができる。</u></p> <p>2 国は、<u>予算の範囲内において、都道府県に対し、その設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用並びに前項の規定による補助に要した費用の一部を補助することができる。</u></p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事は、指定病院の運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、指定病院の設置者にその取消しの理由を通知し、<u>弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるとともに、地方精神保健審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(政令への委任)</p> <p>第12条 この法律に定めるもののほか、都道府県の設置する精神病院及び精神保健センターに関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第3章 <u>地方精神保健審議会及び精神医療審査会</u></p> <p>(地方精神保健審議会)</p> <p>第13条 精神保健に関する事項を調査審議させるため、都道府県に<u>地方精神保健審議会</u>を置く。</p>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事は、指定病院の運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。<u>この場合においては、都道府県知事は、指定病院の設置者に釈明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴聞を行わせなければならない。</u></p> <p>(政令への委任)</p> <p>第12条 この法律に定めるものの外、都道府県の設置する精神病院及び精神衛生センターに関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第3章 <u>地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会</u></p> <p>(地方精神衛生審議会)</p> <p>第13条 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、都道府県に<u>地方精神衛生審議会</u>を置く。</p>

改正後	改正前
<p>2 地方精神保健審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。</p> <p>3 地方精神保健審議会は、前2項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、第32条第3項の申請に関する必要な事項を審議するものとする。</p> <p>(委員及び臨時委員)</p> <p>第14条 地方精神保健審議会の委員は、15人以内とする。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神保健審議会に臨時委員を置くことできる。</p> <p>3 委員及び臨時委員は、精神保健に関し学識経験のある者及び精神障害者の医療に関する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。</p> <p>第15条及び第16条 削除</p> <p>(条例への委任)</p>	<p>2 地方精神衛生審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神衛生に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。</p> <p>3 地方精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所属職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委員及び臨時委員)</p> <p>第14条 地方精神衛生審議会の委員は、10人以内とする。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神衛生審議会に臨時委員を置くことできる。</p> <p>3 委員及び臨時委員は、精神衛生に関し学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。</p> <p>(精神衛生診査協議会)</p> <p>第15条 都道府県知事の諮問に応じ、第32条第3項の申請に関する必要な事項を審議させるため、都道府県に精神衛生診査協議会を置く。</p> <p>(委員)</p> <p>第16条 精神衛生診査協議会の委員は、5人とする。</p> <p>2 委員は、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>3 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、2年とする。</p> <p>(条例への委任)</p>

改正後	改正前
<p>第17条 地方精神保健審議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p><u>(精神医療審査会)</u></p> <p>第17条の2 第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。</p> <p><u>(委員)</u></p> <p>第17条の3 精神医療審査会の委員は、5人以上15人以内とする。</p> <p>2 委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（第18条第1項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。</p> <p><u>(審査の案件の取扱い)</u></p> <p>第17条の4 精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員3人、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員1人及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員1人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。</p> <p>2 合議体を構成する委員は、精神医療審査会がこれを定める。</p> <p><u>(政令への委任)</u></p> <p>第17条の5 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第4章 精神保健指定医</p>	<p>第17条 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>第4章 精神衛生鑑定医</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(精神保健指定医)</u></p> <p>第18条 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。</p> <p>一 5年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。</p> <p>二 3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。</p> <p>三 厚生大臣が定める精神障害につき厚生大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。</p> <p>四 厚生大臣又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修（申請前1年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。</p> <p>2 厚生大臣は、前項の規定にかかわらず、第19条の2第1項又は第2項の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。</p> <p>3 厚生大臣は、第1項第3号に規定する精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度を定めようとするとき、同項の規定により指定医の指定をしようとするとき又は前項の規定により指定医の指定をしないものとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p><u>(精神衛生鑑定医)</u></p> <p>第18条 厚生大臣は、精神障害の診断又は治療に関し少くとも3年以上の経験がある医師のうちから、その同意を得て精神衛生鑑定医を指定する。</p> <p>2 精神衛生鑑定医は、都道府県知事の監督のもとに、この法律の施行に関し精神障害の有無並びに精神障害者につきその治療及び保護を行う上において入院を必要とするかどうかの判定を行う。</p> <p>3 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に関しては法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p><u>(指定後の研修)</u></p> <p>第19条 指定医は、5年ごとに、厚生大臣</p>	<p><u>(実費弁償及び報酬)</u></p> <p>第19条 都道府県知事は、精神鑑定医に対</p>

改正後	改正前
<p><u>又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。</u></p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第19条の2 <u>指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生大臣は、その指定を取り消さなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。</u></p> <p>3 <u>厚生大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えとともに、公衆衛生審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第19条の3 <u>第18条第1項第4号又は第19条の研修（厚生大臣が行うものに限る。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第19条の4 <u>指定医は、第22条の3第3項及び第29条の5の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第33条第1項及び第33条の4第1項の規定による入院を必要とするかどうかの判定、第34条の規定により精神障害者の疑いがある</u></p>	<p><u>し精神障害に関する診察をさせたときは、条例の定めるところにより、その診察に要した実費を弁償し、且つ、相当額の報酬を支給する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>るかどうか及びその診断に相当の時日を要するかどうかの判定、第36条第3項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第38条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第40条の規定により一時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定の職務を行う。</u></p> <p>2 <u>指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務のうち都道府県知事（第3号及び第4号に掲げる職務にあっては、厚生大臣又は都道府県知事）が指定したものをを行う。</u></p> <p>一 <u>第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院を必要とするかどうかの判定</u></p> <p>二 <u>第29条の4第2項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定</u></p> <p>三 <u>第38条の6第1項の規定による立入検査、質問及び診察</u></p> <p>四 <u>第38条の7第2項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定（政令及び省令への委任）</u></p> <p><u>第19条の5 この法律に規定するもののほか、指定医の指定の申請に関して必要な事項は政令で、第18条第1項第4号及び第19条の規定による研修に関して必要な事項は厚生省令で定める。</u></p> <p>第5章 医療及び保護 （保護義務者）</p> <p>第20条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し、左の各号</p>	<p>第5章 医療及び保護 （保護義務者）</p> <p>第20条（略）</p>

改正後	改正前
<p>の一に該当する者は保護義務者とならない。</p> <p>一 行方の知れない者</p> <p>二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p>三 家庭裁判所で免ぜられた法廷代理人又は保佐人</p> <p>四 破産者</p> <p>五 禁治産者及び準禁治産者</p> <p>六 未成年者</p> <p>2 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立によりその順位を変更することができる。</p> <p>一 後見人</p> <p>二 配偶者</p> <p>三 親権を行う者</p> <p>四 前2号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者</p> <p>3 前項但書の規定による順位の変更及び同項第4号の規定による選任は家事審判法（昭和22年法律第152号）の適用については、同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。</p> <p>第21条 前条第2項各号の保護義務者がいないとき又はこれらの保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）、居住地がないか又は明らかでないときはその精神</p>	<p>第21条（略）</p>

改正後	改正前
<p>障害者の所在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。</p> <p>第22条 保護義務者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。</p> <p>2 保護義務者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。</p> <p>3 保護義務者は、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない。</p> <p><u>(任意入院)</u></p> <p>第22条の2 <u>精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。</u></p> <p>第22条の3 <u>精神障害者が自ら入院する場合においては、精神病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第38条の4の規定による退院等の請求に関する事その他厚生省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下この条において「任意入院者」という。）から退院の申出があった場合においては、その者を退院させなければならない。</u></p> <p>3 前項に規定する場合において、精神病</p>	<p>第22条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>院の管理者は、<u>指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、72時間を限り、その者を退院させないことができる。この場合において、当該指定医は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。</u></p> <p>4 <u>精神病院の管理者は、前項の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。</u></p> <p>(診察及び保護の申請)</p> <p>第23条 <u>精神障害者又はその疑いのある者</u>を知つた者は、誰でも、その者について<u>指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。</u></p> <p>2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日</p> <p>三 症状の概要</p> <p>四 現に本人の保護の任に当たっている者があるときはその者の住所及び氏名</p> <p>(警察官の通報)</p> <p>第24条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判</p>	<p>(診察及び保護の申請)</p> <p>第23条 精神障害者又は<u>その疑いのある者</u>を知つた者は、誰でも、その者について<u>精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。</u></p> <p>2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日</p> <p>三 症状の概要</p> <p>四 現に本人の保護の任に当たっている者があるときはその者の住所及び氏名</p> <p>3 <u>虚偽の事実を具して第1項の申請をした者は、6月以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(警察官の通報)</p> <p>第24条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>(検察官の通報)</p> <p>第25条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、裁判（懲役、禁じ又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言い渡しをしない裁判を除く。）が確定したとき、その他特に必要があると認めるときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>(保護観察所の長の通報)</p> <p>第25条の2 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知つたときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>(矯正施設の長の通報)</p> <p>第26条 矯正施設（拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日</p> <p>二 症状の概要</p> <p>三 釈放、退院又は退所の年月日</p>	<p>(検察官の通報)</p> <p>第25条（略）</p> <p>(保護観察所の長の通報)</p> <p>第25条の2（略）</p> <p>(矯正施設の長の通報)</p> <p>第26条（略）</p>

改正後	改正前
<p>四 引取人の住所及び氏名 (精神病院の管理者の届出)</p> <p>第26条の2 精神病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第29条第1項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、<u>最寄りの保健所長</u>を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(申請に基づき行われる指定医の診察等)</u></p> <p>第27条 都道府県知事は、<u>第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、<u>第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察させることができる。</u></p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定により診察をさせる場合には、<u>当該職員を立ち合わせなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定医及び前項の当該職員は、前3項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。</u></p> <p>5 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、<u>指定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示し</u></p>	<p>(精神病院の管理者の届出)</p> <p>第26条の2 精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。)の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第29条第1項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、<u>もよりの保健所長</u>を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(精神衛生鑑定医の診察)</u></p> <p>第27条 都道府県知事は、<u>前6条の規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、精神衛生鑑定医をして診察をさせなければならない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、<u>前6条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診察をさせることができる。</u></p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定により診察をさせる場合には、<u>当該吏員を立ち合わせなければならない。</u></p> <p>4 <u>精神衛生鑑定医及び前項の当該吏員は、前3項の職務を行うに当つて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。</u></p> <p>5 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、<u>精神衛生鑑定医及び当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>なければならない。</p> <p><u>6 第4項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p>(診察の通知)</p> <p>第28条 都道府県知事は、前条第1項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当つている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。</p> <p>2 後见人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当つている者は、前条第1項の診察に立ち会うことができる。</p> <p>(判定の基準)</p> <p>第28条の2 第27条第1項又は第2項の規定により診察をした指定医は、<u>厚生大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p>(都道府県知事による入院措置)</p> <p>第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その</p>	<p>れを呈示しなければならない。</p> <p><u>6 第1項又は第2項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第4項の規定による立入を拒み若しくは妨げた者は、1万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(診察の通知)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(知事による入院措置)</p> <p>第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その</p>

改正後	改正前
<p>者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。</p> <p>2 前項の場合において都道府県知事はその者を入院させるには、<u>その指定する2人以上の指定医の診察を経て</u>、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。</p> <p>3 <u>都道府県知事は、第1項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。</u></p> <p>4 国又は都道府県の設置した精神病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第5条の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第1項又は次条第1項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、<u>第1項の精神障害者を収容しなければならない。</u></p> <p>5 この法律施行の際、現に精神病院法（大正8年法律第25号）第2条の規定によって入院中の者は、第1項の規定によって入院したものとみなす。</p> <p>第29条の2 都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、<u>第27条、第28条及び前条の規定</u></p>	<p>者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。</p> <p>2 前項の場合において都道府県知事はその者を入院させるには、2人以上の<u>精神鑑定医の診察を経て</u>、その者が精神障害者であり、<u>且つ</u>、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。</p> <p>3 国又は都道府県の設置した精神病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第5条の指定を受けている指定病院にあつてはその指定にかかる病床）に<u>すでに</u>第1項又は次条第1項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合の外は、前項の精神障害者を収容しなければならない。</p> <p>4 この法律施行の際、現に精神病院法（大正8年法律第25号）第2条の規定によって入院中の者は、第1項の規定によって入院したものとみなす。</p> <p>第29条の2 都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、<u>前3条の規定による手続をとる</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>による手続を採ることができない場合において、その<u>指定する指定医</u>をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第1項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による入院の期間は、<u>72時間を超える</u>ことができない。</p> <p>4 <u>第27条第4項から第6項まで及び第28条の2の規定は第1項の規定による診察について、前条第3項の規定は第1項の規定による措置を採る場合について、同条第4項の規定は第1項の規定により入院する者の収容について準用する。</u></p> <p>第29条の3 第29条第1項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第1項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第29条第1項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第3項の期間内に第29条第1項の規定による入院措置をとる旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。</p> <p>(入院措置の解除)</p> <p>第29条の4 都道府県知事は、第29条第1項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つ</p>	<p>ことができない場合において、<u>精神衛生鑑定医</u>をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第1項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すやみかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による入院の期間は、<u>48時間をこえる</u>ことができない。</p> <p>4 第27条第4項から第6項までの規定は第1項の規定による診察について、前条第3項の規定は第1項の規定により入院する者の収容について準用する。</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>(入院措置の解除)</p> <p>第29条の4 都道府県知事は、第29条第1項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>け又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を収容している精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。</p> <p>2 <u>前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。</u></p> <p>第29条の5 <u>措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちにその旨、その者の症状その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>け又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を収容している精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。</p> <p>第29条の5 措置入院を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、<u>その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>都道府県知事は、必要があると認められるときは、措置入院者を収容している精神病院若しくは指定病院の管理者に対し、措置入院者の症状に関する報告を求め、又は精神衛生鑑定医をして措置入院者を診察させることができる。</u></p> <p>3 <u>措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければその精神障害のために自身を傷つけ又</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)</p> <p>第29条の6 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院する者について国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院が行なう医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保健の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。</p> <p>2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が公衆衛生審議会の意見を聴いて定めるところによる。</p> <p>(社会保健診療報酬支払基金への事務の委託)</p> <p>第29条の7 都道府県知事は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院する者について国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院が行なつた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。</p> <p>(費用の支弁及び負担)</p> <p>第30条 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により都道府県知事が入院させ</p>	<p><u>は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。</u></p> <p>(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)</p> <p>第29条の6 (略)</p> <p>(社会保健診療報酬支払基金への事務の委託)</p> <p>第29条の7 (略)</p> <p>(費用の支弁及び負担)</p> <p>第30条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た精神障害者の入院に要する費用は、都道府県の支弁とする。</p> <p>2 国は、前項の規定により都道府県が支弁した経費に対し、政令の定めるところにより、その10分の8を負担する。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第31条 都道府県知事は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるものと認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>(一般患者に対する医療)</p> <p>第32条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他政令で定める病院若しくは診療所又は薬局（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。）で病院又は診療所へ収容しないで行なわれる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の2分の1を負担することができる。</p> <p>2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。</p> <p>3 第1項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護義務者の申請によつて行なうものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(一般患者に対する医療)</p> <p>第32条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他政令で定める病院若しくは診療所又は薬局（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。）で病院又は診療所へ収容しないで行なわれる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の2分の1を負担することができる。</p> <p>2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。</p> <p>3 第1項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護義務者の申請によつて行なうものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、<u>地方精神保健審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p>	<p>4 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、<u>精神衛生診査協議会</u>の意見を聞かなければならない。</p>
<p>5 第3項の申請があつてから6月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。</p>	<p>5 第3項の申請があつてから6月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。</p>
<p>6 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定によつて医療を受けることができる者については、第1項の規定は、適用しない。 （費用の請求、審査及び支払）</p>	<p>6 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定によつて医療を受けることができる者については、第1項の規定は、適用しない。 （費用の請求、審査及び支払）</p>
<p>第32条の2 前条第1項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。</p>	<p>第32条の2（略）</p>
<p>2 都道府県は、前項の費用を当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。</p>	
<p>3 都道府県は、第1項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。 （費用の支弁及び負担）</p>	<p>（費用の支弁及び負担）</p>
<p>第32条の3 国は、都道府県が第32条第1項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その2分の1を補助する。 （他の法律による医療に関する給付との調整）</p>	<p>第32条の3（略） （他の法律による医療に関する給付との調整）</p>
<p>第32条の4 第32条第1項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73</p>	<p>第32条の4（略）</p>

改正後	改正前
<p>号), 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号), 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号), 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)の規定による被保険者, 労働者, 組合員又は被扶養者である場合においては, 保険者若しくは共済組合又は市町村(特別区を含む。)は, これらの法律又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定によつてすべき給付のうち, その医療に要する費用の2分の1を超える部分については, 給付をすることを要しない。</p> <p>2 第32条第1項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が, 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けることができる者であるときは, その医療に要する費用は, 都道府県が同項の規定によりその2分の1を負担し, その残部につき同法の適用があるものとする。</p> <p><u>(医療保護入院)</u></p> <p><u>第33条</u> 精神病院の管理者は, <u>指定医による診察の結果, 精神障害者であり, かつ, 医療及び保護のため入院の必要があると認められた者につき, 保護義務者の同意があるときは, 本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。</u></p> <p>2 <u>精神病院の管理者は, 前項に規定する者の保護義務者について第20条第2項第4号の規定による家庭裁判所の選任を要し, かつ, 当該選任がされていない場合において, その者の扶養義務者の同意が</u></p>	<p><u>(保護義務者の同意による入院)</u></p> <p><u>第33条</u> 精神病院の管理者は, <u>診察の結果精神障害者であると診断した者につき, 医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは, 本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>あるときは、本人の同意がなくても、当該選任がされるまでの間、4週間を限り、その者を入院させることができる。</p> <p>3 前項の規定による入院が行われている間は、同項の同意をした扶養義務者は、第20条第2項第4号に掲げる者に該当するものとみなし、第1項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護義務者とみなす。</p> <p>4 精神病院の管理者は、第1項又は第2項の規定による措置を採つたときは、10日以内に、その者の症状その他厚生省令で定める事項を当該入院について同意した者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第33条の2 精神病院の管理者は、前条第1項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、10日以内に、その旨及び厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第33条の3 精神病院の管理者は、第33条第1項又は第2項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。 (応急入院)</p> <p>第33条の4 厚生大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、保護義務者（第33条第2項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があると認めるときは、本人の同意がなくても、72時間を限り、その者を入院させることができる。</p> <p>2 前項に規定する精神病院の管理者は、同項の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>第33条の5 第11条第2項の規定は前条第3項の規定による処分をする場合について、第29条第3項の規定は精神病院の管理者が前条第1項の規定による措置を採る場合について準用する。 (仮入院)</p> <p>第34条 精神病院の管理者は、指定医による診察の結果、精神障害者の疑いがあつ</p>	<p>(仮入院)</p> <p>第34条 精神病院の管理者は、診察の結果精神障害者の疑があつてその診断に相当</p>

改 正 後	改 正 前
<p>てその診断に相当の時日を要すると認める者を、その後見人、配偶者又は親権を行う者その他その扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、3週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができる。</p>	<p>の時日を要すると認める者を、その後見人、配偶者、親権を行う者その他の扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、3週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができる。</p>
<p>第34条の2 第29条第3項の規定は精神病院の管理者が前条の規定による措置を採る場合について、第33条第4項の規定は精神病院の管理者が前条の規定による措置を採つた場合について準用する。</p>	
<p>(家庭裁判所の許可)</p>	<p>(家庭裁判所の許可)</p>
<p>第35条 第33条第1項又は第34条の同意者が後見人である場合においてその同意をするには、民法(明治29年法律第89号)第858条第2項の規定の適用を除外するものではない。</p>	<p>第35条 前2条の同意者が後見人である場合において前2条の同意をするには、民法(明治29年法律第89号)第858条第2項の規定の適用を除外するものではない。</p>
<p>(処遇)</p>	<p>(届出)</p>
<p>第36条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。</p>	<p>第36条 精神病院の管理者は、第33条又は第34条の規定による措置をとつたときは、10日以内に左の事項を入院について同意を得た者の同意書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。</p>
<p>2 精神病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。</p>	<p>一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日 二 診察の年月日 三 病名及び症状の概要 四 同意者の住所、氏名及び続柄 五 入院の年月日</p>
<p>3 第1項の規定による行動の制限のうち、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場</p>	<p>2 前項の規定に違反した者は、5千円以下の過料に処する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>合でなければ行うことができない。この場合において、当該指定医は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。</p>	
<p>第37条 厚生大臣は、前条に定めるもののほか、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。</p> <p>3 厚生大臣は、第1項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(知事の審査)</p> <p>第37条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第33条又は第34条の規定により入院した者について2人以上の精神衛生鑑定医に診察をさせ各精神衛生鑑定医の診察の結果が入院を継続する必要があることに一致しない場合には、当該精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。</p> <p>2 前項の命令に違反した者は、3年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(相談、援助等)</p> <p>第38条 精神病院の管理者は、入院中の者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護義務者等との連絡調整を行うように努めなければならない。</p>	<p>(行動の制限)</p> <p>第38条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。</p>
<p>(定期の報告)</p> <p>第38条の2 措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生省令で定めるところにより、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、医療保護入院者を入院</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>させている精神病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(定期の報告等による審査)</u></p> <p><u>第38条の3 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第33条第4項の規定による届出（同条第1項の規定による措置に係るものに限る。）があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者、その者が入院している精神病院の管理者その他関係者の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>4 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。</u></p> <p><u>(退院等の請求)</u></p> <p><u>第38条の4 精神病院に入院中の者又はその保護義務者（第34条の規定により入院</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>した者にあつては、その後見人、配偶者又は親権を行う者その他その扶養義務者)は、厚生省令で定めるところにより都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。</u></p> <p><u>(退院等の請求による審査)</u></p> <p>第38条の5 <u>都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、精神医療審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第2項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、関係者の意</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>見を聴くことができる。</u></p> <p>5 <u>都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でない</u><u>と認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならぬ。</u></p> <p>6 <u>都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。</u> (報告徴収等)</p> <p>第38条の6 <u>厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。</u></p> <p>2 <u>厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第33条第1項若しくは第2項若しくは第34条の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しく</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>は提示を命じることができる。</p> <p>3 <u>第27条第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。</u></p> <p><u>(改善命令等)</u></p> <p>第38条の7 <u>厚生大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき、当該精神病院の管理者に対し、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第22条の3第3項の規定により入院している者又は第33条第1項若しくは第2項、第33条の4第1項若しくは第34条の規定により入院した者について、その指定する2人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。</u></p> <p><u>(無断退去者に対する措置)</u></p> <p>第39条 <u>精神病院の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になったときは、所轄の警察署長に左の事項を通知してその探索を求めな</u></p>	<p>(無断退去者に対する措置)</p> <p>第39条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日</p> <p>二 退去の年月日及び時刻</p> <p>三 症状の概要</p> <p>四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項</p> <p>五 入院年月日</p> <p>六 保護義務者又はこれに準ずる者の住所及び氏名</p> <p>2 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神病院の管理者がその者を引き取るまでの間、24時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。</p> <p>(仮退院)</p> <p>第40条 第29条第1項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、<u>指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らし</u>その者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、<u>6月</u>を超えない期間を限り仮に退院させることができる。</p> <p>(保護義務者の引取義務等)</p> <p>第41条 保護義務者は、第29条の3若しくは第29条の4第1項の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者を引き取り、<u>かつ</u>、仮退院した者の保護に<u>当たつては</u>当該精神病院又は指定病院の管理者の指示に従わなければならない。</p>	<p>(仮退院)</p> <p>第40条 第29条第1項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状に<u>照し</u>その者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、<u>6箇月</u>を超えない期間を限り仮に退院させることができる。</p> <p>(保護義務者の引取義務等)</p> <p>第41条 保護義務者は、第29条の3若しくは第29条の4の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者を引き取り、<u>且つ</u>、仮退院した者の保護に<u>当つては</u>当該精神病院又は指定病院の管理者の指示に従わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>精神保健</u>に関する業務に従事する職員)</p> <p>第42条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、<u>精神保健</u>に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行うための職員を置くことができる。</p> <p>2 前項の職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、<u>精神保健</u>に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。</p> <p>(訪問指導)</p> <p>第43条 保健所長は、第27条又は第29条の2第1項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院をさせられなかつたもの、<u>第29条の3</u>又は第29条の4第1項の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認めるものについては、必要に応じ、前条第1項の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師をして、<u>精神保健</u>に関する相談に応じさせ、及びその者を訪問し<u>精神保健</u>に関する適当な指導をさせなければならない。</p> <p>第44条から第47条まで 削除 (施設以外の収容禁止)</p> <p>第48条 精神障害者は、精神病院又は<u>この法律</u>若しくは他の法律により精神障害者を収容することのできる施設以外の場所に収容してはならない。</p>	<p>(<u>精神衛生</u>に関する業務に従事する職員)</p> <p>第42条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、<u>精神衛生</u>に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。</p> <p>2 前項の職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、<u>精神衛生</u>に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は保健所を設置する市の長が任命する。</p> <p>(訪問指導)</p> <p>第43条 保健所長は、第27条又は第29条の2第1項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院をさせられなかつたもの、<u>第29条の3</u>又は<u>第29条の4</u>の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認めるものについては、必要に応じ、前条第1項の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師をして、<u>精神衛生</u>に関する相談に応じさせ、及びその者を訪問し<u>精神衛生</u>に関する適当な指導をさせなければならない。</p> <p>第44条から第47条まで 削除 (施設以外の収容禁止)</p> <p>第48条 精神障害者は、精神病院又は他の法律により精神障害者を収容することのできる施設以外の場所に収容してはならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(医療及び保護の費用)</p> <p>第49条 保護義務者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。</p> <p>(刑事事件に関する手続等との関係)</p> <p>第50条 この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導処分若しくは保護処分の執行のためこれらの者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。</p> <p>2 第25条、第26条及び第27条の規定を除く外、この章の規定は矯正施設に収容中の者には適用しない。</p> <p>(覚せい剤の慢性中毒者に対する措置)</p> <p>第51条 第19条の4から前条までの規定は、<u>覚せい剤の慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑いのある者について準用する。</u>この場合において、これらの規</p>	<p>(医療及び保護の費用)</p> <p>第49条（略）</p> <p>(刑事事件に関する手続等との関係)</p> <p>第50条（略）</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第50条の2 <u>精神衛生鑑定医、精神病院の管理者、精神衛生診査協議会の委員、第43条の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同じである。</u></p> <p>(覚せい剤の慢性中毒者に対する措置)</p> <p>第51条 第18条第2項及び第3項並びに第19条から前条までの規定は、<u>覚せい剤の慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑いのある者につき準用する。</u>この場</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定中「精神障害」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒」と、「精神障害者」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒者」と読み替えるものとする。</p>	<p>合において、これらの規定中「精神障害」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒」と、「精神障害者」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第六章 罰則</p>	
<p>第52条 <u>次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	
<p>一 <u>第38条の3第4項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</u></p>	
<p>二 <u>第38条の5第5項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による退院の命令に違反した者</u></p>	
<p>三 <u>第38条の7第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</u></p>	
<p>第53条 <u>精神病院の管理者、指定医、地方精神保健審議会の委員若しくは臨時委員、精神医療審査会の委員若しくは第43条（第51条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p>	
<p>2 <u>精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>第54条 <u>虚偽の事実を記載して第23条第1項（第51条において準用する場合を含む。）の申請をした者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第55条 <u>次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>一 <u>第27条第1項又は第2項（これらの規定を第51条において準用する場合を含む。）の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第27条第4項（第51条において準用する場合を含む。）の規定により立入りを拒み、若しくは妨げた者</u></p> <p>二 <u>第29条の2第1項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第29条の2第4項（第51条において準用する場合を含む。）において準用する第27条第4項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者</u></p> <p>三 <u>第38条の6第1項（第51条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>四 <u>第38条の6第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神病院の管理者</u></p>	

改正後	改正前
<p>第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して第52条又は前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第57条 次の各号の一に該当する者は，10万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第22条の3第3項後段又は第4項（これらの規定を第51条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>二 第33条第4項（第51条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>三 第33条の4第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>四 第34条の2（第51条において準用する場合を含む。）において準用する第33条第4項の規定に違反した者</p> <p>五 第38条の2第1項（第51条において準用する場合を含む。）又は第38条の2第2項（第51条において準用する場合を含む。）において準用する第38条の2第1項の規定に違反した者</p>	

精神衛生法等の一部を改正する法律 附則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第2条 第1条の規定による改正後の精神保健法（以下「新法」という。）第18条第1項第3号の精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度、新法第28条の2第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）及び新法第29条の2第4項（新法第51条において準用する場合を含む。）において準用する新法第28条の2第1項の基準、新法第36条第2項及び第3項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の行動の制限並びに新法第37条第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）の基準の設定については、厚生大臣は、この法律の施行前においても公衆衛生審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の精神衛生法（以下「旧法」という。）第18条第1項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新法第18条第1項の規定により指定を受けたものとみなす。

第4条 この法律の施行の際現に、旧法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条若しくは第34条（これらの規定を旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定により精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院し、又は旧法第40条（旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院している者は、それぞれ、新法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは第34条第1項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院し、

又は新法第40条（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院したものとみなす。

第5条 前条の規定により新法第29条の2第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者についての新法第29条の2第3項（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「72時間」とあるのは、「48時間」とする。

第6条 附則第4条の規定により新法第33条第1項又は第34条第1項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者については、新法第33条第4項及び新法第34条の2において準用する新法第33条第4項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、旧法第36条第1項（旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

第7条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第8条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第9条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

Ⅱ 参 考 資 料

表1 傷病（大分類）・年次別受療率（人口10万対）

国際基本分類番号	傷病大分類	昭和30年	35	40	45
	総数	3,301	4,805	5,910	6,987
290~319	V 精神障害	67	113	207	247
295	精神分裂症（再掲）	…	…	130	151
300	神経症（再掲）	16	20	40	26
320~389	VI 神経系及び感覚器の疾患	319	560	733	762
360~379	視器の疾患（再掲）	133	250	309	342
380~389	聴器の疾患（再掲）	102	161	193	160

50	52	53	54	55	56	57	58	59
7,049	7,214	7,072	7,126	6,847	7,266	6,805	7,427	6,403
269	280	272	281	290	300	312	323	315
165	177	169	172	172	183	181	182	184
30	26	29	28	32	30	41	38	37
825	842	741	728	619	677	578	719	542
417	436	319	394	293	320	298	387	283
202	213	226	217	205	233	168	201	146

資料：患者調査（注．患者調査の周期は、昭和59年を最初の調査年として以後3年ごとの各年となった。）

表2 傷病(小分類)・受療の種別にみた全国推計患者数
(1日あたり受療患者数)

(昭和50年)

(単位:千人)

	総 数	人 院			外 来			
		総 数	新 入 院	繰 入 越 院	総 数	初 診	再 来	往 診 (再掲)
総 数	7,890.7	1,038.5	30.7	1,007.8	6,852.1	1,208.8	5,643.4	101.3
V 精神障害	301.3	248.5	0.9	247.6	52.8	6.2	46.6	0.9
アルコール精神病	3.3	3.2	0.0	3.1	0.1	—	0.1	—
精神分裂病	184.6	175.0	0.5	174.6	9.5	0.3	9.3	0.0
躁うつ病	16.0	10.9	0.1	10.7	5.2	0.4	4.8	0.1
その他の精神病	17.4	15.7	0.1	15.7	1.6	0.1	1.6	0.2
神経症	33.4	13.6	0.1	13.5	19.7	1.7	18.0	0.1
人格異常	1.7	1.6	—	1.6	0.1	0.0	0.1	—
アルコール依存	15.2	14.2	0.1	14.1	1.0	0.1	0.9	—
その他の非精神病	16.8	2.2	0.0	2.2	14.5	3.6	11.0	0.4
性精神障害	16.8	2.2	0.0	2.2	14.5	3.6	11.0	0.4
精神薄弱	13.1	12.1	0.0	12.1	1.0	0.2	0.8	—
VI 神経系及び感覚器の疾患	923.0	57.6	1.0	56.6	865.5	115.0	750.5	6.0
てんかん	24.7	11.7	0.1	11.6	13.0	0.3	12.8	0.2

(昭和58年)

(単位:千人)

	総 数	人 院			外 来			
		総 数	新 入 院	繰 入 越 院	総 数	初 診	再 来	往 診 (再掲)
総 数	8,873.7	1,378.2	41.1	1,337.1	7,495.5	1,187.6	6,307.9	91.9
V 精神障害	385.9	316.1	1.7	314.4	69.7	5.0	64.7	1.2
老年期及び初老期の器質性精神病	26.5	23.8	0.2	23.6	2.7	0.1	2.6	0.7
アルコール精神病	2.4	2.3	0.0	2.3	0.1	—	0.1	—
精神分裂病	217.5	201.9	0.5	201.4	15.6	0.3	15.3	0.1
躁うつ病	23.9	14.5	0.2	14.4	9.3	0.2	9.1	0.1
その他の精神病	13.5	10.9	0.1	10.8	2.6	0.1	2.5	0.1
神経症	45.4	21.0	0.2	20.8	24.4	1.9	22.5	0.1
アルコール依存	24.5	23.1	0.3	22.7	1.4	0.2	1.3	—
その他の非精神病	16.3	4.4	0.2	4.2	11.9	2.1	9.8	0.1
性精神障害	16.0	14.3	0.0	14.2	1.7	0.2	1.5	—
精神薄弱	16.0	14.3	0.0	14.2	1.7	0.2	1.5	—
VI 神経系及び感覚器の疾患	859.0	65.2	1.9	63.3	793.8	116.3	677.5	2.5
てんかん	28.3	10.5	0.1	10.4	17.8	0.5	17.3	—

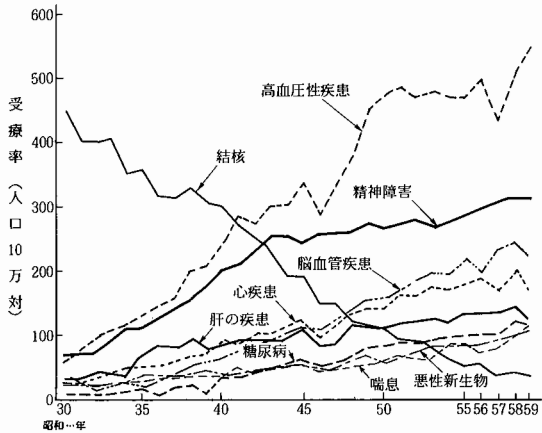
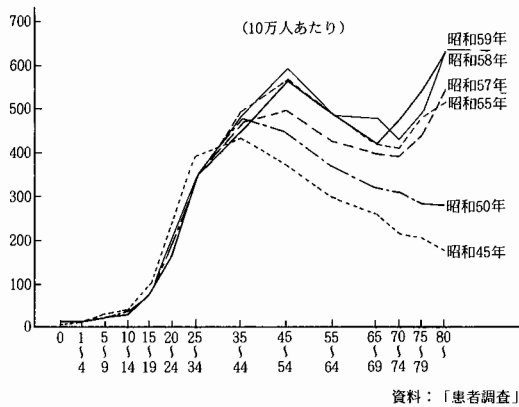
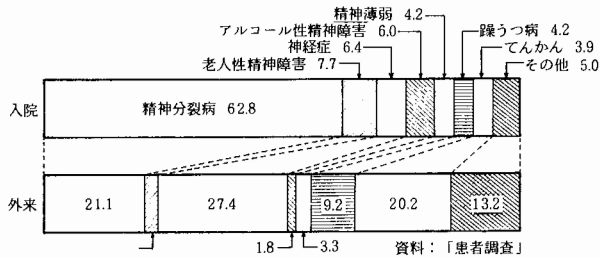
(昭和59年)

(単位:千人)

	総 数	人 院			外 来			
		総 数	新 入 院	繰 入 越 院	総 数	初 診	再 来	往 診 (再掲)
総 数	7,698.7	1,343.8	61.6	1,282.2	6,354.9	1,128.4	5,226.4	47.6
V 精神障害	378.6	310.7	4.2	306.4	68.0	5.8	62.2	0.6
老年期及び初老期の器質性精神病	27.9	24.7	0.6	24.1	3.3	0.3	3.0	0.3
アルコール精神病	3.0	2.8	0.0	2.8	0.7	0.0	0.7	—
精神分裂病	220.8	202.7	2.2	200.6	18.0	0.9	17.2	0.0
躁うつ病	21.2	14.4	0.2	13.3	7.8	0.5	7.8	—
その他の精神病	15.7	10.8	0.1	10.7	2.8	0.1	2.7	0.0
神経症	44.0	24.7	0.7	20.0	32.3	1.8	21.5	0.1
アルコール依存	17.9	16.4	0.2	16.2	1.4	0.2	1.3	0.0
その他の非精神病	13.8	5.4	0.2	5.3	8.4	1.8	6.5	—
性精神障害	16.4	13.6	0.0	13.6	2.8	0.2	2.6	0.0
精神薄弱	16.4	13.6	0.0	13.6	2.8	0.2	2.6	0.0
VI 神経系及び感覚器の疾患	651.5	67.9	3.6	65.3	583.6	86.6	297.0	1.6
てんかん	39.7	12.5	0.2	12.3	17.2	0.8	16.4	0.0

資料:患者調査

表3 入院・外来別受療者の疾病別割合 (%)



注：調査月は、30～58年は各7月、59年は10月である。

表6 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(61. 6. 30現在)

都道府県	人口 千人 (60.10.1)	精神 病院数	精神 病床数	人口 万 対 病床数	在 院 患 者 数 A	病 床 利 用 率 (%)	人口万 対在院 患者数	措 置 患 者 数 B	人口万 対措置 患者数	B/A (%)	通 院 費 承 認 件 数	
北海道	道森	5,679	128	20,822	36.7	21,568	103.6	38.0	1,285	2.3	6.0	51,853
	青岩	1,524	25	4,894	32.1	4,702	96.1	30.9	322	2.1	6.9	8,306
	岩宮	1,434	22	4,732	33.0	4,730	100.0	33.0	213	1.5	4.5	6,053
	秋田	2,176	28	4,528	20.8	4,392	97.0	20.2	387	1.8	8.8	10,668
山形	福橋	1,254	26	4,661	37.2	4,840	103.8	38.6	637	5.1	13.2	5,192
	形島	1,262	17	2,939	23.3	3,000	102.1	23.8	150	1.2	5.0	5,846
	福城	2,080	40	8,123	39.1	8,230	101.3	39.6	982	4.7	11.9	7,864
	栗新	2,725	37	7,682	28.2	8,092	105.3	29.7	1,014	3.7	12.5	6,884
埼玉県	栗新	1,866	30	5,690	30.5	5,604	98.5	30.0	452	2.4	8.1	4,301
	栗新	1,921	20	5,160	29.2	5,726	102.0	29.8	618	3.2	10.8	5,748
	玉栗	5,864	48	10,523	18.0	10,846	103.1	18.5	849	1.5	7.8	13,239
	栗新	5,148	49	11,347	22.0	11,101	97.8	21.6	190	0.4	1.7	14,224
千葉県	栗新	11,828	115	25,946	21.9	25,265	97.4	21.4	163	0.1	0.7	52,607
	栗新	7,432	57	12,184	16.4	11,804	96.9	15.9	662	0.9	5.6	32,268
	栗新	2,478	31	6,979	28.2	7,424	106.4	30.0	559	2.3	7.5	9,439
	栗新	1,118	29	3,621	32.4	3,854	106.4	34.5	484	4.3	12.6	5,838
富山	栗新	1,152	19	3,937	34.2	3,846	97.7	33.4	168	1.5	4.4	2,719
	栗新	818	11	2,058	25.2	1,934	94.0	23.6	259	3.2	13.4	1,099
	栗新	833	11	2,696	32.4	2,728	101.2	32.8	427	5.1	15.7	1,760
	栗新	2,137	32	5,956	27.9	5,646	94.8	26.4	593	2.8	10.5	8,952
岐阜	栗新	2,029	20	4,156	20.5	4,124	99.2	20.3	616	3.0	14.9	5,814
	栗新	3,575	33	7,011	19.6	6,879	98.1	19.2	882	2.5	12.8	9,229
	栗新	6,455	55	13,340	20.7	13,052	97.8	20.2	1,148	1.8	8.8	18,328
	栗新	1,747	21	5,004	28.6	5,244	104.8	30.0	843	4.8	16.1	8,630
静岡県	栗新	1,156	11	2,134	18.5	2,019	94.6	17.5	133	1.2	6.6	4,239
	栗新	2,586	23	7,223	27.9	7,046	97.5	27.3	161	0.6	2.3	13,868
	栗新	8,668	68	20,691	23.9	20,262	97.9	23.4	331	0.4	1.6	55,508
	栗新	5,278	41	10,542	20.0	10,813	102.6	20.5	1,118	2.1	10.3	17,443
東京都	栗新	1,305	11	2,599	19.9	2,659	102.3	20.4	292	2.2	11.0	2,389
	栗新	1,087	13	2,999	27.6	2,918	97.3	26.8	584	5.4	20.0	2,986
	栗新	616	11	1,941	31.5	1,897	97.7	30.8	175	2.8	9.2	3,493
	栗新	795	17	2,485	31.3	2,453	98.7	30.9	146	1.8	6.0	7,194
鳥取	栗新	1,917	23	5,378	28.1	5,243	97.5	27.4	409	2.1	7.8	8,674
	栗新	2,819	43	8,267	29.3	8,828	106.8	31.3	690	2.5	7.8	8,985
	栗新	1,602	33	6,081	38.0	6,432	105.8	40.2	751	4.7	11.7	5,744
	栗新	835	22	4,389	52.6	4,436	101.1	53.1	422	5.1	9.5	2,730
徳島	栗新	1,023	19	4,205	41.1	4,183	99.5	40.9	389	3.8	9.3	3,491
	栗新	1,530	22	4,840	31.6	5,038	104.1	32.9	539	3.5	10.7	7,533
	栗新	840	26	4,172	49.7	4,137	99.2	49.3	521	6.2	12.6	6,068
	栗新	4,719	101	20,035	42.5	20,544	102.5	43.5	1,341	2.8	6.5	15,527
佐賀	栗新	880	19	4,203	47.8	4,097	97.5	46.6	353	4.0	8.6	3,828
	栗新	1,594	37	8,429	52.9	8,794	104.3	55.2	278	1.7	3.2	5,305
	栗新	1,838	45	8,969	48.8	8,863	98.8	48.2	927	5.0	10.5	5,992
	栗新	1,250	25	4,651	37.2	5,113	109.9	40.9	747	6.0	14.6	4,497
熊本	栗新	1,176	26	6,154	52.3	5,847	95.0	49.7	696	5.9	11.9	5,890
	栗新	1,819	50	9,847	54.1	10,223	103.8	56.2	1,235	6.8	12.1	9,888
	栗新	1,179	20	4,482	38.0	4,387	97.9	37.2	68	0.6	1.6	15,675
	計	121,047	1,610	339,161	28.0	340,863	100.5	28.2	26,209	2.2	7.7	513,808

資料：1 病床利用率は病院報告（確定版）
 2 措置患者数は、厚生省報告例
 3 人口は総人口（総務庁統計局）
 4 通院医療費承認件数は厚生省報告例（昭和61年の年計）

表7 病名別・性別・年齢別在院患者数

(昭和62.6.30現在)

診断名区分	総 数					男					女				
	総 数	20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	指 入 置 院 患 者 数	総 数	20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	指 入 置 院 患 者 数	総 数	20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	指 入 置 院 患 者 数
精 神 分 裂 病	210,474	1,412	191,190	17,872	18,495	120,662	821	113,262	6,579	11,947	89,812	591	77,928	11,293	6,548
躁 う つ 病	16,263	162	12,167	3,934	283	7,735	79	6,407	1,249	159	8,528	83	5,760	2,685	124
脳精 器神 質障 性害	総 数	53	8,289	31,560	224	16,599	39	5,634	10,926	160	23,303	14	2,655	20,634	64
痴呆	アルツハイマー型	6,676	3	950	5,723	8	2,108	0	455	1,653	3	4,568	3	495	5
質障	性脳血管障害型	19,797	8	2,792	16,997	31	7,991	3	1,955	6,033	19	11,806	5	837	12
性害	その他	6,754	6	1,415	5,333	65	2,770	6	894	1,870	45	3,984	0	521	20
その他	その他	6,675	36	3,132	3,507	120	3,730	30	2,330	1,370	93	2,945	6	802	27
中精	総 数	22,479	181	19,479	2,819	399	20,832	127	18,138	2,567	386	1,647	54	1,341	13
神	アルコール中毒	20,742	19	17,985	2,738	249	19,435	17	16,904	2,514	242	1,307	2	1,081	7
毒	覚せい剤中毒	678	34	639	5	108	554	18	532	4	105	124	16	107	3
障	その他の中毒	1,059	128	855	76	42	843	92	702	49	39	216	36	153	3
症害	その他の精神病	10,938	262	8,640	2,036	318	5,035	129	4,225	681	174	5,903	133	4,415	144
その他	精神薄弱	14,669	353	13,184	1,132	893	8,701	218	7,944	539	598	5,968	135	5,240	295
精	精神病質	1,956	56	1,654	246	91	1,491	33	1,298	160	74	465	23	356	17
精	精神神経症	9,840	588	8,038	1,214	65	4,502	289	3,905	308	29	5,338	299	4,133	36
て	てんかん	10,671	227	9,772	672	935	6,297	147	5,819	331	593	4,374	80	3,953	342
そ	その他	4,725	514	2,969	1,242	67	2,426	297	1,695	434	45	2,299	217	1,274	22
合	計	341,917	3,808	275,381	62,728	21,550	194,280	2,179	168,327	23,774	13,945	147,637	1,629	107,054	7,605

資料：精神保健課調

表 8 都道府県別疾病別在院患者数

	精 神 分 裂 病	躁うつ病	脳器質性精神障害				中 毒	
			総 数	痴 呆 性 疾 患				
				アルツハ イマー型	脳血管 障害型	その他		
北海道	10,944	1,155	2,901	454	1,333	660	454	2,419
青森	2,784	189	626	88	449	31	58	440
岩手	3,002	231	463	35	219	89	120	378
宮城	2,894	335	474	49	211	127	87	209
秋田	2,679	257	732	29	459	133	111	383
山形	1,912	214	368	56	218	30	64	77
福島	4,630	529	1,008	199	378	176	255	605
茨城	5,901	339	513	53	236	120	104	360
栃木	3,550	380	311	27	96	92	96	297
群馬	3,911	195	699	155	260	71	213	265
埼玉	7,571	576	704	65	360	186	93	476
千葉	7,644	556	1,132	156	390	329	257	598
東京都	16,762	1,441	2,638	467	986	608	577	1,135
神奈川県	7,836	697	860	127	438	139	156	791
新潟	4,334	533	947	199	544	89	115	316
富山	2,409	247	354	20	145	112	77	206
石川	2,497	165	462	116	222	59	65	118
福井	1,394	99	91	21	32	16	22	58
山梨	1,841	105	170	8	93	13	56	92
長野	3,730	315	458	132	194	71	61	314
岐阜	2,755	158	261	51	106	37	67	162
静岡県	4,663	273	518	80	191	157	90	288
愛知県	8,076	678	1,154	133	585	108	328	674
三重	3,150	241	404	27	144	68	165	242
滋賀	1,306	118	208	52	98	32	26	72
京都	3,349	267	1,879	380	1,260	54	185	227
大阪	12,336	763	2,360	403	1,199	394	364	1,466
兵庫県	6,913	430	1,279	232	507	271	269	560
奈良	1,691	136	255	117	46	53	39	156
和歌山	2,139	82	92	22	17	24	29	89
鳥取	1,229	95	224	38	115	40	31	154
島根	1,413	153	327	23	202	31	71	159
岡山	2,993	239	825	163	451	107	104	327
広島	5,356	476	1,048	208	489	196	155	891
山口	3,801	267	1,190	291	737	95	67	473
徳島	3,053	117	411	34	141	144	92	235
香川県	2,560	149	628	100	312	139	77	314
愛媛	3,368	172	372	69	170	75	58	313
高知県	2,427	166	496	133	215	81	67	488
福岡	11,107	811	3,300	559	1,798	452	491	2,123
佐賀	2,426	168	655	234	284	78	59	196
長崎	4,650	328	1,476	164	894	194	224	1,068
熊本	5,540	240	1,263	171	669	179	244	569
大分	3,424	217	497	73	319	51	54	423
宮崎	3,102	212	978	182	498	224	74	525
鹿児島	6,251	644	1,233	163	658	285	127	507
沖縄	3,171	105	658	118	429	34	77	241
合 計	210,474	16,263	39,902	6,676	19,797	6,754	6,675	22,479

資料：精神保健課調

(62.6.30現在)

性 精 神 障 害			その他の 精 神 病	精 神 薄 弱	精 神 病 質	精 神 神 經 症	て ん か ん	その他	合 計
アルコール 中毒	覚せい剤 中毒	その他の 中毒							
2,254	48	117	527	1,013	120	1,100	897	594	21,670
424	1	15	194	175	14	104	138	49	4,713
363	0	15	95	252	27	154	165	42	4,809
192	2	15	146	169	16	120	140	68	4,571
374	0	9	83	247	65	149	165	61	4,821
74	1	2	61	178	22	68	107	24	3,031
563	6	36	363	515	53	225	380	70	8,378
301	23	36	99	293	53	164	247	96	8,065
261	20	16	284	279	34	117	244	41	5,537
242	3	20	148	170	11	177	128	16	5,720
442	8	26	393	376	37	203	383	227	10,946
532	25	41	423	242	23	300	242	128	11,288
992	60	83	707	1,096	88	527	699	278	25,371
730	19	42	234	217	17	553	375	175	11,755
311	0	5	180	539	113	182	234	65	7,443
198	1	7	125	152	44	211	97	43	3,888
108	0	10	121	140	25	138	137	45	3,848
50	0	8	38	46	8	114	74	15	1,937
86	1	5	55	140	14	52	104	21	2,594
307	1	6	79	171	31	304	188	52	5,642
151	2	9	114	258	34	181	168	30	4,121
259	9	20	267	346	42	255	218	27	6,897
583	17	74	446	632	194	530	459	277	13,120
220	6	16	422	273	34	208	175	74	5,223
67	1	4	89	64	5	114	102	14	2,092
198	19	10	325	127	24	254	176	26	6,654
1,336	64	66	1,040	879	50	412	449	165	19,920
513	21	26	484	425	30	343	305	95	10,864
134	6	16	191	145	15	17	70	52	2,728
83	0	6	261	112	6	59	47	23	2,910
150	2	2	50	55	7	26	38	26	1,904
153	4	2	79	96	16	87	67	35	2,432
311	8	8	119	184	15	300	123	48	5,173
837	18	36	220	323	55	159	264	158	8,950
464	1	8	26	275	30	130	166	218	6,576
227	2	6	143	184	20	176	137	74	4,550
278	21	15	148	134	8	121	113	20	4,195
291	13	9	196	205	16	126	150	32	4,950
442	26	20	111	153	12	57	151	75	4,136
1,849	185	89	786	1,119	309	577	562	201	20,895
186	5	5	87	110	46	128	102	223	4,141
1,044	3	21	223	521	70	136	272	116	8,860
519	18	32	116	577	65	132	322	44	8,868
410	4	9	64	153	15	68	186	116	5,163
509	3	13	219	401	3	80	248	73	5,841
487	0	20	167	455	18	126	385	323	10,109
237	1	3	190	53	2	76	72	50	4,618
20,742	678	1,059	10,938	14,669	1,956	9,840	10,671	4,725	341,917

表9 都道府県別年間入退院患者数等

(昭和61年)

		年 間 在 院 患 者 延 数	年 間 新 入 院 患 者 数	年 間 退 院 患 者 数	平 均 在 院 日 数
北海道	森手	7,915,730	16,396	16,183	485.9
	岩手	1,713,547	4,017	3,887	433.6
	宮城	1,735,454	3,039	3,080	567.2
	秋田	1,602,539	3,903	3,801	416.0
山形	形島	1,097,519	3,085	2,966	362.8
	福島	3,014,208	4,955	4,912	611.0
	茨城	2,968,266	3,553	3,671	821.8
	栃木	2,043,271	3,027	3,028	674.9
群馬	群馬	2,093,219	3,261	3,177	650.3
	埼玉	3,950,995	7,202	6,994	556.6
	千葉	4,059,886	9,161	8,966	447.9
	東京	9,252,258	18,894	18,945	489.0
神奈川県	神奈川	4,308,300	10,002	10,245	425.6
	新潟	2,713,040	5,040	5,003	540.3
	富山	1,414,451	2,298	2,228	625.0
	石川	1,413,357	2,365	2,399	593.3
福山	福井	703,493	1,197	1,213	583.8
	山梨	989,607	1,798	1,793	551.2
	長野	2,067,179	4,464	4,438	464.4
	岐阜	1,498,538	2,892	2,876	519.6
静岡県	静岡	2,506,296	5,032	4,881	505.7
	愛知	4,756,368	10,652	10,469	450.4
	三重	1,899,210	2,939	2,861	654.9
	滋賀	731,238	1,549	1,467	484.9
京大阪	京都	2,547,736	4,884	4,191	561.5
	大阪	7,399,786	16,792	16,776	440.9
	兵庫	3,948,918	7,525	7,509	525.3
	奈良	975,429	1,476	1,398	678.8
和歌山	和歌山	1,067,874	1,147	1,177	919.0
	鳥取	689,397	1,601	1,589	432.2
	岡山	890,267	2,510	2,522	353.8
	岡山	1,900,875	5,235	5,278	361.6
広島山	広島	3,229,383	6,324	6,361	509.2
	山口	2,355,408	3,748	3,790	624.9
	徳島	1,621,811	2,141	2,013	780.8
	香川	1,535,484	2,873	2,982	524.5
愛媛高	愛媛	1,839,038	3,200	3,231	571.9
	高知	1,515,952	3,291	3,281	461.3
	福岡	7,514,989	11,862	11,756	636.4
	佐賀	1,495,294	2,687	2,563	569.6
長熊大	長崎	3,223,505	4,224	4,048	779.4
	熊本	3,246,523	4,322	4,283	754.6
	大分	1,864,883	2,652	2,628	706.4
	宮崎	2,119,095	4,053	3,839	537.0
鹿児島	鹿儿岛	3,730,304	4,948	4,864	760.4
	沖縄	1,577,916	3,546	3,378	455.8
全 国	124,514,341	235,169	232,437	532.6	

資料：病院報告

表10 精神病床数・入院患者数・措置患者数・措置率・利用率の推移
(各年6月末)

年次	精神病床数 床	入院患者数 人	措置患者数 人	措置率 %	病床利用率 %
昭和45年	242,022	253,433	76,597	30.2	104.7
50	275,468	281,127	65,571	23.3	102.0
52	287,305	295,514	57,846	19.6	102.9
53	292,720	301,245	54,693	18.2	102.9
54	297,650	306,340	50,725	16.6	102.9
55	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
56	311,901	319,345	44,342	13.9	102.4
57	318,186	326,393	40,202	12.3	102.6
58	324,004	333,854	37,412	11.2	103.0
59	329,806	337,930	34,805	10.3	102.5
60	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
61	339,161	340,863	26,209	7.7	100.5

資料：病床数・入院患者数：病院報告
措置患者数：厚生省報告例

表11 単科精神病院の年間外来患者延数等の年次推移

年次	単科精神病院における年間外来患者延数	1日当たり平均数	通院医療費公費負担承認件数
昭和45年	4,978,197	16,762	136,196
50	6,576,485	22,218	223,914
52	6,977,898	23,495	255,594
53	7,287,142	24,536	279,500
54	7,450,728	25,087	304,003
55	7,647,224	25,748	323,784
56	7,877,166	26,612	346,966
57	8,300,157	27,947	375,931
58	8,531,429	28,725	399,318
59	8,672,249	29,102	435,221
60	8,776,420	29,550	481,325
61	9,111,245	30,678	513,808

資料：1. 外来患者延数は病院報告
2. 公費負担承認件数は厚生省報告例

表12 在院患者数・措置患者数・医療扶助人員の年次推移

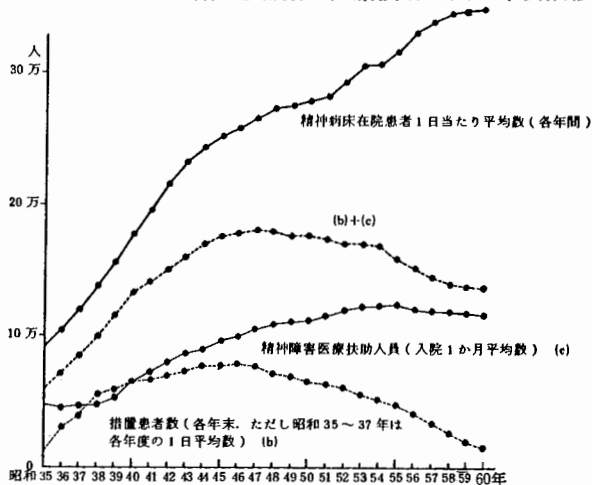


表13 都道府県別精神衛生相談状況

(単位：人)

都道府県	精神衛生相談延人員													
	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年
北海道	5,101	6,205	5,916	5,718	6,810	6,445	6,420	6,525	6,650	6,760	7,357	7,604	7,370	8,991
青森	90	207	206	224	228	240	267	288	304	351	357	410	553	657
岩手	943	725	1,067	960	962	950	2,293	1,211	2,676	2,883	4,792	5,747	5,938	5,878
宮城	2,602	2,992	3,307	3,660	3,327	3,906	4,755	3,721	4,027	4,352	3,741	3,816	3,655	3,834
秋田	1,225	1,344	1,543	883	757	958	913	1,035	1,449	1,379	1,360	1,324	1,458	1,472
山形	1,716	1,671	1,233	980	1,256	1,233	1,718	1,972	2,096	1,965	1,301	1,196	1,262	1,884
福島	1,112	926	795	771	1,045	1,316	1,179	1,267	1,393	1,371	1,595	1,594	1,684	1,350
茨城	1,358	1,248	1,534	1,630	1,487	1,444	1,922	1,995	2,454	2,411	2,700	1,927	2,353	3,542
栃木	307	278	420	475	633	706	473	677	998	1,094	1,204	1,993	2,100	1,733
群馬	1,040	1,285	1,571	2,609	2,549	2,309	1,896	2,428	2,165	2,095	2,164	2,302	2,719	5,014
埼玉	849	944	897	1,170	1,683	1,578	2,171	2,994	4,433	5,354	5,850	7,783	12,248	15,612
千葉	1,787	2,140	2,339	2,731	3,044	3,212	3,175	3,061	3,196	4,025	5,279	5,634	5,687	7,004
東京都	10,087	10,426	13,549	17,116	20,181	22,104	26,962	40,813	46,402	55,541	56,558	66,753	90,825	100,860
神奈川	15,300	18,165	23,762	25,590	23,695	29,986	36,907	41,163	39,952	63,363	39,439	43,079	43,262	49,986
新潟	4,847	4,875	4,336	4,933	5,972	5,670	5,360	6,635	7,092	5,413	4,899	6,146	4,942	5,407
富山	401	482	373	438	419	403	441	608	670	1,121	1,465	2,066	2,098	2,279
石川	728	694	571	577	590	747	870	866	1,030	1,172	1,322	1,768	1,930	2,872
福井	181	186	220	224	336	741	583	509	301	943	1,057	1,360	3,485	4,303
山梨	681	434	625	628	469	452	468	366	724	613	369	1,488	2,248	3,494
長野	892	1,353	1,646	1,797	1,549	2,257	3,642	4,695	5,672	4,909	4,587	4,511	4,907	5,029
岐阜	831	836	823	779	949	907	873	1,246	1,535	1,229	1,358	1,580	1,400	1,844
静岡県	2,618	2,458	2,619	3,064	3,445	3,648	3,690	4,105	3,920	4,988	4,812	5,821	6,865	7,861
愛知	7,895	8,635	9,652	10,761	11,515	12,921	13,139	15,294	14,824	15,981	16,589	18,025	17,896	19,530
三重	250	294	305	291	481	618	195	324	548	224	191	196	733	272
滋賀	457	463	679	507	599	604	808	1,171	873	901	724	2,419	4,520	3,961
京都	3,217	3,757	3,995	3,488	4,073	4,604	5,629	6,934	7,501	7,484	8,406	10,297	11,212	12,174
大阪	17,539	20,261	20,298	23,036	27,431	32,404	36,298	46,736	46,405	56,774	71,133	81,408	87,772	94,971
兵庫県	6,773	10,371	8,734	9,160	9,795	11,339	15,173	16,471	19,222	23,099	22,717	23,278	24,187	28,169
奈良	59	215	188	198	205	160	151	173	323	332	470	677	942	1,255
和歌山	622	1,085	691	808	632	471	704	478	596	796	663	738	762	705
鳥取	185	156	213	331	393	601	364	795	741	649	1,216	2,301	2,300	3,574
島根	506	1,244	991	879	764	588	720	1,013	1,627	1,822	1,029	870	878	863
岡山	1,001	769	914	787	1,070	1,228	1,498	1,680	1,231	2,202	1,756	1,410	1,337	1,261
広島	2,509	2,302	2,205	2,588	2,787	3,054	3,076	4,432	5,477	5,510	6,294	9,238	11,179	16,792
山口	1,237	1,100	926	1,260	2,199	1,315	1,469	1,830	2,906	3,240	2,834	3,014	3,811	4,120
徳島	500	654	629	651	723	564	572	391	296	228	521	654	768	721
香川	251	341	500	402	486	511	587	594	827	882	830	648	1,034	889
愛媛	825	1,095	1,130	1,113	1,293	1,213	551	1,204	1,823	1,387	1,415	1,680	1,767	3,110
高知	2,282	1,844	2,100	2,347	2,939	2,886	2,793	2,775	2,657	3,641	4,151	2,831	2,853	2,957
福岡	3,708	4,059	5,089	5,139	5,219	4,867	6,538	6,538	6,507	6,232	8,970	8,334	10,314	9,863
佐賀	683	826	719	700	838	820	1,161	1,531	974	1,678	2,158	1,897	1,544	2,205
長崎	727	834	888	1,279	1,524	1,896	1,123	1,491	1,931	2,880	2,057	3,548	4,638	6,286
熊本	987	909	1,145	971	1,005	1,117	1,040	1,930	1,290	1,451	2,039	2,264	2,009	3,328
大分	349	498	515	528	783	1,154	1,079	1,712	1,963	2,330	1,804	2,266	4,083	3,919
宮崎	1,272	1,462	994	556	692	745	587	558	622	540	659	604	979	996
鹿児島	1,285	907	1,077	1,785	3,336	3,026	3,185	3,523	4,938	4,103	4,478	6,337	4,549	5,066
沖縄	4,162	6,810	3,111	1,965	1,039	1,270	1,666	1,500	2,670	1,706	2,402	3,148	3,874	5,591
合計	114,007	130,745	137,390	148,487	162,207	181,189	207,084	249,258	267,911	300,404	319,072	363,984	414,930	472,388

資料：保健所運営報告

表14 都道府県別精神衛生訪問指導状況

(単位：人)

都道府県	精神衛生被訪問指導延人員													
	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年
北海道	8,646	8,577	8,362	8,066	8,672	9,444	9,462	10,849	11,612	11,751	11,257	10,993	10,521	11,603
青森	1,242	1,741	1,684	1,365	1,301	1,444	1,667	1,534	1,466	1,441	1,973	2,734	3,097	3,499
岩手	2,077	2,723	3,190	3,137	3,464	3,767	3,875	4,332	4,187	4,506	4,631	4,863	6,129	6,710
宮城	4,133	4,228	4,193	4,220	4,760	4,790	4,768	3,804	4,460	4,161	4,239	4,662	3,823	4,570
秋田	1,744	1,670	2,159	2,117	2,321	2,851	2,763	2,738	2,859	3,021	2,917	2,289	2,964	3,143
山形	2,453	2,475	2,401	2,374	2,445	2,654	2,538	2,352	2,828	2,755	3,103	2,766	3,419	3,283
福島	723	843	671	856	856	1,043	966	1,339	1,661	1,914	1,888	2,062	2,434	3,068
茨城	3,043	3,562	4,374	4,379	3,512	2,951	3,013	3,158	2,686	3,007	2,863	2,993	3,558	3,312
栃木	3,474	2,495	3,289	3,810	4,000	3,959	3,804	4,232	4,261	4,023	3,961	4,624	3,789	3,641
群馬	3,312	3,848	3,976	4,591	4,200	4,270	3,980	4,519	4,256	4,139	3,629	2,709	3,069	3,222
埼玉	2,258	2,422	2,138	3,019	3,226	3,511	3,251	3,489	4,065	4,346	4,378	5,631	6,987	8,071
千葉	1,867	1,832	2,070	2,272	2,383	2,349	2,264	2,563	2,230	1,957	1,865	2,028	2,464	3,227
東京都	7,536	7,538	8,233	10,128	11,331	12,175	13,931	16,394	17,350	19,713	99,984	20,976	23,834	27,385
神奈川県	8,952	9,324	11,683	10,738	9,508	11,132	11,606	12,957	12,773	12,811	11,413	12,102	15,273	12,978
新潟	6,160	5,790	3,810	4,892	3,940	2,995	3,059	3,210	3,280	3,844	3,305	3,774	3,080	3,000
富山	3,711	3,735	4,474	3,856	3,133	2,587	2,224	2,306	1,829	1,776	1,711	1,910	2,029	1,998
石川	1,485	1,527	1,656	1,917	3,027	3,164	3,166	1,837	1,646	1,933	2,110	2,308	1,957	1,702
福井	155	203	719	875	908	1,147	1,122	1,002	939	1,505	2,351	2,826	3,642	3,764
山梨	843	759	731	1,120	1,411	801	878	742	839	742	751	1,071	1,401	1,290
長野	2,236	1,988	2,325	3,037	2,208	2,311	2,169	1,994	1,970	1,850	2,094	1,764	1,930	2,255
岐阜	2,586	2,526	1,759	2,012	2,385	3,249	2,876	3,065	3,573	2,682	3,239	3,182	3,251	4,015
静岡県	4,025	4,368	5,015	6,599	6,425	6,786	6,129	6,056	6,156	6,505	6,545	6,478	7,224	7,370
愛知	11,110	10,208	12,286	13,780	14,484	14,957	16,266	15,412	14,569	14,154	13,738	15,013	15,948	16,862
三重	795	673	639	611	343	369	416	459	663	729	851	893	1,104	1,275
滋賀	359	809	941	964	1,005	956	1,257	1,103	917	996	1,094	994	1,347	1,898
京都	1,978	3,439	3,690	2,880	3,231	4,086	4,285	4,773	3,999	4,435	4,483	5,680	6,544	6,667
大阪	5,235	5,942	6,805	7,972	9,229	8,794	9,967	11,396	11,333	12,124	11,124	13,140	14,524	16,879
兵庫県	4,446	3,842	3,950	4,400	4,779	4,438	4,651	5,098	5,760	6,901	8,360	8,350	8,856	9,994
奈良	444	549	775	939	768	696	685	497	764	977	718	688	830	930
和歌山	914	1,221	856	1,119	861	752	550	583	755	985	1,173	1,175	1,663	2,220
鳥取	1,403	1,282	1,371	1,641	1,405	1,546	1,595	1,974	1,595	1,480	1,903	2,000	2,181	2,287
根拠	970	835	1,133	1,180	1,323	936	1,287	1,273	1,463	1,136	1,174	957	1,021	1,086
岡山	6,645	5,940	8,280	8,114	8,762	7,541	6,545	7,232	6,906	7,392	6,489	6,540	8,127	9,341
広島	6,961	6,376	6,946	7,232	7,585	7,876	8,537	8,269	8,448	7,755	8,208	8,926	9,155	10,440
山口	2,822	3,301	4,187	4,581	5,188	4,754	5,321	5,699	6,213	5,741	5,894	5,306	5,557	5,683
島川	2,459	2,367	1,791	2,783	3,291	3,080	3,871	3,457	3,453	3,166	2,877	3,213	3,583	5,168
徳香	1,427	1,516	1,699	1,924	1,449	1,583	1,567	1,581	1,713	1,803	1,233	1,344	2,100	2,256
愛媛	2,726	4,035	2,947	4,323	3,469	2,919	3,227	3,335	3,132	3,055	3,434	3,412	2,964	3,407
高知	5,090	7,297	6,352	7,091	6,633	7,379	6,738	6,928	6,334	8,396	8,260	5,495	6,294	6,342
福岡	4,774	5,400	5,662	6,473	6,355	6,845	8,362	8,099	7,849	8,205	8,016	8,192	9,924	10,945
佐賀	1,181	1,731	1,601	2,162	2,229	2,751	3,017	3,581	3,174	3,452	3,291	2,746	3,257	3,694
長崎	2,697	3,250	4,441	4,834	4,749	5,095	5,285	6,301	6,573	6,548	5,950	5,952	6,057	6,458
熊本	809	1,454	2,268	1,889	1,792	1,974	1,890	2,483	2,472	2,858	3,214	3,409	3,311	3,419
大分	1,108	1,182	1,825	1,510	2,068	2,418	2,352	2,451	2,020	2,435	3,931	4,741	5,773	6,652
宮崎	4,075	4,308	2,463	2,145	2,643	2,541	1,863	2,079	1,932	2,709	2,903	2,651	3,106	2,398
鹿児島	4,136	4,494	4,304	4,671	5,759	5,557	5,590	6,001	7,228	8,676	8,494	8,283	9,185	8,040
沖縄	2,591	3,476	4,312	3,780	3,695	4,136	3,961	5,063	4,861	4,245	4,158	4,826	5,896	7,183
合計	149,816	158,952	170,436	184,378	188,511	193,359	198,546	209,457	211,061	220,735	221,177	228,671	254,182	274,630

資料：保健所運営報告

15 精神衛生実態調査結果概要

— 昭和29年 —

人口 88,293,000人

精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総 数	130万人	14.8
精 神 病	45万人	5.2
精神薄弱	58万人	6.6
そ の 他	27万人	3.0

処遇の状況

在宅のまま精神科専門の指導を受けている	1%	1.24万人
精神病院または精神病室に入っている	3%	3.72万人
在宅のまま精神科専門医以外の医師、保健所により指導を受けている	5%	6.20万人
そ の 他	91%	118万人

必要な処遇別精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総 数	130万人	14
要収容治療	46万人	5
要家庭治療	38万人	4
要家庭指導	46万人	5

— 昭和38年 —

人口 96,156,000人

精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総 数	124万人	12.9
精 神 病	57万人	5.9
精神薄弱	40万人	4.2
そ の 他	27万人	2.8

処遇別精神障害者百分率

	医療を 総数 うけて いる	精神衛生 相談所等 その他の 施設の指 導をうけ ている	在宅の 患 者
総 数	100	30.1	5.2
精 神 病	100	45.4	1.9
精神薄弱	100	6.0	13.0
そ の 他	100	33.3	0.8

必要な処置別精神障害者・有病者

	(人口 千対 有病 率 総数)	精神病 院に入 院を要 するも の	精神病院 以外の施 設に収容 を要する もの	在宅のま ま医療指 導を要する もの
	万人	万人	万人	万人
総 数	(12.9)	(3.0)	(0.7)	(9.3)
精神病	124 (5.9)	28 (2.2)	7 (0.1)	89 (3.6)
精神薄弱	57 (4.2)	21 (0.4)	2 (0.5)	35 (3.3)
その他	40 (2.8)	3 (0.4)	5 (0.05)	32 (2.3)
その他	27	4	—	22

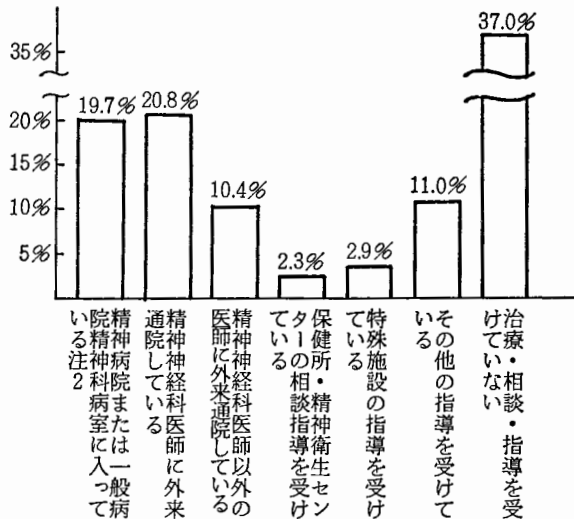
—昭和48年—

人口108,079,000人注1

1. 精神障害者の内訳

精神病によるもの	57.8%
精神薄弱によるもの	20.8%
その他によるもの	21.4%

2. 現在の治療及び指導の内容（延集計）



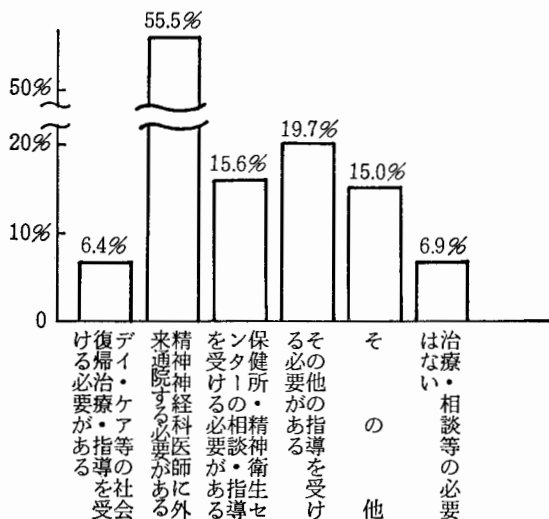
現在の治療及び指導の内容を延集計すると、

- (1) 現在、精神神経科医師に外来通院しているものは20.8%、また、精神神経科医師以外の医師に外来通院しているものは10.4%で、この両者を加えると、31.2%が現在、医療機関に外来通院している。
- (2) 保健所・精神衛生センターの相談・指導を受けているものは2.3%、特殊施設の指導を受けているものは2.9%、または、その他の指導を受けているものは11.0%で、これを加えると16.2%が、現在、指導を受けている。
- (3) 治療・相談・指導を受けていないものは37.0%である。

注1 各年とも厚生省統計情報部人口動態統計による。

注2 48年12月末入院患者数 268,546人（厚生省統計情報部病院報告による）に対応するもの。

3. 必要な治療及び指導の内容（延集計）



必要な治療及び指導の内容を延集計すると、

- (1) デイ・ケア等の社会復帰治療・指導を受ける必要があるものは6.4%であり、その重要性を示した。
- (2) 精神神経科医師に外来通院する必要があるものは55.5%であり、前2項の(1)現在、医療機関に外来通院しているものにくらべて、必要性が高いことを示した。
- (3) 保健所・精神衛生センターの相談・指導を受ける必要があるものは15.6%、またその他の指導を受ける必要があるものは19.7%で、この両者を加えると35.3%が指導を必要としており、前項2(2)の現在、指導を受けているものにくらべて、必要性が高いことを示した。

1. 都道府県の実施状況

47都道府県中37道府県で実施

2. 医療施設の実施状況

全国の施設実施率 50.5%

調査が行われた37道府県での施設実施率 87.2%

3. 調査票の回収状況

回収率 69.6%

4. 調査結果の概要

(1) 基本的事項

ア. 年齢階層

入院、通院とも25～54歳の青壮年期が3分の2を占める。

イ. 診断分類

入院では、精神分裂病、老年期器質性精神病、アルコール精神疾患、躁うつ病が多い。通院では、精神分裂病、神経症、躁うつ病、てんかんが多い。

ウ. 診断分類別の年齢階層

入院、通院とも精神分裂病は総数の場合とほとんど同じであるが、躁うつ病、アルコール精神病は壮年期を山として高年層に傾いている。神経症は入院では各年齢層にわたって幅広く分布し、通院では高年層に傾いている。

エ. 罹病期間

10年以上が入院では65%、通院では47%。

オ. 受療期間

10年以上が入院では53%、通院では30%。

(2) 受療方法に関する事項

ア. 紹介の有無と紹介機関

紹介により受療した者は、入院、通院ともに30%程度。紹介機関は、医療施設、福祉事務所・保健所等、友人・知人等が多い。

イ. 通院医療費公費負担

公費負担を受けている者は30%（昭和45年13%）。

ウ. 入院形式

同意入院80%、措置入院14%、自由入院5%。

エ. 保護義務者

父母44%、兄弟姉妹25%、配偶者12%。なお市町村長は5%。

オ. 通院片道時間

30分未満39%、1時間未満78%。

カ. 通院間隔

2週に1回が60%、月に1回が23%。

(3) 治療、社会復帰に関する事項

ア. 他機関等の利用

受療している医療機関のほかに他機関等を利用している者は13%。

そのうち、保健婦等の訪問42%（全体の5%）、福祉事務所員の訪問18%、保健所で行う社会復帰事業9%。

イ. 日常生活介助の必要性

介助を必要とする者は、入院で64%、通院で23%。

ウ. 開放、閉鎖病棟の利用

閉鎖病棟が64%、開放・半開放病棟35%。

エ. 身体合併症

合併症を有する者は37%。

オ. 入院回避条件

どのような条件が満たされれば入院を回避できたかについては、家族の協力、治療指導の継続、早期相談・早期治療が優先的に考えられている。

カ. 近い将来の退院の見込み

退院の可能性のある者57%、退院の困難な者41%。

キ. 退院促進条件

どのような条件が満たされれば退院を促進できるかについては、家族の受入れ、保健婦等の訪問指導、社会復帰施設、職親制度、共同作業所が優先的に考えられている。

ク. 利用させたい社会復帰機能

通院で、今すぐにでも利用させたい社会復帰機能については、保健婦等の訪問指導、精神科デイ・ケア、保健所で行う社会復帰事業、共同作業所、社会復帰施設が優先的に考えられている。

16. 精神障害者小規模保護作業所調査結果の概要

1. 厚生省は、精神障害者小規模保護作業所による社会復帰活動の実態調査のため、都道府県に依頼して全国の精神障害者小規模保護作業所について、昭和59年11月1日現在時点で調査した。
2. 精神障害者小規模保護作業所は、昭和59年11月1日現在全国で147箇所あり、通所実人員は2,196人（昭和58年度実績）であった。
3. 1施設当たりの平均は、通所人員12人、作業日数週5～6日、作業時間1日6時間であり、通所期間については、無制限としている施設が約90%になっている。
4. 施設の作業内容は、手内職が最も多く約86%の施設で行われている。
また、作業に伴う収入は、通所者に1日当たり平均465円の手当を支払っている。
5. 約80%の施設において、常勤職員が従事しており、1人当たりの報酬は、月額平均10万7千円である。
6. 昭和59年11月1日現在の社会復帰等の状況は、昭和58年度通所実人員のうち約22%が社会復帰し、また、約56%が通所を継続している。
7. 施設に体する財政措置については、約65%の施設が地方公共団体等から補助を受けている。

17. 精神障害者共同住居調査結果の概要

厚生省は、精神障害者共同住居の実態を把握するため、都道府県に依頼して全国の精神障害者共同住居について、昭和60年11月1日現在時点で調査した。

- 1 精神障害者共同住居は、昭和60年11月1日現在全国で95箇所（定員916人）入居人員は602人（平均6.3人）であった。
- 2 95箇所を開設者別にみると、地方公共団体立4，医療機関立55，家族会立11，その他25であった。
- 3 施設の立地条件は、95箇所中、23箇所（34.2％）が精神病院の敷地内、40箇所（42.1％）が精神病院の近辺（徒歩で通院可能なところ：1 km以内）、その他32箇所（33.7％）であった。
- 4 居室のタイプは、全個室型が31箇所（32.6％）、全て2人以上の相部屋型が35箇所（36.9％）、個室・相部屋混合型が29箇所（30.5％）であった。
- 5 入居者の入居条件は、1人当たりの面積、約7.0畳、1ヶ月当たり平均負担額、約49,600円であった。

また、入居者602人中356人が収入を得ており、入居者の平均収入月額は、72,000円であった。

- 6 就業者（59.1％）、未就業者（40.9％）を問わず、ほぼ全員の入居者が精神病院に通院している。
- 7 95箇所中、常勤職員が配置されているのは、25箇所（26.3％）、非常勤職員が配置されているのは、45箇所（47.4％）であった。
- 8 施設の運営については、95箇所中18箇所（18.9％）が地方公共団体等から財政援助を受けている。

18. 精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインの実施状況について(概要)

昭 和 62 年 4 月

厚生省保健医療局精神保健課

厚生省は、昭和60年10月19日付けの厚生省保健医療局長通知により示した精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインの実施状況を把握するため、都道府県に依頼して全国の精神病院における通信・面会に関する状況等について各精神病院に対するアンケート調査等により、昭和61年12月1日現在で把握を行った。

なお、都道府県における対応状況については、ガイドラインに関して各精神病院に対して通知を行った都道府県数は43、病院長会議等において精神病院に対して説明を行った都道府県数は39であり、全都道府県でガイドラインに関する通知又は説明が行われていた。

1 全国における精神病院（精神病棟を有する一般病院を含む。）の数及び精神病棟数は、1,605箇所、5,534病棟であり、このうち閉鎖病棟（1日24時間出入口が施錠されている病棟をいう。）を有する精神病院の数及び閉鎖病棟数は、1,442箇所（89.8%）、3,397病棟（61.4%）であった。

2 通信、面会に関する状況

(1) 「通信・面会は基本的に自由であることを文書又は口頭により患者及び保護義務者に伝えているか」については、「伝えることとしている」が1,501箇所（93.5%）、「伝えることもある」が94箇所（5.9%）、「伝えていない」が10箇所（0.6%）であった。

(2) 「信書の発受は制限していないか」については、「制限していない」が1,285箇所（80.1%）、「制限することもある」が320箇所（19.9%）であった。

(3) 「閉鎖病棟内に公衆電話等が設置されているか」については、閉鎖病棟

を有する精神病院のうち、「全部の閉鎖病棟に設置されている」が572箇所（39.7%）、「一部の閉鎖病棟に設置されている」が265箇所（18.4%）、「閉鎖病棟には設置されていない」が605箇所（41.9%）であり、閉鎖病棟数でみると設置されているものが1,530病棟（45.0%）、未設置のものが1,867病棟（55.0%）であった。

- (4) 全部又は一部の閉鎖病棟に公衆電話等が設置されている精神病院のうち、ガイドラインが示された以降に公衆電話等が設置された精神病院は、436箇所、720病棟であった。
- (5) 「都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員との面会は制限していないか」については、「制限していない」が1,572箇所（97.9%）、「制限することもある」が33箇所（2.1%）であった。
- (6) 「患者の代理人である弁護士及び患者又は保護義務者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会は制限していないか」については、「制限していない」が1,567箇所（97.6%）、「制限することもある」が38箇所（2.4%）であった。

精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドライン の実施状況について

（昭和61年12月1日現在集計）

1 全国における精神病院の数	(1,605箇所)
〳 精神病棟数	(5,534病棟)
〳 閉鎖病棟を有する精神病院の数	(1,442箇所)
〳 閉鎖病棟の数	(3,397病棟)

（注）「精神病院」には、単科精神病院のほか一般病院に精神病棟を有するものも含む。「閉鎖病棟」とは、1日24時間出入口が施錠されている病棟をいう。以下同じ。

2 通信・面会に関する状況

(1) 通信・面会は基本的に自由であることを文書又は口頭により患者及び保護義務者に伝えているか。

- ・伝えることとしている (1,501箇所)
- ・伝えることもある (94箇所)
- ・伝えていない (10箇所)

(2) 信書の発受は制限していないか。

- ・制限していない (1,285箇所)
- ・制限することもある (320箇所)

(3) 閉鎖病棟内に公衆電話等が設置されているか。

- | | 設置病棟数 | 未設置病棟数 |
|----------------------------------|-------------------|-----------|
| ・全部の閉鎖病棟に設置されている (572箇所;1,116病棟) | (572箇所) | (- 病棟) |
| ・一部の閉鎖病棟に設置されている (265箇所; 414病棟) | (265箇所) | (496病棟) |
| ・閉鎖病棟には設置されていない (605箇所; -病棟) | (605箇所) | (1,371病棟) |
| 計 | (1,442箇所;1,530病棟) | (1,867病棟) |

(4) 全部又は一部の閉鎖病棟に公衆電話等が設置されている精神病院のうち、ガイドラインが示された以降（昭和60年10月19日以降）に公衆電話等が設置された精神病院の状況

(436箇所; 720病棟)

(5) 公衆電話等が設置されていない閉鎖病棟を有する精神病院において、今後これらに公衆電話等を設置する予定はあるか。

- ・予定がある (629箇所)
- ・予定はない (241箇所)

(6) 都道府県精神保健主管部局、地方法務局人権擁護主管部局等の電話番号を見やすいところに掲げる等の措置を講じているか。

- ・講じている (616箇所)
- ・講じていない (914箇所)

- (7) 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員との面会は制限していないか。
- ・制限していない (1,572箇所)
 - ・制限することもある (33箇所)
- (8) 患者の代理人である弁護士及び患者又は保護義務者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会は制限していないか。
- ・制限していない (1,567箇所)
 - ・制限することもある (38箇所)
- (9) 面会について制限を行った場合には、その理由を診療録に記載しているか。
- ・記載している (981箇所)
 - ・記載することもある (322箇所)
 - ・記載していない (71箇所)
 - ・制限していない (60箇所)
- (10) 面会について制限を行った場合には、制限をした旨及びその理由を患者及び保護義務者に知らせているか。
- ・知らせている (1,225箇所)
 - ・知らせることもある (149箇所)
 - ・知らせていない (9箇所)
 - ・制限していない (60箇所)
- (11) 入院後一定期間一律に面会を禁止する措置は執っていないか。
- ・執っていない (1,529箇所)
 - ・執っている (73箇所)

19. 思春期精神保健対策に関する意見

昭和60年 8 月30日

厚生省 思春期精神保健懇談会

座長	榑 孝悌	公害健康被害補償不服審査会委員
	池田由子	国立精神衛生研究所児童精神衛生部長
	伊藤克彦	愛知県精神衛生センター所長
	大國真彦	日本大学医学部教授（小児科）
	小倉 清	関東中央病院精神神経科医長
	白須英三	安田生命社会事業団常務理事
	山崎晃資	東海大学医学部助教授（精神神経科）
	白橋宏一郎	国立仙台病院院長
	小野正男	愛知県教育委員会保健体育課長
	高橋哲夫	文部省初等中等教育局中学校課教育調査官

序

近年、精神発達の途上にある青少年をとりまく社会環境の変化は著しく、登校拒否、家庭内暴力、薬物依存など様々な青少年の問題が顕在化してきている。ところが、青少年の適応障害等に関する対策は保健、医療、福祉、教育、警察等の各方面で行なわれているが、それぞれ必ずしも十分であるとはいえず、また関係分野間の連携も有機的に行なわれているとはいえない。

当懇談会では、先にこうした思春期精神保健の現状と問題点を指摘し、さらに今後の思春期精神保健対策のあり方について基本的提言を行った。その後、当懇談会では先の提言を十分に踏まえたうえで、施策を推進するため、引き続き思春期精神保健対策の具体的なあり方について鋭意検討を重ね、以下に述べるように意見を取りまとめた。

なお、本意見書においては、地域社会における青少年の精神保健を幅広くとらえるとの視点から、一般によく知られている「思春期」を青少年の呼称として用いた。

1. 現状の把握

思春期精神保健対策を進めるにあたっては、まず地域のなかで思春期に係わる問題が、どの範囲で、どの程度存在するかを、その背景を含めて把握する必要がある。このため当面は精神衛生センター等を中心に、思春期精神保健問題に関する各種の統計、資料を収集、整理、分析し、また健康な青少年を含めた意識調査、問題を抱える青少年およびその環境に関するケーススタディ等を行う必要がある。

2. 普及、啓発の充実

思春期精神保健に関する普及、啓発はライフサイクルにそった心身両面にわたり青少年とその家族および学校、地域に対して行なわれるべきである。

方法としては

- 1) 知識の普及、情報提供：マスメディア（新聞、ラジオ、テレビ、有線放送等）の利用および機関誌、手引書、パンフレット等の発行、
- 2) 行事開催：行政、民間の各機関、団体による関連・協賛諸行事（講演、シンポジウム、展示会、ポスター、論文等の募集）年間スケジュール（記念日、週間、月間等）の設定、
などがある。

当面は手引書およびパンフレット等による普及啓発に努めるべきである。

3. 予防と早期発見に関する施策の充実

青少年の適応障害等を予防するには、胎生期から乳児期、幼児期を経て思春期に至る全期間を通じて、養育者の愛情のもとにはぐくまれ、子どもに人間への信頼感が育成されることが基本である。また早期発見を行うには、青少年と係りをもつものが思春期精神保健に関する知識を十分に習得する必要がある。以上を踏まえたうえで、次の施策を推進することが望ましい。

- 1) 母子保健分野においては、妊産婦検診から乳幼児検診にいたる諸健康診査、ならびに事後指導の充実を図る。
- 2) 児童福祉においては、相談事業や入所保護治療でのコンサルテーション業務の充実を図る。
- 3) 学校保健分野においては、保健指導を一層充実し、また専門機関等によるコンサルテーションシステムづくりに積極的に参加し、その活用を図る。
- 4) 司法、警察においては、青少年の心理特性や置かれている状況の理解に努めるとともに、コンサルテーションシステムとの連携を図る。

4. 精神衛生センターの機能の充実、強化

精神衛生センターは思春期精神保健対策の拠点として位置づけられ、思春期精神保健に関する情報や技術指導、連携、援助についての機能を充実、強化する必要がある。保健所は精神衛生センターの指導のもとに思春期精神保健相談事業等の活動を一層強化することが望ましい。

5. 治療技術の開発と確立

- 1) 医学における診断治療技術の進歩は近年めざましいものがあるが、思春期精神保健に関する診断治療技術は大きく遅れており、これら技術の開発を推進し、青少年の精神科診療の改善を図る必要がある。
- 2) 適応障害等の治療にあたっては、思春期における精神的、身体的な発達の特異性を理解した治療を行うための専門的な体制を整備する必要がある。これら治療は種々の思春期精神医療が行える施設、すなわち体育館、運動場、プール、音楽室、学習室、作業療法室等を持ち、専門スタッフが配置された施設で治療されるべきである。
- 3) 特殊な思春期精神治療については、現行では保険報酬が認められていないため、今後、集団精神療法、家族療法、行動療法等の保険点数化を図る必要がある。その際、それぞれの治療法に関する指針の確立およびその評価（効果）を行う必要がある。

6. 専門医師および技術者の養成と資質の向上

思春期精神保健を専門とする医師および技術者の養成と資質の向上は、最重要の課題であり、その検討課題は以下の通りである。

- 1) 卒前教育において児童、青年精神医学に関する講義および臨床指導を充実すること。
- 2) 国家試験等資格試験のなかに児童、青年精神医学に関する出題を入れること。
- 3) 卒後教育として思春期精神保健に関する研修の充実を図るとともに、現

在行われている医師の卒後臨床研修においても医療機関の協力を得て児童、青年精神医学の研修を行うこと。

- 4) 相談、指導技術の向上を図るため、思春期精神保健相談の担当者が利用できる手引書等の作成を行う。

7. コンサルテーションシステムの確立

精神衛生センター、保健所、児童相談所、福祉事務所、教育センター、教育研究所等によるコンサルテーションシステムを確立し、それぞれの相談、指導技術の向上を図るとともに相談指導レベルの均一化に努める必要がある。

8. 関係諸機関の協力体制の確立

保健、医療、福祉、教育、警察等の思春期精神保健対策の推進にかかわる関係諸機関による密接な協力体制を確立し、本対策の推進を図る必要がある。

Ⅲ 精神保健年表

年 代	精 神 保 健 事 項
1874 (明治7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省、東京、京都、大阪の3府に医制(76条)を達す。 (第25条に病院建設の規定がある。第26条に微毒院、癲狂院等各種病院設立の方法は皆前条に則る) ・東京衛戍病院に精神科病室設置 極貧の独身者にて廢疾に罹り産業を営む能はざるものには1ヵ年米一石八斗の積を以て給与すべし、但独身にあらずと雖も余の家人70年以上15年以下にてその身廢疾に罹り窮迫のものは本文に準じ給与すべし。貧窮な精神病者にもこれを準用するとある。
1875 (明治8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府洛東南禅寺に京都癲狂院を設け京都府療病院の所轄とす。 (日本最初の公立精神病院) ・京都府、岩倉村の宿屋に精神病者の宿泊禁止 ・アーニッツ裁判医学(精神病学を含むを)講義す。
1876 (明治9年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神病約説三卷」神戸文哉著(モーズレー書の訳) ・マックス・ペール「監獄衛生」著
1878 (明治11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮内省東京府に脚気病院、癲狂病院設立費として2万3千円下賜 ・名古屋監獄に日本最初の監獄精神病室設置
1879 (明治12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・内務省達、府県衛生課事務条項第5「窮民救療の事」に「公私立病院及び貧院、盲院、聾啞院、癲狂院、棄児院等の設立を掌ること」がある。 ・愛知医学校の教師アルベルト・フォン・ローレッツ、生徒開業医、警察官に訴訟医学講義、精神病院の必要を県に建議
1882 (明治15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・上野癲癩人は直ちに東京府巢鴨病院へ護送の上、その理由を該患者の見認地の区役所又は戸長役場へ通知すべき旨の東京府令出る。 ・ベルツEdwin Baelz東京大学医学部で精神病学講義を開始
1884 (明治17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・警視府布達乙第12号 許可のない患者を私立癲狂院に入院させることを禁止 ・相馬誠胤、加藤癲癩病院に入院(3月)相馬事件がはじまる。
1886 (明治19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京府癲狂院に入院の子爵相馬誠胤(元相馬藩主)を錦織剛清が夜中に病院に侵入し連れ出した。 相馬事件は明治27年まで訴訟が続いた日本で最も有名な精神病関係の訴訟である。 ・榊淑、教授となり東京大学医学部精神病学教室開設日本人による初めての精神医学講義
1891 (明治24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・石井亮一、白痴教育施設々立(わが国初の精神薄弱児収容施設)
1894 (明治27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・警視庁は精神病者取扱心得を發布す。

1895 (明治28年)	・フロイト精神分析を提唱す。																					
1896 (明治29年)	・クレペリン, 近代精神病学を確立 ・陸軍省, 精神病を一等症に編入																					
1899 (明治32年)	・政府精神病患者監護法案衆議院通過, 貴族院にて否決																					
1900 (明治33年)	・精神病患者監護法公布																					
1901 (明治34年)	・ウォルフ, トリオナル持続睡眠法創始																					
1902 (明治35年)	・日本神経学会 (日本精神神経学会の前身) 創立 ・精神病患者慈善救済会成立 ・幼年者飲酒禁止法案議会議案提出 ・日本神経学会機関紙として『神経学雑誌』発刊																					
1906 (明治39年)	・警視庁, 警察医員制度改正, 「精神病診断所」を職務事項に加う。 ・東京府巣鴨病院, 患者の作業室を新築, 農業, 園芸, 牧畜に乗り出す。 ・精神障害者調査 (1906年末) 総数 24,166人, 監置患者 4,658人, 仮監置 116人 明治41年度入退院数 <table data-bbox="347 734 571 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院</th> <th>退院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>959</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>475</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>493</td> <td>488</td> </tr> <tr> <td>兵庫</td> <td>175</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,377</td> <td>2,249</td> </tr> </tbody> </table>		入院	退院	東京	959	902	京都	475	470	大阪	493	488	兵庫	175	130	その他			計	2,377	2,249
	入院	退院																				
東京	959	902																				
京都	475	470																				
大阪	493	488																				
兵庫	175	130																				
その他																						
計	2,377	2,249																				
1907 (明治40年)	・「医学校に精神病科設置に関する建議案」可決																					
1908 (明治41年)	・中央慈善協会設立 ・文部省発布の医学専門学校令の教授科目に精神病学が入る。																					
1909 (明治42年)	・片山, 呉ら, 中央衛生会に「各府県に精神病院を設置すべき旨」の建議																					
1910 (明治43年)	・精神病患者の公費収容, 委託監置始まる。 ・内務省衛生局長は地方長官会議において, 府県立病院に精神病患者収容施設の設置を勧奨																					
1911 (明治44年)	・官立精神病院設置建議案を提出 ・内務省衛生局長, 地方長官に通牒して警察巡閲規則の巡閲事項に精神病に関することを加う。 ・東大精神病学教室私宅監置の状況の実地調査																					

1917 (大正 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病患者全国一斉調査結果 総 数 64,941人 入 院 4,000人 私宅監置 4,500人 人口千対 1.18人 ・日本精神医学会創立 ・感化院法公布
1919 (大正 8 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病院法公布 ・大阪市立児童相談所設立 (公立児童相談所の最初) ・内務省衛生局代用精神病院基準を示し各地方長官に私立精神病院の代用精神病院としての適否を調査
1920 (大正 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省令「学校医職務規定」精神薄弱者の鑑別養護 ・日本精神病医協会設立
1921 (大正10年)	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省, 低能児教育調査会設置
1923 (大正12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病院法施行規則公布
1926 (昭和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神衛生協会発足 ・日本心理学会発足
1930 (昭和 5 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回国際精神衛生会議
1932 (昭和 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回全国公立及び代用精神病院院長会議, 内務大臣により招集 ・精神薄弱児童研究会設置
1934 (昭和 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱児保護協会設立
1935 (昭和12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・カルジアゾール痙攣療法始む。
1938 (昭和13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省に優生課新設
1940 (昭和15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民優生法公布
1943 (昭和18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医学研究所設立
1948 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立国府台病院, 精神衛生センターとして発足, 同病院にはじめて, 精神医学ソーシャル・ワーカー置かる。
1950 (昭和25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生法公布
1951 (昭和26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神衛生会発足
1952 (昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立精神衛生研究所設置 ・精神衛生普及会発足

1952 (昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国精神薄弱児育成会結成
1953 (昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO顧問としてレムカウPaul V. Lemkan 及びブレイン Daniel Blain 来日, わが国精神衛生及び国立精神衛生研究所に対する勧告を行う。 ・日本精神衛生連盟結成, 世界精神衛生連盟に加盟 ・第1回全国精神衛生大会
1954 (昭和29年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回全国精神衛生相談所長会議 ・精神衛生実態調査
1955 (昭和30年)	<ul style="list-style-type: none"> ・覚醒剤対策推進中央本部が内閣におかれる。
1956 (昭和31年)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省公衆衛生局に精神衛生課設置 ・在院精神障害者実態調査
1957 (昭和32年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病の治療指針 (保険局長・公衆衛生局長通知) ・新潟精神病院におけるツツガ虫接種問題となる。 ・病院精神医学懇話発足
1958 (昭和33年)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急救護施設の運営について (社会局施設課長通知)
1959 (昭和34年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生相談所運営要領について (公衆衛生局長通知)
1960 (昭和35年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱者福祉法 ・第1回指定病院長会議
1961 (昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> ・酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律 ・精神科の治療指針 (保険局長通知)
1963 (昭和38年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生法改正の動きが起きる。(日本精神病院協会, 日本精神神経学会, 厚生省が検討を始める) ・全国精神衛生連絡協議会発足 ・精神障害者措置入院制度の強化について (公衆衛生局長通知) ・精神衛生実態調査 ・国立久里浜療養所にアルコール中毒特別病棟開設
1964 (昭和39年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライシャワー, アメリカ大使刺傷事件, 警察庁から厚生省に対し, 法改正の意見を具申 ・精神衛生法改正に関する精神衛生審議会の中間答申
1965 (昭和40年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生法改正案, 国会で可決 ・精神衛生センターの設置, 保健所の業務に精神衛生が加わる。 ・精神障害者家族会発足 ・緊急救護施設の整備運営について (社会局施設課長通知)
1966 (昭和41年)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における精神衛生業務について (公衆衛生局長通知)

1967 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神医学会設立 ・日本精神病院協会精神衛生法改正委員会社会復帰施設についての委員会答申まとめる。
1968 (昭和43年)	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO技術援助計画に基づく勧告 ・医療審議会地域ごとの必要病床数の算定方法改正答申 —— 精神病床1万対25床 ・中央精神衛生審議会「精神医療体系の現状に対する意見」をまとめる。 ・精神障害関係医療費、結核のそれをはじめて凌駕
1969 (昭和44年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生センター運営要領について (公衆衛生局長通知) ・精神障害回復者社会復帰センター設置要綱案中央精神衛生審議会に諮問 ・中央精神衛生審議会保安処分に関する意見をただす。 ・精神病院実態調査 ・日本精神神経学会理事会「精神病院に多発する不詳事件に関連し全会員に訴える」声明発表
1970 (昭和45年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病院の運営管理に対する指導監督の徹底について (公衆衛生局長、医務局長通知) ・心身障害者対策基本法公布 ・精神障害回復者社会復帰施設整備費予算化
1971 (昭和46年)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神神経学会総会にて保安処分制度に反対する決議 ・法制審議会刑事法特別部会処分案を決定
1972 (昭和47年)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省精神衛生思想普及費、精神病院技術職員等研修費、児童精神科専門医研修費、A級精神衛生センターにおけるデイ・ケア事業運営費予算化 ・精神科カウンセリング科新設
1973 (昭和48年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生実態調査 ・行政管理庁「精神衛生に関する行政監察結果に基づく勧告」 ・第21回全国精神衛生大会 (金沢) の開催中止
1974 (昭和49年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科作業療法、精神科デイ・ケアが社会保険診療報酬で点数化 ・日本精神神経科診療所医会結成 ・デイ・ケア施設整備費予算化
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における社会復帰相談指導事業の実施 ・アルコール中毒臨床医等研修費予算化
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者措置入院制度の適正な運用について (公衆衛生局長通知)
1978 (昭和53年)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央精神衛生審議会が精神障害者の社会復帰施設に関する中間報告 ・精神科デイ・ケア研修を実施

1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生社会生活適応施設整備費，精神衛生センターにおける酒害相談事業費予算化 ・アルコール飲料と健康に関する検討委員会設置 ・第27回全国精神衛生大会（大阪）の再開
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「老人精神病棟に関する意見」 ・アルコール健康医学協会設立 ・職親制度検討委員会設置
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立精神衛生研究所WHO研究・研修センターに指定 ・職親制度検討委員会が精神障害者職業参加促進制度に関する中間報告 ・国際障害者年精神衛生国際セミナー開催 ・覚せい剤緊急対策策定
1982 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> ・通院患者リハビリテーション事業実施 ・老人保健法成立 ・老人精神衛生相談事業予算化
1983 (昭和58年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生実態調査 ・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「覚せい剤中毒者対策に関する意見，老人精神保健対策に関する意見」 ・公衆衛生審議会精神衛生部会に「緊急精神医療対策専門委員会，アルコール関連問題対策専門委員会」の設置
1984 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設における防火防災対策の強化について （公衆衛生局長，医務局長通知） ・精神病院に対する指導監督等の強化徹底について （公衆衛生局長，医務局長，社会局長通知） ・公衆衛生局精神衛生課を保健医療局精神保健課と改称 ・精神障害者の国立病院及び国立療養所への入院措置について （保健医療局長通知） ・精神障害者小規模保護作業所調査
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康づくり推進事業予算化 ・国連経済社会理事会，国連人権委員会，差別防止及び少数者保護小委員会において精神衛生法の改正について精神保健課長発言 ・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「アルコール関連問題対策に関する意見」 ・精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインについて （保健医療局長通知） ・精神障害者共同住居調査
1986 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科集団精神療法，精神科ナイトケア，精神科訪問看護指導料等が社会保険診療報酬で点数化 ・精神障害回復者社会復帰施設の運営について〔デイ・ケア施設の名称変更〕（保健医療局長通知）

<p>1987（昭和62年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における精神科通院医療中断者保健サービス事業の実施について（保健医療局長通知） ・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「精神障害者の社会復帰に関する意見」 ・国立精神・神経センター設立（国立精神衛生研究所廃止） ・公衆衛生審議会精神衛生部会の中間メモ「精神衛生法改正の基本的な方向について」 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者小規模作業所運営助成事業の実施 ・精神衛生法改正案，国会で可決 ・保健所における精神衛生業務中のデイ・ケア事業について（保健医療局長通知） ・精神科デイ・ケア施設の運営について〔精神障害回復者社会復帰施設の名称変更〕（保健医療局長通知） ・精神障害者援護療の運営について〔精神衛生社会生活適応施設の名称変更〕（保健医療局長通知）
--------------------	--

IV そ の 他

1 各都道府県精神保健担当課一覽

都道府県名	主管部(局) 主管課	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	衛生部保健予防課	011(231)4111	060	札幌市中央区北三条西6丁目
青森	環境保健部公衆衛生課	0177(22)1111	030	青森市長島1丁目1番1号
岩手	環境保健部保健予防課	0196(51)3111	020	盛岡市内丸10の1
秋田	保健環境部公衆衛生課	0222(63)2111	980	仙台市本町3の8の1
山形	福祉保健部保健衛生課	0188(60)1382	010	秋田市山王4丁目1番1号
福島	環境保健部保健予防課	0236(30)2317	990	山形市松波2の8の1
茨城	保健環境部公衆衛生課	0245(21)1111	960	福島市杉妻町2の16
栃木	衛生部保健予防課	0292(21)8111	310	水戸市三の丸1の5の38
群馬	衛生環境部保健予防課	0286(23)3095	320	宇都宮市塙田1の1の20
馬場	衛生環境部保健予防課	0272(23)1111	371	前橋市大手町1丁目1番1号
埼玉	衛生部保健予防課	0488(24)2111	336	浦和市高砂3の15の1
千葉	衛生部保健予防課	0472(23)2284	260-91	千葉市市場町1の1
東京	衛生局医務部精神衛生課	03(212)5111	100	千代田区丸の内3の5の1
神奈川	衛生部保健予防課	045(201)1111	231	横浜市中区日本大通り1-1
新潟	環境保健部公衆衛生課	025(285)5511	950	新潟市新光町4番地1
富山	厚生部公衆衛生課	0764(31)4111	930	富山市新総曲輪1番7号
石川	厚生部公衆衛生課	0762(61)1111	920	金沢市広坂2の1の1
福井	厚生部保健予防課	0776(21)1111	910	福井市大手3丁目17番1号
山梨	厚生部健康増進課	0552(37)1111	400	甲府市丸の内1丁目6番1号
長野	衛生部保健予防課	0262(32)0111	380	長野市大字南長野字幅下692の2
岐阜	衛生環境部保健予防課	0582(72)1111	500	岐阜市藪田1-1
静岡	衛生部保健予防課	0542(21)2435	420	静岡市追手町9番6号
愛知	衛生部医務課	052(961)2111	460	名古屋市中区三の丸3の1の2
三重	保健環境部保健予防課	0592(24)2338	514	津市広明町13
滋賀	厚生部医務予防課	0775(24)1121	520	大津市京町4丁目1番1号
京都	衛生部保健予防課	075(451)8111	602	京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町
大阪	環境保健部健康増進課精神保健室	06(941)0351	540	大阪市東区大手前町
兵庫	保健環境部地域保健課	078(341)7711	650	神戸市中央区下山手通5の10の1
奈良	衛生部保健予防課	0742(22)1101	630	奈良市登大路町
和歌山	衛生部健康対策課	0734(32)4111	640	和歌山市小松原通1の1
鳥取	衛生環境部健康対策課	0857(26)7111	680	鳥取市東町1の220
島根	環境保健部公衆衛生課	0852(22)5111	690	松江市殿町1
岡山	環境保健部公衆衛生課	0862(24)2111	700	岡山市内山下2の4の6
広島	環境保健部公衆衛生課	082(228)2111	730	広島市中区基町10-52
山口	環境保健部保健予防課	0839(22)3111	753	山口市滝町1番1号
山徳	保健環境部保健予防課	0886(21)2220	770	徳島市万代町1の1
香愛	環境保健部健康増進課	0878(31)1111	760	高松市番町4丁目1番10号
媛知	保健環境部保健指導課	0899(41)2111	790	松山市一番町4丁目4の2
高岡	保健環境部医務課	0888(23)1111	780	高知市丸の内1の2の20
福佐	衛生部予防課	092(651)1111	812	福岡市博多区東公園7の7
長賀	保健環境部保健予防課	0952(24)2111	840	佐賀市城内1丁目1番59号
崎本	保健環境部保健予防課	0958(24)1111	850	長崎市江戸町2番13号
熊分	衛生部保健予防課	096(383)1111	862	熊本市水前寺6の18の1
大宮	環境保健部保健予防課	0975(36)1111	870	大分市大手町3丁目1番1号
崎島	環境保健部保健予防課	0985(24)1111	880	宮崎市橋通東2丁目10番1号
鹿児	保健環境部保健予防課	0992(26)8111	892	鹿児島市山下町14-50
沖繩	環境保健部保健予防課	0988(66)2209	900	那覇市壺川153番地

2 精神衛生センター一覽

(昭和62年6月1日現在)

都道府県	開 年	設 月	単 独 合 同 の 別	級 別	郵 番 号	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道 道 手 岩	43. 3		単	A	003	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011(864)7121
	48. 7		合	B	020	盛岡市本町通3丁目19番1号 (岩手県福祉相談センター内)	0196(51)3111 (内2518)
宮 城 道 秋 田 山 形 福 島 茨 城 栃 木 群 馬 埼 玉 千 葉 東 京 神 奈 川 新 潟 富 山 石 川 福 井	43. 6		合	B	980	仙台市本町1丁目4番39号	0222(24)1491~5
	54. 7		単	B	010	秋田市仲通2-1-52	0188(34)2906
	47. 4		合	B	990	山形市十日町1丁目6番6号	0236(22)2543
	47. 4		合	B	960	福島市森合町10-9	0245(35)3556
	42. 8		単	B	310	水戸市三の丸1丁目3番17号	0292(31)0202
	43. 4		単	B	320	宇都宮市西原町3542	0286(35)2463
	61. 1		単	B	379-21	前橋市野中町368	0272(63)1166
	40. 7		単	B	330	大宮市土呂町1丁目50-4	0486(63)7025
	46. 2		単	A	280	千葉市仁戸名町 666番の2	0472(63)3891
	41. 7		単	A	156	世田谷区上北沢2-1-7	03(302)7575
	42. 4		単	A	231	横浜市中区富士見町3-1	045(261)3541~3
	43. 4		合	B	951	新潟市岸町1丁目57番地の1	0252(31)6111
	40. 10		合	B	930	富山市大手町1-15	0764(21)1511
	41. 10		合	B	920-02	金沢市南新保町ル3番の1	0762(38)5761
	47. 4		合	B	910	福井市四ツ井2-12-1 (福井県立精神病院内)	0776(54)5151
山 梨 県 山 野	46. 4		合	B	400	甲府市太田町9-1	0552(37)1657
	47. 10		合	B	380	長野市若里1570-1 (社会福祉総合センター内)	0262(27)1810
岐 阜 県	41. 10		合	B	500	岐阜市下奈良2-8-1 (福祉農業会館)	0582(73)1111 (内 251- 253)
静 岡 県	41. 4		単	B	424	清水市辻4-17 (清水合同庁舎内)	0543(66)5506
愛 知 県	46. 4		合	A	460	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 (愛知県総合保健センター内)	052(962)5371
三 重 県	61. 5		合	B	514	津市桜橋3丁目 (三重県津庁舎保健所構内)	0592(27)9960
京 都 府 大 阪 府 兵 庫 市 和 歌 山 県	57. 8		単	B	612	京都市伏見区竹田流池町120	075(641)1810
	40. 6		単	B	543	大阪市天王寺区六万 bodies 5-26	06(772)7201
	43. 4		合	A	652	神戸市兵庫区荒田町2丁目1番28号	078(511)6581
	57. 4		合	B	643-01	和歌山県有田郡吉備町広31 (県立五稜病院内)	0737(52)3221
鳥 取 県	53. 10		合	B	690	松江市長輪町420 (松江衛生合同庁舎内)	0852(21)2885
岡 山 県 廣 島 県	46. 4		合	B	703	岡谷市古京町1丁目1号-10	0862(72)8835
	47. 4		合	B	731-43	広島県安芸郡坂町字北新地 12020番5号	082(884)1051
山 口 県 徳 島 県 香 川 県	47. 4		単	B	755-02	宇部市大字東岐波東小沢4004-2	0836(58)3480
	40. 11		単	B	770	徳島市新蔵町3丁目80	0886(25)0610
	42. 4		合	B	760	高松市松島町1丁目17番28号 (香川県高松合同庁舎内)	0878(31)3151
愛 媛 県	47. 4		合	B	790	松山市三番町8丁目234 (生活保健ビル内)	0899(21)3880
高 知 県	48. 4		合	B	780	高知市丸の内2丁目4-1 (保健衛生総合庁舎内)	0888(23)8609
福 岡 県 佐 賀 県 長 崎 県 熊 本 県 大 分 県 大 宮 市	41. 4		単	A	812	福岡市東区箱崎7-8-2	092(641)3501
	59. 1		合	B	840-01	佐賀市八丁殿町1番20号	0952(31)1716
	44. 10		合	B	854	諫早市栄田町26-49	09572(6)5977
	47. 4		単	B	860	熊本市水道町9番16号	096(356)3629
	50. 9		単	B	870	大分市荏隅 717番地の5	0975(44)9921
	49. 10		合	B	880	宮崎市霧島1-2 (宮崎県総合保健センター内)	0985(27)5663
鹿 児 島 県 沖 縄 県	42. 4		単	B	890	鹿児島市郡元3丁目3番5号	0992(55)0617
	49. 4		単	B	901-02	島尻郡豊見城村字真玉橋 131-4	0988(50)7726

3 主な関係団体一覧

種類	名 称	主たる事務所の所在地(電話)
社団	日本精神衛生連盟	〒105 港区虎の門1-21-19 秀和第2虎の門ビル内 508-0729 (社)日本精神病院協会内)
社団	日本精神病院協会	〒105 港区虎の門1-21-19 秀和第2虎の門ビル内 508-0735
財団	日本精神衛生会	〒162 新宿区弁天町91 (財)神経研究所内) 260-9171~3
財団	復 光 会	〒273 千葉県船橋市市場3-3-1 0474-22-3509・2171
財団	全国精神障害者 家族会連合会	〒110 台東区上野7-11-7 (川村ビル2F) 845-5084
社団	全日本断酒連盟	〒171 豊島区目白4-19-28 953-0921
社団	アルコール健康医学協会	〒160 新宿区四谷2-14 ミツヤ四谷ビル内 355-2861
社団	日本てんかん協会	〒162 新宿区西早稲田2-2-8 202-5661 (全国心身障害児福祉財団ビル内)
財団	てんかん治療研究 振 興 財 団	〒541 大阪市東区道修町3丁目25番地 06-203-1819
	全国精神衛生連絡協議会	〒272 千葉県市川市国府台1-7-3 0473-72-0141 (国立精神保健研究所内)
社福	全日本精神薄弱者育成会	〒105 港区西新橋2-16-1 431-0668 (全国たばこセンタービル内)
財団	矯 正 協 会	〒165 中野区新井町3-37-2 387-4451
社団	精神衛生普及会	〒106 港区麻布十番2-21-2 454-0965
財団	日本精神薄弱者 愛 護 協 会	〒105 港区西新橋2-16-1 431-0466 (全国たばこセンタービル内)
	全国教護院協議会	〒582 大阪府柏原市大字高井田81 (修徳学園内) 0729(78)6083
	教育と医学の会	〒812 福岡市箱崎町 (九大教育学部内) 092-771-4161
財団	神 経 研 究 所	〒162 新宿区弁天町91 260-9171
財団	安田生命社会事業団	〒170 豊島区東池袋1-34-5 (安田生命池袋ビル内) 986-7021
社団	日本精神科看護技術協会	〒183 府中市紅葉丘3-54-15 0423-63-6663

代 表 者	主 たる 事 業 の 内 容	許 可 設立年月日
(会 長) 懸田 克躬	1. 精神衛生諸団体との相互連絡と事業調整 2. 精神衛生に関する広報他	昭45. 9. 17 (28. 8)
(会 長) 栗田 正文	精神病院その他精神障害者に対する施設の管理運営の改善・職員の教育指導	昭29. 7. 6 (24. 6)
(理事長) 秋元波留夫	1. 精神衛生思想の普及活動 2. 精神衛生相談	昭35. 10. 8 (26. 10)
(会 長) 岡田 文秀 (理事長) 大山 正	1. 麻薬中毒者の収容治療施設の設置・運営 2. 薬物及びアルコール中毒者の医療の研究	昭27. 8. 11 (27. 8)
(理事長) 本間 長吾	1. 精神障害者及びその家族の指導と援護 2. 精神衛生思想の普及・啓蒙	昭42. 2. 8
(理事長) 大野 徹	1. 酒害の啓蒙 2. 地域断酒組織の結成促進	昭45. 7. 15 (38. 11)
(理事長) 斎藤 茂太	アルコール飲料に関する知識等の啓蒙普及及び研究	昭55. 7. 1
(会 長) 永井 勝実	てんかんに関する知識等の啓蒙普及及び研究	昭56. 2. 4
(理事長) 藤原 富男	てんかんに関する基礎・臨床研究に対する助成	昭62. 9. 24
(会 長) 藤縄 昭	1. 各都道府県精神衛生協(議)会間の連絡 2. 会報の発行	昭38. 11. 21
(理事長) 仲野 好雄	1. 精神薄弱者の世話 2. 親と子のための相談活動	昭34. 3. 23 (27. 7)
(会 長) 安原 美穂	矯正事業及び刑罰制度に関する調査研究等	昭21. 3. 7
会 長 代 理 郷司 浩平	1. 精神衛生の普及啓蒙 2. 産業精神衛生の研究	昭32. 3. 18 (27. 10)
(会 長) 岩崎 乾一	1. 精神薄弱に関する調査研究 2. 機関誌の発行	昭42. 8. 8 (9. 10)
(会 長) 大台 雅生	1. 教護事業の企画・研究 2. 教護院の相互協力・機関誌発行	昭24. 8. 1
(会 長) 牛島 義友	学校衛生学・精神衛生学等教育と医学に関する研究及び雑誌の発行	昭28. 4. 1
(理事長) 後藤 彰夫	精神医学の基礎的研究及び附属病院の経営	昭38. 11. 19
(理事長) 館野 豊	子供の精神衛生に関する啓蒙奉仕活動	昭40. 3. 26
(会 長) 山口 良泰	精神科看護の充実向上・精神衛生思想の普及等	昭51. 5. 15



我が国の精神保健

(昭和62年度版) (精神保健ハンドブック)

定 価 1,300円

送料実費

監 修 厚生省保健医療局精神保健課

発行所 厚生出版株式会社

東京都江東区牡丹3-8-4

太陽ビル2F

電 話 (03) 641-0741

印刷・製本/株太陽美術/TEL(642)6045(代)落丁・乱丁本はおとりかえします。

ISBN4-906276-03-2 C3047